

平成24年度
全国下水道主管課長会議資料

平成24年4月16日

平成 24 年度全国下水道主管課長会議

目 次

下水道事業を取り巻く最近の情勢	
本日の主な説明事項	3
○ 下水道企画課関係	
(1) 総括	7
(2) 平成 23 年度の関係法令改正について	8
(3) 下水道資源のエネルギー利用の推進	10
(4) 下水道分野における水ビジネス国際展開	13
(5) 「循環のみち下水道環境教育」の推進	16
○ 下水道管理指導室関係	
(1) 総括	
(2) 下水道事業の経営改善について	21
(3) 下水道施設の維持管理について	25
(4) 維持管理上の事故発生時の情報連絡体制等について	27
○ 流域管理官関係	
(1) 総括	31
(2) 流域別下水道整備総合計画の策定・見直しの推進	32
(3) 高度処理の推進	34
(4) 合流式下水道の改善対策の推進	36
(5) 水質リスク低減に向けた取組の推進	39
(6) 水質環境基準および排水基準の動向	41
(7) 下水処理復旧マニュアル・放射性物質対策	43
(8) 下水道分野における CommonMP の活用検討	44
○ 下水道事業課関係	
(1) 総括	
(2) 平成 24 年度予算について	51
(3) 東日本大震災からの復旧・今後の津波対策について	62
(4) 地震対策・浸水対策の推進	70
(5) 地域主権改革（下水道法事業計画の認可から同意なし協議への改正）	81
(6) 効率的な汚水処理・整備の推進	84
・人口減少等を踏まえた下水道計画の見直し	
・今後の汚水処理のあり方に関する検討	
・下水道クイックプロジェクトの推進	
(7) 長寿命化・ストックマネジメントの推進	91
(8) 下水道工事等の適正な執行	95
(9) 事故防止対策	108
○ 国土技術政策総合研究所関係	
・国土技術政策総合研究所における調査研究	115
○ 地方公共団体からの発表・質疑応答	
・仙台市（震災からの復旧・復興）・神戸市（下水道展）・堺市（下水道経営）・北九州市（国際展開）（別資料）	
○ 通知等	121

本日の主な説明事項

本日の主な説明事項

最新の下水道事業を取り巻く情勢

➤ 平成24年度予算

- 地域自主戦略交付金等の拡大、東日本大震災復興交付金 など

➤ 地方主権改革の動向

- 下水道法事業計画の認可から同意なし協議への改正 など

東日本大震災の教訓を活かした今後の地震津波対策

➤ 今後の地震津波対策

- 耐津波対策を考慮した下水道施設設計の考え方
- 下水道BCP策定マニュアルの改定
- 下水処理復旧マニュアル、放射性物質対策 など

➤ 災害発生時の対応の徹底

- 災害情報連絡・緊急情報連絡について など

良好な環境の創造

➤ 良好な水環境の創造

- 合流式下水道採用の全ての自治体で期間内の対策完了見込み（東日本大震災で被災した一部の自治体を除く）
- 水環境マネジメント検討会 など

➤ 資源・エネルギー循環の形成

- H24年度 B-DASH プロジェクトの採択
- 下水熱の活用促進（民間事業者のノウハウを活用した下水管ネットワークの面的活用、都市の低炭素化促進法案等）など

事業の継続性の確保

➤ 効率的な汚水処理・整備の推進

- 人口減少等を踏まえた下水道計画の見直し（今後の汚水処理のあり方に関する検討 など）
- 下水道クイックプロジェクトの推進 など

➤ 長寿命化・ストックマネジメントの推進

- 「下水道ストックマネジメント手法に関する手引き（案）」の策定
- 更生工法の品質確保 など

➤ 経営基盤の強化

- 管路管理における包括的民間委託の導入等、下水道経営の健全化のための取り組み など

国際展開

- 水・環境ソリューションハブの発足 など

地方公共団体の取組

- 仙台市（震災からの復旧・復興）・神戸市（下水道展）・堺市（下水道経営）・北九州市（国際展開）

下水道企画課関係

下水道企画課の取り組み

(1) 総括

➤ 平成 23 年度の関係法令改正

- ・地方分権に係る下水道法改正(事業計画認可の廃止、構造基準の条例委任等)
- ・都市の低炭素化の促進に関する法律案(未利用下水熱の活用→民間の下水の取水許可特例)

➤ 下水道資源のエネルギー利用の推進

- ・下水汚泥エネルギー化技術ガイドライン(案)のとりまとめ
- ・民間事業者による下水放流水熱利用手続ガイドラインの策定
- ・平成 24 年度 下水道革新的技術実証事業(B-DASH プロジェクト)の採択

➤ 下水道分野における水ビジネス国際展開

- ・官民連携によるプロジェクトの海外展開
- ・水・環境ソリューションハブの発足

➤ 「循環のみち下水道環境教育」の推進

- ・小学校のカリキュラムへの導入促進
- ・更なる教育界への浸透戦略

(2) 平成23年度の関係法令改正について

1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）（1次一括法）について

➤ 経緯

- 平成23年5月2日：公布
- 平成24年4月1日：施行

➤ 改正内容

<流総計画の国土交通大臣への協議>

二以上の都府県の区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域等についての流総計画に係る国土交通大臣への同意を要する協議を、同意を要しない協議とする。

<事業計画認可>

公共下水道及び流域下水道を設置する場合の事業計画の策定又は変更に係る国土交通大臣の認可又は都道府県知事の認可を、市町村が設置する場合は都道府県知事への同意を要しない協議とし、都道府県が設置する場合で流総計画を策定していないときは国土交通大臣への同意を要しない協議とし、流総計画を策定しているときは国土交通大臣への届出とする。なお、従来の事業計画の認可基準については事業計画の要件とする。

2) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）（2次一括法）について

➤ 経緯

- ・平成23年8月30日：公布
- ・平成24年4月 1日：施行

➤ 改正内容

<自治体の施設・公物に対する国の設置管理基準>

公共下水道及び流域下水道の構造の基準（雨水吐及び水処理施設の構造に関する基準を除く。）、終末処理場の維持管理の基準並びに都市下水路の構造の基準及び維持管理の基準を、参酌基準（政令にて規定）を定めた上で、条例に委任する。なお、条例制定の主体は下水道管理者である地方公共団体とし、施行日から1年以内は、条例を制定施行しなくとも、参酌基準が適用される。

3) 都市の低炭素化の促進に関する法律案について（別紙参照）

背景

○東日本大震災を契機とするエネルギー需給の変化や国民のエネルギー・地球温暖化に関する意識の高揚等を踏まえ、市街化区域等における民間投資の促進を通じて、都市・交通の低炭素化・エネルギー利用の合理化などの成功事例を蓄積し、その普及を図るとともに、住宅市場・地域経済の活性化を図ることが重要

法案の概要

● 基本方針の策定(国土交通大臣、環境大臣、経済産業大臣)

● 民間等の低炭素建築物の認定

● 低炭素まちづくり計画の策定(市町村)

※ 協議・調整を行う低炭素まちづくり協議会(地方公共団体、民間事業者等)を設置可能

都市機能の集約化

○病院・福祉施設、共同住宅等の集約整備
 ↳ 民間事業の認定制度の創設
 ○民間等による集約駐車施設の整備
 ↳ 建築物の新築等時の駐車施設附置義務の特例
 ○歩いて暮らせるまちづくり
 (歩道・自転車道の整備、バリアフリー化等)

公共交通機関の利用促進等

○バス路線やLRT等の整備、共同輸配送の実施
 ↳ バス・鉄道等の各事業法の手続特例
 ○自動車に関するCO2の排出抑制

緑・エネルギーの面的管理・利用の促進

○NPO等による緑地の保全及び緑化の推進
 ↳ 樹林地等に係る管理協定制度の拡充
 ○未利用下水熱の活用 ↳ 民間の下水の取水許可特例
 ○都市公園・港湾隣接地域での太陽光発電、蓄電池等の設置
 ↳ 占用許可の特例

建築物の低炭素化

○民間等の先導的な低炭素建築物・住宅の整備

今回の法律案では、

- ① 市町村が策定する低炭素まちづくり計画に「下水を熱源とする熱の利用のための下水道の活用に関する事項」が位置づけ
- ② 下水道管理者による都市の低炭素化の促進に関する施策への協力義務化が明記
- ③ 計画に位置づけられた区域内では、民間事業者による未処理下水熱の規制緩和措置

されたところであり、今後、市町村の低炭素化に向け、市町村のまちづくり・環境部局と下水道管理者が連携して、下水処理・未処理下水熱を有効利用する法的枠組が整備。

※ 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行

(3) 下水道資源のエネルギー利用の推進

1) 下水道資源の有効活用を取り巻く状況

① 再生可能エネルギーの固定価格買取制度

平成 23 年 8 月に、再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務付ける「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が成立（平成 24 年 7 月 1 日施行予定）。バイオマスとして、下水汚泥や下水道バイオガス等を用いて発電した電気も買取対象となる。

② エネルギー供給構造高度化法におけるバイオガスの位置づけ

「エネルギー供給構造高度化法(平成 21 年 7 月制定)」に基づく判断基準では、エネルギー供給事業者に対して、非化石エネルギーの利用義務づけについて、とくに一般ガス事業者等に対して供給区域内等のバイオガス利用の目標値が示されており、今後、下水汚泥バイオガスの需要が高まる可能性が高いと考えられる。

2) 下水汚泥エネルギー化技術ガイドライン（案）のとりまとめ

下水道事業におけるエネルギー利用を推進するため、地方公共団体において下水汚泥のエネルギー化技術の導入を検討する際に必要となる、エネルギー化技術の導入事例、導入検討方法やケーススタディ等について知見・情報をガイドラインとしてとりまとめ(平成 23 年 3 月)、本省下水道部 HP にて公表している。

3) 民間事業者による下水放流水熱利用手続ガイドラインの策定

平成 23 年 4 月に「下水熱を利用した熱供給を行う際に必要となる手続やルールを明確化・簡素化する」との方針が閣議決定されたこと等を踏まえ、民間事業者による下水放流水熱利用に係る手続について、標準下水道条例を改正するとともに、ガイドラインを策定し、以下の措置等を講じたところである。

- ・下水熱利用設備の下水道施設への接続に係る許可手続、許可申請に至る事前手続の明確化、競合した場合における調整方法の提示
- ・利用可能流量、利用可能温度差、将来的な下水道整備計画等民間事業者が事業計画策定に当たり必要な情報の提供又は調査協力、対応窓口の設置
- ・下水熱利用設備の位置・構造、工事の実施方法等に係る技術的要件、許容温度変化値設定の基本的考え方の明示

4) 下水道革新的技術実証事業 (B-DASH プロジェクト) について

国土交通省では、新技術の研究開発及び実用化を加速することにより、下水道事業におけるコスト削減や再生可能エネルギー創出を実現し、併せて、本邦企業による水ビジネスの海外展開を支援するため、下水道革新的技術実証事業(B-DASH プロジェクト)を実施している。

平成 23 年度においては、①水処理技術(高度処理を除く)、②バイオガス回収技術、③バイオガス精製技術、④バイオガス発電技術に係る革新的技術を含むシステムとして、「超高効率固液分離技術を用いたエネルギーマネジメントに関する実証事業」と「神戸市東灘処理場再生可能エネルギー生産・革新的技術実証事業」の 2 事業を採択した。

さらに、平成 24 年度実証事業として、①下水汚泥固形燃料化技術、②下水熱利用技術(未処理下水の熱利用に限る。)、③栄養塩(窒素)除去技術(水処理に係る技術は除く)、④栄養塩(リン)除去技術(水処理に係る技術は除く。回収技術を含むことは可。)に係る以下の革新的技術を採択した。

(1) 「温室効果ガスを排出しない次世代型下水汚泥固形燃料化技術」

実施者：長崎市・長崎総合科学大学・三菱長崎機工株式会社 共同研究体

実証フィールド：長崎市東部下水処理場

事業概要：連続式水熱反応器および高速消化槽を用いて生成した消化ガスを利用して消化汚泥を固形燃料化することによるコスト削減効果や再生可能エネルギー創出効果等を実証する。

(2) 「廃熱利用型 低コスト下水汚泥固形燃料化技術」

実施者：JFE エンジニアリング株式会社

実証フィールド：松山市西部浄化センター

事業概要：焼却炉廃熱利用による下水汚泥固形燃料の低コスト製造や、製造燃料の焼却炉利用による補助燃料の削減等によるコスト削減効果や省エネルギー効果等を実証する。

(3) 「管路内設置型熱回収技術を用いた下水熱利用に関する実証事業」

実施者：積水化学工業株式会社・大阪市・東亜グラウト工業株式会社 共同研究体

実証フィールド：大阪市海老江下水処理場

事業概要：管更正組込方式の管路内設置型熱回収技術によるコスト削減効果や省エネルギー効果等を実証する。

(4) 「固定床型アナモックスプロセスによる高効率窒素除去技術に関する技術実証事業」

実施者：株式会社タクマ・日本下水道事業団・熊本市 共同研究体

実証フィールド：熊本市東部浄化センター

事業概要：汚泥処理の返流水等からの窒素除去に、固定床方式を用いた高効率なアナモックス反応技術を適用させることによるコスト削減効果や省エネルギー効果等を実証する。

(5) 「神戸市東灘処理場 栄養塩除去と資源再生(リン)革新的技術実証事業-KOBE ハーベスト(大収穫)プロジェクト」

実施者：水ing株式会社・神戸市・三菱商事アグリサービス株式会社 共同研究体

実証フィールド：神戸市東灘処理場

事業概要：消化汚泥からのリン除去回収技術の高効率化によるコスト削減効果や得られたリン資源の利活用等を実証する。

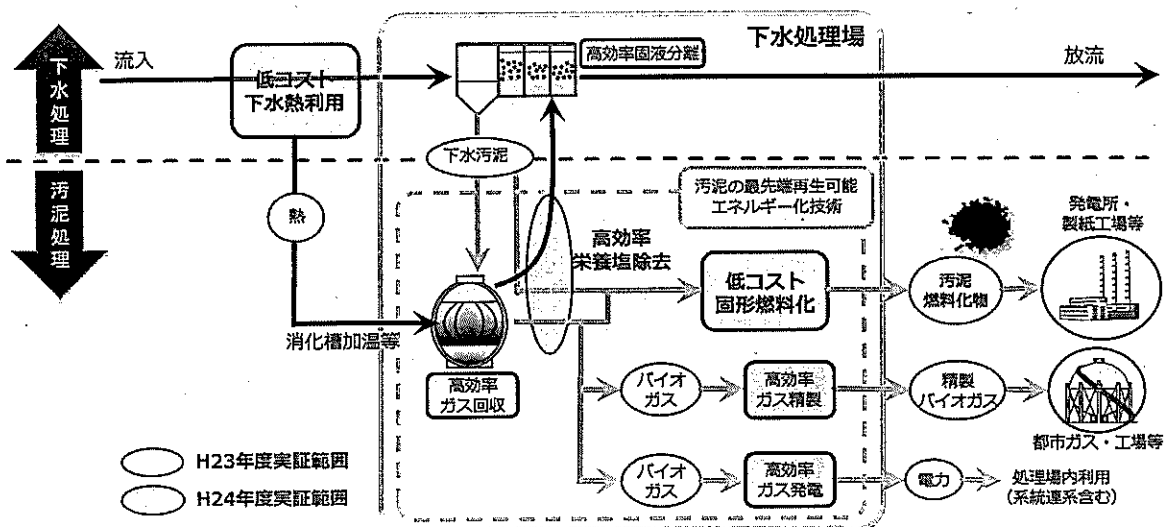


図 B-DASH プロジェクトの概要

5) 官民連携による下水道資源利用の推進

平成 22 年 9 月に「官民連携による下水道資源有効利用促進制度検討委員会」（委員長：津野洋京都大学大学院教授）を設置し、有識者、自治体、民間事業者等により議論を行い、その成果を平成 23 年 8 月に「下水道資源有効利用に関する提言」として以下の提言が取りまとめられたところであり、今後、本提言を踏まえた施策を推進していく予定である。

- 提言 1：下水汚泥固形燃料の JIS 化による固形燃料市場の活性化
- 提言 2：革新的固形燃料化技術実証事業によるコスト低減、改築推進
- 提言 3：革新的バイオガス増量技術実証事業による混合消化の推進
- 提言 4：都市ガスとの混焼等による省エネ発電の推進
- 提言 5：下水処理場の地産地消エネルギー供給拠点化の推進
- 提言 6：下水バイオガス等による地域エネルギー施策への貢献の推進
- 提言 7：サテライト処理等下水道事業と民間の熱利用事業とのパッケージ化の推進
- 提言 8：下水管ネットワークの民間事業者による低コスト有効利用の推進
- 提言 9：運用ガイドラインによる下水処理水熱の利用手続き明確化・簡素化

(4) 下水道分野における水ビジネス国際展開

1. 水ビジネス国際展開の方針

- 海外の公共セクターに対し、官民連携により、公共の政策と民間の技術をパッケージで展開。→地方公共団体の支援が重要。
- 我が国の優位技術を核として、建設から運営・管理まで一体となった水ビジネス市場への進出。(高度処理技術、資源・エネルギー再生技術・管渠の非開削技術・ユニット型水処理技術)

2. 水ビジネス国際展開に向けた施策

①優位技術のさらなる国際競争力の強化

- 要素技術のシステムインテグレート(素材～管理技術までのシステム化)
 - (例) A-JUMP プロジェクト：再生水利用等を目的とした膜処理システム実証事業 (H21 補正予算)
 - B-DASH プロジェクト：革新的な資源・エネルギー利用技術の実証事業 (H23, H24 予算)
- 知財戦略・世界基準化(海外展開するトップランナー企業の市場獲得支援)
 - 政府の「知的財産推進計画 2010」(H22.5 策定)で、水分野が「国際標準化特定戦略分野」に位置づけ。
 - ・H23. 3月にアクションプログラムを策定(政府の知財戦略本部で承認)。
 - ・アクションプログラムに基づき、再生水、推進工法、更生工法、マネジメント分野等での国際標準化活動を展開中。

②官民連携によるプロジェクトの海外展開

- 建設から管理・運営まで一体となったプロジェクト形成
 - トップセールス等を通じた政策・プロジェクトの一体的な海外展開
- ※現在は、ベトナム、インドネシア、サウジアラビアなどで展開

※最近の主な動き

- H22.7 海外水インフラ PPP 協議会を発足
(国土交通省、経済産業省、他政府関係機関、民間企業 139 社、地方公共団体など)
- H22.12 ベトナム建設省との間で下水道分野の技術協力に関する覚書を締結
- H23.5 下水道グローバルセンター(GCUS)
(事務局：(社)日本下水道協会)
運営委員会に地方公共団体が新たに参画
(写真1)



写真 1:GCUS 運営委員会への
地方公共団体の参画(H23.5)

○H23.9 南アフリカ水省との間で、「日南アフリカ水資源ワークショップ」を開催。
今後の協力内容を示した共同決議に署名。

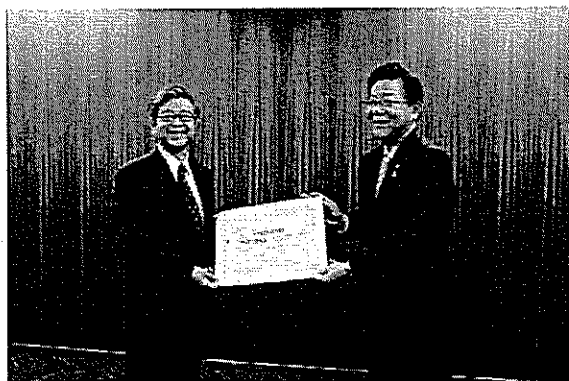
○H23.9 サウジアラビア水電力省との間で、円滑で効果的な協力を推進するため、
上下水道分野における省間の協力に係る覚書を締結

○H24.4 水・環境ソリューションハブ (WES Hub) の発足 → 3. 参照

3. 水・環境ソリューションハブ (WES Hub) の発足

下水道分野における日本のハブとしての機能を強化すべく、水ビジネス国際展開を支援する先進的な地方公共団体をハブ都市 (AAA: Alliance Advanced Agency) として国土交通省が登録。国土交通省はハブ都市と連携し、国際展開活動を支援する。

第1回 (平成24年度) 登録都市: 北九州市、大阪市、東京都、横浜市、神戸市、福岡市



(左: 岡久下水道部長、右: 北橋北九州市長)



(登録ハブ都市集合写真)

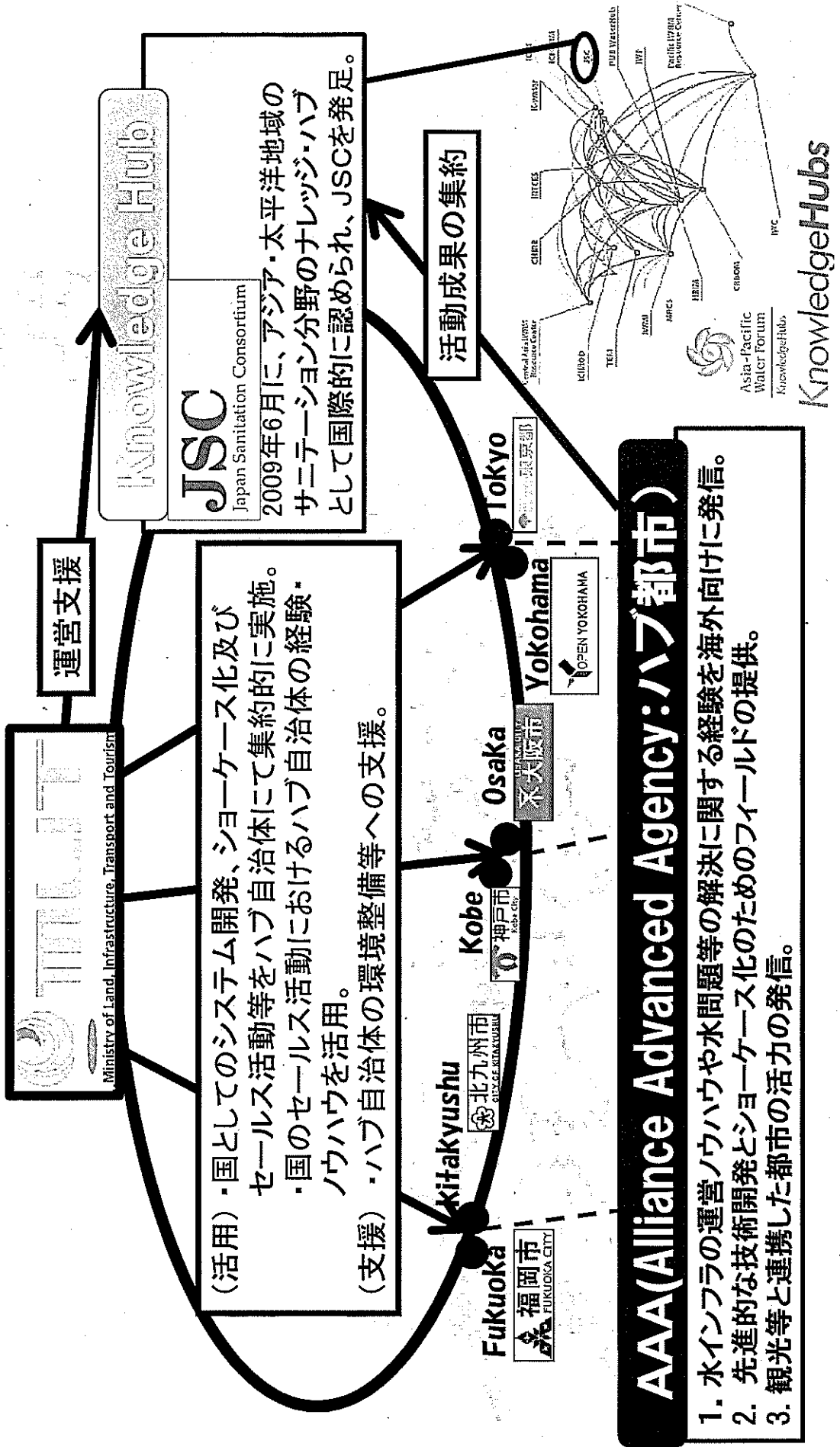
写真2: 第1回 水・環境ソリューションハブ登録証授与式(H24.4)

(写真提供: 日本下水道新聞)

水・環境リニューションハブ(WES Hub)

WES Hub

国際的技術的専門機関と国際展開において先進的な地方公共団体から構成され、政策・技術のパッケージとしたトータルソリューションを提供。国土交通省が運営。



(5) 「循環のみち下水道環境教育」の推進

※本取組のねらい

- 将来の下水道界を担う人材の育成
- 下水道の多様な機能の理解促進（「見えない」下水道の「見える化」）

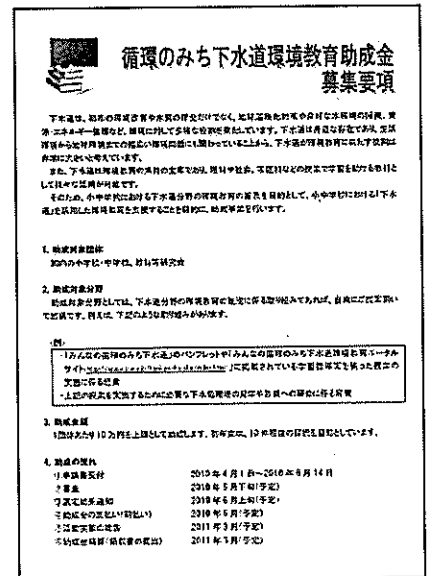
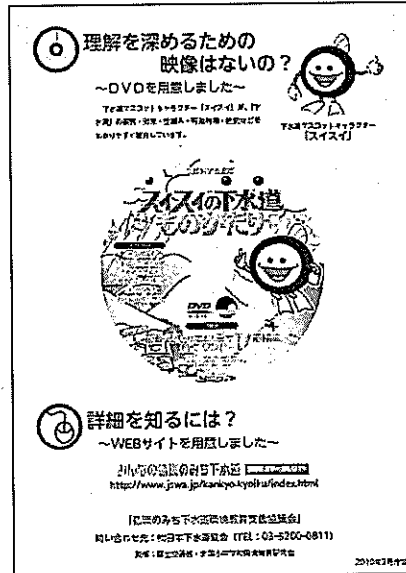
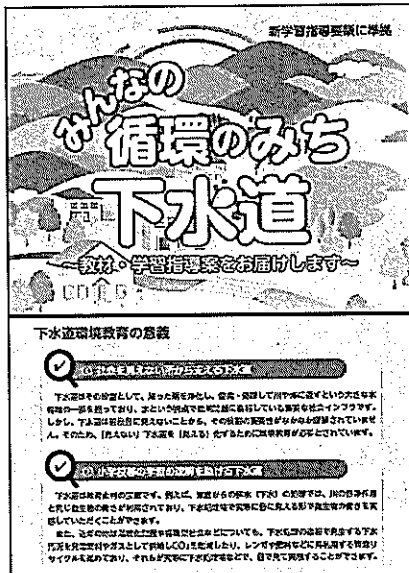
1. 小学校のカリキュラムへの導入促進（(社)日本下水道協会）

✓ 冊子「みんなの循環のみち下水道」

- ・ 新学習指導要領に準拠した学習指導案（環境教育の専門家、小学校教員等からなるWGで作成）
- ・ 関連教材（DVD）を添付（(社)日本下水道協会作成「すいすい下水道ものがたり」）
- ・ 毎年4月「循環のみち下水道環境教育支援協議会」から国土交通省、全国小中学校環境教育研究会との連名で全国の小学校に送付（教育委員会経由）
（各地方公共団体下水道部局には(社)日本下水道協会から周知）

✓ 循環のみち下水道環境教育助成金（H22～）

- ・ ①の冊子を用いた授業を行う小学校等を対象に助成（1口10万円を上限）
※平成22年度は18校、平成23年度は23校に助成
- ・ ①の冊子とともに、応募要領を全国の小学校に送付



- ✓ 「みんなの循環のみち下水道」循環のみち下水道環境教育ポータルサイト
 - ・ ①、②を含めた循環のみち下水道環境教育に関する情報を総合的に掲載
 - ・ 国土交通省や各地方公共団体が有する教材等に関する情報を併せて掲載

みんなの循環のみち下水道 [日本語ポータルサイト](#) | [サイトマップ](#) | [お問い合わせ](#) JSWA Japan Sewer Works Association



下水道の 日誌について	学習指導要 領	教育教材	学習教材 教材紹介	下水道環境教育の 支援施設	全国環境教育協会	下水道関係有 限会社一覧	リンク集
---------------------------------	-----------------------------	----------------------	-------------------------------	-----------------------------------	--------------------------	----------------------------------	----------------------

最新情報

2016年05月29日 環境教育ネットワークに地方公共団体のリンクをアップしました。

2016年03月25日 定款制度の掲載頁をアップしました。

2016年03月01日 みんなの循環のみち下水道 環境教育ポータルサイトがオープンしました。

下水道分野の環境教育について

下水道は、家庭や工場などからの汚れた水をきれいに変換し、皆さんが暮らすまちの快適な都市環境を創出しています。

また、それだけでなく、都市に降った雨を安全に川や海まで運ぶまちを運河から守る役割や下水処理の過程で発生する下水汚泥を肥料やバイオガスとしてリサイクルする資源型社会の形成する役割、汚れた川や赤潮で汚染された海などをきれいにする排水質を改善する役割など、多くの環境課題に極めて重要な役割を果たしています。

ポータルサイトでは、皆様さんが何気なく利用している「見えない下水道」を「見える化」することテーマに、生活を豊かにしている下水道

国土交通省 下水道部

環境省 環境教育推進室

ECO学習ライブラリー

日本下水道協会

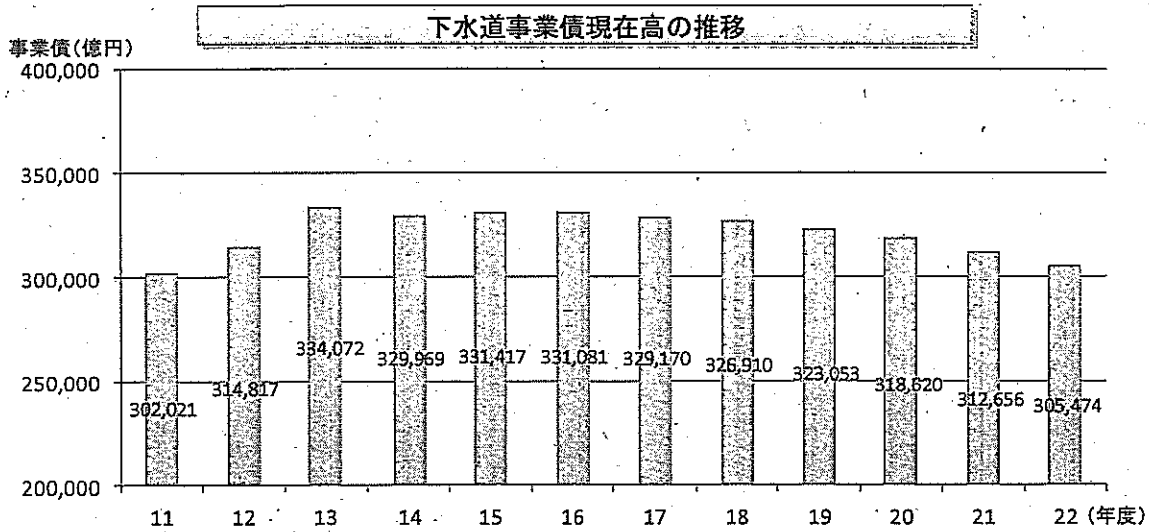
2. 更なる教育界への浸透戦略

- ✓ 受験界や大学生リクルートなど世代に応じた人材育成戦略

下水道管理指導室關係

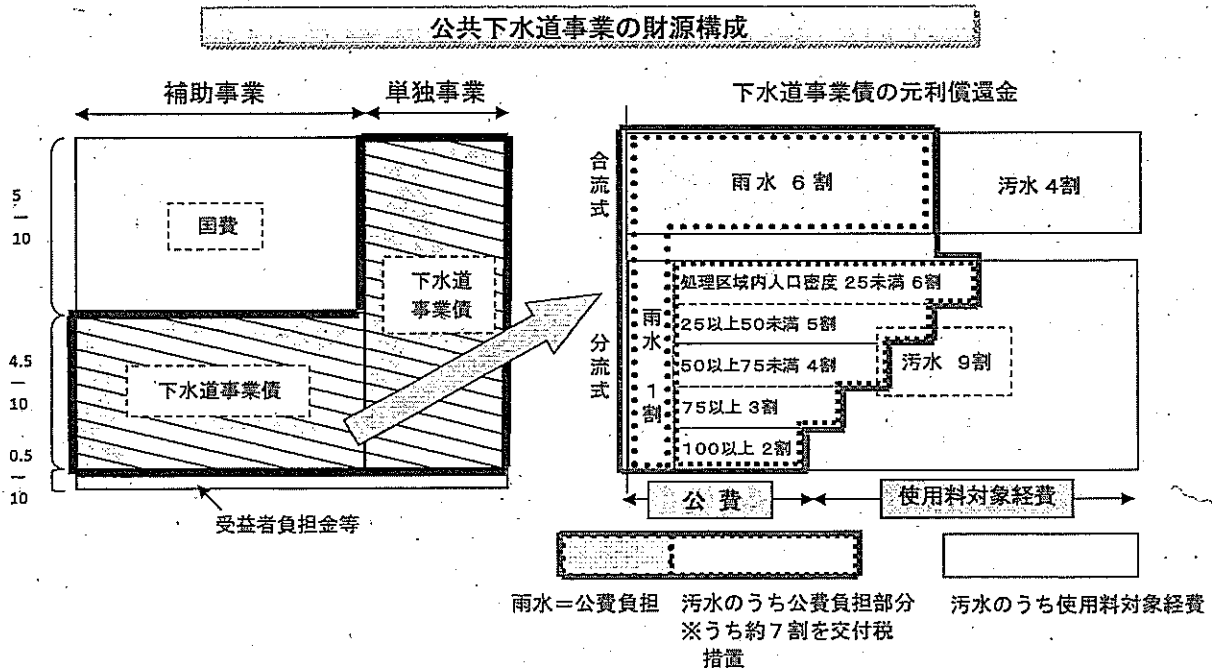
(2) 下水道事業の経営改善について

○下水道事業は、終末処理場等、相当規模の先行投資を伴い、うち汚水の一定部分について使用料により回収する仕組みの事業であるが、その収入は段階的に上昇していくことから、事業経営は長期的視点で見る必要がある一方で、下水道事業債の現在高は平成22年度約31兆円。



出典:平成22年度地方公営企業決算の概況(総務省)
 ※下水道事業債には農業集落排水施設等を含む。

○今後、本格的な人口減少社会の到来に対応するためには、中長期的な収支見通しの作成、収支両面の具体的な改善策を盛り込んだ中長期経営計画の策定等に基づく継続的な経営改善化の取組が重要。



使用料対象経費の使用料による回収状況

汚水処理原価

全国平均168.5円/m³(平成21年度)

※汚水処理費(公費で負担すべき部分を除く)を年間総有収水量で除して算出

資本費(起債元利償還費) 85.6円/m ³	一般会計での対応分
維持管理費 82.9円/m ³	使用料単価 140.1円/m ³ 経費回収率 約83%(平成21年度) ※経費回収率 使用料単価を汚水処理原価で除して算出

※「下水道統計」をもとに国土交通省作成

○経営改善を図るためには、使用料水準の適正化、包括的民間委託の導入等によるコスト縮減、公営企業会計の適用の推進等の経営健全化に資する取組が重要。

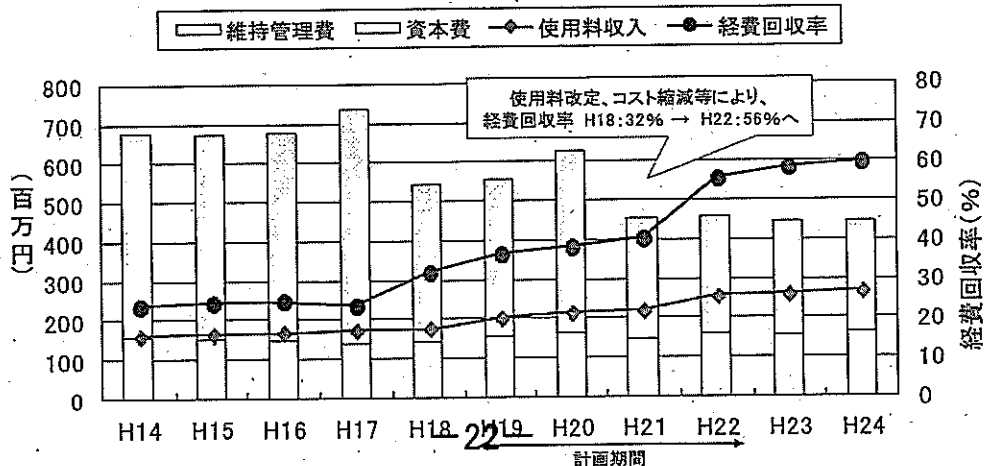
※公営企業会計の適用率は平成21年度約10%

- コスト縮減(原価低減)のためには、
- ・建設計画の見直しによる資本費縮減
 - ・包括的民間委託、組織見直し等によるコスト縮減
 - ・接続率向上による有収水量増
- 等の取組が重要。

○計画策定率は、平成21年度約65%である一方で、策定自治体のうち、経費回収率目標を設定しているのは約2割に過ぎない状況であり、計画の実効性の向上の観点から設定が重要。

岩手県紫波町の中期経営計画

経費回収率目標	H18:32% → H22:56%以上
収入確保	<ul style="list-style-type: none"> ・水洗化率 H22までに88%(利子補給制度の活用等) ・平成19年度使用料改定
コスト縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の見直し ・包括的民間委託の強化・定員削減 ・公営企業会計導入



広島県大竹市における下水道経営健全化に係る取組

●下水道経営状況の明確化・適確化

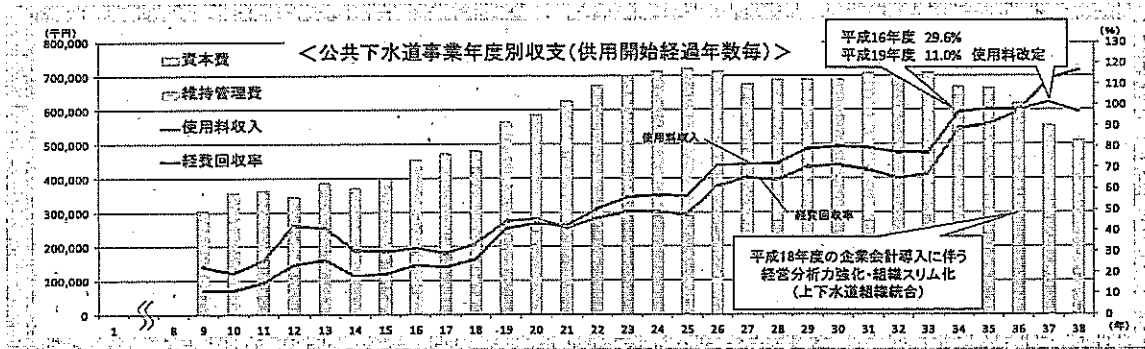
- 地方公営企業法の適用
 - ・平成18年度より企業会計を導入することにより経営状況が明確化
 - ・職員の経営意識の向上

●安定した収入の確保

- 水洗化率の向上（平成20年度：99.6%）
- 下水道使用料の改定
- 隣接する和木町の下水の受入による収入の確保

●コスト縮減

- 上水道、下水道の組織統合による人件費削減
- 平成16年度から処理場、ポンプ場の運転管理の民間委託
- 平成22年度から包括的民間委託の実施



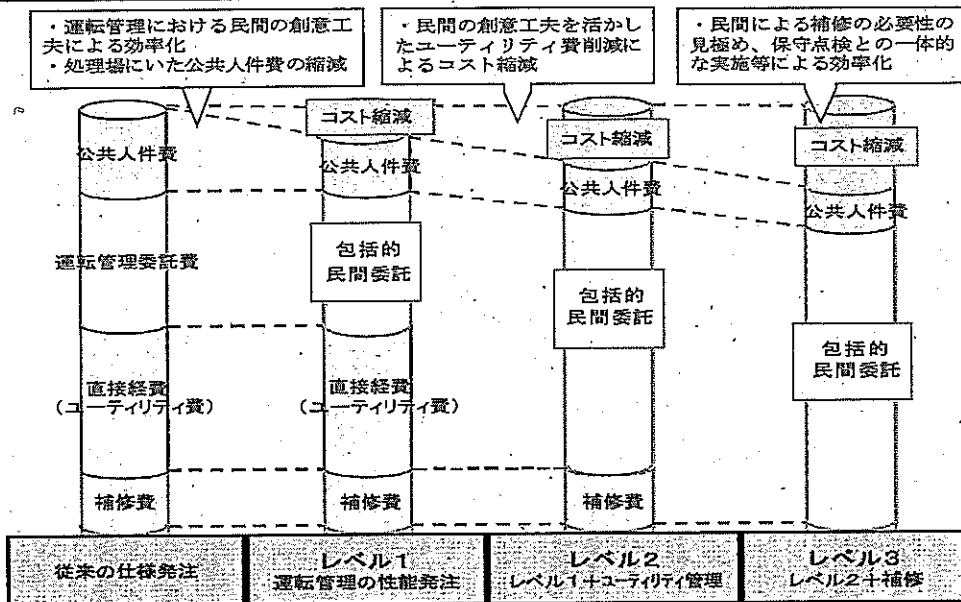
○下水処理場における包括的民間委託の推進について

民間事業者の創意工夫によるコスト削減等を図ることができる包括的民間委託（性能発注※かつ複数年契約）は拡大の傾向。

※性能発注とは、民間事業者が施設を適切に運転し、一定の性能（放流水質基準等の遵守等）を発揮できるのであれば、施設の運転方法の詳細等については民間事業者の自由裁量に任せるというもの。

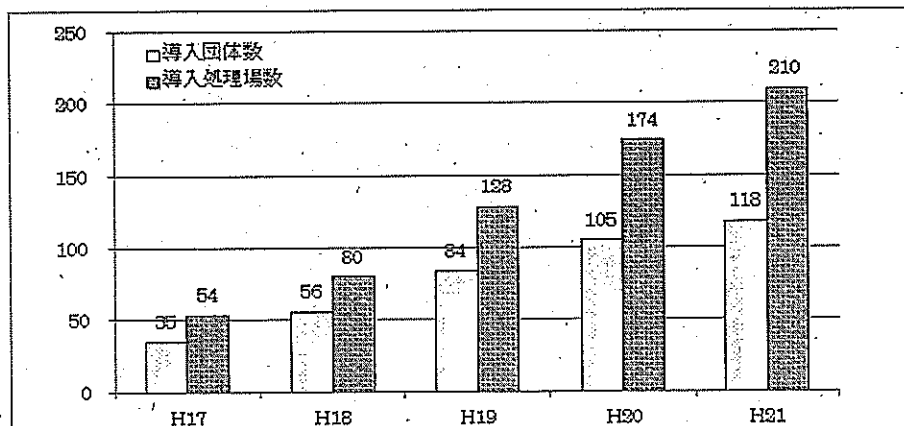
包括的民間委託の導入によるコスト削減のイメージ

○包括的民間委託の導入によるコスト削減効果は、平均削減率約10%



包括的民間委託の導入実績

○包括的民間委託を導入する処理場が年々増加している状況



※全国の処理場数 2,136 箇所（平成 21 年度末）

※対象は複数年契約による委託事業。

※「下水道統計（H17～H21）」より国土交通省集計。

(3) 下水道施設の維持管理について

1) 下水道施設の適正な維持管理について

下水道事業は、その建設がすめば事業が完了するというものではなく、適正な維持管理を継続して実施することにより、はじめてその機能を発揮するものである。適正な維持管理の実施にあたっては、放流水質基準等の維持管理に係る法令を遵守することはもとより、維持管理の具体的な方法や留意すべき点などについては、「下水道維持管理指針（社団法人日本下水道協会）」等を活用されたい。

また、本年2月3日には総務大臣から国土交通大臣に対し、「社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告において、「下水道法に定められている公共下水道台帳が未整備、又は整備が不十分な状況がみられたことから、その適正な整備を要請する」旨の所見が示されたところである。

各自治体におかれては、下水道維持管理の基本である下水道台帳の整備状況を今一度点検するなど、勧告内容に十分留意の上、適正な維持管理の実施に向けた取組を実施されたい。

【関連通知】

- 下水道台帳の適正な整備等について(平成24年2月3日 事務連絡)

【参考図書】

- 下水道維持管理指針-2003年版-（社団法人日本下水道協会）
- 社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視結果報告書
(平成24年2月 総務省行政評価局)

2) 下水道管渠内作業等の安全対策について

平成21年8月、沖縄県内の下水管路で、大雨に伴う水位上昇により、再開発の準備組合が発注した施設内の構造物(ボックスカルバート)の耐力度調査等を行っていた作業員が流され、4名の死亡者を出す事故が発生している。平成20年8月においても東京都内の下水道管渠内工事現場で、集中豪雨に伴う水位上昇で、5名の死亡者を出す事故が発生している。

また、平成22年3月、埼玉県内のマンホール内部において、伏越し管渠の清掃作業中に酸素欠乏の疑いにより、2名の死亡者を出す事故が発生している。

各下水道管理者においては、下水道管渠内の維持管理業務を発注する際、請負者が事故防止のための安全管理を十分実施しているかの監督指導を徹底願います。
(作業計画書の安全対策の内容の妥当性の確認、作業に必要な資格の有無等)

【関連通知】

- 局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等の安全性の向上について
(平成20年10月10日 国都下企第27号、国都下事第233号)
- 大雨に伴う急激な水位上昇に対する下水管路内工事等の安全対策について
(平成21年8月21日 国都下企第34号、国都下事第168号)
- 下水道管渠内の維持管理作業における安全の確保について
(平成22年3月12日 国都下管第2号)

【参考図書】

- 下水道管きょ内作業の安全管理に関する中間報告書
(平成 14 年 4 月 下水道管きょ内作業安全管理委員会)
- 局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き(案)
(平成 20 年 10 月 局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策検討委員会)

3) 下水道施設への侵入防止による水難事故防止について

昨年 5 月、広島市の新安川において、小学校 6 年生の男児 3 名が溺れて死亡するという水難事故が発生した。

新安川につながる雨水排水路(開渠 800×1040)から下水管(暗渠φ1100)を通過して新安川に入ったものとみられている。

新安川は、下流部が広島県管理の河川、上流部は広島市管理の下水道施設であり、新安川には転落防止のためのフェンスが設けられていたが、雨水排水路には柵や蓋が設けられていない状況であった。事故を受けて、雨水排水路には柵が設けられ、侵入ができない措置がなされた。

各下水道管理者においては、子どもが下水道施設を通じて河川等へ侵入することを防止する観点から、学校、地元自治会等との連携により、管理下の下水道施設への立入防止の必要性について点検されるよう努められたい。

【関連通知】

- 下水道施設から河川等への子どもの侵入防止の徹底について
(平成 23 年 5 月 16 日 事務連絡)

4) 大雨時の安全対策について

昨年 9 月、仙台市の公共下水道雨水管渠において、開渠から暗渠に変わる箇所に設置しているスクリーンの目詰まり調査に向かった職員 2 名が何らかの原因で流され死亡するという事故が発生した。

事故の原因等は未だ判明していないところではあるが、仙台市では事故を受けて、「可動式水路スクリーン作業マニュアル(案)」を作成・通知したり、安全器具取り扱い講習会を実施するなどの再発防止策を講じている。

各下水道管理者におかれては、「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等の安全性の向上について」(平成 20 年 10 月 10 日付け国都下企第 27 号、国都下事第 233 号)により通知した「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き(案)」を参考に、出水期間中の安全対策の徹底に万全を期されたい。

【関連通知】

- 大雨時の安全対策の徹底について(平成 23 年 9 月 22 日 事務連絡)

【参考図書】

- 局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き(案)
(平成 20 年 10 月 局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策検討委員会)

(4) 維持管理上の事故発生時の情報連絡体制等について

1) 下水道維持管理上の事故発生時の情報連絡体制について

下水道維持管理に係る事故発生時には、これまで速やかな情報連絡等をお願いしてきたところであるが、事故発生の際は、都道府県・政令指定市より地方整備局等下水道担当部局を経て本省下水道管理指導室指導係に速やかに報告されるよう改めてお願いします。(事故報告様式は下記のとおり。)

なお、第1報については、様式記載事項が必ずしも全項目記載されている必要はないので、事実関係等が判明する都度、第2報、第3報を送付するなど、迅速に連絡することに留意されたい。

様式

水質事故等概要報告書

第 報 (平成 年 月 日 時 分現在)

担当: 都道府県 市 部局 課 氏名:

連絡先電話番号: E-mail:

発生日時	平成 年 月 日 時頃 *推定の場合はその旨記載。
発生場所	・関係処理場名(放流地点名)等 ・放流先河川名(海域名)
水質事故の状況	・事故の概要 (例)定期の水質検査の結果、下水処理場からの放流水の中で、……について、高い異常値が確認された。 (例)健康被害に影響のあるとも言われる物質が下水処理水から検出されたとの連絡を関係機関から受けた。
事故の原因等	・事故の原因及び原因者 (例)〇〇会社△△工場で誤って下水道に流入させた。 ・原因物質とその量 (例)重油〇〇㌔
事故への対応状況 (行った場合に、し点を付け、具体的な対応を()書きに記載)	<input type="checkbox"/> 下水道管理者自らが行う緊急的な措置 (例:処理水の放流の一時停止)) <input type="checkbox"/> 関係機関への連絡 (例:水源地への連絡、例:関係利水者への連絡。)) <input type="checkbox"/> 関係機関の取った緊急措置 (例:取水停止、遊泳禁止)) <input type="checkbox"/> マスコミ対応 (例:〇時に〇〇記者クラブに一報を投げ込み)) <input type="checkbox"/> 今後の対応その他 (例:関係部局と連携しての原因者への指導等の検討。))
影響範囲	・水道原水等利水への影響 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (*有の場合は、どこで影響があるか記載))

注1. 図面、新聞記事、記者発表資料、写真等があれば添付のこと。

2. 水質事故以外の事故等の場合も本様式を準用されたい。

2) 下水道維持管理における事故情報データベース等の公開について

上記で報告のあった下水道維持管理上の事故情報をデータベース化し、国土交通省下水道部ホームページに公開しています(匿名性考慮)。併せて、下水道の維持管理に関して、当省から過去に発出した通知類、手引き類等も公開しています。下水道維持管理上の事故等を未然に防止する観点から、本情報をご活用願います。

【関連通知】

下水道維持管理における事故情報データベース等の公開について

(平成 22 年 3 月 16 日 事務連絡)

流域管理官關係

下水道部流域管理官所管事項について

(1) 総 括

下水道法（抜粋）

第一条 この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もつて都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

第二条の二 都道府県は、環境基本法第十六条第一項の規定に基づき水質の汚濁に係る環境上の条件について生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（以下「水質環境基準」という。）が定められた河川その他の公共の水域又は海域で政令で定める要件に該当するものについて、その環境上の条件を当該水質環境基準に達せしめるため、それぞれの公共の水域又は海域ごとに、下水道の整備に関する総合的な基本計画（以下「流域別下水道整備総合計画」という。）を定めなければならない。

3 流域別下水道整備総合計画は、次に掲げる事項を勘案して定めなければならない。

- 一 当該地域における地形、降水量、河川の流量その他の自然的条件
- 二 当該地域における土地利用の見通し
- 三 当該公共の水域に係る水の利用の見通し
- 四 当該地域における汚水の量及び水質の見通し
- 五 下水の放流先の状況

◎水環境マネジメント検討会（H24年度実施）

○流域別下水道整備総合計画（流総計画）制度の再構築

下水道施設の骨格が概成し、今後は維持管理、処理区の再編、処理場改良が主体となる中、人口減少等の大きな社会変化を時系列的にとらえて処理場改築・高度処理化等の方針を検討。水環境と下水道を結ぶ流総計画は創設から40年を経過し、省エネルギー、計画の機動化、効率化、水環境改善PR等、時代の変化に応じた見直しを検討。

○水インフラにおける水環境マネジメントのあり方

閉鎖性水域等の水質改善の要請とともに、水産業への栄養塩類供給の要請、水質環境基準の新項目設定等、複雑化する水環境を把握し、対応方策を検討。

(2) 流域別下水道整備総合計画の策定・見直しの推進

1) 下水道法の改正について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）」（1次一括法）のうち、下水道法の改正に関する部分が平成24年4月1日より施行された。これを受けて、下法2条の2第7項の改訂もされ、「都府県は、流総計画を定めようとするときは、国交大臣に協議しなければならない」となった。協議の申請方法や手順に大きな変更はないが、不明な点は相談されたい。

2) 流域別下水道整備総合計画の策定について

平成24年3月23日現在、流総計画の策定・見直しを進めている69計画のうち、事前相談をされていない5計画（表1-E欄）については鋭意作業を進めていただくようお願いする。

一方、策定実績があるが、目標年次が迫っている若しくは既に経過しているにもかかわらず、見直しに着手していない流総計画が9計画（表1-G欄）あり、また、窒素又は磷に係る検討が必要であるにもかかわらず、検討が未着手となっている閉鎖性水域に係る流総計画が4計画（表1-H欄）存在する。このような流総計画については、早急に策定・見直しのための検討作業を進めていただき、問題があれば国土交通省へ相談していただきたい。

なお、流総計画の策定方法については、平成20年9月に日本下水道協会より出版された「流域別下水道整備総合計画調査指針と解説」や、平成21年1月に発出した流域管理官通知「流域別下水道整備総合計画調査指針の策定について」を踏まえ、適切に計画の策定及び見直しを推進していただきたい。

流域別下水道整備総合計画策定状況(平成24年3月23日現在)

都道府県	流域計画	策定実績有	計画策定中					見直し未着手	
			国土交通省			都道府県策定中		目 標 年 次	N P 検 討
			事前相談有			事前相談無			
			本協議中	事前説明	事前相談中	事前相談無			
北海道	十勝川 函館海壕☆ 天塩川 常呂川・網走川☆ 釧路川・釧路海壕 石狩川	○ ○ ○ ○ ○							
青森	岩木川 陸奥湾☆ 高瀬川 新井田川河口水域	○ ○ ○ ○							
岩手	新井田川河口水域 北上川☆	○ ○							
宮城	北上川 阿武隈川 仙塩☆	○ ○ ○							
秋田	秋田湾・雄物川 米代川	○ ○							
山形	最上川 赤川	○ ○							
福島	阿武隈川 久慈川 夏井川・鮫川等 猪戸川等 新田川等☆ 阿賀野川☆	○ ○ ○ ○ ○ ○	○						
茨城	常磐海壕 利根川☆ 那珂川・久慈川☆ 霞ヶ湾☆	○ ○ ○ ○							
栃木	利根川 那珂川	○ ○							
群馬	利根川☆	○	○						
埼玉	荒川☆ 中川☆ 利根川	○ ○ ○							
千葉	利根川☆ 東京湾☆ 九十九里・南房総	○ ○ ○							
東京	多摩川・荒川等☆	○							
神奈川	芦ノ湖・早川 東京湾☆ 境川等 相模川 金目川等 酒匂川等	○ ○ ○ ○ ○ ○							
山梨	富士川 相模川	○ ○							
長野	信濃川☆ 天竜川☆ 木曾川☆	○ ○ ○							
新潟	信濃川 阿賀野川 新井田川 新潟湾 関川 堀川 加治川・胎内川 荒川 越前川・越前川	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							
富山	小矢部川 神通川等 白岩川・上市川	○ ○ ○							
石川	犀川・大野川☆ 検川・大聖寺川☆ 能登沿岸	○ ○ ○							
静岡	菊川 狩野川 天竜川左岸 浜名湖☆ 奥駿河湾 大井川・瀬戸川	○ ○ ○ ○ ○ ○							
岐阜	木曾川・長良川☆ 庄内川☆ 濃美川☆ 神通川	○ ○ ○ ○							
愛知	名古屋湾海壕等☆ 知多湾等☆ 運美湾等☆	○ ○ ○	○						
三重	四日市・鈴鹿水域☆ 中南勢水域☆ 美濃湾水域☆ 東紀州水域☆ 木津川上流水域☆	○ ○ ○ ○ ○							

都道府県	流域計画	策定実績有	計画策定中					見直し未着手	
			国土交通省			都道府県策定中		目 標 年 次	N P 検 討
			事前相談有			事前相談無			
			本協議中	事前説明	事前相談中	事前相談無			
福井	九頭竜川 若狭湾☆	○ ○							
滋賀	琵琶湖☆	○							
京都	大阪湾・淀川☆ 若狭湾西部☆ 丹後海壕	○ ○ ○							
大阪	大阪湾☆	○							
兵庫	大阪湾☆ 播磨灘☆ 山陰海岸東部	○ ○ ○							
奈良	紀の川☆ 大和川☆ 木津川☆ 紀の川☆	○ ○ ○ ○							
和歌山	有田川及び紀中地先海壕☆ 田辺湾☆ 天神川 千代川 斐伊川☆ 養父湾	○ ○ ○ ○ ○ ○							
鳥取	斐伊川☆ 江の川 高津川 児島湾☆ 旭川・吉井川(児島湾に統合)	○ ○ ○ ○ ○							
島根	斐伊川☆ 江の川 高津川 児島湾☆ 備前瀬戸☆	○ ○ ○ ○ ○							
岡山	児島湾☆ 太田川・瀬野川(広島湾に統合)	○ ○							
広島	広島湾☆ 芦田川(備前瀬戸に統合) 備前瀬戸☆ 江の川☆ 経瀬☆ 黒瀬川(真地先等に統合)	○ ○ ○ ○ ○ ○							
山口	周防灘☆ 広島湾西部水域☆	○ ○							
徳島	吉野川(紀伊水道西部に統合) 紀伊水道西部水域☆	○ ○							
香川	大川西部(播磨灘に統合) 播磨灘☆ 備前瀬戸海壕☆ 経瀬☆	○ ○ ○ ○							
愛媛	重信川☆ 経瀬☆ 浦戸湾☆	○ ○ ○							
高知	仁淀川 四万十川 物部川・香宗川	○ ○ ○							
福岡	遠賀川 有明海☆ 筑前海 博多湾☆ 周防灘☆	○ ○ ○ ○ ○							
佐賀	伊万里湾☆ 松浦川 有明海☆ 伊万里湾☆	○ ○ ○ ○							
長崎	有明海☆ 佐々水域 橋湾 長崎湾☆ 大村湾☆ 有明海☆ 八代湾☆	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							
熊本	別府湾☆ 豊後水域☆ 筑後川☆ 周防灘☆	○ ○ ○ ○							
大分	大淀川 志布志湾 鹿儿岛湾☆ 川内川☆ 八代湾☆ 志布志湾	○ ○ ○ ○ ○ ○							
鹿児島	川内川☆ 八代湾☆ 志布志湾	○ ○ ○							
沖縄	中南部西海岸 金武湾・中城湾	○ ○							

	A	B	C	D	E	F	G	H
全国計	136	2	6	2	5	54	9	4
うち見直し		1	4	2	5	33		
策定・見直し中計画					69			

凡例

- ◎: NP対応を行っている
- ☆: NP基準が定められた閉鎖性水域に係る流域
- A: 流域計画の策定実績がある
- B: 国土交通省から環境省へ本協議を行っている
- C: 国土交通省から環境省へ事前説明を行っている

- D: 地方自治体から国土交通省へ事前相談を行っている
- E: 都道府県内での流域計画案の作成が終了している
- F: 都道府県内正流域計画策定中である
- G: 目標年次が過ぎているにも関わらず見直しをしていない
- H: NP基準が定められた閉鎖性水域に係る流域であるが、NP検討を行っていない

(3) 高度処理の推進

1) 高度処理実施率について

下水道等の汚水処理施設の整備の進展により、河川においては概ね水質環境基準が達成されるなど一定の効果を挙げているものの、三大湾（東京湾、伊勢湾、大阪湾）や湖沼等の閉鎖性水域においては、依然として水質改善が進まず、赤潮、青潮などの富栄養化現象が発生しており、水産業、生態系、景観への影響が見られる。平成17年に下水道法が改正され、閉鎖性水域に係る流総計画において、窒素またはリンといった富栄養化の原因物質に係る終末処理場ごとの削減目標量を設定するよう定められたが、有機物除去を目的とした通常の下水処理では窒素やリンを十分に除去できない場合がある。そのため、窒素やリンを除去するための高度処理の導入を推進しているところである。

各地方公共団体におかれては、引き続き高度処理の実施を着実に進めていただきたい。

高度処理人口及び高度処理実施率(平成 23 年 3 月 31 日現在)

(平成 22 年度末)

都道府県名	高度処理人口 (万人)	高度処理 実施率	都道府県名	高度処理人口 (万人)	高度処理 実施率
北海道	30.3	25.5%	滋賀県	118.7	98.9%
青森県	0%	0%	京都府	116.6	54.9%
岩手県	(0.7)	(86.1%)	大阪府	540.8	63.1%
宮城県	(10.4)	(23.1%)	兵庫県	120.2	25.0%
秋田県	0.0	100.0%	奈良県	54.7	41.1%
山形県	—	—	和歌山県	7.6	15.2%
福島県	(2.4)	(29.8%)	鳥取県	5.4	86.6%
茨城県	69.2	43.9%	島根県	16.7	93.8%
栃木県	0.0	0.0%	岡山県	86.0	60.3%
群馬県	0.3	0.2%	広島県	51.0	28.5%
埼玉県	59.4	9.0%	山口県	9.4	10.4%
千葉県	139.5	25.7%	香川県	2.4	11.4%
東京都	255.9	20.5%	愛媛県	7.3	11.5%
神奈川県	148.5	20.3%	徳島県	1.8	7.2%
山梨県	0.2	0.7%	高知県	7.6	22.6%
長野県	18.8	85.7%	福岡県	163.9	54.0%
新潟県	0.4	0.7%	佐賀県	—	—
富山県	2.6	11.1%	長崎県	3.8	18.9%
石川県	2.8	7.7%	熊本県	2.4	2.7%
岐阜県	76.8	50.8%	大分県	6.6	40.4%
静岡県	4.8	20.6%	宮崎県	0.6	3.7%
愛知県	250.2	35.1%	鹿児島県	0.1	49.8%
三重県	60.2	45.8%	沖縄県	1.1	2.0%
福井県	2.7	34.2%	計	2,447	31.3%

- ・高度処理人口及び高度処理人口普及率は小数点以下 2 桁を四捨五入している。
- ・高度処理人口：高度処理が実施されている区域内の現人口
- ・高度処理実施率：高度処理を導入すべき処理場に係る下水道全体計画区域内の計画上の人口に対する高度処理人口の割合
- ・「0」及び「0%」は流総計画又は全体計画で高度処理の位置付けがあるが高度処理を実施していないもの、「—」は、流総計画又は全体計画に位置付けがなく高度処理を実施していないものである。
- ・平成 22 年度末は、東日本大震災の影響で、岩手県、宮城県、福島県の 3 県において、調査不能な市町村があるため、今年度は調査対象外としている（平成 21 年度末の集計結果を記載）。

(4) 合流式下水道の改善対策の推進

合流式下水道については、平成15年度に下水道法施行令の改正を行い、合流式下水道の雨水吐に係る構造基準、雨水の影響が大きい時の放流水質の技術基準等を定め、合流式下水道を採用している191都市のうち、中小規模の170都市は平成25年度末までに、大規模の21都市は平成35年度末までに、雨天時に排出される汚濁負荷を分流式下水道並みまで低減させる等、施行令に定める基準に適合するよう一定の改善対策を完了することとしている。

合流式下水道を採用している各自治体におかれては施行令に定める基準に適合するよう合流式下水道緊急改善計画を策定し、これに基づく①分流下水道並みの汚濁負荷量削減、②未処理放流水の放流回数半減、③夾雑物対策のための改善対策事業の実施を、着実に進めていただいているところである。

進捗が思わしくないと思われる自治体に対しては、事業の進捗、予算執行計画等に無理がないか、計画の修正等により目標期限までの達成が可能かといった視点から平成23年度にヒアリングを実施済みである。その結果、合流式下水道を採用している191都市のうち、東日本大震災で被災した一部自治体を除く全ての自治体において、法令で定める期限内の改善対策の完了が可能な見込みである。各自治体においては、引き続き適切な事業の推進に努めるとともに、問題等が発生した場合は速やかに地方整備局等に相談いただくようお願いする。

合流式下水道の改善状況

※合流式下水道改善率:合流式下水道により整備されている区域の面積のうち、雨天時において公共用水域に放流される汚濁負荷量が、分流式下水道並以下までに改善されている区域の面積の割合。
 ※A～D評価:事業費の執行状況等をもとに各自治体が目標年度までに、各改善目標が達成可能か否かを自己評価したもの。
 A : 目標達成に向け順調な実施状況。事業の効率化により、目標達成の前倒しも可能
 B : 新技術の導入や適切な対策手法の選定等で目標達成可能
 C : 計画通りに事業が進捗しておらず、目標達成がやや困難
 D : 事業がほとんど実施されておらず、目標達成が困難。
 ※釜石市、福島市、香取市の3自治体については、東日本大震災による影響を考慮し今年度の評価対象から除外した。

合流式下水道を採用している191都市のうち、東日本大震災で被災した一部自治体を除く全ての自治体において、法令で定める期限内の改善対策の完了が可能な見込み

都市別合流式下水道の改善状況(中小規模 167 都市(H25 期限))

都道府県名	市町村名	下水道法施行令で規定する期間	進捗状況評価(H22末時点) 一部自治体については平成23年度のヒアリング結果をもとに評価結果を見直し	合流式下水道改善率(H22末時点)	
2	北海道	函館市	H25	B	18%
3	北海道	旭川市	H25	A	0%
4	北海道	室蘭市	H25	A	0%
5	北海道	釧路市	H25	A	100%
6	北海道	帯広市	H25	A	34%
7	北海道	北見市	H25	A	82%
8	北海道	岩見沢市	H25	B	0%
9	北海道	苫小牧市	H25	A	60%
10	北海道	江別市	H25	A	100%
11	北海道	紋別市	H25	A	100%
12	北海道	士別市	H25	A	0%
13	北海道	名寄市	H25	A	100%
14	北海道	千歳市	H25	A	100%
15	北海道	滝川市	H25	A	100%
16	北海道	恵庭市	H25	A	100%
17	北海道	白老町	H25	B	0%
18	青森県	青森市	H25	A	100%
19	青森県	弘前市	H25	B	0%
20	青森県	八戸市	H25	A	100%
21	岩手県	盛岡市	H25	B	37%
22	岩手県	釜石市	H25	-	-
24	秋田県	秋田市	H25	A	11%
25	秋田県	能代市	H25	A	100%
26	山形県	酒田市	H25	A	100%
27	福島県	福島市	H25	-	-
28	福島県	郡山市	H25	B	41%
29	福島県	いわき市	H25	B	34%
30	福島県	南相馬市	H25	A	100%
31	茨城県	水戸市	H25	B	0%
32	茨城県	土浦市	H25	B	57%
33	茨城県	ひたちなか市	H25	B	0%
34	栃木県	宇都宮市	H25	B	14%

都道府県名	市町村名	下水道法施行令で規定する期間	進捗状況評価(H22末時点) 一部自治体については平成23年度のヒアリング結果をもとに評価結果を見直し	合流式下水道改善率(H22末時点)	
35	栃木県	足利市	H25	A	100%
36	栃木県	佐野市	H25	A	100%
37	栃木県	小山市	H25	A	100%
38	群馬県	前橋市	H25	B	0%
39	群馬県	高崎市	H25	A	100%
40	群馬県	桐生市	H25	B	20%
41	群馬県	太田市	H25	A	100%
42	群馬県	渋川市	H25	A	100%
43	埼玉県	さいたま市	H25	B	0%
44	埼玉県	川越市	H25	B	7%
45	埼玉県	熊谷市	H25	A	100%
46	埼玉県	川口市	H25	B	17%
47	埼玉県	行田市	H25	B	17%
48	埼玉県	秩父市	H25	B	0%
49	埼玉県	所沢市	H25	B	12%
50	埼玉県	飯能市	H25	B	0%
51	埼玉県	東松山市	H25	B	53%
52	埼玉県	上尾市	H25	B	3%
53	埼玉県	蕨市	H25	B	0%
54	埼玉県	戸田市	H25	B	0%
55	埼玉県	鳩ヶ谷市	H25	A	100%
56	埼玉県	久喜市	H25	B	0%
57	千葉県	千葉市	H25	B	9%
58	千葉県	市川市	H25	B	30%
60	千葉県	木更津市	H25	B	32%
61	千葉県	松戸市	H25	B	29%
62	千葉県	香取市	H25	-	-
63	千葉県	茂原市	H25	B	97%
64	千葉県	習志野市	H25	B	100%
65	千葉県	柏市	H25	B	0%
66	千葉県	市川市	H25	A	100%
68	東京都	八王子市	H25	A	100%

69	東京都	立川市	H25	B	75%
70	東京都	武蔵野市	H25	B	27%
71	東京都	三鷹市	H25	A	87%
72	東京都	府中市	H25	A	90%
73	東京都	調布市	H25	B	75%
74	東京都	小金井市	H25	A	96%
75	東京都	小平市	H25	A	91%
76	東京都	東村山市	H25	A	100%
77	東京都	国分寺市	H25	A	88%
78	東京都	国立市	H25	B	3%
79	東京都	狛江市	H25	B	16%
82	神奈川県	横須賀市	H25	B	62%
83	神奈川県	平塚市	H25	B	21%
85	神奈川県	茅ヶ崎市	H25	A	0%
86	神奈川県	逗子市	H25	B	10%
87	神奈川県	相模原市	H25	A	100%
88	神奈川県	厚木市	H25	A	100%
89	神奈川県	大和市	H25	B	0%
91	新潟県	長岡市	H25	A	23%
92	新潟県	見附市	H25	A	46%
93	新潟県	燕市	H25	A	0%
94	富山県	富山市	H25	A	100%
95	富山県	高岡市	H25	A	100%
96	石川県	金沢市	H25	B	0%
97	石川県	小松市	H25	A	0%
98	福井県	福井市	H25	A	41%
99	福井県	越前市	H25	B	0%
100	山梨県	甲府市	H25	B	5%
101	長野県	松本市	H25	B	17%
102	岐阜県	多治見市	H25	B	82%
103	静岡県	静岡市	H25	B	29%
104	静岡県	浜松市	H25	A	32%
105	静岡県	沼津市	H25	A	67%
106	静岡県	伊東市	H25	A	100%
109	愛知県	岡崎市	H25	B	100%
110	愛知県	一宮市	H25	A	100%
111	愛知県	津島市	H25	A	0%
112	愛知県	刈谷市	H25	A	90%
113	三重県	津市	H25	A	93%
114	三重県	四日市市	H25	B	12%
115	滋賀県	大津市	H25	B	0%
117	京都府	福知山市	H25	A	0%
119	大阪府	堺市	H25	B	2%
120	大阪府	岸和田市	H25	B	0%
121	大阪府	豊中市	H25	B	50%
122	大阪府	池田市	H25	B	23%
123	大阪府	吹田市	H25	B	26%
124	大阪府	泉大津市	H25	A	0%
125	大阪府	高槻市	H25	B	45%
126	大阪府	守口市	H25	B	17%
127	大阪府	茨木市	H25	B	39%
129	大阪府	寝屋川市	H25	B	33%
130	大阪府	松原市	H25	A	100%

133	大阪府	門真市	H25	B	33%
134	大阪府	摂津市	H25	B	39%
137	大阪府	四條畷市	H25	B	33%
138	大阪府	泉北組合	H25	B	0%
139	兵庫県	神戸市	H25	A	0%
140	兵庫県	姫路市	H25	B	62%
142	兵庫県	明石市	H25	B	1%
143	兵庫県	西宮市	H25	B	62%
144	兵庫県	芦屋市	H25	A	100%
145	兵庫県	伊丹市	H25	A	100%
146	兵庫県	加古川市	H25	A	70%
147	兵庫県	高砂市	H25	B	100%
148	奈良県	奈良市	H25	B	57%
149	奈良県	大和郡山市	H25	B	100%
150	和歌山県	和歌山市	H25	B	78%
151	鳥取県	鳥取市	H25	A	44%
152	鳥取県	米子市	H25	A	100%
153	岡山県	岡山市	H25	B	74%
154	岡山県	倉敷市	H25	A	22%
156	広島県	呉市	H25	A	100%
157	広島県	福山市	H25	B	0%
158	広島県	大竹市	H25	A	0%
159	山口県	宇部市	H25	A	100%
160	山口県	防府市	H25	B	0%
161	山口県	下松市	H25	B	0%
162	山口県	岩国市	H25	B	0%
163	山口県	長門市	H25	A	100%
164	山口県	周南市	H25	B	0%
165	山口県	山陽小野田市	H25	B	0%
166	山口県	和木町	H25	A	0%
167	山口県	山口市	H25	B	0%
168	徳島県	徳島市	H25	B	25%
169	香川県	高松市	H25	B	53%
170	香川県	丸亀市	H25	B	90%
171	香川県	観音寺市	H25	B	0%
172	香川県	さぬき市	H25	A	100%
173	愛媛県	松山市	H25	A	59%
174	愛媛県	今治市	H25	A	0%
175	愛媛県	八幡浜市	H25	A	100%
176	愛媛県	四国中央市	H25	A	34%
177	高知県	高知市	H25	A	100%
180	福岡県	大牟田市	H25	A	100%
181	福岡県	飯塚市	H25	A	86%
182	福岡県	古賀市	H25	A	75%
183	福岡県	新宮町	H25	A	100%
184	熊本県	熊本市	H25	B	6%
185	熊本県	玉名市	H25	A	100%
186	熊本県	山鹿市	H25	B	0%
187	熊本県	天草市	H25	A	0%
188	宮崎県	宮崎市	H25	A	100%
189	宮崎県	都城市	H25	A	0%
190	宮崎県	延岡市	H25	A	0%
191	宮崎県	日南市	H25	A	100%
全国					44.7%

都市別合流式下水道の改善状況(大規模21都市(H35期限))

都道府県名	市町村名	下水道法施行令で規定する期間	進捗状況評価(H22末時点) 一部自治体については平成23年度のヒアリング結果をもとに評価結果を見直し	合流式下水道改善率(H22末時点)	
1	北海道	札幌市	H35	B	20%
23	宮城県	仙台市	H35	B	36%
59	千葉県	船橋市	H35	A	100%
67	東京都	区部	H35	B	32%
80	神奈川県	横浜市	H35	B	78%
81	神奈川県	川崎市	H35	B	58%
84	神奈川県	藤沢市	H35	B	23%
90	新潟県	新潟市	H35	B	59%
107	愛知県	名古屋	H35	B	18%
108	愛知県	豊橋市	H35	B	23%
116	京都府	京都市	H35	B	39%

都道府県名	市町村名	下水道法施行令で規定する期間	進捗状況評価(H22末時点) 一部自治体については平成23年度のヒアリング結果をもとに評価結果を見直し	合流式下水道改善率(H22末時点)	
118	大阪府	大阪市	H35	A	51%
128	大阪府	八尾市	H35	B	2%
131	大阪府	大東市	H35	B	24%
132	大阪府	柏原市	H35	B	0%
135	大阪府	藤井寺市	H35	B	0%
136	大阪府	東大阪市	H35	B	14%
141	兵庫県	尼崎市	H35	A	100%
155	広島県	広島市	H35	A	15%
178	福岡県	北九州市	H35	A	22%
179	福岡県	福岡市	H35	A	50%
全国					36.8%

(5) 水質リスク低減に向けた取組の推進

1) 特定化学物質の環境への排出量の把握等 及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）に関する取り組みについて

平成 20 年 11 月に化管法の施行令及び省令が改正され、平成 22 年 4 月から、対象業種として医療業が追加され、指定化学物質が拡大（第 1 種は 354 物質から 462 物質に、第 2 種は 81 物質から 100 物質に）するとともに、化学物質の移動先としての下水道終末処理施設名が第 1 種指定化学物質等取扱事業者からの届出様式に追加され、どこの処理場にどのくらいの量の化学物質が流入し、そこからどのくらい排出されているのか容易に推計できるようになった。

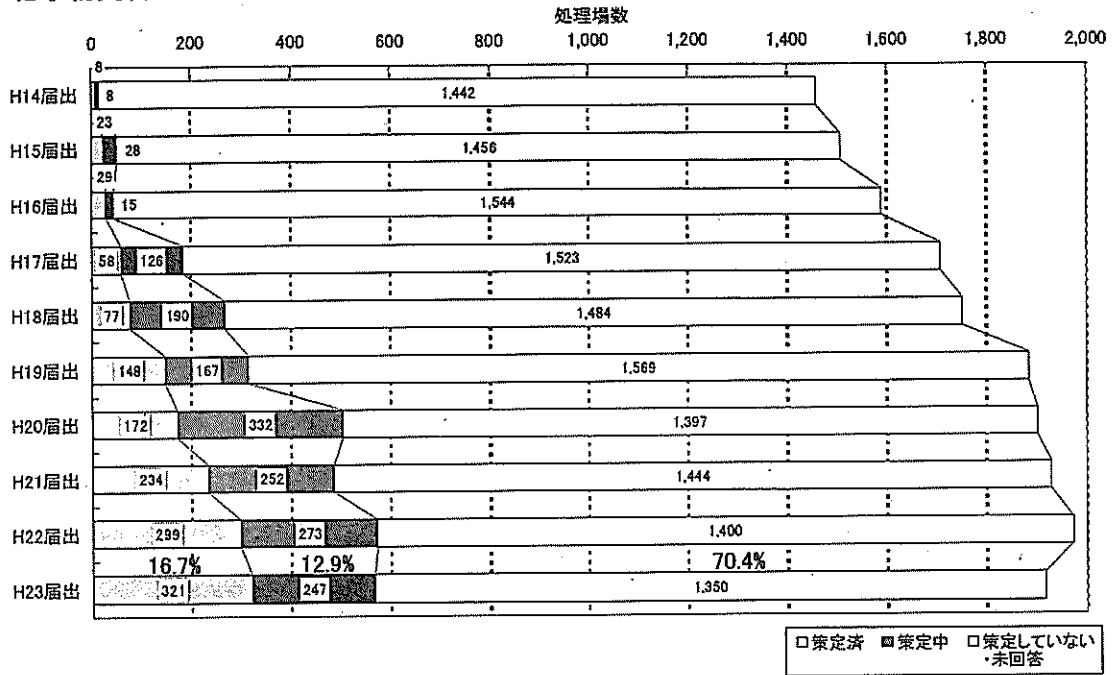
各地方公共団体におかれては、化管法見直しの動向に留意されるとともに、化管法の化学物質管理指針に基づく化学物質管理計画の策定（平成 23 年度末で約 15.2%）を進めるなど、より一層の化学物質の自主的な管理の改善をお願いします。

また、下水道事業者からの排出量等の届出方法については、H23 年度に届出された 1945 の処理場のうち、電子届出は約 73.6%（1431 処理場）となっているが、磁気ディスク及び書面による届出は、それぞれ約 12.2%（238 処理場）、14.2%（276 処理場）となっている。届出された排出量等の登録を効率的に行うためにも、極力、電子届出とされるようお願いする。

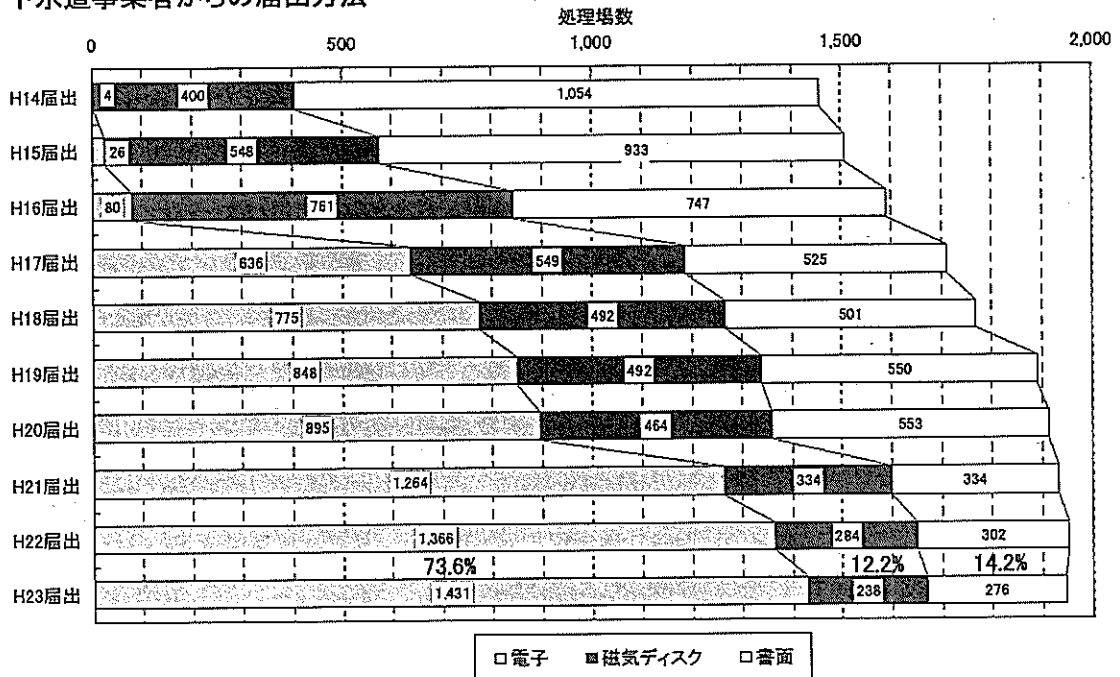
改正された化管法の施行令及び省令の内容に対応すべく、「下水道における化学物質排出量の把握と化学物質管理計画の策定等に関するガイドライン（案）」の改訂を行い、ホームページで公表しているのので、十分にご活用いただきたい。

(http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000033.html)

化学物質管理計画の策定状況



下水道事業者からの届出方法



(6) 水質環境基準および排水基準の動向

1) 1,1-ジクロロエチレンの排水基準の緩和について

1,1-ジクロロエチレンは、平成21年11月30日に健康保護に係る水質環境基準及び地下水環境基準における基準値が見直され、現行の0.02mg/lから0.1mg/lへと緩和されることとなった。それに合わせて、排水基準及び下水の排除基準においても平成23年11月1日より現行の0.2mg/lから1mg/lへと緩和された。

2) 1,4-ジオキサンの排水基準設定について

平成21年11月30日に、1,4-ジオキサンについて健康保護に係る水質環境基準項目及び地下水環境基準項目(基準値0.05mg/l)として追加され、それに伴い排水基準および下水の排除基準についても平成24年4月下旬に公布、5月中旬に施行される予定である(基準値0.5mg/l)。ただし、原則6ヶ月間は1,4-ジオキサンに係る基準は適用されないこととなる予定である。

1,4-ジオキサンは、下水処理場では一般に処理が困難であり、排水基準値を超える1,4-ジオキサンを含む事業場排水を受け入れている一部の下水処理場では、処理水に含まれる1,4-ジオキサンが排水基準を超える可能性があることから、下水道業の暫定排水基準について中環審で議論している。

3) ノニルフェノール

ノニルフェノールは、現在中央環境審議会水環境部会水生生物保全環境基準専門委員会において水生生物保全に係る水質目標値について検討され、平成24年3月7日に中央環境審議会会長から環境大臣に対し第1次答申がされた。(下記ホームページ参照)。流域管理官付では、環境省と情報交換を図りつつ、ノニルフェノールの排水基準値設定の検討状況について随時情報提供する。

(<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15016>)

4) 環境基準項目見直しの検討状況について

生活環境項目新規基準等検討会において、新たな環境基準項目として下層の溶存酸素量(下層D0)および透明度、大腸菌数を導入することが検討されている。基準値の設定や考え方の整理を行うために、大腸菌数について、自治体等において測定していただき、データを蓄積していく予定である。測定方法については現在検討中であり、追ってお知らせする。流域管理官付では、環境省と情報交換を図りつつ随時情報提供を行う。

5) 水質汚濁防止法の改正について

地下水汚染の効果的な未然防止を図るため、水質汚濁防止法の一部を改正する法律が平成 23 年 6 月 14 日に成立、6 月 22 日に公布され、平成 24 年 6 月 1 日より施行される。同法により、有害物質による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質を使用・貯蔵等する施設（有害物質使用特定施設）の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及び結果の記録・保存を義務付ける規定等が新たに設けられた。

終末処理場は有害物質使用特定施設に当たらないが、下水道法施行令第 9 条の 3 第 2 号に定められる施設においては対象となるため、留意されたい。

(7) 下水処理復旧マニュアル・放射性物質対策

1) 下水処理復旧マニュアル

現在、東日本大震災により甚大な被害を受けた下水処理場では、本復旧に時間を要することから、段階的に処理レベルを向上させていくことによって対応せざるを得ない状況が生じている。そのため、下水処理施設の迅速な復旧や適正な管理により、公共衛生の確保、および公共用水域に与える影響の最小化を図ることが喫緊の課題となっていることから、復旧段階における下水処理の適正な管理に関するガイドラインを策定し、災害時における下水処理場の迅速な復旧かつ適切な放流水質の確保を促す必要がある。

昨年度の業務により、簡易な処理を行っている下水処理場の実態調査データ、および放流先水域の水質調査データを踏まえ、簡易な処理方式の改善策および放流先水域の状況に応じた消毒方法の検討を行った。今後、ガイドラインとしてまとめ、公表する予定である。

2) 放射性物質対策

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故発生後、福島県内の下水処理場をはじめとする多くの処理場にて、下水汚泥や焼却灰等（以下、下水汚泥等という）から放射性セシウムが検出されている。放射性セシウムを高濃度に含む下水汚泥等は通常行っている再利用や処理を行うことが困難であり、処理場内に保管している処理場が多く存在する。

このような状況に鑑み、「下水道における放射性物質対策に関する検討会」を設置し、下水処理場における放射性物質の挙動の解明と今後の推移の予測、周辺環境への影響、情報提供のあり方、下水汚泥の減容化対策を含めた管理方法等について検討し、現時点の知見の集約として「中間とりまとめ」を作成し、公表した。（http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000165.html）

また、下水汚泥の放射能濃度を低減するための対策として、基礎的知見のある複数の放射性物質対策についてプラントスケールでの実証実験を行った。実験結果については整理し、検討会で議論したのち公表する予定である。

(8) 下水道分野における CommonMP[※]の活用検討

1. CommonMP とは

水管理・河川管理に係る数値シミュレーションを高度なレベルで実現し、様々な水理・水文の複合現象を解析するために、複数の要素モデルを同時に稼働させることができる CommonMP の構築に向け、平成 21 年 7 月 16 日、関係者である国土交通省河川局（当時）、国土技術政策総合研究所、土木学会、建設コンサルタンツ協会、国土交通省都市・地域整備局下水道部（当時）、全国上下水道コンサルタント協会による「CommonMP 開発・運用コンソーシアム」を設立し、CommonMP の開発、運営に係る検討が進められている。

CommonMP については以下の HP より誰でもダウンロードが可能である。

<http://framework.nilim.go.jp/>

2. CommonMP を活用した流総計画モデルの開発

『下水道分野における共通プラットフォームを活用した汚濁負荷解析モデルに関する検討会』の検討をふまえ、国土技術政策総合研究所にて CommonMP を活用した流総計画（晴天時汚濁負荷解析）モデルの開発が行われている。流総計画見直し時の検討の容易化、流総計画に関する各種データの蓄積・一元管理（データベース化）、放流先水域（当面は河川）の水質に関する計算の簡易化などを目指している。

3. CommonMP 流総計画モデルの利用拡大に向けた今後の取り組み

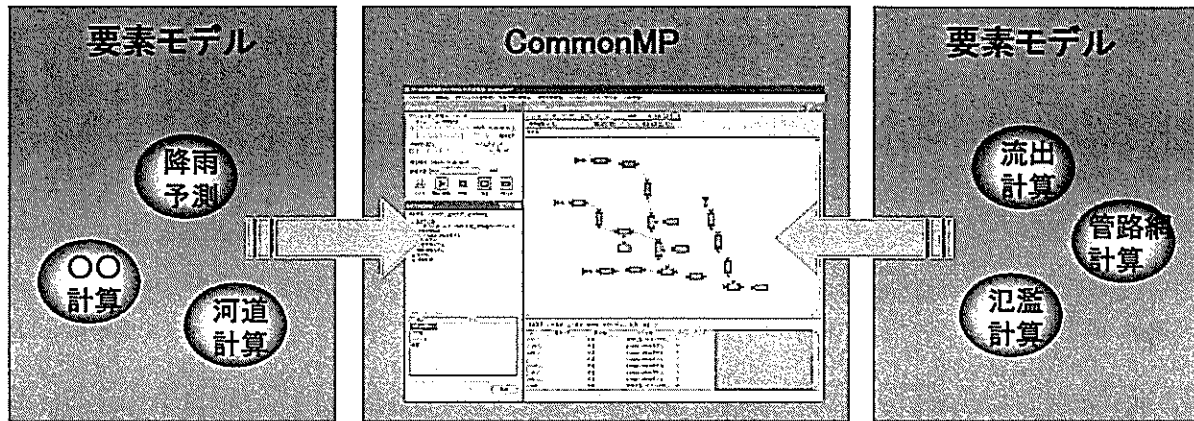
CommonMP を活用した業務の効率化、高度化に向け、今後も検討を進めていくこととしており、平成 24 年度以降、マニュアルの整備や説明会の実施、流総計画の見直しを行う自治体での試験運用等を予定しているところであるので、その際は各自治体にもご協力頂けるようお願いしたい。

※水・物質循環解析ソフトウェア共通プラットフォーム

(Common Modeling Platform for water-material circulation analysis)の略称

1. CommonMPと要素モデル

- ・CommonMPとは、ソフトを動かすための共通プラットフォームのこと
- ・要素モデルとは、共通プラットフォームの仕様に基づいて構築した計算エンジン

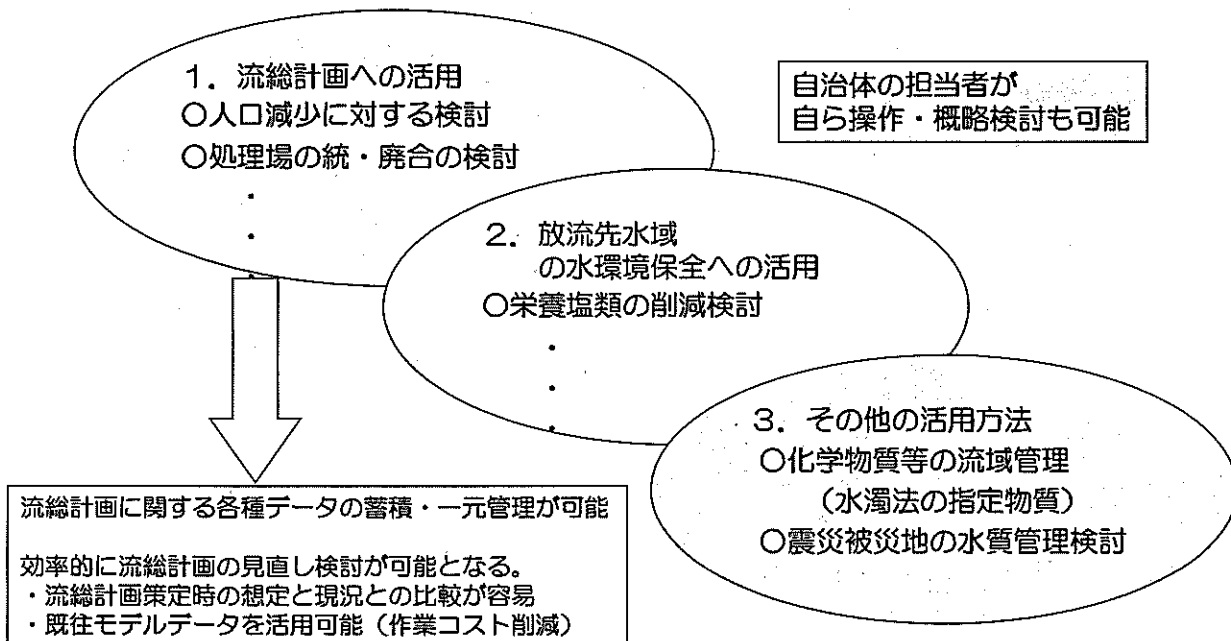


・要素モデルを自由自在に相互接続し、複合的な物理現象をシミュレートする全体系モデルを構築することが出来る

1

2. 流総計画モデルの活用範囲

流総計画モデルを活用することで流総計画の見直し時の検討を容易にできることに加え、放流先水域の水環境保全に関する検討など、各種検討が可能となります。



2

3. 流総モデルのデモンストレーション

各要素モデルのデータ入力様式(例)

ブロック別排出負荷 設定画面

排出負荷パラメータ設定

11.ブロック別排出負荷 | 9.ブロック別フレーム(工業以外) | 10.ブロック別フレーム(工業) | 6.発生原単位(工業以外) | 6.発生原単位(工業) | 7.除去率(生活・畜産) | 8.排出負荷

入力CSVファイル名
 04.業務用1049_CMPFQMP要素モデル実行デモ0220R01_ベース411.7

ブロック名	ブロック内市町村	排出負荷 生活・畜産 (kg/日)	排出負荷 工業 (kg/日)	排出負荷 工業 (kg/日)	排出負荷 畜産 (kg/日)	排出負荷 工業利用 (kg/日)	定減率 生活・畜産 (%/日)	定減率 工業 (%/日)	定減率 工業 (%/日)
A1	X市	1648		784	1	824	0.6		
B1	X市	36.8		0.1		6.1	0.6		
C1	X市	205.2		74.5		5.2	0.6		
D1	X市	180.7		18.1	2	15.8	0.6		
E1	X市	98.1		0.1		11	0.6		
A2	X市	317.4		1.8	7.2	13.3	0.6		
F1	X市、Y市	64.1		2.1	12.4	7.2	0.6		
A3	X市、Y市	659.4		113	2	39.1	0.6		
A4	X市	16.4		3.5	6.9	13.4	0.6		

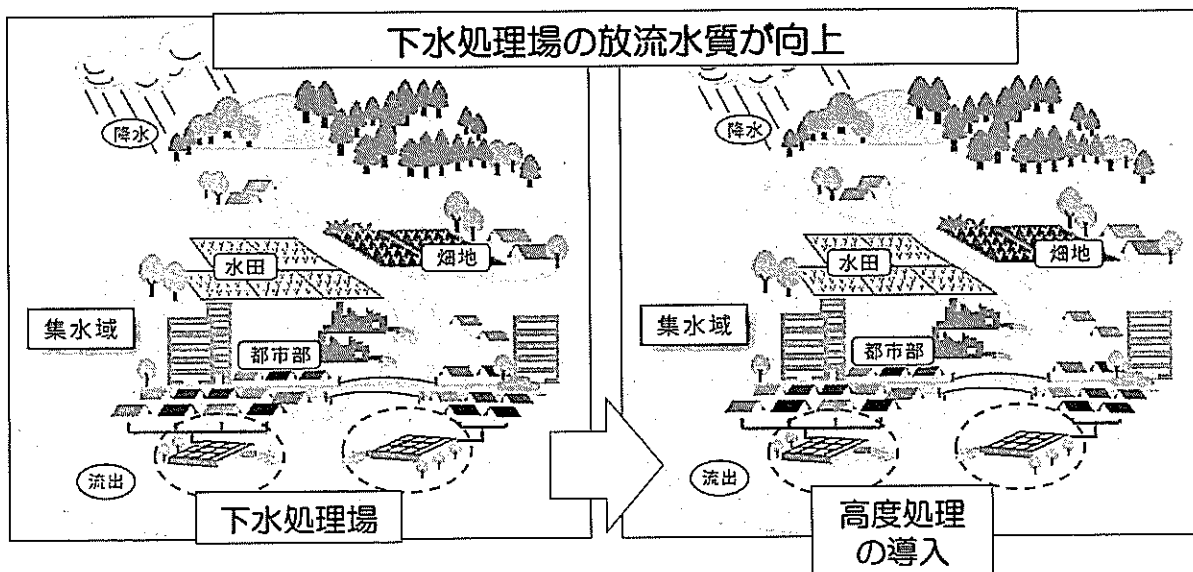
CSV出力
戻る
OK

配慮事項: フレーム×排出原単位で排出負荷量を算出可能
 各水質項目についてシートを作成

3. 流総モデルのデモンストレーション

流総計画への活用

- 高度処理の導入効果: 除去率の変更

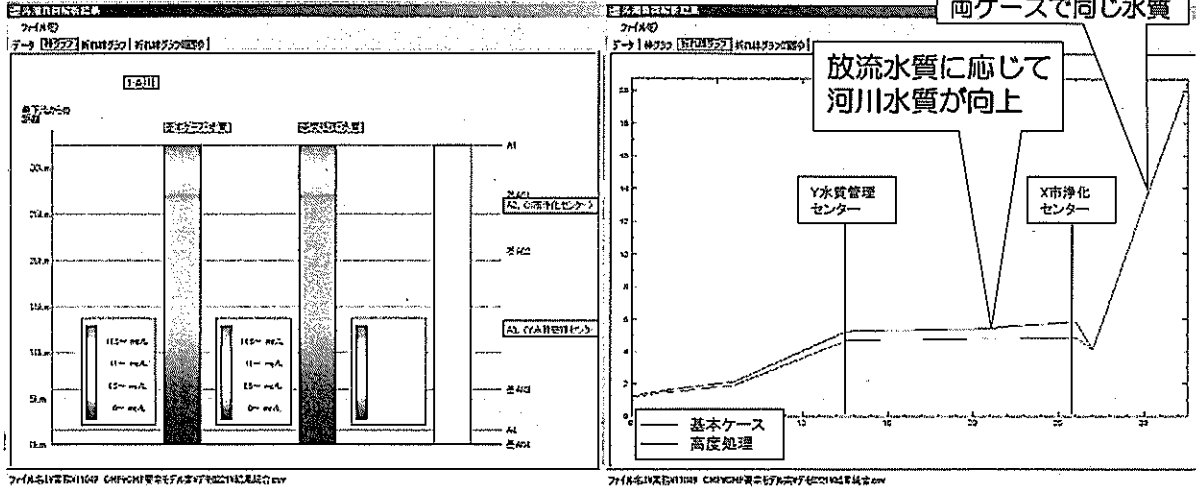


3. 流総モデルのデモンストレーション

流総計画への活用

● 高度処理の導入効果: 除去率の変更

水質解析結果の比較

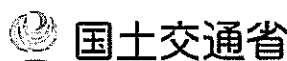


下水道事業課關係

平成24年度 全国下水道主管課長会議(第1回)資料

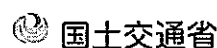
(2)平成24年度予算について

平成24年4月16日
下水道事業課



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成24年度予算概要



1. 国土交通省:平成24年度予算のポイント

(東日本大震災からの復興等の推進)

○未曾有の大災害となった東日本大震災からの復興等を図るため、平成23年度第1次補正予算及び第3次補正予算と連動して、復旧・復興対策を着実に推進することとし、住まいの確保、復興に向けたまちづくり、これらの基礎となり産業振興にも欠かせない交通基盤の構築等を実施。各種施策の実施に当たっては、今後設置される復興庁とも十分に連携するとともに、引き続き被災地域の取組に対する人的・技術的支援等を実施。

(国民生活の安全・安心の確保)

○今後発生すると想定されている首都直下地震、東海・東南海・南海地震、甚大な被害をもたらした台風12号のような台風・豪雨等による大被害の発生を防止するため、ハード・ソフト両面の対策を組み合わせる総合的な防災対策を推進し、災害への対応力の高い強靱な国土基盤を構築するなどにより国民生活の安全・安心を確保。

(真に必要な社会資本整備の着実な実施)

○このため、全国防災枠等を最大限活用し、被災地の復旧・復興や国民生活の安全・安心の確保を図ると同時に、低炭素・循環型社会の構築や地域社会の維持、日本経済の再生や地域の活性化などに向け、真に必要な社会資本整備を着実に進めることとし、厳しい財政状況の中、要求・要望と全国防災枠を合わせた公共事業予算については、4兆1,639億円(地域自主戦略交付金等に移行した額を加えた場合、4兆3,821億円、対前年度比102%)と、ほぼ前年並の予算を確保。

（「持続可能で活力ある国土・地域づくり」の推進）

○一方、今般の震災で我が国の国土・地域づくりの持続可能性に大きな不安が生じており、これに対応すべく新たに策定した「持続可能で活力ある国土・地域づくり」（平成23年11月15日 前田国土交通大臣発表）に基づき、「4つの実現すべき価値、8つの新たな政策展開の方向性」を柱とする施策を推進することとし、そのために「日本再生重点化措置」を最大限活用して所要の予算を確保。これにより以下のような取組を推進。

・低炭素・循環型社会の構築

省エネルギー対策の推進等が喫緊の課題となる中、インフラ・住宅・都市・交通分野等におけるゼロエミッションの取組等を推進し、持続可能な低炭素・循環型社会の構築を推進。

・成長戦略の推進

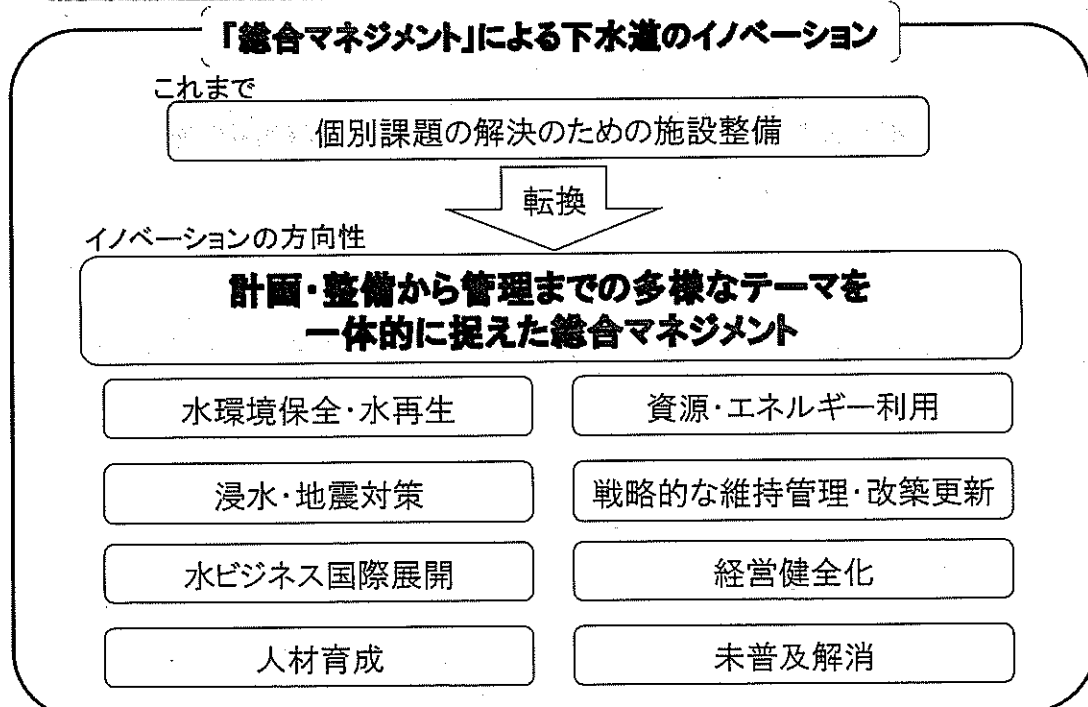
「民間の知恵と資金」を最大限に活用しつつ、高成長を続けるアジア諸国の成長を積極的に取り込むことにより、激化するグローバル経済競争を勝ち抜き、我が国経済の成長を実現できるよう、その牽引役となりうる海洋、観光、航空、高速交通基盤、住宅・都市、国際展開・官民連携等の分野において、世界に伍していける水準を目指した成長戦略を強力に推進し、我が国の国際競争力を強化。

・地域活性化のための基盤整備等

人口減少・少子高齢化の進展や地域経済の低迷という状況の中で、地域における社会・経済の活性化を実現するため、その基盤となる社会資本や公共交通の整備等を推進。

2. 今後の下水道の基本的方向性

循環のみち下水道の成熟化



平成24年度予算の重点事項

○東日本大震災からの復興

新規 ・新世代下水道支援事業制度の拡充

○自然エネルギー・再生可能エネルギーの活用促進

・民間活用による創エネルギー対策
(下水道革新的技術実証事業)

○戦略的な維持管理の実現

新規 ・民間活用のための
下水道先端的管理手法実証事業に関する調査

○水ビジネスの国際展開

・下水道分野の水ビジネス国際展開

官
民
連
携

4

(単位:百万円)

事 項	事業費			国費									備 考
	前年度 予算額	平成24年度	対前年度 倍率	前年度 予算額 (A)	平成24年度 (B=C+D)	対前年度 倍率 (B/A)	通常分 (C)	日本再生 重点化措置 (D)	全国防災 (E)	再計 (F=B+E)	対前年度 倍率 (F/A)		
治 山 治 水	777,530	752,465	0.97	590,981	598,164	1.01	533,679	64,485	30,630	628,794	1.06	1. 本表は、沖縄復興開発事業費の国土交通 省関係分を含む。 2. 推進費等の内訳(平成24年度)は、 ○災害対策等緊急事業推進費等 22,027百万円 ○北海道特定地域連携事業推進費等 8,229百万円 である。 3. 上段()番きは、対前年度との比較を容易 にするため、内閣府計上の地域自主戦略交付 金等に移行した額を加えた場合の計数である。 4. 本表のほか、 (1)東日本大震災からの復興・復興対策に係 る経費として、416,236百万円(復興庁計上 分413,504百万円)がある。 (2)内閣府計上の地域再生基盤強化交付金 61,900百万円(全国防災を含む)がある。 (平成23年度 62,000百万円 対前年度倍 率 1.00倍) 5. 復興庁計上の東日本大震災復興交付金の 平成24年度全体額は286,760百万円である。 6. 事業費は通常分及び日本再生重点化措置 の合計額である。	
道 路 整 備	2,739,821	2,937,222	1.07	986,238	1,020,249	1.03	890,756	129,493	33,691	1,053,940	1.07		
港 湾 空 港 鉄 道 等	712,023	722,744	1.02	337,213	336,943	1.00	286,279	50,664	15,266	352,209	1.04		
住 宅 都 市 環 境 整 備	4,146,556	3,484,855	0.84	477,130	419,742	0.88	393,853	25,889	3,436	423,178	0.88		
公園水道商業物処理等	57,458	45,292	0.79	44,393	36,283	0.82	34,989	1,294	0	36,283	0.82		
下 水 道	16,817	7,658	0.46	11,261	5,903	0.52	4,739	1,164	0	5,903	0.52		
社会資本総合整備	3,577,709	2,952,235	0.83	1,753,870	(1,657,770)	(0.95)	(1,565,770)	92,000	146,230	(1,804,000)	(1.03)		
小 計	12,011,097	10,894,813	0.91	4,189,825	(4,069,151)	(0.97)	(3,705,326)	363,825	229,253	(4,298,404)	(1.03)		
推進費等	61,119	49,241	0.81	36,332	3,850,911	0.92	3,487,086	0	0	4,080,164	0.97		
一般公共事業計	12,072,216	10,944,054	0.91	4,226,157	(4,039,407)	(0.97)	(3,735,326)	364,081	229,253	(4,328,660)	(1.02)		
災害復旧等	70,709	70,749	1.00	53,449	3,881,167	0.92	3,517,086	0	0	4,110,420	0.97		
公共事業関係計	12,142,925	11,014,803	0.91	4,279,606	(4,152,856)	(0.97)	(3,788,775)	364,081	229,253	(4,382,109)	(1.02)		
官庁営繕	37,570	35,761	0.95	17,783	3,934,616	0.92	3,570,535	0	3,151	4,163,869	0.97		
その他施設	33,705	34,325	1.02	31,149	16,842	0.95	16,842	0	3,151	19,993	1.12		
行政経費	-	-	-	672,450	29,174	0.94	22,223	6,951	3,107	32,281	1.04		
合 計	-	-	-	5,000,988	566,977	0.84	555,458	11,518	2,542	569,519	0.85		
					(4,765,849)	(0.95)	(4,383,299)	382,550	238,053	(5,003,902)	(1.00)		
					4,547,609	0.91	4,165,059			4,785,662	0.96		

5

平成24年度予算概要

3. 下水道関係予算について

(百万円)

<国土交通省>	平成24年度			平成23年度 予算額	対前年度 倍率
	予算額	うち 日本再生 重点化措置	うち 全国防災		
下水道	5,903	1,164	0	11,261	0.52
社会資本整備総合交付金	(1,804,000)※ 1,585,760※	92,000※	146,230※	1,753,870※	(1.03) 0.90

※下水道分は本数値の内数

・上段()書きは、対前年度との比較を容易にするため、内閣府計上の地域自主戦略交付金等に移行した額218,240百万円を加えた場合の計数である。

■全国防災として、首都直下、東海、東南海、南海、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地域における重要管渠、水処理・汚泥処理施設の耐震化・耐水化を推進。

<内閣府>	平成24年度			平成23年度 予算額	対前年度 倍率
	予算額	うち 日本再生 重点化措置	うち 全国防災		
地域自主戦略交付金等(億円)	8,329	989	0	5,120	1.63
地域再生基盤強化交付金(百万円)	61,900	0	6,100	62,000	1.00

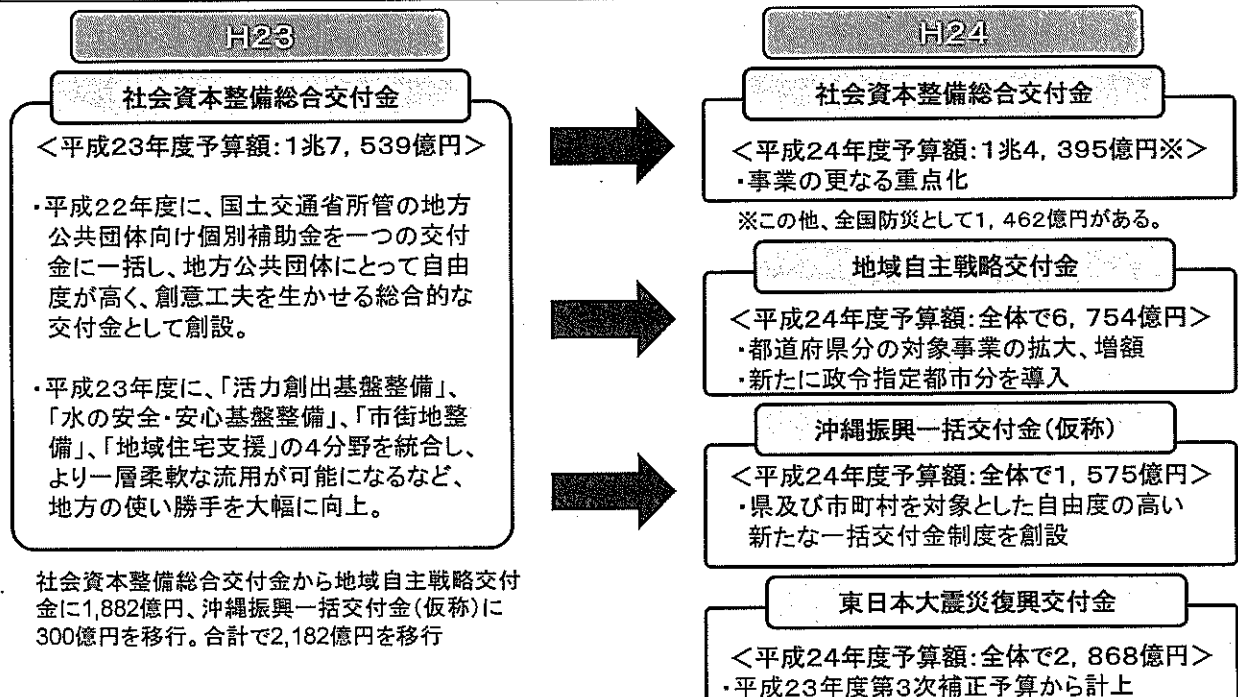
・地域自主戦略交付金等には、沖縄振興一括交付金(仮称)を含む。

■復興庁計上の東日本大震災復興交付金の平成24年度全体額は、286,760百万円である。

6

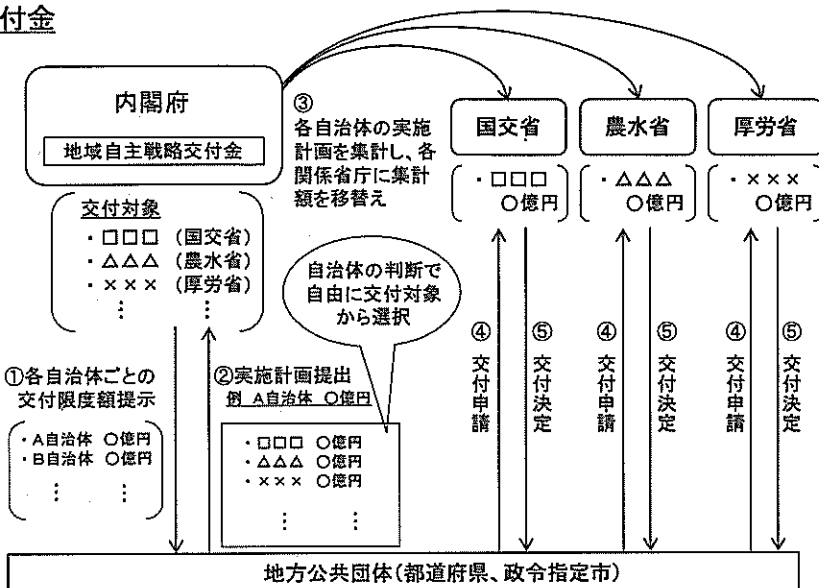
平成24年度予算概要

- 地域自主戦略交付金については、都道府県分の対象事業の拡大、増額を図るとともに、政令指定都市分について導入。また、沖縄分については、県及び市町村を対象に、自由度の高い新たな一括交付金制度を創設。
- 東日本大震災の被災団体の復興地域づくりを支援するため、復興交付金を創設(3次補正から)



平成24年度予算概要

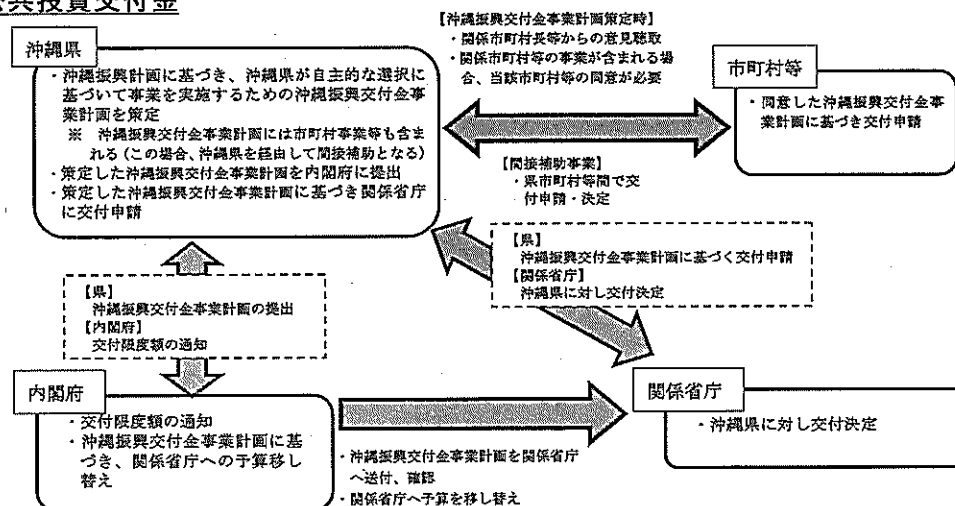
地域自主戦略交付金



- 都道府県(流域下水道事業)
 - ・管渠及びこれを補完する施設の設置又は改築に関する事業(雨水貯留管及び雨水調整池並びにこれらを補完する施設の設置又は改築に関する事業を除く。)
 - ・終末処理場及びこれを補完する施設の設置又は改築に関する事業(全体計画区域内人口が30万人未満であり、かつ、当該事業の実施主体である都道府県の総人口の1割未満である流域下水道事業に限るものとし、公共下水道と一体となって下水污泥等を処理するために実施する事業を除く。)
- 政令指定都市(公共下水道事業)
 - ・汚水に係る管渠及び終末処理場の水処理施設並びにこれらを補完する施設の設置又は改築に関する事業(耐震化、エネルギー利用等機能高度化に関する事業を除く)

平成24年度予算概要

沖縄振興公共投資交付金

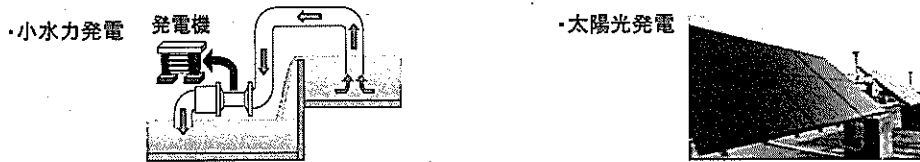


- 沖縄県(流域下水道事業)
 - ・管渠及びこれを補完する施設の設置又は改築に関する事業(雨水貯留管及び雨水調整池並びにこれらを補完する施設の設置又は改築に関する事業を除く。)
 - ・終末処理場及びこれを補完する施設の設置又は改築に関する事業(全体計画区域内人口が30万人未満であり、かつ、当該事業の実施主体である沖縄県の総人口の1割未満である流域下水道事業に限るものとし、公共下水道と一体となって下水污泥等を処理するために実施する事業を除く。)
 - ・終末処理場の水処理施設及びこれを補完する施設の設置又は改築に関する事業(全体計画区域内人口が30万人以上又は沖縄県の総人口の1割以上である流域下水道事業に限るものとし、耐震化、エネルギー利用等機能高度化に関する事業を除く。)
- 市町村(公共下水道事業)
 - ・汚水に係る管渠及び終末処理場の水処理施設並びにこれらを補完する施設の設置又は改築に関する事業(耐震化、エネルギー利用等機能高度化に関する事業を除く。)

4. 新規事項等

1. 新世代下水道支援事業制度の拡充【社会資本整備総合交付金】

○東日本大震災の被災地において、新エネルギー対策を推進するため、下水処理水等を利用した小水力発電、水処理施設等を利用した太陽光発電の整備を図る。



2. 民間活用のための下水道先端的管理手法実証事業に関する調査【国費:20百万円】

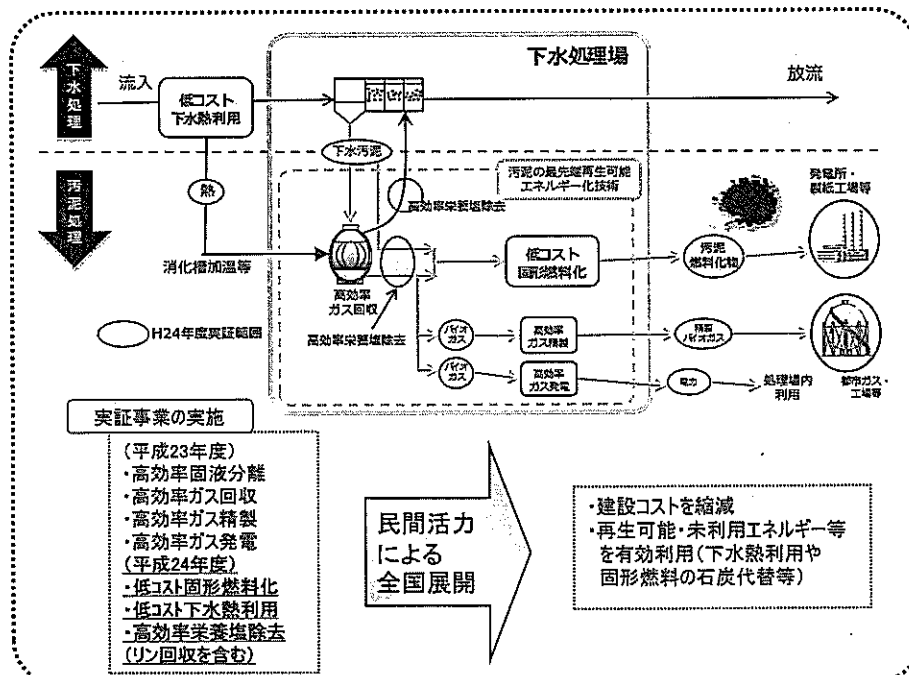
○管路の維持管理等を効果的、効率的に進めるため、効率的な新技術の有効性・経済性の検証等を実施し、管路における点検調査・診断、修繕を組み合わせた効率的・先端的な管理手法を確立し、民間活用の促進を図る。



3. 民間活力による創エネルギー対策(下水道革新的技術実証事業)

【国費:約29億円 うち「日本再生重点化措置」約12億円】

○下水汚泥のエネルギー利用、下水熱利用等に係る革新的技術について、国が主体となって、実規模レベルの施設を設置し技術的な検証を行い、ガイドラインをとりまとめ、民間企業のノウハウ、資金を活用し、全国へ展開する。



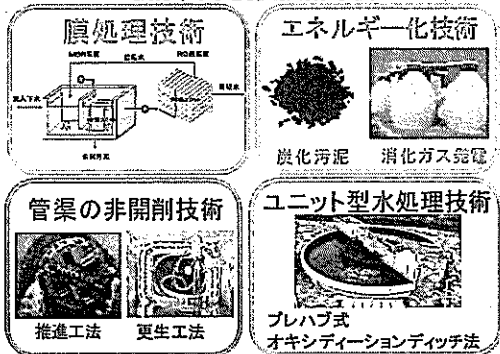
4. 下水道分野の水ビジネス国際展開(継続)【国費:92百万円】

○世界の水ビジネス市場に対して、我が国が培ってきた政策・技術を核とした水インフラを海外展開するための施策を展開する。

政策と技術のパッケージによるプロジェクト形成

▶「プロジェクトの上流部分の下水道政策」と「政策を実現するための日本の優位技術」を組み合わせたプロジェクトを形成。

我が国の優位技術の例



政府間の覚書に基づきプロジェクトを形成し、トップセールス等を通じて提案



ベトナム建設省との覚書締結式
(於:ハノイ H22.12月)

サウジアラビア水・電力省との
覚書締結式
(於:リヤド H23.9月)

国際優位技術を活用した 下水道システムの戦略的な国際標準化

▶「国際標準化戦略アクションプラン (H23.3月知的財産戦略本部決定)」に基づく、下水道分野の国際標準化の推進

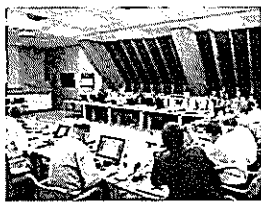
平成23年3月、政府の知的財産戦略本部が「国際標準化戦略アクションプラン」を決定。

国際標準化の取り組み分野

- 再生水利用システム(水質基準など) (ISO/PC253)
- アセットマネジメントシステム(ISO/TC224,PC251)
- クライシスマネジメント (ISO/TC224)



TC224
クライシスマネジメント
(於:ボン H22.11月)

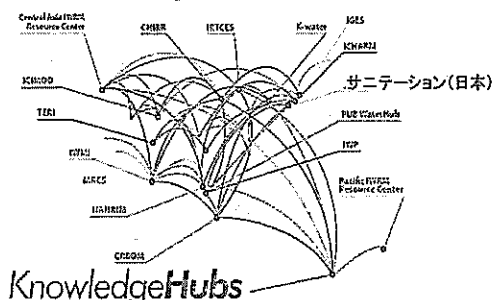


TC224
アセットマネジメント
(於:ウィーン H23.3月)

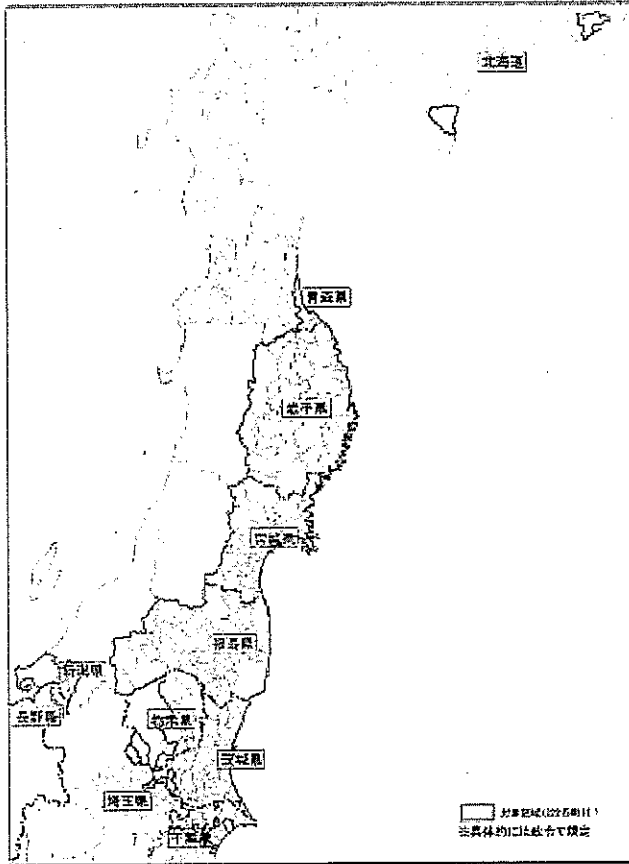
日本版ハブ(国際展開拠点) 構想の推進

水ビジネス海外展開に係る産学官の個々の取り組みを、国と地方公共団体の連携強化のもと、総合的に発信するための拠点として、日本版ハブ構想を推進。

下水道分野は、日本が国際的なKnowledge Hubとして承認



(参考)東日本大震災復興特別区域法の対象区域  国土交通省



- 北海道: 広尾町 浜中町
 青森県: 八戸市 三沢市 おいらせ町 階上町
 岩手県: 県内全市町村
 宮城県: 県内全市町村
 福島県: 県内全市町村
 茨城県: 水戸市 日立市 土浦市 古河市 石岡市 結城市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 銚田市 つくばみらい市 小美玉市 茨城町 大洗町 城里町 東海村 大子町 美浦村 阿見町 河内町 利根町
 栃木県: 宇都宮市 足利市 佐野市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 高根沢町 那須町 那珂川町
 埼玉県: 久喜市
 千葉県: 千葉市 銚子市 市川市 船橋市 松戸市 成田市 佐倉市 京金市 旭市 習志野市 八千代市 我孫子市 浦安市 印西市 富里市 匝瑛市 香取市 山武市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 大網白里町 九十九里町 横芝光町 白子町
 新潟県: 十日町市 上越市 津南町
 長野県: 栄村

(参考)東日本大震災復興特別区域法の枠組み  国土交通省



(参考)東日本大震災復興交付金について

目的：復興交付金の創設により、被災地方公共団体が自らの復興プランの下に進める地域づくりを支援し、復興を加速させる。

対象：著しい被害を受けた地域の復興地域づくりに必要となる事業

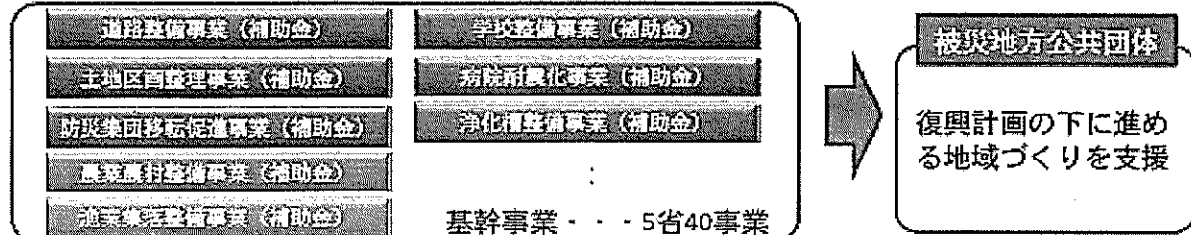
(注) 東日本大震災財特法の特定被災区域である市町村等及び当該市町村において道県が行う上記の事業

規模：国費1兆5,612億円（事業費1兆9,307億円） ※事業費は国費+地方負担

基幹事業

■被災地方公共団体の復興地域づくりに必要なハード事業を幅広く一括化

(事業費1兆4,302億円)



基幹事業に関連して自主的かつ主体的に実施する事業 (効果促進事業等 (関連事業))

■用途の自由度の高い資金により、ハード・ソフト事業ニーズに対応

(事業費5,006億円、補助率80%、基幹事業費の35%を上限)

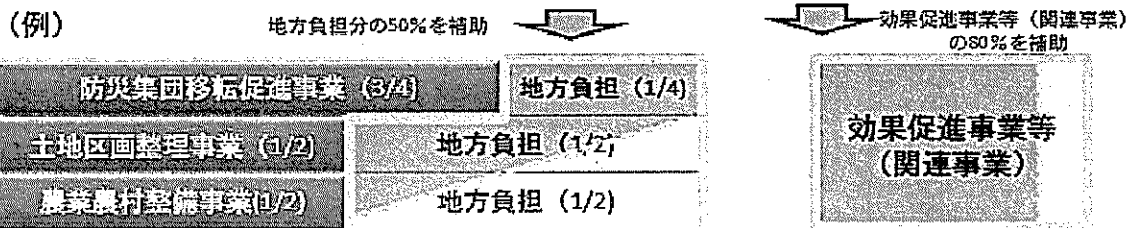


(参考)東日本大震災復興交付金について

地方負担の軽減

■地方負担については、①追加的な国庫補助、及び②地方交付税の加算、により全て手当

①追加的な国庫補助：地方負担分の50%及び効果促進事業等 (関連事業) の80%を国庫補助



②地方交付税の加算：なお生じる地方負担は地方交付税の加算により確実に手当て (その財源は3次補正で全額措置)

■執行の弾力化・手続の簡素化

○ワンストップ化 市町村の復興計画全体 (関連する県事業を含む) をパッケージで国に提出。

○執行上の弾力化等 事業間流用や年度間調整 (検討中)、交付・繰越・変更等に係る諸手続の簡素化

復興庁 (※) で予算を一括計上し、市町村が提出する計画に基づいて配分。
 各府省と協力して事業実施。

(※) 復興庁が設置されるまでの間は内閣府

(参考)東日本大震災復興交付金について

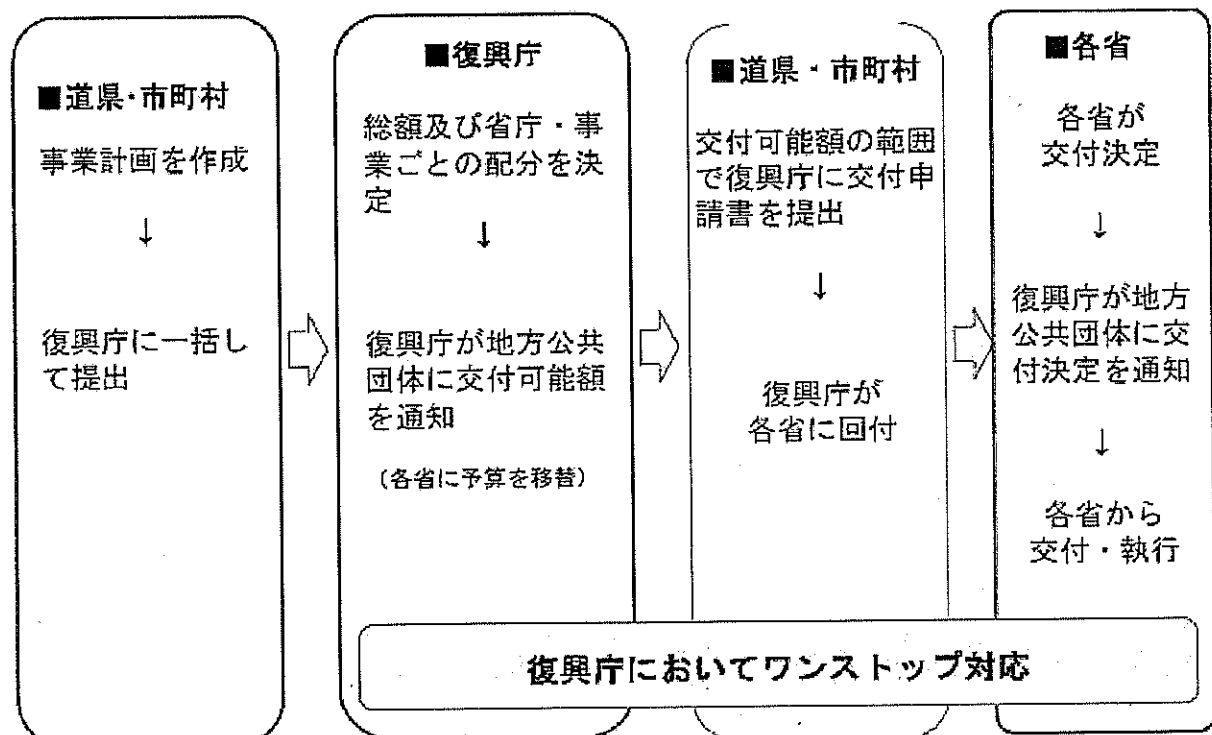
東日本大震災復興交付金に利用可能な対象事業（5省40事業）

※本リストは3次補正予算における対象事業であり、復興期間全体を通した場合には、内容が変更となる可能性がある。

番号	事業名	番号	事業名
大規模災害			
1	公立学校施設整備費国庫負担率引上げ事業(公立小中学校等の新増築・統合)	18	道路事業(高台移転等に伴う道路整備(区画整理))
2	学校施設耐震改修事業(公立学校の耐震化等)	19	道路事業(道路の防災・震災対策等)
3	幼稚園等の統合化・多機能化推進事業	20	災害公営住宅整備事業 (災害公営住宅整備事業、災害公営住宅用地取得促進費等補助事業等)
4	伝統文化財発掘調査事業	21	災害公営住宅家賃低減化事業
厚生労働省			
5	高齢者施設整備事業	22	東日本大震災特別復興経費事業【新規】
6	介護施設復興ふりかへし整備事業【新規】 [「定額給付金・臨時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等]	23	公営住宅等ストック総合改善事業(耐震改修、エレベーター改修)
7	障害者等の統合化・多機能化推進事業	24	住宅地改良事業(不良住宅除去、改良住宅の建設等)
農林水産省			
8	農山漁村地域復興基盤整備事業 (水産加工等の基盤整備、農地等の生産基盤整備等)	25	小規模住宅地区改良事業(不良住宅除去、小規模改良住宅の建設等)
9	農山漁村活性化プロジェクト支援(復興交付)事業 (被災した生産施設、生産環境施設、地域間交流拠点整備等)	26	住宅市街地総合型事業(住宅市街地の再発、整備)
10	農山漁村・地域づくり推進整備事業 (水・大沼等の生産に必要な水利施設整備等)	27	優良建築前等整備事業(市街地住宅の供給、住宅の防災等)
11	被災地域農業復興総合支援事業(農業用施設整備等)	28	住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物新築改修事業)
12	漁業資源防災復元強化事業(漁業資源地盤高上げ、生産基盤整備等)	29	住宅・建築物安全ストック形成事業(おけ地近接等危険住宅移転事業)
13	漁業資源復元強化事業(漁業資源地盤高上げ、排水対策等)	30	造り直し地盤補強緊急対応事業【新規】
14	水産資源利用施設復興整備事業 (水産資源利用施設、漁港施設、施設用機器生産施設整備等)	31	津波復興拠点整備事業【新規】
15	農林水産関係施設復興緊急整備事業	32	市街地再開発事業
16	水質バイオマス施設等緊急整備事業	33	都市再生区画整備事業(都市市街地復興土地区画整理事業等)
国土交通省			
17	定額事業(市街地再開発の模様転移)	34	都市再生区画整備事業(市街地活性化対策事業)
		35	都市防災推進事業(市街地活性化対策事業)
		36	都市防災推進事業(津波シミュレーション等の計画調査等)
		37	下水道事業
		38	都市公園事業
		39	防災訓練等推進事業
		40	復興社会共創型防災推進事業(被災者支援)

(参考)東日本大震災復興交付金について

復興交付金の事務手続



「復興庁」とあるのは、復興庁が設置されるまでの間は内閣府

- 東日本大震災復興交付金は、大震災により、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために事業を行う地域を対象とし、基幹事業は、災害復旧事業を除く、地震の震動、津波、地盤沈下、液状化、地すべりその他大震災の被害からの復興のために行う事業。
- 具体的には、特定市町村が作成する復興交付金事業計画に位置づけられた事業となるが、下水道事業としては、現在のところ、地盤沈下地域の雨水排水施設の整備、移転地域における汚水排水施設、雨水排水施設の整備等に対して交付限度額を通知。

東日本大震災復興交付金 平成23年度交付可能額通知(第1回)

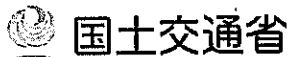
道県名	交付金交付自治体	交付金交付額
岩手県	陸前高田市、釜石市、大槌町	219,675(千円)
宮城県	仙台市、石巻市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、松島町、七ヶ浜町、	1,643,145(千円)
福島県	相馬市	301,200(千円)

(3)東日本大震災からの復旧・今後の津波対策について

平成24年4月

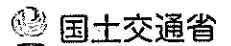
国土交通省 水管理・国土保全局

下水道部 下水道事業課



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

下水道の被災・復旧状況



○下水道関係の災害査定は警戒区域内を除いて全て終了済。
○今後、本復旧に向けた災害復旧工事が本格化。

【下水管きよ】

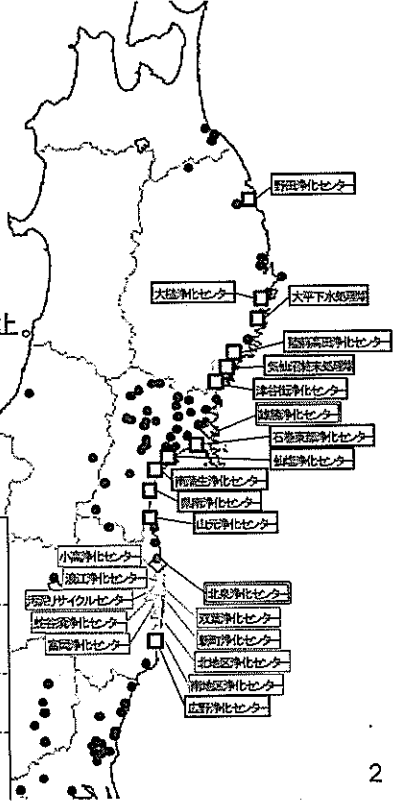
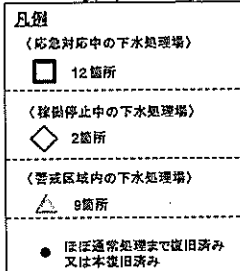
- 被災のあった11都県132市町村の下水管きよ総延長は約6万5,000km。
- このうち、被災延長は642kmであり、被災率は1.0%(3月5日現在)。

(参考)過去の大規模地震における被災率
 阪神・淡路大震災 1.2%
 新潟県中越地震 4.6%

【下水処理場】

- 震災当初は120箇所が被災し、そのうち48箇所が稼働停止。
- その後、復旧等が進み、現在は2箇所で汚水の発生がないため稼働停止。
- 12箇所で応急対応中。

被害状況	震災当初	現状	
稼働停止	48	2	
応急対応中	-	現位置にて応急対応中	10
		別位置にて応急対応中	2
一部停止	63	-	
警戒区域内	9	9	
正常に稼働	-	97	
計	120	120	



下水処理場の復旧状況の事例①～仙台市南蒲生浄化センター～

- 仙台市が管理する南蒲生浄化センターは、仙台市民約70万人の汚水を処理する東北地方最大の下水処理場。
- 初期対応期、水質改善期（Ⅰ）、水質改善期（Ⅱ）、完全復旧期の4段階に分けて着実に復旧。

	H23				H24				H25				H26以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
南蒲生浄化センター	初期対応期				水質改善期(Ⅰ)				水質改善期(Ⅱ)				完全復旧期

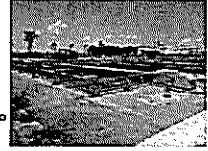
STEP1



初期対応期

発災直後～平成24年1月

- 汚水の簡易処理(沈殿+消毒)の実施。(BOD120mg/L)
- 市街地から処理場まで無動力で排除可能→汚水溢水被害なし。



STEP2



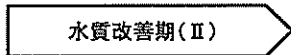
水質改善期(Ⅰ)

平成24年1月～平成24年3月

- 流入汚水の半分を既存の土木施設を活用して中級処理。(BOD60mg/L程度)



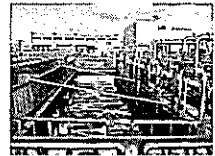
STEP3



水質改善期(Ⅱ)

平成24年4月～平成27年度中

- 流入汚水の全量を既存の土木施設を活用して中級処理。(BOD40mg/L程度を目標)



STEP4



完全復旧期

- 全ての機能が震災前の状態まで回復。(BOD15mg/L)

3

下水処理場の復旧状況の事例②～宮城県 県南・仙塩浄化センター～

- 宮城県が管理する県南浄化センターは、5市6町(仙台市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、丸森町、亶理町)の約30万人、仙塩浄化センターは、3市3町(仙台市・塩竈市・多賀城市・七ヶ浜町・利府町・大和町)の約30万人の汚水を処理する下水処理場。
- 初期対応期、水質改善期（Ⅰ）、水質改善期（Ⅱ）、完全復旧期の4段階に分けて着実に復旧。

	H23				H24				H25				H26以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
阿武隈川下流流域下水道 県南浄化センター (所在地:岩沼市)	初期対応期				水質改善期(Ⅰ)				水質改善期(Ⅱ)				完全復旧期
仙塩流域下水道 仙塩浄化センター (所在地:多賀城市)	初期対応期				水質改善期(Ⅰ)				水質改善期(Ⅱ)				完全復旧期

STEP1

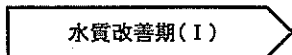


初期対応期

- 主ポンプの復旧により、居住空間から汚水を確実に排除。
- 汚水の簡易処理(沈殿+消毒)の実施。(BOD120mg/L)



STEP2



水質改善期(Ⅰ)

- 『簡易ばっ気+消毒』処理による処理水質の向上。(BOD100mg/L程度)



STEP3



水質改善期(Ⅱ)

- 全処理系列のうち半分程度を復旧させて、処理水質をさらに向上。(BOD60mg/L程度を目標)

STEP4



完全復旧期

- 汚泥焼却施設を除く全ての機能が震災前の状態まで回復。(BOD15mg/L)

4

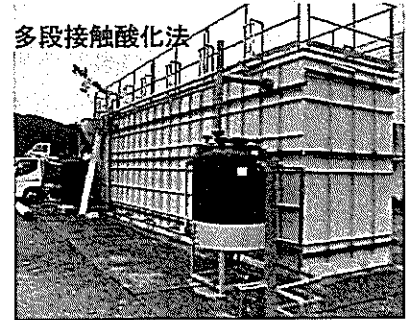
下水処理場の復旧状況の事例③～気仙沼終末処理場～国土交通省

- 市街地が津波で大きな被害。残った世帯の汚水を処理場とは別の位置で処理。
- 処理場を元の位置・別の位置いずれで本復旧するかは、今後の復興まちづくりを踏まえて決定。

	H23				H24				H25				H26以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
気仙沼終末処理場	初期対応期				処理場とは別の位置で処理をしつつ、本復旧のあり方については復興まちづくりを踏まえて決定								



<仮設処理施設①>

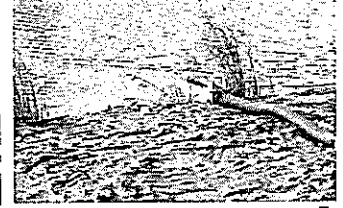


<仮設処理施設②③>

簡易活性汚泥法



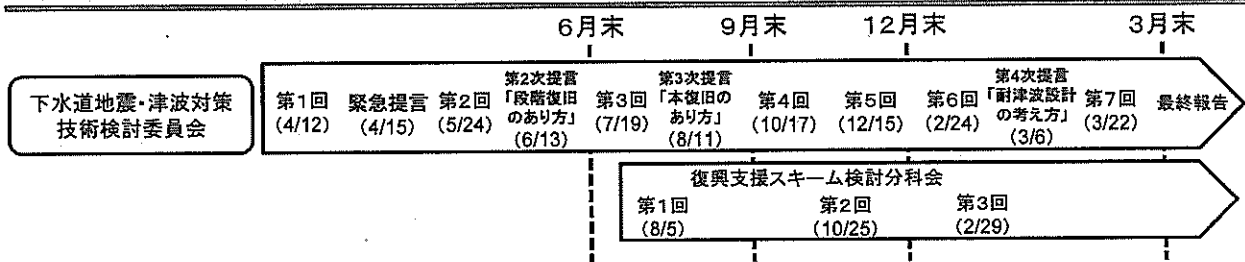
放流の状況



5

下水道地震・津波対策技術検討委員会について

国土交通省



【下水道地震・津波対策技術検討委員会 委員】

- | | | |
|-----|-------|-----------------------------|
| 委員長 | 濱田 政則 | 早稲田大学創造理工学部社会環境工学科 教授 |
| 委員 | 今村 文彦 | 東北大学大学院工学研究科附属災害制御研究センター 教授 |
| 委員 | 大村 達夫 | 東北大学大学院工学研究科土木工学専攻 教授 |
| 委員 | 中林 一樹 | 明治大学大学院政治経済学研究科 特任教授 |
| 委員 | 野村 充伸 | 日本下水道事業団 技術戦略部長 |
| 委員 | 藤間 功司 | 防衛大学校システム工学群建設環境工学科 教授 |
| 委員 | 藤本 康孝 | 横浜国立大学工学部電子情報工学科 准教授 |
| 委員 | 松尾 修 | (財)先端建設技術センター 普及振興部長 |
| 委員 | 安田 進 | 東京電機大学理工学部建築・都市環境学系 教授 |

○4月中に最終報告をとりまとめの予定。

⇒ 耐震指針等の改定へ

耐津波対策を考慮した下水道施設設計の考え方

(1) 今後の津波想定

津波防災地域づくり法に基づき都道府県知事が定める、「最大クラスの津波」による浸水

(2) 要求される耐津波性能

被災時においても以下の機能は確保すべき

○ 下水の市街地からの排除 → 「逆流防止機能」、「揚水機能」

○ 水系伝染病感染の防止 → 「消毒機能」

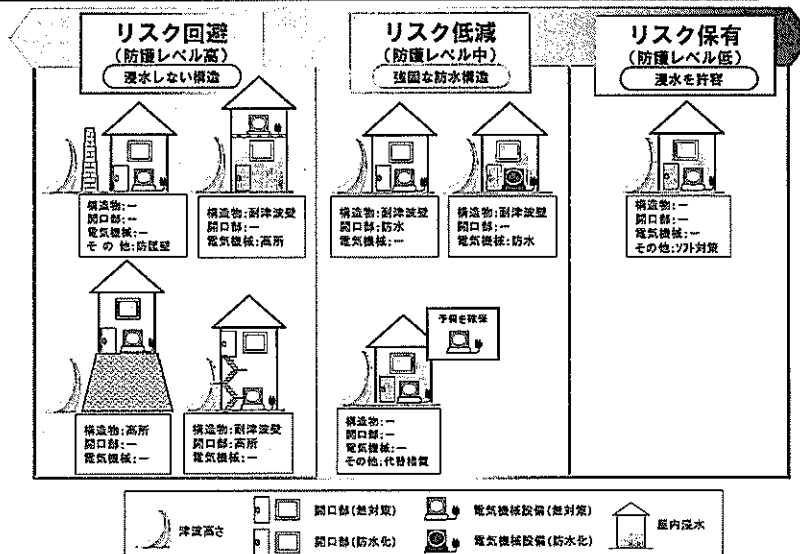
施設種別	管路施設	ポンプ場	処理場		
機能区分	全体機能				
	基本機能			その他の機能	
	逆流防止機能	揚水機能	揚水機能 消毒機能	沈殿機能 脱水機能	左記以外
耐津波性能	被災時においても「必ず確保」 ○			一時的な機能停止は許容するもの 「迅速に復旧」 ●	一時的な機能停止は許容するもの 「早期に復旧」 △

下水道施設の標準的な耐津波性能

耐津波対策を考慮した下水道施設設計の考え方

下水道施設における対策の考え方

耐津波性能	必ず確保	迅速に復旧	早期に復旧
防護レベル	高 ←	中	→ 低
	リスク回避 ※やむを得ない場合は「リスク低減」	リスク低減	リスク保有
対応策	浸水しない構造 (浸水高さ以上に設置 又は、浸水高以上の防護壁により防護) ※やむを得ない場合は「強固な防水構造」	強固な防水構造 (防水扉 又は 設備等の防水化)	浸水を許容



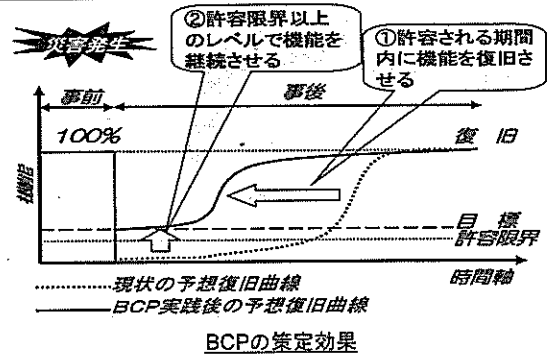
東日本大震災で明らかになった課題を踏まえ、平成21年に策定した旧マニュアルを改定し「下水道BCP策定マニュアル～第2版～(地震・津波編)」を新たに策定。

下水道BCPとは

被災時における人材や資機材の不足等、制約条件を考慮した対応計画。発災後の対応能力を向上させ、従来よりも速やかにかつ高いレベルで下水道の機能を維持・回復させることを目的とする。

主な改訂内容

- ① 想定する事象として、津波を追加
津波の規模は「最大クラス」の津波を想定
- ② 簡易な被害想定方法として、過去の被災事例から類似の箇所を抽出し、想定する手法を記載



管理施設(A処理場)
 ・想定津波浸水深2.0m
 ・海岸からの距離・・・500m
 ・処理水量・・・20,000m³/d
 ・周辺の状況等・・・防潮堤設置済
 周辺は倉庫街

被災事例を参考にシナリオを作成

類似

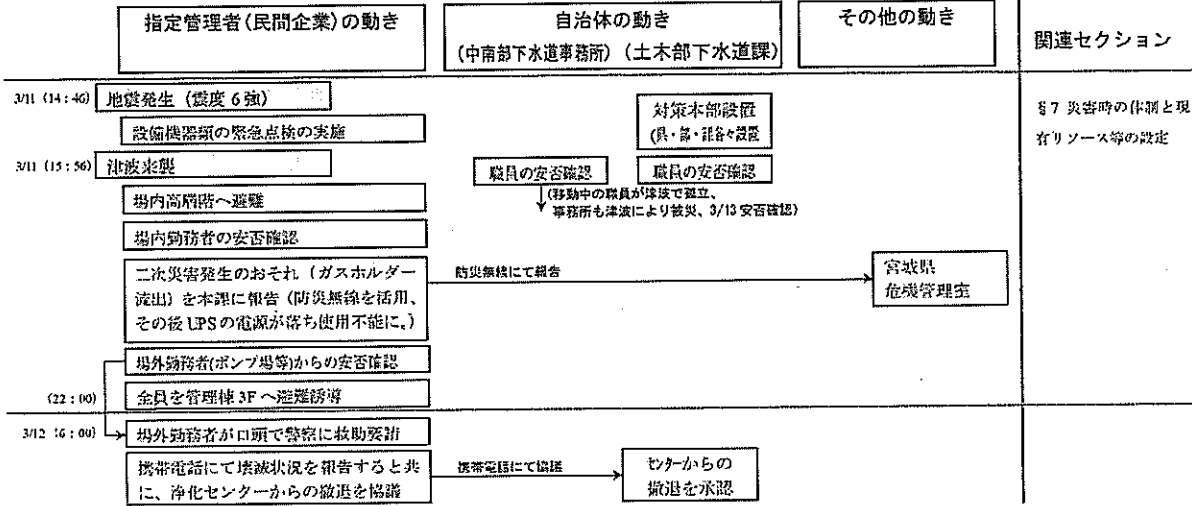
No.	海岸からの距離(m)	処理能力(日最大)万m ³	周辺の状況等	施設名称	施設の被災箇所	施設の受入量	被災対象工程	被災程度 設備 機能 被災状況	補正	
3	0～500	17,000	周辺の防潮堤設置済のみ。 周辺はオイルターミナルや倉庫街。 処理場内から車や瓦礫が水溝などに流入した。	管理棟	1・BF全機械電気設備	1FL+2.5	電気・機械・電気	C	0	監視装置は2階で被災せず
				排水井	制御盤	FL+0.8	電気	C	0	
				最初沈没池	装置・全機械電気設備	FL+1.7	土木・機械・電気	C	0	内部の瓦礫・汚水清掃必要
				反応タンク	装置設置部分損傷	FL+2.1	機械	B	b	内部の瓦礫・汚水清掃必要
				最終沈没池	全機械電気設備	FL+2.9	土木・機械・電気	C	0	内部の瓦礫・汚水清掃必要
				清毒設備	薬注全設備・オート	FL+2.9	機械・電気	C	0	内部の瓦礫・汚水清掃必要
				導内管渠	-	-	-	A	a	-
				放流管・社口	-	-	-	A	a	-
				消化設備	全機械電気設備	GL+3.2	機械・電気	C	0	ガスタンク・ボイラー等含む
				送電機	送電機設備	FL+2.9	機械・電気	C	0	貯蓄機含む。清掃必要
				排水機	-	0	-	A	a	2階のため被災せず
				最初沈没池	電気設備	1FL+2.5	電気	C	0	2階部分浸水

被害想定イメージ

類似の被災事例

- ③ 非常時対応計画(具体的な対応手順を時系列で整理したもの)の策定の参考となるよう、東日本大震災の際の下記3つの事業における対応を、詳細な時系列で掲載

宮城県阿武隈川下流流域下水道、仙台市、浦安市



宮城県阿武隈川下流流域下水道における対応(マニュアルからの抜粋)

- ④ 事前対策の参考となるよう、東日本大震災における対応の好事例を掲載
処理場復旧にあたっての連絡協議会の設置、住民配布用チラシの事前準備など
- ⑤ 応急復旧等のために必要な資機材については、備蓄だけでなく被災後の調達も含めて検討することを明記(調達にあたっては民間企業等との事前協定も重要)

⇒ 本マニュアルに基づき、下水道BCPの策定を!

- 災害にかかった施設を原形に復旧することを目的とするもの。
- ただし、原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合に、これに代わるべき必要な工事の施工(従前の効用を復旧するための位置・形状・寸法の変更や材質の改良等)も可能。

東日本大震災における災害復旧事業の特例等

発出日	文書番号等	文書名	概要
H23.4.5	国国防第1号	東北地方太平洋沖地震に係る下水道施設被災状況調査の簡素化について	<ul style="list-style-type: none"> ・TVカメラ調査の簡略化(連続する5スパンにつき最低1スパン程度) ・機械設備の電気部品、電気設備の被災確認簡略化(図面等による水没の確認)等
	事務連絡	東北地方太平洋沖地震に係る下水道施設被災状況調査におけるTVカメラ調査を実施しないスパンの被災状況写真の撮り方について	
H23.4.15	事務連絡	下水道施設の復旧について	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道地震・津波対策技術検討委員会「下水道施設の復旧にあたっての技術的緊急提言」
H23.4.19	国国防第11号	東日本大震災による災害復旧事業の査定等の簡素化について(通知)	<ul style="list-style-type: none"> ・机上査定の実用限度額を300万円未満から5000万円未満に引き上げ等
	事務連絡	東日本大震災に係る公共土木施設(下水道)災害復旧事業における管路復旧の考え方について	<ul style="list-style-type: none"> ・管路復旧判定基準、復旧工法基準
H23.5.10	事務連絡	東日本大震災に係る災害復旧事業における下水道の排水施設の掘削土量減率について	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削土量7割削減(掘削土量削減率)の適用(岩手、宮城、福島、茨城、千葉の各都県)等
H23.5.11	国国防第19号	東日本大震災による災害復旧事業の査定等の簡素化について(通知)	<ul style="list-style-type: none"> ・採択保障の、地所の決定見込額を4億円以上から30億円以上に引き上げ等
	事務連絡	東日本大震災に係る公共土木施設(下水道)災害復旧事業における箇所別の考え方について	<ul style="list-style-type: none"> ・管渠は、処理区分、幹線管きよごとに一箇所として可 ・ポンプ場は、主要な施設又は工程ごとに一箇所として可
H23.5.19	事務連絡	下水道施設の復旧にあたって留意すべき事項について	<ul style="list-style-type: none"> ・機械電気設備を省エネルギー型のものとするなど、適切な設備の採用等
H23.6.13	事務連絡	「段階的応急復旧のあり方」について	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道地震・津波対策技術検討委員会第2次提言「段階的応急復旧のあり方」
H23.6.17	事務連絡	公共土木施設(下水道)災害復旧事業における応急工事費について	<ul style="list-style-type: none"> ・仮処理工事等は、本復旧まで時間を要する場合は、段階的に処理レベルを向上させるための工事を含むこと等
H23.8.11	事務連絡	「東日本大震災で被災した下水道施設の復旧のあり方」について	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道地震・津波対策技術検討委員会第3次提言「東日本大震災で被災した下水道施設の復旧のあり方」
H23.11.16	国水防第551号	平成23年東北地方太平洋沖地震により被災した沿岸部の道路及び下水道施設に係る災害復旧事業の特例について(通知)	<ul style="list-style-type: none"> ・津波で被災した沿岸部では、復興計画との関係上、復旧方法を特に検討する必要がある場合を協議設計の対象に追加等
	事務連絡	平成23年東北地方太平洋沖地震により被災した沿岸部の道路及び下水道施設に係る災害復旧事業の特例の運用について	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧位置や復旧高さ(埋設深)は復興計画に合わせた位置に変更可等

東日本大震災における「協議設計」の特例

- 11月16日付通知に基づく特例は、津波で被災した沿岸部では、概略的な設計で査定を受け、実際の復旧方法は復興まちづくりにあわせて柔軟に設計変更するもの。
- これにより、津波の影響等で被災状況の調査ができない場合や、復興まちづくり計画が未定で詳細な復旧計画が立案できない場合であっても災害査定を受けることが可能に。
- 災害査定を受けることで、仮設処理施設の設置費用や、その運転に要する経費(電気代、薬品代など)等の国庫補助ができるため、被災自治体にとって財政上のメリット大。

東日本大震災における下水道災害査定の結果

平成24年3月21日時点

	申請件数	申請金額(千円)	決定件数	決定金額(千円)
青森県	7	866,193	7	848,918
岩手県	55	14,508,908	55	13,902,412
宮城県	612	222,940,405	612	221,610,295
福島県	107	16,148,819	107	15,743,482
茨城県	199	15,418,332	199	14,860,546
栃木県	6	88,443	6	76,304
埼玉県	2	15,800	2	15,800
東京都	11	4,313,723	11	3,016,581
千葉県	98	18,300,040	98	14,728,277
新潟県	3	164,418	3	159,056
長野県	1	6,687	1	6,365
仙台市	131	69,060,877	131	68,811,726
千葉市	13	1,011,189	13	980,445
計	1245	362,843,834	1,245	354,760,207

管きよ・ポンプ施設の災害復旧採択事例

区分	自治体名	復旧の概要
管きよ	宮城県岩沼市	埋設深が深く開削による布設替えが困難、かつ損傷の状態から更生工法の採用が不適當な区間における「改築推進工法」の採用
	岩手県花巻市	被災した下水管の上部にある水道管の移設に多額の費用がかかるため、下水管のルートを変更
	岩手県釜石市	津波で被災した水管橋(旧耐震基準で設計)について、現行耐震基準に基づき設計を行い、型式を変更
	福島県広野町	津波で被災した水管橋について、小口径推進工法による河川横断に変更
ポンプ施設	福島県いわき市	津波対策として建築物の海側の窓を閉塞するとともに、海側の扉の前面に防水壁を設置
	茨城県日立市	津波による浸水対策のため、操作盤の設置高さを浸水高さ以上に変更

15

水処理・汚泥処理施設の災害復旧採択事例

区分	自治体名	復旧の概要
水処理・汚泥処理施設	宮城県仙台市	地盤沈下や基礎杭損傷等のため、原形復旧では経済性や早期復旧の観点で不適當であることから、反応タンクの深槽化や沈殿池の2階槽化等により形状・寸法を変更
	宮城県阿武隈川下流流域	津波による浸水対策のため、シャッター一部等を防水ゲート扉に変更
	宮城県仙塩流域	津波による浸水対策のため、自家発電施設の周囲に防水壁を設置
	宮城県塩竈市	津波による浸水対策のため、受変電設備の周囲に防水壁を設置
	岩手県大船渡市	津波による浸水対策のため、電気室の出入りに防潮板を設置
	宮城県仙塩流域	簡易処理に要する凝集剤・塩素等の薬品代、汚泥処理の費用を応急仮工事の費用として採択
	宮城県塩竈市	津波による浸水対策のため、操作盤の設置高さを浸水高さ以上に変更
	岩手県陸前高田市	復興計画との関係で処理場の復旧方針が決まらないため、応急仮工事として別位置に膜分離活性汚泥法による仮設処理施設を設置
	宮城県阿武隈川下流流域	津波対策として建築物の海側の開口部をコンクリートで閉塞
	宮城県阿武隈川下流流域	震災による需要の変化により、汚泥処理方式を汚泥燃料化に一本化(被災前は汚泥燃料化+肥料化)

16

(4) 地震対策・浸水対策の推進

1) 地震対策等の推進について

① 最近の主な地震における下水道施設の被害状況

最近の主な地震における下水道施設の被害状況（総括）（平成24年2月末時点）

地震名	マグニチュード 震源深さ	下水道施設の被害状況			
		地方公共 団体数	被害額 (百万円)	主な被害内容	被害管きよ (km)
兵庫県南部地震 平成7年1月17日	M7.3 約16km	(兵庫県)	約64,200	・8処理場で処理機能に影響が出る被害 ・特に東灘処理場は100日以上にわたって処理 機能が停止	約180 ※1
新潟県中越地震 平成16年10月23日	M6.8 約13km	(新潟県) 1県6市 1町3村	20,579	・堀之内浄化センターで流入渠の破断により水 処理機能停止	152
能登半島地震 平成19年3月25日	M6.9 約11km	(石川県) 3市3町	1,882		15
新潟県中越沖地震 平成19年7月16日	M6.8 約17km	(新潟県) 4市1町 (長野県) 1市	6,203	・柏崎市浄化センターの汚泥棟基礎杭一部破損 ・ダクトや配管の破損	53
岩手・宮城内陸地震 平成20年6月14日	M7.2 約8km	(岩手県) 1県2市 (宮城県) 1県1市	504	・水沢浄化センターの一次消化タンク攪拌機破 損	3
東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災) 平成23年3月11日	M9.0 約24km	(青森県) (岩手県) (宮城県) (福島県) (茨城県) (栃木県) (埼玉県) (東京都) (千葉県) (新潟県) (長野県) (神奈川県)	約355,000	・処理場120箇所、ポンプ場112箇所において、 稼働停止、施設損傷等の被災(震災当初)。 ・管きよ65,001kmのうち約642kmで液状化等の 被災(H24.3末時点)。	642 ※2

※1 代表として兵庫県内の被害状況を記載

出典:「阪神・淡路大震災 下水道施設災害の記録」平成8年3月(兵庫県土木部下水道課)

※2 国土交通省下水道部調べより

② 下水道総合地震対策事業について

下水道総合地震対策事業は、D I D地域を有する都市など地震対策に取り組む必要性が高い地域において、「下水道総合地震対策計画」を策定し、下水道の地震対策を重点的に推進するもので、重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を行うものである。

本事業では、通常の交付対象範囲に加え、防災拠点や高齢者・障害者等要援護者関連施設等と終末処理場とを接続する管きよや緊急輸送路等の下に埋設されている管きよ、防災拠点や高齢者・障害者等要援護者関連施設等が存在する排水区域における下水道排除面積が一定規模以上の貯留・排水施設の耐震化、防災拠点等に整備するマンホールトイレシステムなどを交付対象としており、通常事業に比べて交付対象範囲が大幅に増加している。

本事業は、平成23年12月末時点で神戸市等130箇所の公共下水道、50箇所の流域下水道の計180箇所において総合計画が策定され、事業が進められている。

本事業は、計画策定期間が平成21年度より5年間以内で対策を実施する制度であることに留意されたい。なお、下水道浸水被害軽減総合事業及び下水道総合地震対策事業の地区要件に該当する地区については、国土交通省において、両事業の該当地区として登録し、市町村や地区ごとの事業の進捗状況を下水道部ホームページに公表している。

計画の策定にあたっては、「防災」の観点から施設が損壊しないようにする耐震化のみならず、「減災」の観点から仮設池や仮配管などの簡易で応急的な対策が有効であることを踏まえ、地域の実情に応じ、このような暫定対策の実施場所や方法の想定、必要な資機材の備蓄などを適切に位置づけることを検討されたい。

[関連通知文書等]

□下水道総合地震対策事業実施要綱について（平成21年4月1日 国都下事第494号）

□下水道総合地震対策事業実施要綱の運用について（平成21年4月1日 国都下事第498号）

「下水道総合地震対策事業」を実施している市町村及び流域下水道一覧（平成23年12月末時点）

下水道総合地震対策事業を実施している市町村及び流域下水道一覧（平成23年12月末時点）

公共下水道（130箇所）

都道府県	市町村等	計画策定状況
1北海道	札幌市	※
2青森県	青森市	※※
3岩手県	盛岡市	H22.3.19計画策定
4岩手県	二戸市	H23.11.8計画策定
5宮城県	仙台市	※
6宮城県	多賀城市	H22.12.28計画策定
7宮城県	東松島市	※
8宮城県	女川町	H21.10.26計画策定
9群馬県	前橋市	※
10埼玉県	さいたま市	※
11埼玉県	所沢市	H22.2.18計画策定
12埼玉県	川口市	※
13千葉県	千葉市	H22.6.23計画策定
14千葉県	松戸市	※
15千葉県	船橋市	H21.8.4計画策定
16千葉県	我孫子市	H21.8.4計画策定
17千葉県	袖ヶ浦市	H21.8.4計画策定
18千葉県	白井市	H21.8.4計画策定
19千葉県	栄町	H21.8.4計画策定
20東京都	都部	H23.3.4計画策定(変更)
21東京都	八王子市	※
22東京都	三鷹市	※
23東京都	国分寺市	※
24東京都	清瀬市	※
25東京都	国立市	H21.8.5計画策定
26東京都	昭島市	H21.8.5計画策定
27東京都	小平市	H21.12.15計画策定
28東京都	あきる野市	H21.12.15計画策定
29東京都	立川市	H22.2.22計画策定
30東京都	町田市	H22.2.22計画策定
31東京都	柏江市	H22.2.22計画策定
32東京都	東久留米市	H22.2.22計画策定
33東京都	調布市	H22.3.31計画策定
34東京都	小金井市	H22.3.31計画策定
35茨城県	日立市	H23.2.10計画策定
36神奈川県	横浜市	H23.3.29計画策定
37神奈川県	川崎市	H22.3.31計画策定
38神奈川県	横浜須賀町	※
39神奈川県	鎌倉市	※
40神奈川県	茅ヶ崎市	※
41神奈川県	藤野市	※
42神奈川県	小田原市	H22.3.31計画策定
43新潟県	新潟市	H21.9.24計画策定
44新潟県	長岡市	H21.7.10計画策定
45新潟県	柏崎市	H21.10.28計画策定
46新潟県	十日町市	H21.6.26計画策定
47新潟県	糸魚川市	H21.6.26計画策定
48新潟県	魚沼市	※
49新潟県	南魚沼市	H22.1.26計画策定
50新潟県	湯沢町	※
51新潟県	津南町	H21.9.15計画策定
52新潟県	上野村	※
53新潟県	弥彦村	※
54石川県	金沢市	※
55山梨県	甲府市	※
56山梨県	山梨市	H21.5.21計画策定
57山梨県	南アルプス市	H21.5.21計画策定
58山梨県	甲斐市	H21.5.21計画策定
59山梨県	笛吹市	H21.5.21計画策定
60山梨県	甲州市	H21.5.21計画策定
61山梨県	中央市	H21.5.21計画策定
62山梨県	富士河口湖町	H21.5.21計画策定
63山梨県	忍野村	H23.2.10計画策定
64山梨県	山中湖村	H23.2.10計画策定
65長野県	上田市	※
66長野県	松本市	H21.12.7計画策定
67岐阜県	岐阜市	※
68岐阜県	大垣市	※
69岐阜県	多治見市	※
70岐阜県	関市	※
71岐阜県	中津川市	※
72岐阜県	恵那市	※
73岐阜県	瑞浪市	※
74静岡県	静岡市	※
75静岡県	浜松市	※
76静岡県	沼津市	H21.4.23計画策定
77静岡県	三島市	※
78静岡県	伊東市	※
79静岡県	下田市	H23.5.9計画策定
80静岡県	御前崎市	H21.4.23計画策定
81静岡県	清水町	H21.4.23計画策定
82静岡県	吉田町	H21.4.23計画策定
83愛知県	名古屋市長	※
84愛知県	岡崎市	H21.5.29計画策定
85愛知県	半田市	※※
86愛知県	春日井市	H21.5.29計画策定
87愛知県	高浜市	※※
88愛知県	知立市	※
89愛知県	日進市	※
90愛知県	豊田市	H21.7.21計画策定
91愛知県	豊海市	H21.7.21計画策定

都道府県	市町村等	計画策定状況
92愛知県	常陸市	H21.7.21計画策定
93愛知県	みよし市(旧三好町)	H21.5.29計画策定
94愛知県	あま市(旧甚目寺町)	H21.7.21計画策定
95愛知県	豊川市(旧小坂井町)	H21.7.21計画策定
96愛知県	碧南市	H23.3.10計画策定
97愛知県	蟹江町	H23.3.22計画策定
98愛知県	安城市	H23.11.21計画策定
99三重県	津市	H21.6.22計画策定
100三重県	四日市市	※
101三重県	鈴鹿市	H21.4.16計画策定
102三重県	いなべ市	H21.4.27計画策定
103三重県	多気町	※※
104滋賀県	大津市	※
105京都府	京都市	※
106京都府	長岡京市	※
107大阪府	大阪市	※
108大阪府	堺市	H21.11.6計画策定
109大阪府	高槻市	※
110大阪府	守口市	※
111大阪府	枚方市	※
112大阪府	箕面市	※
113大阪府	島本町	※
114兵庫県	神戸市	※
115兵庫県	西宮市	H23.11.25計画策定
116奈良県	香芝市	※
117奈良県	三郷町	※
118奈良県	三宅町	※
119奈良県	河合町	※
120和歌山県	和歌山市	H21.7.7計画策定
121鳥取県	鳥取市	※
122岡山県	倉敷市	※
123広島県	広島市	H21.11.25計画策定
124広島県	福山市	※
125愛媛県	松山市	※
126愛媛県	八幡浜市	※
127愛媛県	四国中央市	※
128福岡県	北九州市	※
129福岡県	福岡市	※
130沖縄県	那覇市	※

流域下水道（50箇所）

都道府県	事業	計画策定状況
1北海道	十勝川流域下水道	※※
2北海道	函館湾流域下水道	※
3宮城県	仙塩流域下水道	※
4宮城県	阿武隈川下流流域下水道	※
5宮城県	鳴瀬川流域下水道	※
6宮城県	吉田川流域下水道	※
7宮城県	北上川下流流域下水道	※
8宮城県	迫川流域下水道	※
9宮城県	北上川下流東部流域下水道	※
10埼玉県	荒川左岸南部流域下水道	H21.12.11計画策定
11埼玉県	荒川左岸北部流域下水道	H21.12.11計画策定
12埼玉県	荒川右岸流域下水道	H21.12.11計画策定
13埼玉県	中川流域下水道	H21.12.11計画策定
14埼玉県	古利根川流域下水道	H21.12.11計画策定
15埼玉県	荒川上流流域下水道	H21.12.11計画策定
16埼玉県	市野川流域下水道	H21.12.11計画策定
17埼玉県	利根川右岸流域下水道	H21.12.11計画策定
18千葉県	江戸川左岸流域下水道	※
19千葉県	印旛沼流域下水道	※
20千葉県	手賀沼流域下水道	※
21新潟県	信濃川下流流域下水道	H21.11.24計画策定
22新潟県	魚野川流域下水道	H21.11.24計画策定
23新潟県	阿賀野川流域下水道	H21.11.24計画策定
24新潟県	西川流域下水道	H21.11.24計画策定
25石川県	犀川左岸流域下水道	※
26山梨県	釜無川流域下水道	H23.9.8計画策定
27山梨県	峽東流域下水道	H23.9.8計画策定
28山梨県	富士北麓流域下水道	H23.9.8計画策定
29長野県	千曲川流域下水道	H22.6.21計画策定
30長野県	環防湖流域下水道	H21.11.26計画策定
31長野県	犀川安曇野流域下水道	H23.3.18計画策定
32岐阜県	木曾川右岸流域下水道	※
33三重県	北勢沿岸流域下水道	H21.4.27計画策定
34三重県	中勢沿岸流域下水道	H21.4.27計画策定
35愛知県	矢作川・境川流域下水道	H22.3.30計画策定
36愛知県	豊川流域下水道	H21.7.21計画策定
37愛知県	五左左岸流域下水道	H21.7.21計画策定
38京都府	桂川右岸流域下水道	※
39京都府	木津川流域下水道	※
40京都府	木津川上流流域下水道	※
41京都府	桂川中流流域下水道	※
42大阪府	猪名川流域下水道	※
43大阪府	淀川右岸流域下水道	※
44大阪府	淀川左岸流域下水道	※
45大阪府	寝屋川流域下水道	※
46大阪府	大和川下流流域下水道	※
47大阪府	南大阪湾岸流域下水道	※
48大阪府	安威川流域下水道	※
49鳥取県	宍道川流域下水道	※
50高知県	浦戸湾東部流域下水道(高須浄化センター)	H23.4.21計画策定

下水道総合地震対策事業を実施している箇所：180箇所

下水道総合地震対策計画を策定している箇所：90箇所（公共下水道：66箇所、流域下水道：24箇所）

※ 下水道地盤対策緊急整備事業(旧事業)から継続実施している箇所：85箇所（公共下水道：60箇所、流域下水道：25箇所）

※※ 事業が完了した箇所：5箇所（公共下水道：4箇所、流域下水道：1箇所）

2) 浸水対策の推進

① 平成23年度都市浸水被害の発生状況について

○被害の概要

平成23年度も7月新潟・福島豪雨、8月豪雨、台風12号及び台風15号における大雨により、全国の多くの地域で浸水被害が発生しました。内水被害についても、国土交通省下水道部が各地方自治体からの協力を得てとりまとめた報告値によると、内水による床上及び床下浸水被害の棟数はそれぞれ約3,200棟、約20,400棟となっており、床上及び床下浸水被害の棟数ともに前年度に比べて大幅に増加しております。

■ 1時間降水量50mm以上の年間発生回数(1000地点あたり) *1時間降水量の年間発生回数
 *全国約1300地点のアメダスより集計

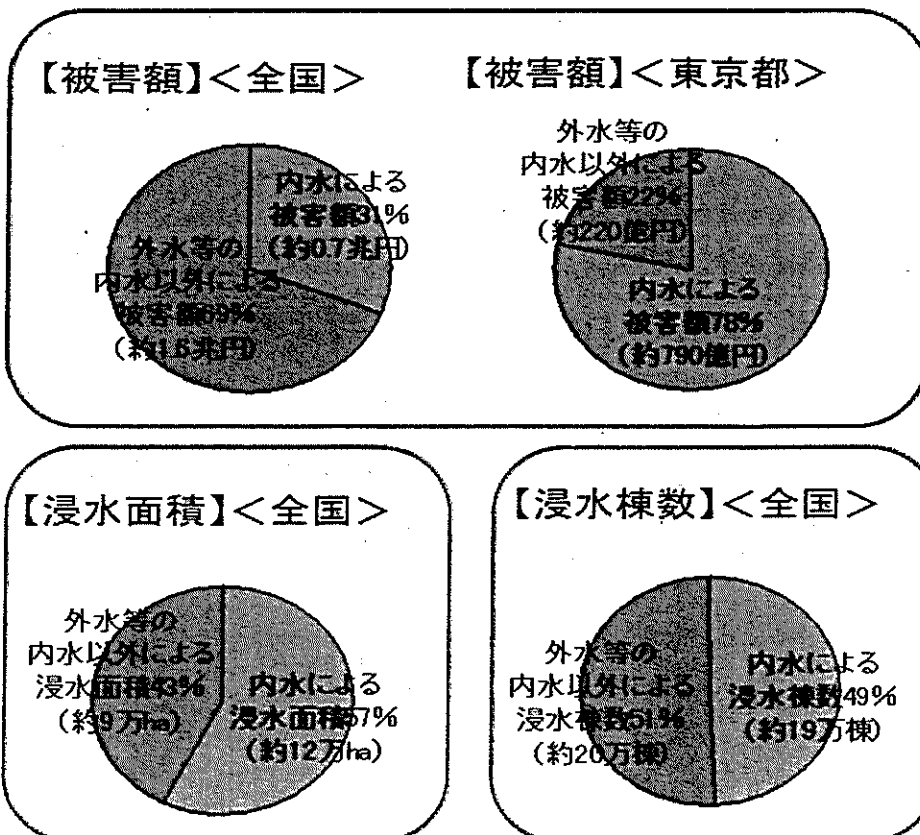
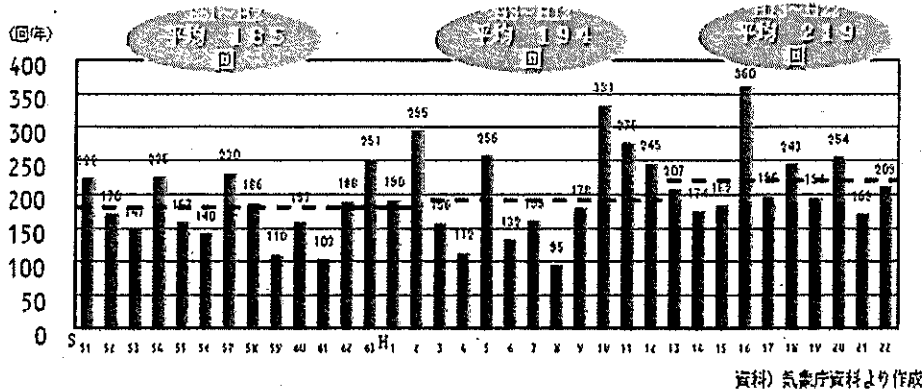


図 全国の内水による浸水被害の割合
 (出典:水害統計(平成13~22年の10年間の合計)より集計)

○平成23年度浸水（内水）被害報告集計結果

■月別集計

	床上	床下
H23.4月	0	0
H23.5月	2	56
H23.6月	6	13
H23.7月	1,190	4,302
H23.8月	281	2,837
H23.9月	1,687	13,142
H23.10月	0	0
H23.11月	0	0
H23.12月	0	0
H24.1月	0	0
H24.2月	0	0
H24.3月	0	0
合計	3,166	20,350
	23,516	

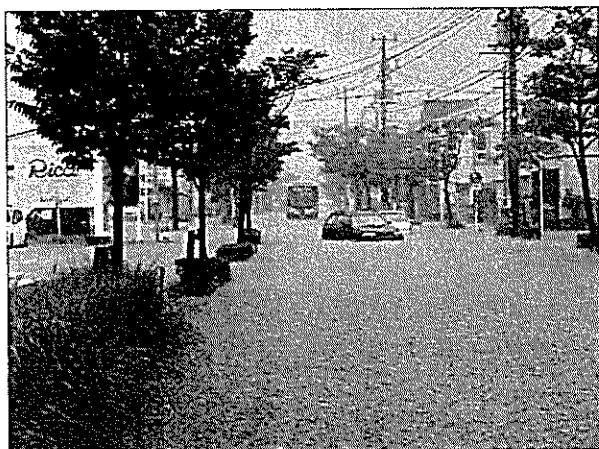
■地域別集計

	床上	床下
北海道	0	9
東北	45	160
関東	30	199
北陸	1,168	4,121
中部	462	1,687
近畿	1,027	5,746
中国	391	8,042
四国	16	237
九州	27	149
沖縄	0	0
合計※	3,166(1,079)	20,350(4,031)
	23,516(5,110)	

※（ ）はH22年度集計値。

○主な浸水被害箇所

	市町村名		床上	床下	備考
7/28~30	新潟県	新潟市	46	291	7月新潟・福島豪雨
7/30	新潟県	南魚沼市	382	285	7月新潟・福島豪雨
7/30	新潟県	見附市	39	287	7月新潟・福島豪雨
8/23	愛知県	一宮市	36	383	豪雨
8/23	愛知県	江南市	80	406	豪雨
8/27	大阪府	大阪市	96	1,692	豪雨
9/3	岡山県	倉敷市	229	3,376	台風12号
9/3	岡山県	岡山市	128	4,406	台風12号
9/4	兵庫県	加古川市	94	298	台風12号
9/4	兵庫県	西脇市	106	116	台風12号
9/4	兵庫県	高砂市	598	2,990	台風12号
9/20	岐阜県	多治見市	187	41	台風15号
9/20	愛知県	名古屋市	73	338	台風15号



新潟市（7/28~30）



大阪市（8/27）

② 下水道浸水被害軽減総合事業について

「下水道浸水被害軽減総合事業」は、一定規模の浸水実績がある浸水対策に取り組む必要性が高い地区において、「下水道浸水被害軽減総合計画」を策定し、下水道の浸水対策を重点的に推進するもので、地方公共団体、関係住民等が一体となって、貯留浸透施設等の流出抑制対策や内水ハザードマップの公表等も行うものである。

本事業では、通常¹の交付対象施設に加え、一定の下水排除面積（例えば、政令市にあつては1ha以上（ただし、1ha未満の貯留・排水施設の整備がより経済的な場合は0.5ha以上）を有する場合の貯留・排水施設の貯留・排水施設）、防水ゲート又は止水板などを交付対象としており、通常事業に比べて交付対象施設が大幅に増加している。平成22年度には、本事業に「雨に強い都市づくり支援事業」を統合し事業を総合化するとともに、「地域防災計画に位置づけられた施設（防災拠点、避難地）あるいは高齢者・障害者等要援護者関連施設が存在する場合は、過去10年間に浸水実績がある地区」については一部地区要件を拡大している。

平成23年12月末時点において、65地区で事業中、46地区で事業完了となっている。なお、本事業は地区要件該当後5年間以内に計画を策定し、対策を実施する制度であることに留意いただきたい。

「下水道浸水被害軽減総合事業」の地区要件に該当する市町村及び地区一覧(平成23年12月末時点)

都道府県	市町村	地区又は処理区	計画策定状況
1	北海道	札幌市 地下鉄菊水駅周辺地区	※
2	北海道	札幌市 地下鉄麻生駅周辺地区	※
3	北海道	札幌市 北光・北栄地区	※※
4	北海道	札幌市 地下鉄北24条駅周辺地区	※※
5	北海道	札幌市 地下鉄学園前駅周辺地区	※※
6	北海道	札幌市 地下鉄白石駅周辺地区	※※
7	北海道	札幌市 真駒内地区	※※
8	北海道	札幌市 鉄東地区	※※
9	北海道	札幌市 平和通地区	※※
10	北海道	札幌市 地下鉄南平岸駅周辺地区	※※
11	青森県	青森市 舘貝地区	
12	青森県	青森市 八重田地区	
13	青森県	八戸市 河原木地区	H22. 6. 30計画変更
14	宮城県	仙台市 長町	※※
15	宮城県	仙台市 原町東部(苦竹・日の出町地区)	※※
16	宮城県	仙台市 原町東部(扇町地区)	
17	宮城県	涌谷町 涌谷西	
18	埼玉県	さいたま市 鴻沼川上流地区	
19	埼玉県	川口市 桜町排水区	
20	千葉県	流山市 南流山地区	※
21	東京都	区部 中野区中野	※
22	東京都	区部 杉並区阿佐ヶ谷南	※※
23	東京都	区部 杉並区井草	※※
24	東京都	区部 練馬区豊玉・中村、中野区江古田・沼袋	※※
25	東京都	区部 目黒区上目黒・五木木、世田谷区下馬・三軒茶屋、上馬	※※
26	東京都	区部 港区南麻布	※※
27	東京都	区部 足立区千住地区	※
28	東京都	区部 台東区竜泉・下谷地区	※※
29	東京都	区部 大田区千鳥・久が原・下丸子地区	※※
30	東京都	区部 豊島区巢鴨・駒込・北区西ヶ原	※※
31	東京都	区部 世田谷区松原	※※
32	東京都	区部 品川区中延	※※
33	東京都	区部 品川区西五反田・東品川	※※
34	東京都	区部 東京駅周辺地区	※※
35	東京都	区部 新宿駅周辺	※※
36	東京都	区部 池袋駅周辺	※※
37	東京都	区部 東京都千代田区日比谷交差点付近地区	※※
38	東京都	区部 江東区古石場地区	※※
39	東京都	区部 墨田区押上一丁目地区	※※
40	東京都	区部 荒川区荒川三丁目地区	※
41	東京都	区部 練馬区豊玉北・豊玉上地区	※
42	東京都	武蔵野市 武蔵野第一処理区(善福寺川)	※
43	神奈川県	横浜市 東神奈川地区	※
44	神奈川県	横浜市 横浜駅周辺地区	※
45	神奈川県	横浜市 関内・関外地区	※
46	神奈川県	横浜市 磯子根岸地区	※
47	神奈川県	横浜市 戸塚地区	※
48	神奈川県	横浜市 飯島地区	※
49	神奈川県	横浜市 瀬谷飯田地区	※
50	神奈川県	横浜市 矢向・江ヶ崎地区	H22. 6. 16計画策定
51	神奈川県	藤沢市 善行	※
52	神奈川県	茅ヶ崎市 室田	※※
53	神奈川県	伊勢原市 成瀬(高森)	※
54	神奈川県	川崎市 大師河原・大師臨港地区	※
55	神奈川県	川崎市 観音川地区	※
56	神奈川県	川崎市 登戸地区	※
57	神奈川県	川崎市 宿河原地区	※
58	神奈川県	川崎市 丸子地区	H22. 3. 2計画策定
59	神奈川県	川崎市 宮崎地区	※
60	新潟県	新潟市 新潟市内	※
61	新潟県	長岡市 川崎地区	※
62	石川県	金沢市 金沢市公共下水道区域	H21. 3. 6計画策定
63	石川県	加賀市 片山津地区	※
64	石川県	内灘町 大根布地区	※
65	福井県	鯖江市 東部工業団地第一排水区	※
66	福井県	福井市 月見・みのり地区	※※
67	静岡県	静岡市 清水区飯田・高橋3丁目	H22. 3. 19計画策定
68	静岡県	静岡市 清水区押切・石川新町	H22. 3. 19計画策定
69	静岡県	静岡市 駿河区下川原	※
70	静岡県	静岡市 二之宮地区	H23. 2. 4計画変更

※ : 「下水道総合浸水対策緊急事業」(旧事業)から継続実施している地区(55地区)
 ※※: 事業が完了した地区

都道府県	市町村	地区又は処理区	計画策定状況
71	愛知県	名古屋市 柴田排水区	※
72	愛知県	名古屋市 鳴尾ポンプ排水区	※
73	愛知県	名古屋市 暮忽治ポンプ排水区	※※
74	愛知県	名古屋市 平田ポンプ排水区	※※
75	愛知県	名古屋市 土市ポンプ排水区	※
76	愛知県	名古屋市 大江ポンプ排水区	※
77	愛知県	名古屋市 熱田ポンプ排水区	※
78	愛知県	名古屋市 三階橋ポンプ排水区	※※
79	愛知県	名古屋市 港北ポンプ排水区	H22. 3. 8計画変更
80	愛知県	名古屋市 愛知地区	H21. 9. 4計画策定
81	愛知県	名古屋市 堀川左岸地区	H21. 9. 4計画策定
82	愛知県	名古屋市 堀川右岸地区	H21. 9. 4計画策定
83	愛知県	名古屋市 宝神地区	H22. 3. 8計画変更
84	愛知県	名古屋市 露橋地区	H22. 3. 8計画変更
85	愛知県	名古屋市 八剣地区	H22. 3. 8計画変更
86	愛知県	名古屋市 大和地区	H21. 9. 4計画策定
87	愛知県	岡崎市 伊賀川排水区等	H21. 7. 16計画策定
88	三重県	津市 上浜排水区	
89	三重県	津市 中央排水区	
90	三重県	四日市市 橋北排水区	
91	三重県	四日市市 納屋排水区	
92	三重県	四日市市 阿瀬知排水区	
93	三重県	四日市市 常盤排水区	
94	三重県	鈴鹿市 住吉(金沢)	
95	三重県	鈴鹿市 算所第一(金沢)	
96	三重県	鈴鹿市 六郷(金沢)	
97	京都府	京都市 中部第一・第二	※
98	京都府	京都市 山科北部	H22. 7. 20計画策定
99	大阪府	大阪市 海老江処理区	※
100	大阪府	大阪市 阿倍野区昭和町地区	※※
101	大阪府	大阪市 東住吉区北田辺地区	※※
102	兵庫県	神戸市 和田岬地区	※
103	兵庫県	神戸市 京橋ポンプ場流域	※
104	島根県	松江市 朝日排水区	
105	広島県	広島市 大州(広島駅周辺部)	※※
106	広島県	広島市 宇品御幸一丁目地区	※※
107	広島県	広島市 丹那地区	※
108	広島県	広島市 長束地区	※※
109	広島県	広島市 横川・楠木・三篠地区	※
110	広島県	広島市 東観音地区	※
111	広島県	広島市 栄々園地区	※
112	広島県	広島市 大手町地区	※
113	徳島県	小松島市 川北第1排水区	
114	徳島県	小松島市 川北第3排水区	※※
115	徳島県	小松島市 川南排水区	
116	徳島県	小松島市 金磯第2排水区	※
117	愛媛県	宇和島市 城南排水区(第9分區)	※※
118	福岡県	北九州市 門司地区	※※
119	福岡県	北九州市 枝光地区	※※
120	福岡県	北九州市 門司駅周辺地区	H22. 3. 31計画策定
121	福岡県	福岡市 天神地区	※
122	福岡県	福岡市 博多駅周辺地区	※
123	福岡県	福岡市 東部副都心地区	※
124	福岡県	福岡市 西部副都心地区	※
125	福岡県	久留米市 諏訪野地区	※
126	福岡県	飯塚市 西部排水区	※※
127	福岡県	大野城市 筒井排水区	※※
128	福岡県	大野城市 大野東排水区	※※
129	佐賀県	唐津市 相知処理区	
130	長崎県	佐々町 中央地区	
131	鹿児島県	鹿児島市 甲突川左岸地区	※※
132	鹿児島県	鹿児島市 真砂・鶴池地区	※※
133	鹿児島県	鹿児島市 谷山地区	※※
134	沖縄県	沖縄市 安慶田地区	※

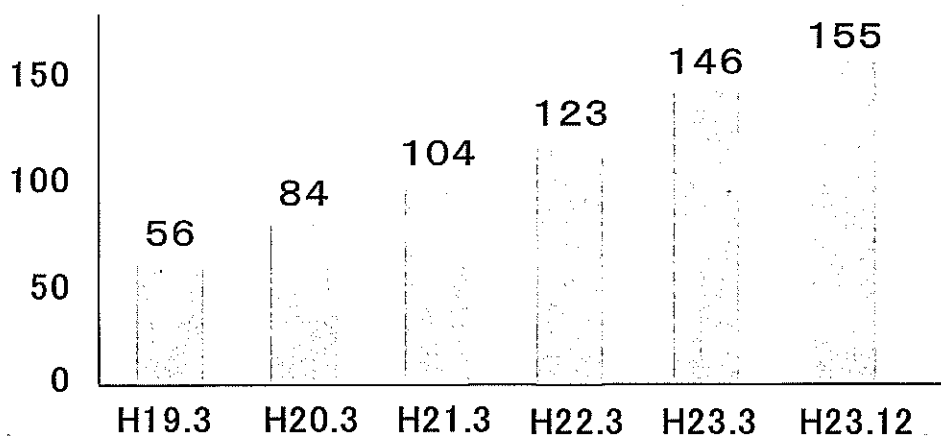
合計数

	都道府県	市町村	地区又は処理区
事業中	18	28	65
事業完了	2	6	46
計画未策定	5	11	23
合計	25	45	134

③ 内水ハザードマップの作成等の推進について

社会資本整備重点計画（第2次）において、床上浸水被害が発生した地区、都市機能が集積していて浸水実績のある地区、地下空間利用が高度に発達している地区などのある約550市区町村について、平成24年度までに内水ハザードマップを作成・活用することを目標としている。現在、次期社会資本整備重点計画の見直しを行っており、早期に作成が必要な自治体を見直すこととしているので、調書の作成にあたってはご協力願いたい。

内水HM作成市町村の推移



内水浸水想定区域の作成方法については、平成21年3月に「内水ハザードマップ作成の手引き（案）」（※1）を改訂し、浸水シミュレーションだけでなく、地形情報や浸水実績を活用した手法についても提示しているので、地域の実状にあった合理的な手法を選択し、早期に作成されるようお願いする。

都道府県におかれては、例えば、既存の洪水ハザードマップに浸水実績を追加した内水ハザードマップ作成を促すなど、今一度、管内市町村のさらなる普及促進に向けて、ご協力をよろしくお願いする。

また、作成にあたっては社会資本整備総合交付金の活用をご検討いただきたい。

なお、国土交通省では、各種ハザードマップの全国の策定状況等を集約し、ハザードマップポータルサイト（事務局：国土地理院）として公表している。HPへの掲載には、各市町村からの申請が必要となるので、内水ハザードマップを作成された場合には、速やかに別紙様式（※2）にてポータルサイトの事務局である国土地理院に申請をお願いする。その際に、下水道部局と防災部局等で調整がなされていない場合もあることから、事前に十分な調整をお願いする。

（※1）「内水ハザードマップ作成の手引き（案）」のダウンロードはこちら

<http://www.mlit.go.jp/common/000037234.pdf>

（※2）ポータルサイトへのハザードマップ掲載申請様式のダウンロードはこちら

<http://disaportal.gsi.go.jp/portal.html>

ただし、本アドレスは一般には公開されていません。地方公共団体限り。

内水ハザードマップ作成済み市区町村(平成23年12月末時点)

No	都道府県	市区町村名
1	北海道	滝川市
2	北海道	余市町
3	北海道	厚真町
4	北海道	むかわ町
5	北海道	平取町
6	青森県	八戸市
7	青森県	外ヶ浜町
8	岩手県	盛岡市
9	岩手県	北上市
10	岩手県	陸前高田市
11	岩手県	奥州市
12	岩手県	紫波町
13	岩手県	矢巾町
14	岩手県	野田村
15	茨城県	古河市
16	埼玉県	さいたま市
17	埼玉県	川口市
18	埼玉県	戸田市
19	埼玉県	和光市
20	埼玉県	新座市
21	埼玉県	吉川市
22	千葉県	千葉市
23	千葉県	市川市
24	千葉県	館山市
25	千葉県	茂原市
26	千葉県	佐倉市
27	千葉県	我孫子市
28	千葉県	鎌ヶ谷市
29	千葉県	浦安市
30	千葉県	印西市
31	千葉県	南房総市
32	千葉県	いすみ市
33	千葉県	酒々井町
34	千葉県	神崎町
35	千葉県	長生村
36	東京都	千代田区
37	東京都	中央区
38	東京都	港区
39	東京都	新宿区
40	東京都	文京区
41	東京都	台東区
42	東京都	江東区
43	東京都	品川区
44	東京都	目黒区
45	東京都	大田区
46	東京都	世田谷区
47	東京都	渋谷区
48	東京都	中野区
49	東京都	杉並区
50	東京都	豊島区
51	東京都	北区
52	東京都	板橋区
53	東京都	練馬区
54	東京都	足立区
55	東京都	葛飾区
56	東京都	江戸川区
57	東京都	八王子市
58	東京都	武蔵野市
59	東京都	三鷹市
60	東京都	小平市

No	都道府県	市区町村名
61	東京都	東村山市
62	東京都	狛江市
63	東京都	西東京市
64	神奈川県	横浜市
65	神奈川県	横須賀市
66	神奈川県	鎌倉市
67	神奈川県	茅ヶ崎市
68	神奈川県	逗子市
69	山梨県	甲府市
70	山梨県	南アルプス市
71	長野県	諏訪市
72	長野県	中野市
73	新潟県	新発田市
74	富山県	上市町
75	石川県	内灘町
76	福井県	福井市
77	福井県	鯖江市
78	岐阜県	美濃加茂市
79	岐阜県	垂井町
80	岐阜県	坂祝町
81	静岡県	磐田市
82	静岡県	掛川市
83	愛知県	名古屋市
84	愛知県	岡崎市
85	愛知県	半田市
86	愛知県	安城市
87	愛知県	江南市
88	愛知県	小牧市
89	愛知県	知多市
90	愛知県	知立市
91	愛知県	尾張旭市
92	愛知県	岩倉市
93	愛知県	清須市
94	愛知県	北名古屋市
95	愛知県	みよし市
96	愛知県	豊山町
97	愛知県	扶桑町
98	愛知県	蟹江町
99	愛知県	幸田町
100	三重県	四日市市
101	滋賀県	湖南市
102	滋賀県	高島市
103	滋賀県	豊郷町
104	京都府	京都市
105	京都府	八幡市
106	大阪府	大阪市
107	大阪府	堺市
108	大阪府	門真市
109	大阪府	東大阪市
110	大阪府	四條畷市
111	奈良県	桜井市
112	奈良県	天理市
113	和歌山県	上富田町
114	島根県	出雲市
115	広島県	広島市
116	山口県	萩市
117	徳島県	吉野川市
118	徳島県	那賀町
119	徳島県	藍住町
120	徳島県	板野町

No	都道府県	市区町村名
121	徳島県	東みよし町
122	香川県	高松市
123	香川県	丸亀市
124	香川県	坂出市
125	香川県	三豊市
126	香川県	綾川町
127	愛媛県	宇和島市
128	愛媛県	八幡浜市
129	福岡県	北九州市
130	福岡県	春日市
131	福岡県	大野城市
132	福岡県	宗像市
133	福岡県	苅田町
134	佐賀県	神埼市
135	佐賀県	吉野ヶ里町
136	佐賀県	江北町
137	長崎県	佐世保市
138	大分県	佐伯市
139	大分県	臼杵市
140	大分県	玖珠町
141	宮崎県	宮崎市
142	宮崎県	都城市
143	宮崎県	延岡市
144	宮崎県	日南市
145	宮崎県	日向市
146	宮崎県	串間市
147	宮崎県	西都市
148	宮崎県	国富町
149	宮崎県	綾町
150	宮崎県	高鍋町
151	宮崎県	木城町
152	鹿児島県	湧水町
153	沖縄県	浦添市
154	沖縄県	浦添市
155	沖縄県	八重瀬町
合計		155

3) 災害発生時の情報連絡体制等について

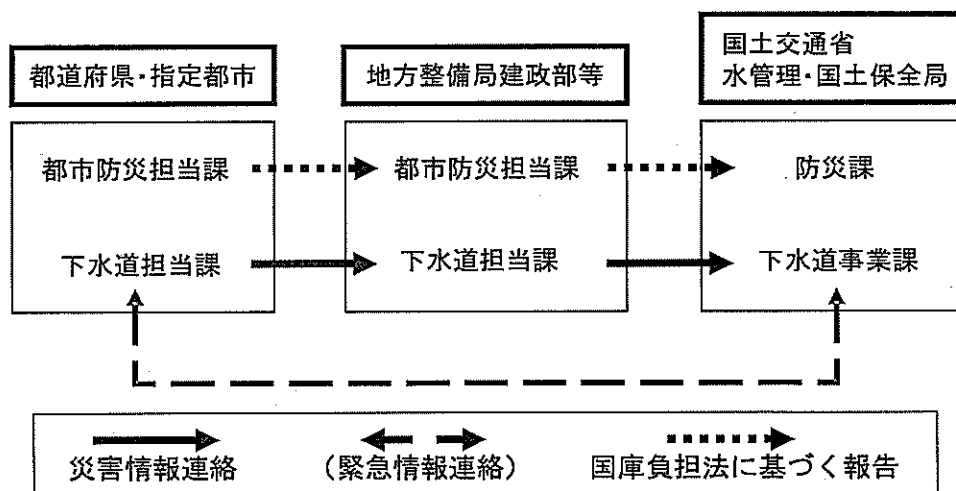
① 災害情報連絡・緊急情報連絡について

浸水、地震等により下水道施設が被災した場合には、都道府県・指定都市の下水道部局で被害・応急復旧状況を取りまとめの上、地方整備局等の下水道担当課を経て下水道事業課まで報告されたい。重大な災害等の場合であって緊急を要する場合は、地方整備局宛と並行して直接本省下水道事業課に連絡することを願います。(広域的な支援が必要かどうか判断するため、特に被災直後の被害状況・復旧状況について、早急な報告をお願いする。) その際、現地の状況についての的確に把握するため、本省より直接、県または市町村に連絡することもあるのでご承知おき願いたい。また、一次調査(目視等による管きよ被害の概況把握調査)、二次調査(TVカメラ等による管きよ被害の詳細調査)の進捗状況についても、随時報告されたい。

ただし、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に掲げる下水道の被害の発生状況、件数、被害額等の報告は、水管理・国土保全局防災課へ連絡されたい。

なお、災害時には本省下水道部において地方公共団体と連携を図りながら支援に関する総合調整を行うほか、国土技術政策総合研究所等からTEC-FORCEとして担当官を派遣し、現地被災状況の把握、復旧についての技術的な助言等の支援を行うこととしている。また、日本下水道事業団においても、早期復旧に向けた支援として、現地被災状況調査を行うこととしているのであわせて留意されたい。

<情報連絡ルートのイメージ>



② 震度5強以上の地震が発生した場合(休日含む)

当面の間、原則震度5強以上の揺れがあった地方公共団体については、被害の有無にかかわらず、地方整備局等を経由し下水道事業課の担当まで被害状況の報告をお願いする。(休日、夜間の場合は電話による対応も可とし、参集するかどうかは各地方整備局、地方公共団体の判断とする。)

③ その他、風水害や津波が発生した場合（休日含む）

以下の場合には、地方公共団体におかれては被害の有無にかかわらず、地方整備局等を經由し下水道事業課の担当まで被害状況の報告をお願いします。（休日、夜間の場合は電話による対応も可とし、参集するかどうかは各地方整備局、地方公共団体の判断とする。）

○風水害

地方整備局等が非常態勢をとり、重大な被害が発生した又は発生のおそれがある場合

○津波

気象庁が津波警報（大津波）を発表した場合

地方整備局等が非常態勢をとり、重大な被害が発生した又は発生のおそれがある場合

④ 都市浸水被害発生時の報告について

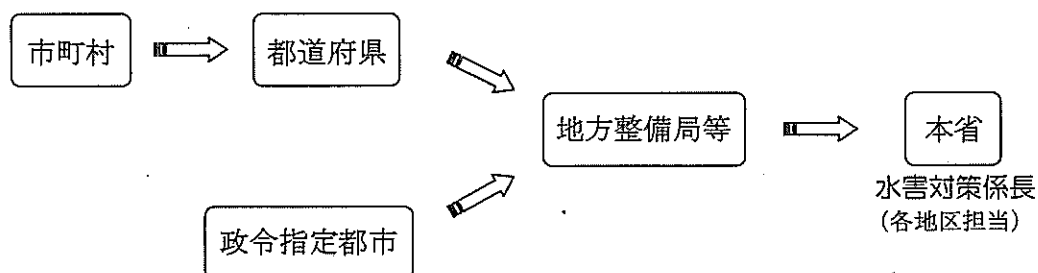
都市浸水被害については、平成 17 年 4 月 22 日付企画専門官事務連絡により、下水道事業を実施中もしくは実施予定の地方公共団体を対象に、被害報告を受けることとしている。平成 23 年度は、7 月新潟・福島豪雨、8 月豪雨、台風 12 号及び台風 15 号における大雨等により、多くの報告を受けたところである。今後も引き続き地方公共団体の協力をお願いします。

なお報告にあたっては以下の点に留意されたい。

【留意事項】

- 1 報告単位は、浸水被害を受けた市町村（東京都区部は区）1 箇所につき 1 報告に統一する。
- 2 外水氾濫のみに起因する浸水被害は報告対象外とする。
- 3 人的被害については、下水道施設や下水道に起因した浸水が関連している場合のみ人的被害欄を「有」としたうえで、死者・行方不明者又は負傷者の人数を記入する。
- 4 様式-1、様式-2 の他、地図や写真を貼付した様式-3 も必ず送付する。
- 5 報告は原則として、浸水被害発生後 3 日以内に、都道府県経由で（政令指定都市は直接）地方整備局等に行う。（ただし、被害が甚大な場合は、速報値として浸水被害発生後、速やかに新聞記事、被害写真、被害状況（浸水被害棟数や浸水被害発生時の時間最大降雨量など）などの把握できる範囲の報告を行う。）
- 6 地方整備局等は、整備局集計版〔様式-1、様式-2 の中身に対応〕及び様式-3 を本省下水道事業課の水害対策係長及び地区担当に送付する。

<報告ルート>



(5) 地域主権改革

1) 下水道法事業計画の認可から同意なし協議への改正

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）」（1次一括法）のうち、下水道法の改正が平成24年4月1日より施行された。

<改正内容>

流域別下水道整備総合計画

- ・ 二以上の都府県の区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域等についての流総計画に係る国土交通大臣への同意を要する協議は、同意を要しない協議とする。

事業計画

- ・ 公共下水道及び流域下水道を設置する場合の事業計画の策定又は変更に係る国土交通大臣の認可又は都道府県知事の認可は、市町村が設置する場合は都道府県知事への同意を要しない協議とし、都道府県が設置する場合で流総計画を策定していないときは国土交通大臣への同意を要しない協議とし、流総計画を策定しているときは国土交通大臣への届出とする。

① 公共下水道

指定都市以外の市町村が設置する公共下水道の事業計画は、全て都道府県知事へ協議を行うこととなった。また、指定都市であっても、①予定処理区域（予定処理区域を拡張する場合は、変更後の処理区域面積）の面積が100ha以下の公共下水道、②流域下水道（雨流域下水道を除く）に接続する公共下水道等であれば、都道府県知事へ協議を行う。上記以外の指定都市の公共下水道及び都道府県が設置する公共下水道は国土交通大臣へ協議を行うが、流総計画が定められている地域において都道府県知事が設置する公共下水道であれば、国土交通大臣へ届け出ることによって事業計画を策定できることとなった。

また、流総計画を定めることとされている公共の水域又は海域（2以上の地方整備局の管轄区域にわたる公共の水域、又は2以上の地方整備局の管轄区域における汚水により水質の汚濁が生じる海域に限る）の全部又は一部について流総計画が定められていない場合には、国土交通大臣に対して協議を行うが、これに該当しない場合は従来通り国土交通大臣の権限は地方整備局長又は北海道開発局長に委任される。

なお、国土交通大臣が事業計画の協議を受けた場合、保健衛生上の観点から環境大臣の意見を聴かなければならない。同様に、事業計画の届出を受けた場合には、当該届出の内容を環境大臣に通知しなくてはならない。都道府県知事が事業計画の協議を受ける場合には、すべて都道府県知事限りで環境大臣の意見を聴く必要はない（従来から変更なし）。

② 流域下水道

流域下水道の事業計画は、国土交通大臣に協議しなければならない。ただし、公共下水道と同様、流総計画が定められている地域において事業計画を定める場合は、国土交通大臣へ届け出ることによって事業計画を策定できることとなった。また、国土交通大臣から地方整備局長又は北海道開発局長への権限委任も同様である。

(平成24年4月1日以降の流総計画/事業計画の協議)

業務	事業	区分		本省	地方整備局	都道府県	市町村	
流総計画協議	-	都道府県	広域水域	ブロック広域水域	同意なし協議 環境省本省へ協議		策定	
				ブロック水域	環境省へ協議(経由)	同意なし協議 環境省本省へ協議	策定	
			非広域水域			策定		
事業計画協議・受理	公共下水道	一般市町村				同意なし協議	策定	
		政令市	予定処理区域100ha以下 流域関連公共下水道等				同意なし協議	策定
			上記いずれにも 該当しない	ブロック広域水域で 流総未策定	同意なし協議 環境省本省へ意見聴取		策定	
				上記以外		同意なし協議 地方環境事務所へ意見聴取	策定	
		都道府県	流総未策定	ブロック広域水域で 流総未策定	同意なし協議 環境省本省へ意見聴取		策定	
				上記以外		同意なし協議 地方環境事務所へ意見聴取	策定	
			流総策定済み		届出の受理 地方環境事務所へ通知	策定		
		流域下水道	都道府県	流総未策定	ブロック広域水域で 流総未策定	同意なし協議 環境省本省へ意見聴取		策定
					上記以外		同意なし協議 地方環境事務所へ意見聴取	策定
				流総策定済み		届出の受理 地方環境事務所へ通知	策定	

(注) 広域水域：複数の都府県に跨る水域。そのうち複数の地方整備局に跨る水域を「ブロック広域水域」、そうでないものを「ブロック水域」とする。

非広域水域：複数の都府県に跨らない水域。

2) 事業計画に関する通達・事務連絡

事業計画の記載方法等の詳細については、「下水道法に基づく事業計画の運用について」(平成 24 年 3 月 27 日付け国水下事第 63 号 国土交通省水管理・国土保全局長通達)を定めたので、参照されたい。

また、下記の通達・事務連絡を定めたので、参照されたい。

○地方整備局長又は北海道開発局長への権限委任

「下水道法第 40 条の規定に基づき地方整備局長又は北海道開発局長に委任される国土交通大臣の権限に係る事務の実施について」

(平成 24 年 3 月 27 日付け国水下事第 74 号、国水下流第 31 号
国土交通省水管理・国土保全局長通達)

「下水道法第 40 条の規定に基づき地方整備局長又は北海道開発局長に委任される国土交通大臣の権限に係る事務の実施手続きについて」

(平成 24 年 3 月 27 日付け下水道事業課企画専門官、
流域管理官付企画専門官事務連絡)

○事業計画の協議・届出における様式等

「下水道法に基づく事業計画の策定に係る協議申出書及び届出書について」

(平成 24 年 3 月 27 日付け下水道事業課企画専門官事務連絡)

○環境大臣への意見聴取及び通知

「下水道法に基づく事業計画の策定に係る環境大臣への意見聴取及び通知について」

(平成 24 年 3 月 27 日付け下水道事業課企画専門官事務連絡)

この他、事業計画についての記載がある通達・事務連絡については、巻末に読み替え表を添付するので、参考にされたい。

3) 事業計画の軽微な変更

事業計画の軽微な変更の取扱いについては、昭和 57 年 1 月 21 日の全国下水道主管課長会議資料に基づき運用を行ってきたが、貯留施設に関する規定の追加等、一部改訂した上で事務連絡として発出した。今後は同事務連絡に基づき運用するようお願いする。

「下水道法施行令第 5 条の 2 及び第 17 条の 7 に定める協議等を要しない事業計画の軽微な変更の取扱いについて」

(平成 24 年 3 月 27 日付け下水道事業課企画専門官事務連絡)

(6) 効率的な汚水処理・整備の推進

・人口減少等を踏まえた下水道計画の見直し

「都道府県構想」とは、汚水処理施設の整備をより一層効率的かつ適正に進めるため、各都道府県が市町村の計画、構想等をもとに策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画であり、下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽等の汚水処理施設の整備については、この構想に従い実施されているところである。

近年、人口減少や高齢化の本格化、社会構造の変化など、汚水処理施設の整備を取り巻く諸情勢が大きく変化していること等、汚水処理施設の整備の一層の効率化が急務となっている。これらの諸情勢の変化に対応するため、部局間の連携を一層強化し、より効率的な汚水処理施設の整備手法を選定することが必要であることから、平成19年9月に「人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた都道府県構想の見直しの推進について」を関係三省で発出し、都道府県構想の早急な見直しを推進しているところである。

また、関連して、平成20年9月、「効率的な汚水処理施設整備のための都道府県構想策定マニュアル(案)」について改定したところである。

平成19年9月以降、都道府県構想の見直しが完了しているのは平成23年3月末時点で31都府県であり、平成24年3月末までには44都道府県の見直しが完了する予定である。

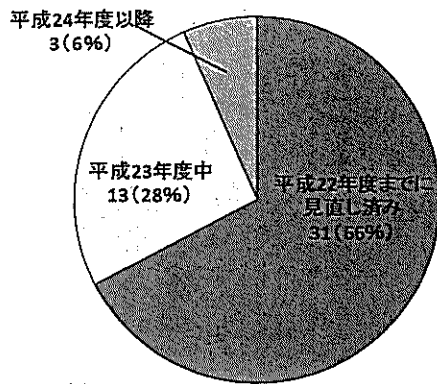
○都道府県構想見直し状況一覧

平成23年3月末時点					
都道府県名	最新構想策定年月	平成19年9月以降の見直し状況	都道府県名	最新構想策定年月	平成19年9月以降の見直し状況
北海道	H17.3	★	滋賀県	H23.3	見直し済
青森県	H16.3	★	京都府	H22.10	見直し済
岩手県	H23.2	見直し済	大阪府	H21.6	見直し済
宮城県	H22.3	見直し済	兵庫県	H8.4	★
秋田県	H21.2	見直し済	奈良県	H17.3	★
山形県	H23.3	見直し済	和歌山県	H21.12	見直し済
福島県	H22.7	見直し済	鳥取県	H14.9	★
茨城県	H21.10	見直し済	島根県	H23.2	見直し済
栃木県	H23.3	見直し済	岡山県	H22.9	見直し済
群馬県	H21.3	見直し済	広島県	H23.3	見直し済
埼玉県	H23.3	見直し済	山口県	H23.3	見直し済
千葉県	H23.3	見直し済	徳島県	H18.5	★
東京都	H20.8	見直し済	香川県	H19.10	見直し済
神奈川県	H23.2	見直し済	愛媛県	H20.3	見直し済
新潟県	H23.3	見直し済	高知県	H15.7	★
富山県	H13.3	★	福岡県	H21.3	見直し済
石川県	H17.3	★	佐賀県	H23.3	見直し済
福井県	H23.3	見直し済	長崎県	H17.12	★
山梨県	H21.1	見直し済	熊本県	H15.6	★
長野県	H22.8	見直し済	大分県	H22.3	見直し済
岐阜県	H 6.3		宮崎県	H19.3	
静岡県	H19.8		鹿児島県	H21.3	見直し済
愛知県	H16.3	★	沖縄県	H23.3	見直し済
三重県	H18.3	★			

※表中の★印は、平成23年度中に都道府県構想見直しを完了している予定の道県である。

○都道府県構想の見直し状況（平成 23 年 3 月末時点）

都道府県構想の見直し状況(平成22年度末)



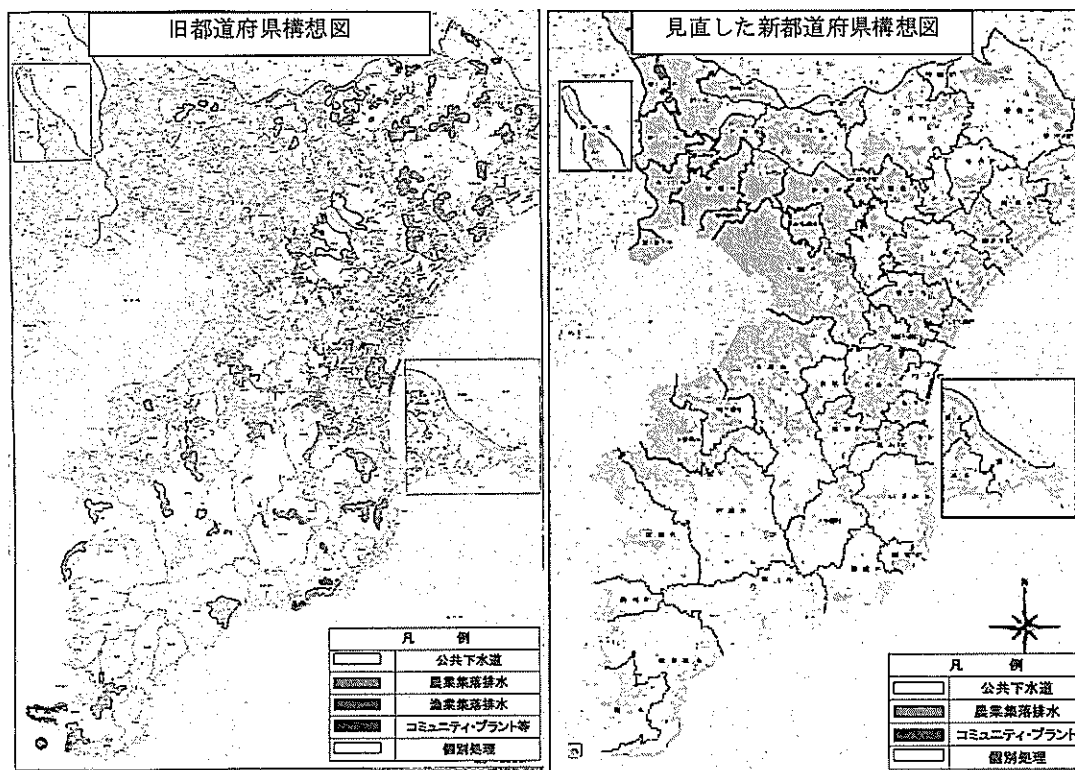
< 凡 例 >
見直し状況(平成19年度以降), 都道府県数, 割合(%)

【図 1 都道府県構想見直しの状況】

○都道府県構想の見直し事例

< ① 千葉県 >

図 2 の旧都道府県構想図内の赤枠で囲んでいる箇所において一部、集合処理区域から個別処理区域への転換を行った。その結果、下水道等の集合処理区域内人口は約 68 万人減少し、集合処理区域面積も約 131Km² 減少。一方で、個別処理区域である浄化槽人口は約 6 万人増加し、行政人口における浄化槽人口の割合も 5%から 7%に増加。



旧都道府県構想図内の赤枠で囲んでいる箇所が処理方法を見直した区域の例

【図 2 都道府県構想の見直し事例（千葉県）】

< ② 長 崎 県 >

平成 23 年度に都道府県構想の見直しを行い、下水道等の集合処理区域から個別処理区への転換を行った。その結果、集合処理区域内人口は約 21 万人減少し、集合処理区域面積も約 47Km² 減少。一方で、個別処理区域である浄化槽人口は約 4 万人増加し、行政人口における浄化槽人口の割合も 11%から 16%に増加。

なお、長崎県では今回の整備手法の検討時に、原則、経済的に優位な手法を選定することとしているが、地域性や事情、地理的な要因などがある場合には、総合的な判断を行っている事例がある。参考に、事例を下記に示す。

集合処理区の見直し結果

< 集合処理の処理区数の比較 >

区分	処理区数		前回構想から変更になった内容				浄化槽整備に転換
	今回構想	前回構想	新たな集合処理区域を設定	他の集合処理手法へ変更		他の集合処理区に統合	
				変更前〔減〕	変更後〔増〕		
下 水 道	81	135	2	3		7	46
農 業 集 落 排 水	57	99	1			2	41
漁 業 集 落 排 水	33	81			1	2	47
コミュニティ・プラント	12	22	1		2	6	7
小規模集合排水処理施設	2	4					2
合 計	185	341	4	3	3	17	143

※ 「他の集合処理手法へ変更」の内訳としては、下水道(特定環境)からコミュニティ・プラントに転換したところが2箇所、下水道(特定環境)から漁業集落排水に転換したところが1箇所です。

< 集合処理から浄化槽整備への転換理由 >

区分	集合処理区域から浄化槽整備に転換	集合処理から浄化槽整備に転換した理由				
		経済性	財政負担	浄化槽設置済みが多い	高齢化率が高い	その他
下 水 道	46	10	6	7	22	1
農 業 集 落 排 水	41	31		6	4	
漁 業 集 落 排 水	47	27	1		19	
コミュニティ・プラント	7	3			4	
小規模集合排水処理施設	2			2		
合 計	143	71	7	15	49	1
[参 考] 構 成 比 率	-	49.7%	4.9%	10.5%	34.3%	0.7%

・今後の汚水処理のあり方に関する検討

平成22年4月に汚水処理に関係する三省（国土交通省、農林水産省、環境省）により、望ましい汚水処理のあり方について検討を行うため「今後の汚水処理のあり方に関する検討会」が設置された。検討会メンバーは、三省（国土交通省、農林水産省、環境省）の政務官3名。平成22年4月～平成23年12月までに5回の検討会を開催。

本検討会において、汚水処理施設の整備を効率的・効果的に進めるために、今後の汚水処理のあり方について幅広く検討しており、その過程において平成22年6月には全国の都道府県知事、市町村長あてに下水道供用開始区域内における浄化槽接続義務のあり方について等のアンケートを実施。アンケートでは、汚水処理施設の早期整備や維持管理、経営、連携等について市町村長等から幅広く意見を聴取しています。

さらに、検討の一助として有識者等委員会を検討会の下に設置し、平成22年11月から平成23年7月までに6回開催。「持続可能な汚水処理について（施設の経営や効率的整備、維持管理）」「汚水処理施設の効率的な早期整備をめざした計画論とその手法について」「今後の汚水処理のあり方について」の3つの論点に対して、地方公共団体からヒアリングを行いながら、専門的知識を有する学識経験者の委員から意見を伺いました。

これらの検討を元に、平成24年度初め頃には「今後の汚水処理のあり方に関する検討会」第6回において中間とりまとめを行う予定です。

なお、検討会及び有識者等委員会の資料・議事録については、随時国土交通省下水道部のホームページ（http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000115.html）に掲載しています。

（参考）

平成24年2月上旬に民主党水政策PTにおいて下水道法改正（案）が示され、その後、一部修正がなされる等、民主党内にて検討が進み、3月15日に民主党政調役員会において下水道法改正（案）が了承されました。

下水道法改正（案）につきましては、民主党水政策PT幹事長である市村浩一郎議員のホームページ（<http://www.javjav.com/pg28.html>）に概要が掲載されていますので、御参照下さい。

・下水道クイックプロジェクトの推進

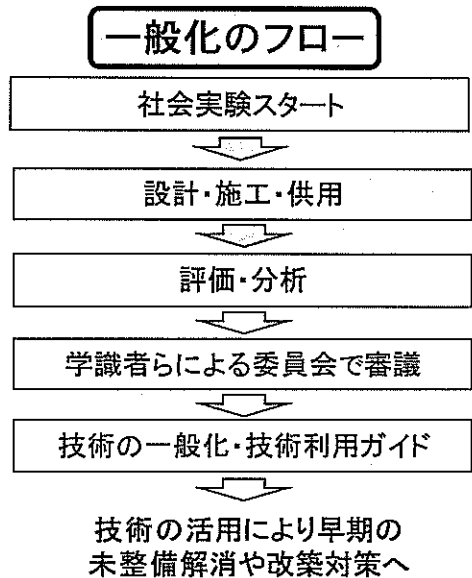
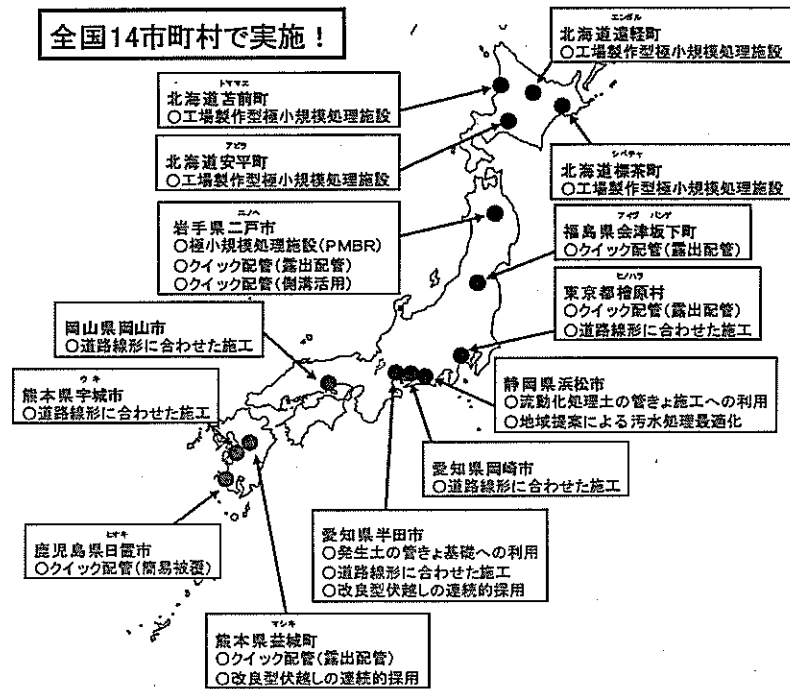
国土交通省では、地方公共団体における厳しい財政状況や、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、早期、低コストかつ手戻りの無い未普及解消方策を検討するため、平成18年9月に「下水道未普及解消クイックプロジェクト」を発足し未普及地域の解消に取り組んできた。また、新たな整備手法が未普及対策のみならず、改築対策にも活用可能であることを踏まえて、平成21年度には、名称を「下水道クイックプロジェクト」に変更している。

下水道クイックプロジェクトでは、国土技術政策総合研究所等の関係機関と連携して、社会実験を行う地方公共団体に対して技術的な支援を行うとともに、社会実験として実施される必要な調査、設計、施工、その他の必要な検討について、必要な財政的支援を行っており、詳細は、問い合わせされたい。現在の取り組みに関する概要は以下のとおり。

- ・ 早期に、コストを抑えた下水道整備を実現するための新たな整備手法（ローカルルール）について、導入、技術的な検証・評価を行っている。
- ・ 整備手法の技術的な検証・評価の結果、有効であると確認されれば、全国各地の下水道未普及地域等において、今後広く活用を図ることとしている。
- ・ 平成23年度末現在、14の地方公共団体で社会実験を実施してきており、今後も検証・評価を積極的に進めていく。
- ・ 平成23年度において、『クイック配管（側溝活用）』の技術について、検証が終了し、その有効性が認められたため、全国で活用できるよう、既に公表している『クイック配管（露出配管・簡易被覆）』に追記し、『クイック配管（露出配管・簡易被覆・側溝活用）』として技術評価書を取りまとめた。
- ・ また、『クイック配管（側溝活用）』の技術を利用するにあたっての手引書（技術利用ガイド）は、既に公表している『クイック配管（露出配管・簡易被覆）』に追記し、『クイック配管（露出配管・簡易被覆・側溝活用）』として早々に公表予定。

各地方公共団体から、本社会実験において検証中の技術について、早期の一般化を要望する声が多く聞かれることから、引き続き、技術的な検証・評価を進めていくこととしており、今後は、『工場製作型極小規模処理施設』、『極小規模処理施設（PMBR）』の技術について、全国の地方公共団体において活用が可能となるよう、検証・評価を進めていく予定。

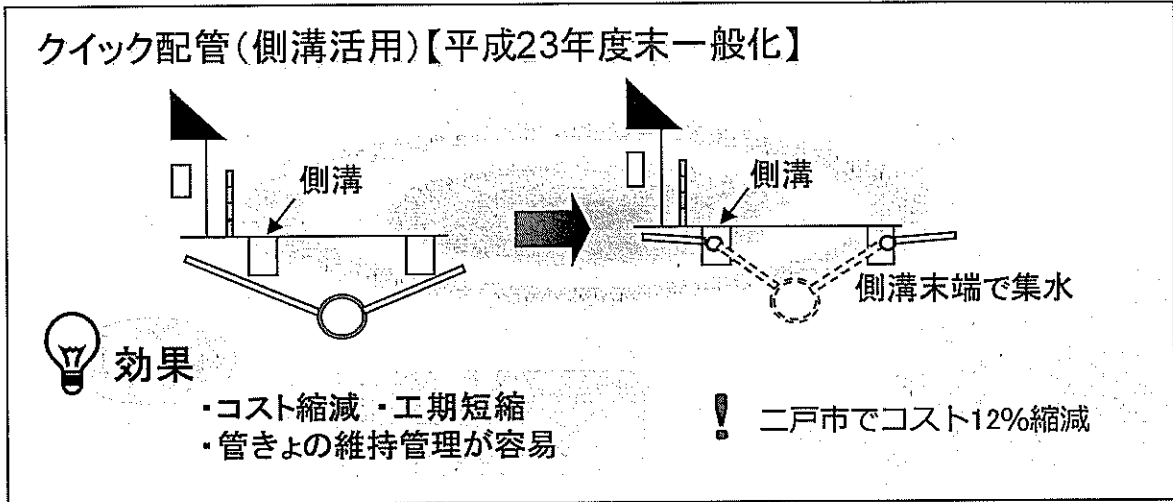
■下水道クイックプロジェクト実施状況（平成24年3月末時点）
（平成19年度～）



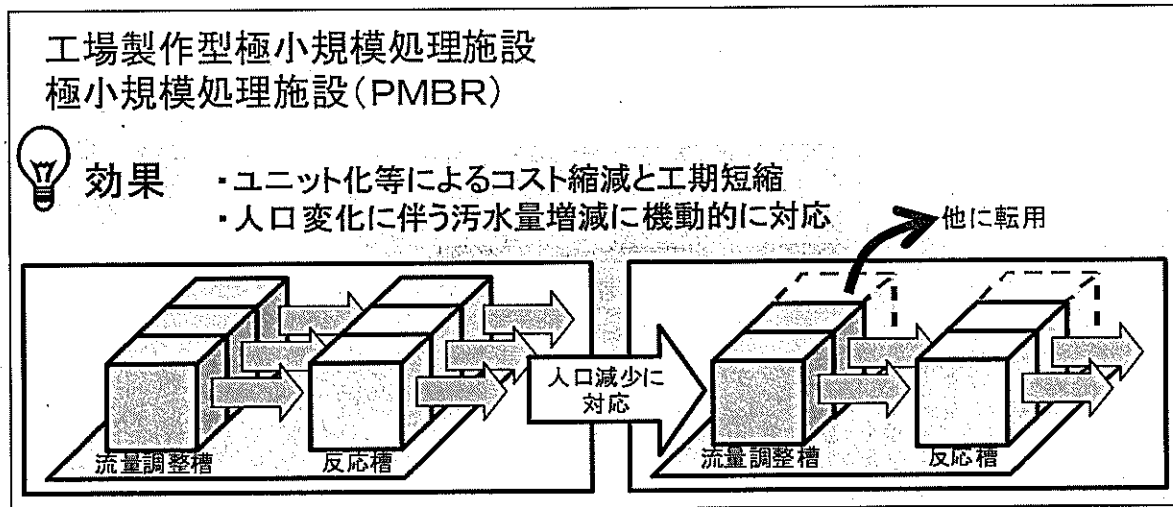
■平成22年度までに一般化した技術

<p>流動化処理土の管きよ施工への利用 【平成20年度末一般化】</p> <p>効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工断面の縮小によるコスト縮減 ・仮復旧の省略によるコスト縮減 ・狭隘な道路への施工に有利 ・締固めが不要で埋戻しが容易 ・路面沈下量が少ない ・液状化の心配がなく地震対策にも有効 <p>！ 浜松市でコスト、工期とも約20%縮減</p>	<p>道路線形に合わせた施工【平成21年度末一般化】</p> <p>効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急勾配路線での浅層化とマンホール削減によるコスト縮減と工期短縮 ・施工困難箇所の解消 <p>愛知県 半田市 施工延長320m、管径150mm</p> <p>コスト縮減 約1,300万円→約1,000万円</p> <p>コスト縮減・工期短縮を実現した要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンホールの省略が可能となった。(29箇所→11箇所) ・階段接合や段差接合をせずにすんだ。(地表勾配に沿った管きよ施工の場合) <p>！ 岡崎市、半田市、宇城市でコスト20%縮減 岡崎市、宇城市で工期10~20%短縮</p>
<p>発生土の管きよ基礎への利用 【平成21年度末一般化】</p> <p>効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生土の再利用による発生土処分量の抑制 <p>！ 半田市でコスト3%縮減</p>	<p>クイック配管(露出配管・簡易被覆)【平成22年度末一般化】</p> <p>効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コスト縮減と工期短縮 ・施工困難箇所の解消 <p>施工延長 L=550m (露出配管+浅層埋設)</p> <p>■対象路線 施工延長 L=550m コスト縮減 約4,200万円→約3,200万円 工期短縮 140日 → 60日</p> <p>■露出配管部のみ 施工延長 L=140m コスト縮減 約1,200万円→約230万円 工期短縮 31日 → 13日</p> <p>！ 益城町の露出配管対象区間でコスト約80%縮減</p>
<p>改良型伏越しの連続的採用 【平成21年度末一般化】</p> <p>効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ルート見直しや推進立坑削減によるコスト縮減 ・下流管渠の埋設深が浅くなりコスト縮減と工期短縮 <p>！ 半田市、益城町で、コスト30~70%縮減、工期20~60%短縮</p>	<p>コスト縮減・工期短縮を実現した要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路下埋設管の浅埋化が可能となった。 ・浅埋化による小型マンホールへの変更が可能となった。

■平成23年度に一般化した技術



■平成24年度に実験・検証を行う技術

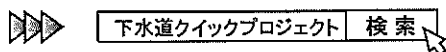


■既に一般化された整備手法の採用自治体数(平成24年3月末時点)

※全国の地方公共団体(都道府県・市町村)を対象としたアンケートの回答による集計値

クイック配管 (露出配管・簡易被覆)	改良型伏越しの 連続的採用	道路線形に 合わせた施工	発生土の 管きよ基礎への利用	流動化処理土の 管きよ施工への利用
8(5)	3(2)	20(5)	6(1)	18(1)

※1 上表の()内はクイックプロジェクトにおける社会実験自治体数



<http://www.mlit.go.jp/crd/sewerage/mifukyu/index.htm>

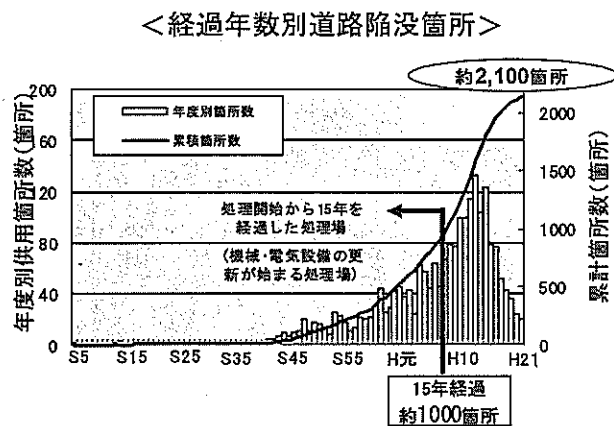
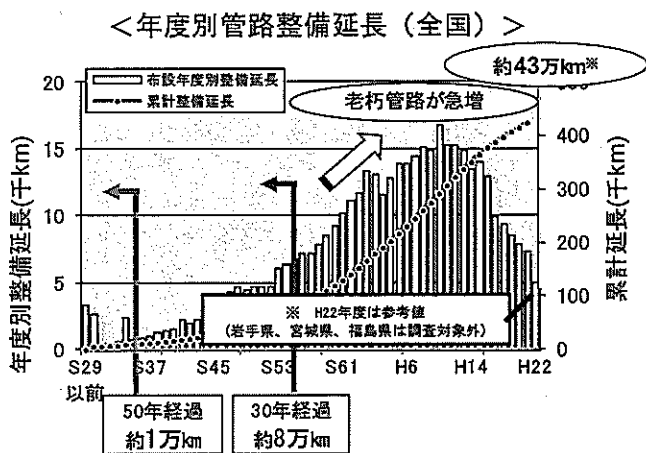
(7) 長寿命化・ストックマネジメントの推進

1) 計画的な維持管理の推進について

① 予防保全型管理への転換

下水道整備の進展にともない、管路延長は約 43 万 km^{*}、処理場数は約 2,100 箇所
にのぼるなど施設ストックが増大している。また、管路施設の老朽化等に起因した道
路陥没も、平成 22 年度には約 5,300 箇所^{*}で発生している。道路陥没後の老朽管路の
改築といった事後的な対応では、市民生活に大きな支障が出るだけでなく、コスト的
にも不経済となる。（※H22 年度は参考値(岩手県、宮城県、福島県は調査対象外)）

日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止する
には、計画的な補修などによる予防保全を重視した維持管理や巡視や点検など日常管
理の充実を図るなど、発生対応型から予防保全型の維持管理へ転換する必要がある。

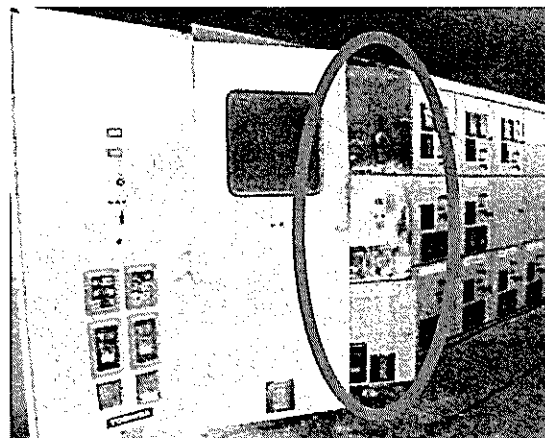


<道路の陥没例>



管路の老朽化に起因した道路陥没
平成 23 年 3 月 和歌山県和歌山市

<老朽化に起因した処理場設備の火災>



計器用変圧器の漏電等による出火
平成 22 年 8 月 愛媛県松山市

2) スtockマネジメントの促進について

① 下水道長寿命化支援制度の活用について

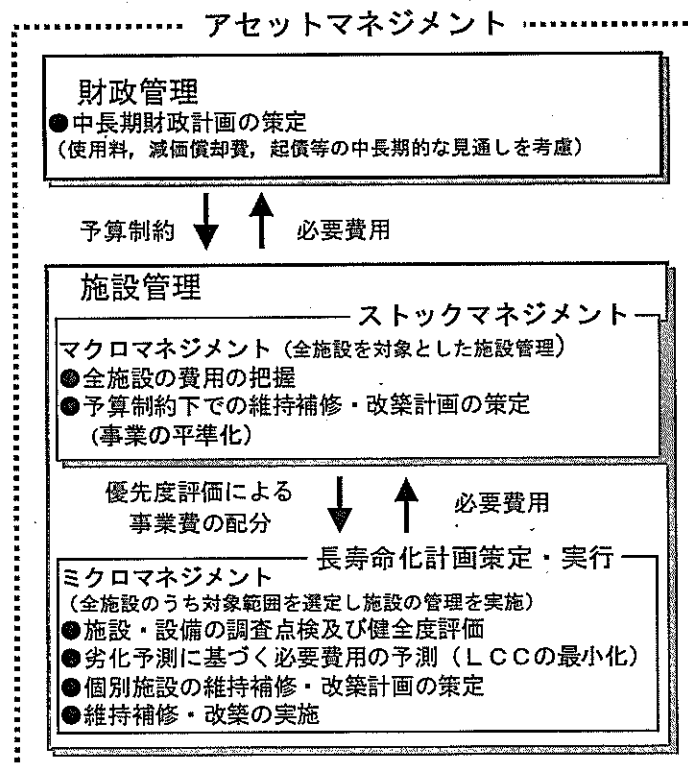
これまでの下水道整備により下水道ストックは増大しているが、下水道施設を適正に管理し、その機能を発揮させるためには、維持管理・改築更新への投資が必要であり、施設の増大にともないこれらの費用も増大する。老朽化を放置すれば、処理機能の停止によるトイレの使用制限や未処理下水の流出など、日常生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれがある。

このため、現下の厳しい財政制約の下、下水道サービスを安定的に確保していくため、増大する下水道施設（管路、処理場等）を適正に管理し、施設の延命化、改築更新投資の平準化など、管理を体系的に捉え、計画的に取り組んでいくことが求められている。

これらを踏まえ、長寿命化を含めた計画的な改築を支援するための「下水道長寿命化支援制度」を平成20年4月に創設したところであり、平成23年12月末時点で、179団体239計画が策定されている。

また、本制度の円滑な運営に向け、平成21年6月に「下水道長寿命化支援制度に関する手引き（案）」（平成21年度版）をとりまとめ、下水道部ホームページ上で公表している。さらには、平成23年2月に「下水道長寿命化計画確認表」を作成し、これに基づき確認するよう事務連絡で周知しているので、計画策定の一助として活用して頂きたい。

平成25年度以降、施設の改築に対する支援は「下水道長寿命化計画」に基づく予防保全的な管理を実施しているものに限定しているため、引き続き、本マニュアル等を活用しながら、各地方公共団体において、長寿命化計画の策定及びその実施がなされるようお願いする。



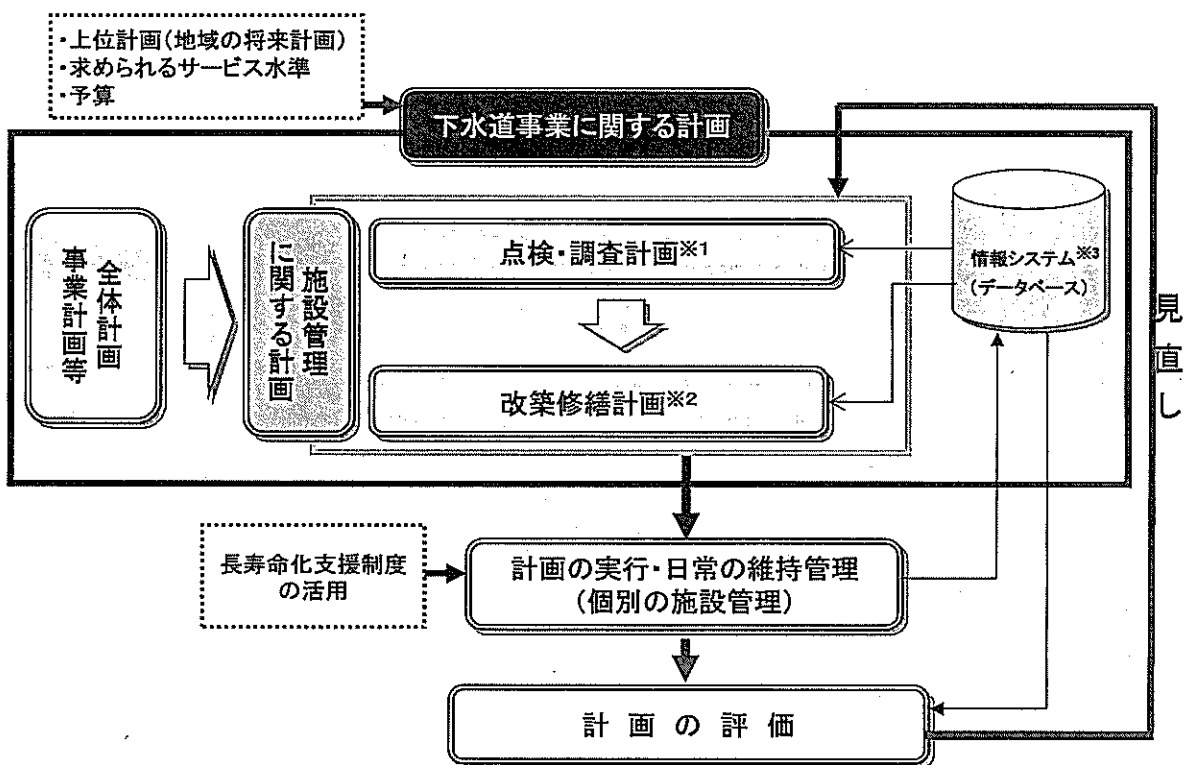
②ストックマネジメントの促進について

下水道におけるストックマネジメントとは、「下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状況を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること」と定義されている。

国土交通省では、平成18年11月に「下水道事業におけるストックマネジメント検討委員会」を設置し、学識経験者、地方公共団体及び下水道関連団体からの情報・意見を踏まえて、平成20年3月に「下水道事業におけるストックマネジメントの基本的な考え方（案）」をとりまとめた。

また、ストックマネジメント手法の導入を促進するため、平成21年11月に「下水道施設のストックマネジメント手法に関する検討委員会」を設置し、ストックマネジメントにおける目標設定の考え方や計画策定のための実務的な作業手順など、ストックマネジメントを推進する上での諸課題について検討をとりまとめ、平成23年9月に「下水道施設のストックマネジメント手法に関する手引き（案）」として公表している。

各地方公共団体におかれては、これらの検討成果を活用し、下水道ストックマネジメントの促進がなされるようお願いする。



- ※1 施設の重要度、経過年数等を考慮して策定
- ※2 施設の重要度、ライフサイクルコスト等を考慮して策定
- ※3 各種情報を一元的に管理

ストックマネジメントのイメージ

3) 更生工法の品質確保について

老朽管の増加にともない長寿命化対策として採用されている更生工法については、今後、需要が増大していくことが予想され、下水道管理者が目的に応じて、適切に各工法の選択、品質確保等を行うために、統一的な評価のあり方、施工管理技術等が必要となってきた。

このため、平成18年12月、日本下水道協会に学識経験者、地方公共団体等からなる「管路施設の更生工法に関する検討委員会」を設置し、低コストかつ高い品質を確保するための管更生工法のあり方について検討を行っている。平成20年9月には、これまでの議論の成果をとりまとめ、「管きょ更生工法における設計・施工管理の手引き(案)」及び「管きょ更生工法の耐震設計の考え方(案)と計算例」を公表している。

また、平成19年度より、施工された更生工法のモニタリング調査を実施しており、評価項目、試験方法等の検証を行っている。そして、これまでの成果を検証し、設計、施工、品質管理に関する指針としてとりまとめるとともに継続的な調査・検討や今後の議論を待つべき事項を明確にした「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」が平成23年12月に公表された。各地方公共団体におかれては、更生工法の品質確保に向けて、適切な対応をお願いする。

なお、手引きの適用範囲とはなっていないが、鞘管工法における日本工業規格等の基準等に準拠しているものについても社会資本整備総合交付金の対象となるのでご留意願いたい。

[関連通知文書等]

- 下水道長寿命化支援制度に関する手引き(案)(平成21年度版)について(平成21年6月29日 下水道事業課企画専門官事務連絡)
- 下水道長寿命化計画について(平成23年2月15日 下水道事業課企画専門官事務連絡)
- 下水道管渠の更生工法による改築に関する交付対象の運用について(平成24年1月6日 下水道事業課企画専門官事務連絡)

(8) 下水道工事等の適正な執行

●入札及び契約の適正化の推進

公共工事の入札及び契約については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）」及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）」や公共工事の入札及び契約を巡る最近の状況を踏まえ、不断の見直しを行い、改善していくことが求められている。

特に各地方公共団体においては、入札及び契約の適正化を図るため、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保、公正な競争の促進、談合その他の不正行為の排除の徹底、公共工事の適正な施工の確保を図るようお願いする。

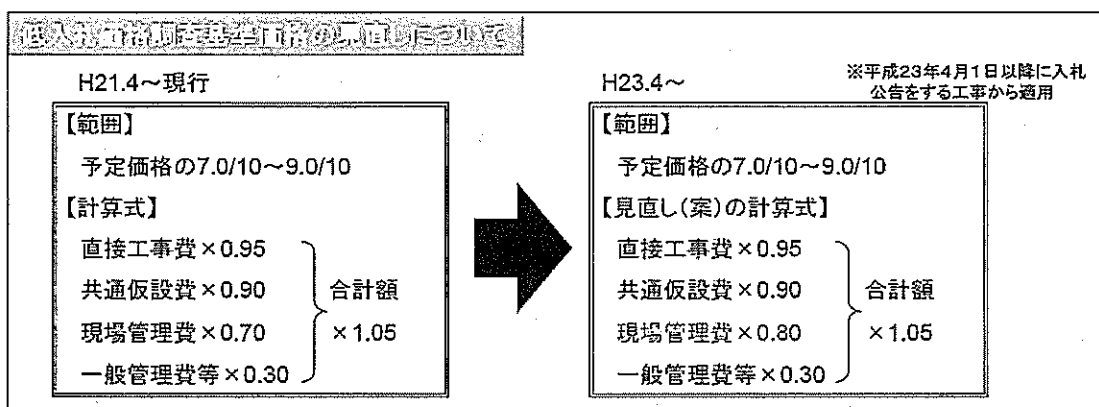
1) 地域維持型契約方式

地域の建設企業は、社会資本等の維持管理、除雪、災害応急対応等の事業（以下「地域維持事業」という。）を行っており、地域社会の維持に不可欠な役割を担っているが、建設投資の大幅な減少等に伴い、地域維持事業を担ってきた地域の建設企業の減少・小規模化が進んでおり、このままでは、事業の円滑かつ的確な実施に必要な体制の確保が困難となり、地域における最低限の維持管理までもが困難となる地域が生じかねない。地域の維持管理は将来にわたって持続的に行われる必要があり、入札及び契約の方式においても担い手確保に資することが必要である。地域維持型建設共同企業体の運用にあたっては「地域維持型建設共同企業体の取扱いについて」（国土入企第26号、H23.12.9）を参考に、地域の実情を踏まえ、活用していただくようお願いする。

2) ダンピング対策の強化

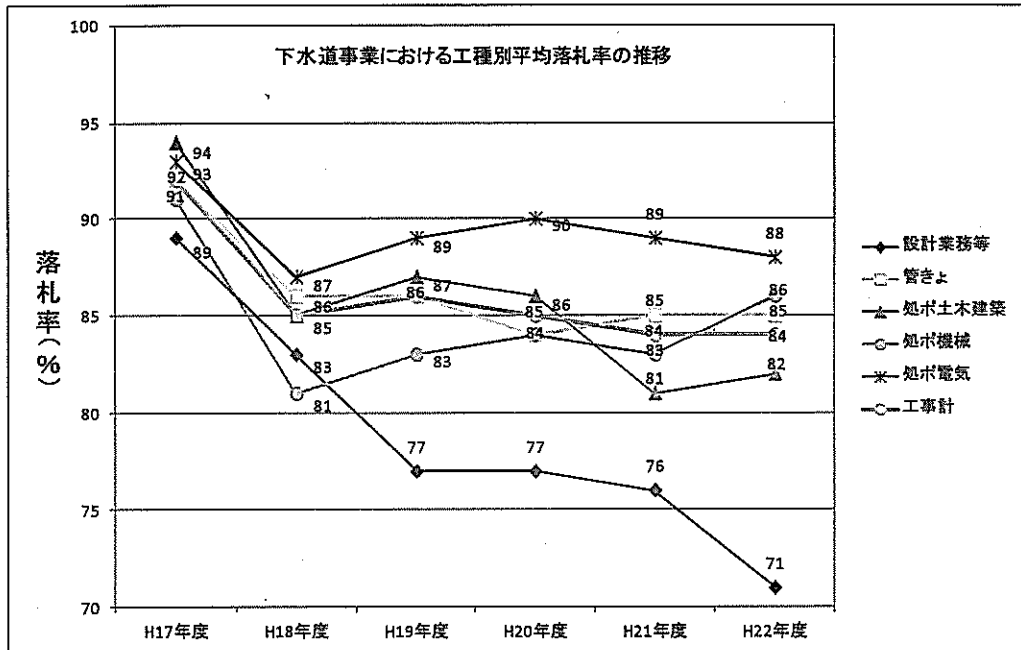
近年、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格を下回る入札のあった工事の割合が急増しているが、いわゆるダンピング受注は、工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底など、公共工事の品質確保に支障が生じかねないことに加え、公正な取引秩序を歪め、建設業の健全な発達を阻害するおそれがある。また、施工監督の強化など行政コストの増大を招く恐れがある。このため、以下の対策の強化を図るようお願いする。

・低入札価格調査基準価格及び最低制限価格について、平成23年4月に改正された「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」を踏まえた算定方式の改定等により適切に見直すこと。

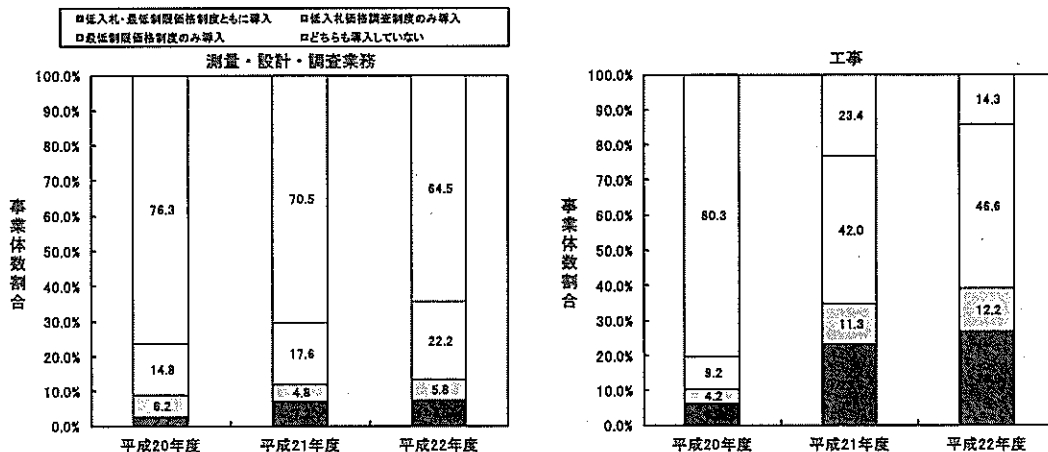


・低入札価格調査制度において、一定の価格を下回る入札を失格とする価格による失格基準を積極的に導入・活用すること。

- ・入札時において工事費内訳書の提出を求めること。
- ・低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合、工事の重点監督の実施、建設業許可行政庁の立入調査との連携、配置技術者の増員の義務付け、履行保証割合の引上げ、前払金支払割合の引下げ等の措置を行うこと。



下水道事業における工種別平均落札率の推移



低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の取組状況

3) 予定価格等の事前公表の見直し

低入札価格調査基準価格及び最低制限価格については、その事前公表により、当該近傍価格へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設企業が受注する事態が生じるなど、建設企業の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じること、地域の建設業の経営を巡る環境が極めて厳しい状況にあることにかんがみ、事前公表は取りやめ、契約締結後の公表とするようお願いする。

予定価格についても、その事前公表によって同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うようお願いする。

4) 一般競争入札の適切な活用

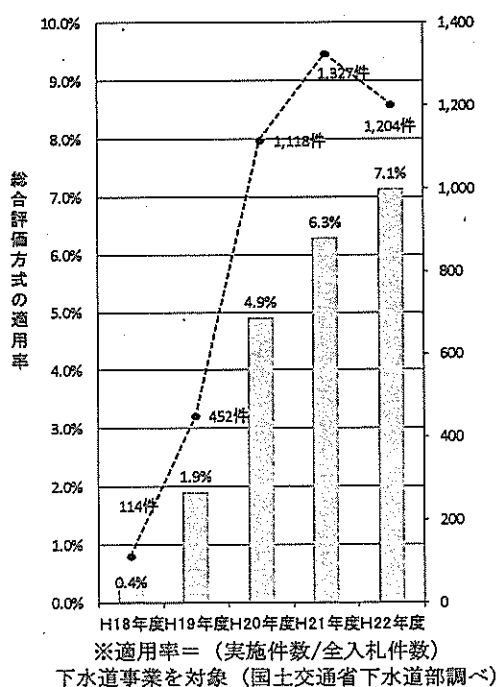
一般競争入札を未導入の地方公共団体においては、速やかにその導入を図るとともに、導入済みの団体においては、一般競争入札の適用範囲を適切に設定するようお願いする。

また、定期の競争参加資格審査においては工事成績や地域貢献を重視した発注者別評価点の導入や不良・不適格業者を競争参加資格審査の対象から除外すること、個別工事の発注にあたっては一定の資格等級区分内の者による競争を確保するとともに、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づく中小企業者に関する国等の契約の方針の趣旨も踏まえ、適切な競争参加条件（過去の工事实績及び成績、地域要件等）を設定するなど、必要な条件整備を適切に講じるようお願いする。

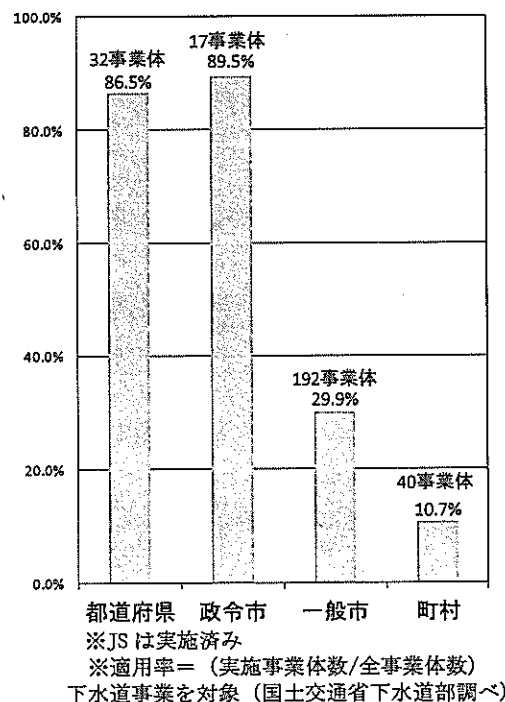
5) 総合評価方式の適切な活用

総合評価方式の導入を図るとともに、対象工事の考え方を設定することによりその適切な活用を図るようお願いする。総合評価方式で入札を行う工事のうち、競争参加者が特に多いため入札段階における発注者及び競争参加者双方の手続コストが増大しているものについては、必要に応じ、まず簡易な技術提案等を求めて、詳細な技術提案を求める者を選定し、その中から落札者を決定する段階審査方式を活用し、双方の事務量の軽減と技術提案の審査精度の向上を図るなど、手続の合理化を図るとともに、小規模な市町村等においては、都道府県が落札者決定基準等について意見を聴くために委嘱した者を活用するなどにより、事務負担の合理化を図るようお願いする。

また、建設企業の技術開発を促進し、あわせて公正な競争の確保を図るため、民間の技術力の活用により、品質の確保、コスト縮減等を図ることが可能な場合においては、工事の規模・様態に応じ、例えば、設計・施工一括発注方式又は詳細設計付発注方式などの発注方式の活用や、VE方式等を通じた民間の技術提案の積極的な活用を検討するようお願いする。



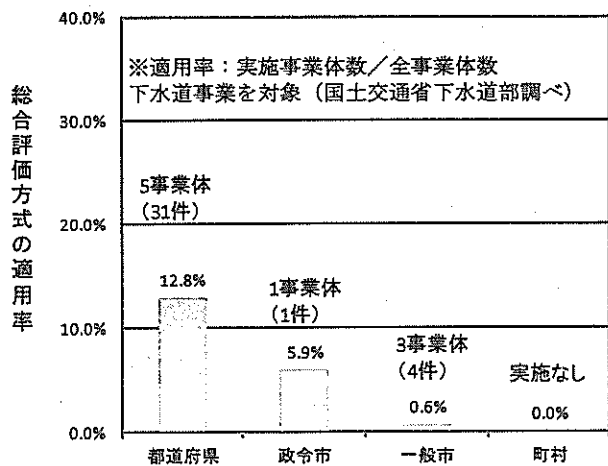
総合評価方式の推移 (実施件数ベース)



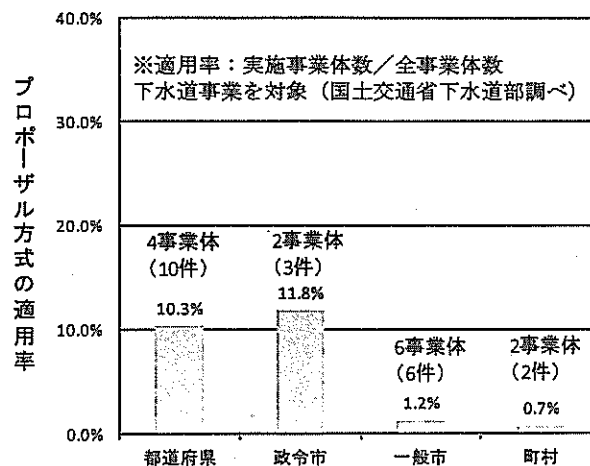
総合評価方式の取り組み状況 (平成22年度)

設計業務においては、適正価格による高品質な成果品を得るため、平成23年6月に改定された「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガ

「ガイドライン」等を参考にプロポーザル方式及び総合評価方式の活用を図るとともに、コンサルタント業務の発注にあたっては、極力、建設コンサルタント業務規程により登録されているコンサルタントの活用を図ること。



総合評価方式の取り組み状況（平成22年度）



プロポーザル方式の取り組み状況（平成22年度）

【関連通知文書等】

- 「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」
(平成17年8月26日)
- 「下水道工事における品質確保促進の手引き（案）」
(平成18年3月)
- 「下水道事業における調達方法に関する検討会報告書」
(平成19年4月)
- 「下水道事業における調達方法に関する検討会報告書」
(平成20年9月)
- 「下水道事業の特性を踏まえた品質確保の促進に向けた検討報告書」
(平成22年6月)
- 「平成23年度国土交通省所管事業の執行について」
(平成23年4月1日)
- 「公共工事の入札及び契約手続の更なる改善について」
(平成23年4月7日)
- 「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」
(平成23年6月)
- 「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」
(平成23年8月9日)
- 「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」
(平成23年8月25日)
- 「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインについて」
(平成23年8月29日)
- 「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」
(平成23年12月1日)
- 「地域維持型建設共同企業体の取扱いについて」
(平成23年12月9日)

●設計・積算、施工管理等における留意点

1) 積算の合理化・適正化について

① 積算に関する検討体制

下水道の標準歩掛は設計・積算の適正化を目的に昭和52年度より作成が行われ、現在、第1巻（管路）、第2巻（ポンプ場・処理場）、第3巻（設計委託）の全3巻から構成されている。これらは、全国の主要な政令市等から構成される「歩掛等検討小委員会」において標準歩掛作成のための工事データの収集及び解析が行われ、「下水道用歩掛検討委員会」における協議・審議を踏まえ策定されている。また、積算施工基準に関する課題の抽出、歩掛に関する要望については適正化会議で検討がなされ、その結果を踏まえて、標準歩掛の適正化を図っている。なお、平成23年度より「下水道用歩掛検討委員会規程」を改正するとともに、「下水道用設計標準歩掛表」は（社）日本下水道協会において発行・販売されている。

② 平成24年度下水道用標準歩掛等改定概要

第1巻 管路

○管路土工

- ・発生土処理 ダンプトラック（10t積車）による運搬歩掛 【改定】

○開削水替工

- ・ポンプ運転工 【改定】

○マンホール工

- ・モルタル上塗工、マンホール鋼製型枠工、足掛金物取付工、外副管取付工 【改定】
- ・内副管取付工 【新規】

○小口径管推進工法 【新規】

- ・高耐荷力方式泥水方式（半管）、高耐荷力方式泥土圧方式、低耐荷力方式泥土圧方式

○立坑工

- ・ライナープレート式土留工及び土工 【改定】

○薬液注入

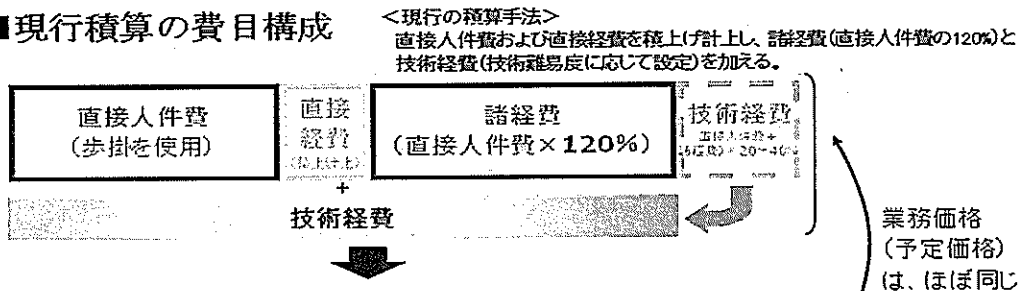
- ・注入設備据付解体工（車上） 【改定】

第3巻 設計委託

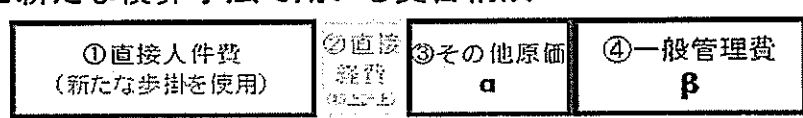
○新たな積算手法の見直し

- ・平成23年度に直轄において設計業務が新たな積算手法に移行されたことから、下水道事業においても新たな積算手法へ移行

■現行積算の費目構成



■新たな積算手法で用いる費目構成



<改定ポイント>

- 直接人件費は新たな歩掛を使用する。
- 経費率は $\alpha = 35\%$ 、 $\beta = 30\%$ とする。
- 技術経費が各費目に振り替わっている。
- 業務価格はほぼ同じ。

(注) 経費の算出方法は以下の通り

③その他原価

$$\text{③} = \text{①} \times \alpha / (1 - \alpha)$$

α : 原価(直接経費(積上げ計上)を除く)に占める
その他原価の割合

④一般管理費等

$$\text{④} = (\text{①} + \text{②} + \text{③}) \times \beta / (1 - \beta)$$

β : 業務価格に占める一般管理費等の割合

③ 平成 24 年度の実態調査への協力について

各自治体等発注の工事を対象に行う実態調査（歩掛、諸経費等）が基礎データとなるので、御協力をお願いします。あわせて、調査内容については必要に応じて各自治体等から業者へヒアリングによる内容確認をお願いします。

2) 発注に当たり留意すべき諸点

① 十分な事前調査の実施と事前協議の徹底

工事発注に当たっては地質調査等の十分な事前調査を行うとともに、関係機関との事前協議を行い確実に実施されたい。

なお、土壌汚染対策法第 4 条における土地の掘削その他の土地の形質の変更を行う場合の届出等については、一般的に発注者の責務であるのでご留意いただきたい。

② 施工条件明示と設計積算及び設計変更の適切な実施

改築更新の積算にあたり稼働中の施設を考慮（既存施設との取り合いを明示、汚泥の撤去処分費用を必要に応じ計上等）、重点監理業務費用を適切に積算計上等、現場の実情を積算に適切に反映されたい。また、明示した条件に変更が生じた場合は、設計変更等適切な対応に努めること。

なお、機械電気設備工事における改築工事特有の積み上げ項目の考え方や計上費目及び歩掛補正の適用範囲を整理し、「下水道用機械設備及び電気設備工事積算基準の運用（改築編）」として定めているので、参考にされたい。また、平成 22 年 6 月に「下水道施設の機械・電気設備工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」、平成 23 年 3 月に「下水道施設の機械・電気設備工事請負契約における条件明示の考え方（案）」を策定しているので参考にされたい。

③ 公共工事標準請負契約約款に基づく変更契約の締結の促進等

平成 22 年 7 月に改正された「公共工事標準請負契約約款」に沿って、できる限り速やかに各団体発注工事に係る請負契約約款の改正を行うこと。また、工事内容の変更等により工事費用に変動が生じた場合には、契約約款に基づき必要な変更契約を適切に締結すること。その際には、設計変更審査会等の設置・活用のほか、ワンデーレスポンスや三者会議等についても推進を図ること。

④ 予定価格の適切な設定

予定価格の設定に当たっては、資材等の最新の実勢価格を適切に反映させるとともに、必要に応じ、見積もりを活用した積算方式の活用を図りつつ、実際の施工に要する経費を適切に計上すること。なお、いわゆる歩切りによる予定価格の切り下げは行わないこと。

⑤ 適正な工期の確保等

下水道工事及び調査・設計業務について、適正な工期の確保に資する早期発注。

人員配置、コスト縮減及び施工安全性の確保の観点からの工事及び調査・設計に係る発注、納期の平準化。

⑥ その他

○業種区分の考え方について

建設業の許可は業種別に行うこととなっており、「建設業許可事務ガイドラインについ

て」(平成13年4月3日、国総建第97号)に業種区分の考え方が示されている。

『建設業許可事務ガイドライン』

例. 16 水道施設工事

上下水道に関する施設の建設工事における「水道施設工事」、「管工事」及び「土木工事一式工事」間の区分の考え方

- ・水道施設工事

上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事

- ・管工事

家屋その他の施設の敷地内の管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事

- ・土木一式工事

これらの敷地外の例えば公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事

○技術者の評価

各種発注者支援データベース等の活用。推進工事においては、推進工事の専門的で高度な技能、技術を評価している推進工事技士資格の活用。

○電子入札の推進

電子入札コアシステムの活用。

3) 工事実施に当たり留意すべき諸点

① 前金払い等支払いの適正化

前払い金制度の適切な運用、支払い手続きの迅速化

② 監理技術者制度の適正な運用

○監理技術者等の変更について

監理技術者等の変更が認められる場合があるので留意する必要がある。

『監理技術者制度運用マニュアル』より

2 監理技術者等の設置

2-2 監理技術者等の設置

(4) 監理技術者等の途中交代

建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理を司っている監理技術者等の工期途中交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、疾病または退職等、真にやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合等が考えられる。

- ・受注者の責によらない場合により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- ・橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
- ・ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合

③ 残土、建設廃棄物の適正な処分と環境対策の実施

【関連通知文等】

- 「国土交通省のリサイクルホームページ」参照
- 「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」
(平成11年3月23日廃棄物六法参照)
- 「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準(案)」(平成6年4月11日)
- 「建設汚泥再生利用技術基準」 (平成11年3月29日)
- 「建設汚泥再生利用指針(案)」 (平成18年3月 総合政策局事業総括調整官室)

④ その他

○ 施工管理業務の活用

「下水道施設重点施工管理業務委託要領」(社団法人全国上下水道コンサルタント協会)が作成されている。

○ CAD製図基準の採用

電子成果品については下記の基準が作成されている。なお、電子データ流通に関する特記事項については、受注者・発注者において協議を行う等、適切な運用を図ることとされたい。

□ 管路施設 → 「土木CAD製図基準(案)」(土木学会)

□ 処理場等 → 「CAD製図基準(案)処理施設編(平成17年3月版)」

(社団法人全国上下水道コンサルタント協会)
(平成18年4月から同協会のホームページで公開している。)

4) その他

○ 設計者等の資格

設計又は工事の監督管理や維持管理を行う者の資格については、下水道法施行令を遵守されるようお願いする。

●会計検査対応について

1) 一般的事項

各都道府県・政令市は、会計検査院から指摘を受けた事項については、適宜、速やかな各地方整備局及び本省への報告をお願いします。各自治体におかれては、過去に指摘を受けた事項について再度確認するとともに各都道府県においては管下市町村への注意喚起をお願いします。

2) 平成21年度決算指摘事項におけるフォローアップ

【平成21年度決算の指摘事項】

補助事業で取得した下水道用地について、必要性の見直しが適時適切に行われ、その活用が図られるよう意見を表示し、並びに今後の取得が適時適切に行われるよう、また、財産処分に当たって適正な手続がとられるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

1) 未利用地の取扱いについて（会計検査院法第36条による意見を表示するもの）

ア 事業主体に対して、社会情勢の変化、現状における給水実績等の最新データなどを的確に反映した全体計画等の見直しを早急に行うよう周知徹底し、建設予定の施設等の必要性、適正な規模、配置等の具体的な検討を求めること。その際、終末処理場等の用地についても、建設予定の施設等に必要な面積と不要な面積とを区分するなどの具体的な検討を求めること。さらに、これらの具体的な検討状況、未利用地の状況等の報告を適宜求め、下水道用地の適切かつ有効な管理・利用を図ること

イ 事業主体に対して、全体計画等の見直しなどにより、将来も下水道事業に利用する見込みがなくなった用地については、可能な限り他事業又は他事業者等に譲渡するなどしてその資産の有効活用を図らせること

2) 用地の取得について（同法第34条による是正改善の処置をを求めるもの）

事業主体に対して、用地の取得に当たっては、補助の目的に沿った利用が早期に図られるものを可能な限り優先するとともに、補助対象の範囲を十分確認の上、国庫補助申請を行うよう周知徹底すること

3) 用地の財産処分について（同法第34条による是正の処置を要求し及び是正改善の処置をを求めるもの）

事業主体に対して、国土交通大臣の承認を受けずに財産処分を行っていたり、管理協定等を締結していなかったりしている下水道用地について、速やかに補助金等適正化法、都市局承認基準等にとつとつた所要の承認手続等をとらせるとともに、有償のものについては、国庫補助金相当額の国庫納付をさせること。また、今後、財産処分に当たっては、これらの法令等を遵守して、適正な手続及び所要の国庫納付を行うよう周知徹底すること

上記を踏まえて、平成22年12月6日に「社会情勢の変化を踏まえた下水道計画の見直しの推進等について」、「今後の下水道用地の取得について」、「下水道用地の財産処分につ

いて」の事務連絡を発出しているので、各公共団体においては適切な対応をお願いする。

また、平成23年3月30日に「補助金等により取得した下水処理場等の事業予定地及び未利用空間について、本来の目的を妨げない範囲で使用する場合の承認について」通知文を発出し、補助金等により取得した下水処理場等の事業予定地及び未利用空間について、本来の目的を妨げない範囲で使用する場合は、公共的な使用の他、民間活力を図ることにより地域の課題解決や地域の活性化・賑わいづくり等に資するものであること、も可能となっているので活用されたい。

【下水道計画の見直し状況】

上記、事務連絡「社会情勢の変化を踏まえた下水道計画の見直しの推進等について」に基づき、下水道計画の見直し状況についてフォローアップ（下図参照）させていただいたところですが、引き続き、社会情勢の変化を踏まえた下水道計画の見直しを推進していただくようお願いする。

(箇所)

	見直し状況(H23.12時点)			見直し予定年度				
	計	済	未※	H23	H24	H25	H26	H27
下水処理場	2,038	1,115	923 (351)	292	324	135	73	99
		55%	45%	69%	85%	92%	95%	100%
ポンプ場	3,316	1,845	1,471 (619)	468	606	153	182	62
		56%	44%	70%	88%	93%	98%	100%
計	5,354	2,960	2,394 (970)	760	930	288	255	161
		55%	45%	69%	87%	92%	97%	100%

※()は内、見直し中のもの。

注) 被災3県(岩手県、宮城県、福島県)除く。

3) 平成22年度決算における主な指摘事項

平成22年度決算検査報告(平成23年度)の検査においては、平成21年度と同様に補助事業により取得した財産の処分に係る手続が適正でなかったもの1件(下水道用地を承認を受けずに有償で譲渡したり、貸し付けたりするなどし、譲渡額、貸付料等に係る国庫納付を行っていなかったもの)が不当事項として報告された。

4) 平成23年度決算の検査状況

環境検査課による「①未稼働施設に関する平成22年度からの追加検査」、「②平成23年度の通常検査」のほか、公共土木特別検査室による「③地震・津波対策に関する特別検査」等が行われており、主な内容は以下の通り。

① 未稼働施設に関する追加検査（環境検査課）

未稼働施設の整備する必要性や時期・規模の妥当性について平成22年度より検査されている。なお、会計検査院実地検査における指摘事項等は以下の通り。

- ・当分供用見込みがないものの、経済性、施工性等が優位として先行して一体的に施工。投資効果の早期発現を軽視し、段階的施工の必要性を十分に認識していなかった。
- ・最初沈殿池の増設等にあたっては、流入水質の実態を反映させず、設計指針の範囲で設定し建設したり、最初沈殿池・反応タンク・最終沈殿池を一連で整備していた。
- ・分流下水道の流入水量予測の際に降雨影響を排除しないまま計画1日最大汚水量等を算定し、当該汚水量を元に増設時期や規模を決定したこと。
- ・未稼働等施設について、転用したり、他事業施設と接続したりすることによる利活用についての検討が不十分であった。
- ・計画汚水量と流入実績汚水量との乖離の原因について、水洗化率の設定や大口事業者の接続確認、上水道給水実績等に基づく推計、反応タンク滞留時間の設定が不適切となっている。

② 平成23年度検査（環境検査課）

特別調書（施設調書、用地調書）と個別設計書による検査を実施。平成22年度のような特別調書のみでの検査ではない。また、個別設計書についてもいまのところ重点的に検査されている内容はない状況。

③ 地震・津波対策に関する特別検査（公共土木特別検査室）

国会からの要請を受けて、管路、処理施設・ポンプ施設に関する耐震診断状況や耐震化対策状況等について検査されている。

特に以下の項目について検査がされている。

- ・管路の液状化による浮上り対策に関する埋戻し方法やその施工管理について
- ・ダクタイル鋳鉄管の耐震設計について
- ・耐震性のない水処理施設の上部を地域防災計画の避難所に位置付けていることについて

なお、平成10年度以降に新規に発注する建設工事において、重要な幹線等及び処理場・ポンプ場施設については、レベル2地震動に対して所要の耐震性を有することとなっているのでご留意願いたい。

④ その他（特別経理検査室）

補助基本額の算出方法における受益者負担金の取扱いについて検査されている。

●コスト構造改善の推進

「下水道事業コスト構造改善プログラム（H20～H24）」は、「国土交通省公共事業コスト構造改善プログラム」が新たに策定されたことを踏まえ、下水道としての「総合的なコスト構造改善」の全国的な取組みを推進する上で、各地方公共団体等の参考となるよう、具体的施策や施策事例、フォローアップの実施方法等についてとりまとめたものである。

各地方公共団体等は、事業の進捗状況や地域の特性を考慮して、本プログラムを参考として本プログラムに記載のない独自の施策も含めて、総合的なコスト構造改善に向けて計画的に取り組んでいただきたい。

なお、平成22年度の取組状況については、次頁のとおり下水道事業全体で総合コスト改善率は5.6%となっている。引き続き、国土交通省ではフォローアップを実施していく予定であるので、今後もコスト縮減のより一層の取組をお願いします。

【関連通知文書等】

- 「下水道事業コスト構造改善プログラム」 (平成21年4月)
- 「下水道事業コスト構造改善プログラムについて」 (平成21年4月)
- 「国土交通省公共事業コスト構造改善プログラム」 (平成20年3月)

平成 22 年度総合コスト改善実績とりまとめ

総合コスト改善効果	
改善額(百万円)	改善率
60,004	5.6%

項目	改善額(百万円)	プログラム 施策番号
1.工事コスト構造の改善による効果	47,027	
1)計画・設計の見直し		
①設計基準類の見直し	26,571	5
②技術基準の弾力的運用	3,424	6
2)施工の見直し		
③工事における事業間連携等の推進	2,199	8
④建設副産物対策等の推進	10,783	9
3)社会的コストの低減		
⑤温室効果ガス排出抑制対策の一層の推進	863	12
4)積算の見直し		
⑥市場を的確に反映した積算方式の整備	1,817	29
5)その他	1,370	
2.ライフサイクルコスト構造の改善による効果	10,720	
1)運転管理費低減による効果	6,741	5,12,24,26
2)清掃・点検・修繕費低減による効果	445	5,18
3)長寿命化によるLCC低減による効果	3,534	5,15,18
3.社会的コスト構造の改善による効果	2,257	
1)事業便益の早期発現による効果	102	3,4,8
2)環境負荷低減による効果	1,538	9,12
3)社会的影響の低減による効果	617	5,13
総合コスト構造の改善額	60,004	
平成22年度発注工事費(百万円)	1,023,651	
縮減施策を講じた工事費	540,277	
縮減施策を施さなかった工事費	483,374	

下水道事業におけるコスト改善の経緯(単位:億円)

年 度	H20	H21	H22	
事業費	12,470	11,453	10,237	
改善額	833	611	600	
改善率	物価変動を除く	6.3%	5.1%	5.6%
	物価変動による*	-2.8%	-1.1%	-1.2%
	計	3.5%	4.0%	4.4%
基準年度	平成19年度			
計画等	下水道事業コスト構造改善プログラム(H20~24)			

(9) 事故防止対策

1) 下水道工事の安全対策について（注意喚起及び事故報告の徹底）

下水道工事は、管渠工事とポンプ場・処理場工事（土木、建築、建築設備、電気、機械工事）とに大きく分けられるが、特に、下水道管渠布設工事はその大部分が道路上で行われることから、公衆災害を引き起こす可能性が高く、細心の注意が要求される。

管渠布設工事を開削工法で行う場合は、土砂崩壊事故や施工機械の誤操作や作業員の不注意による接触などの事故が発生している。また、既設管内工事において、事前の管路内安全調査の不十分による酸欠での死亡事故が発生しているので、既設管内作業時は常にガス濃度に注意を払い、現場において注意喚起することが必要である。

一方、ポンプ場・処理場工事では、一般建築に比べ階高が高く、機器設置のための開口部が多いため、開口部からの転落・資機材の落下など、下水道工事に特有の事故が多く、この場合も安全帯の着用と親綱への装着の徹底等をするように現場において注意喚起することが必要である。また、「労働安全衛生規則」が一部改正（平成21年6月1日施行）され、足場等の現場での安全点検を充実するとともに足場等からの墜落や資材の落下等の防止措置を図ることとなっている。

〔留意事項〕

○工事事務の報告について

国土交通省では、更なる安全対策の取り組みを推進するために、下水道工事の特性を踏まえた分析、安全対策を検討していくこととしており、そのために必要な事故データの蓄積を目的として、平成21年12月に「下水道工事事務報告要領」を定めているので、本要領に定めた手順による報告の徹底をお願いします。

○下水道事故情報データベースの公開について

国土交通省では、下水道事業において発生した事故の情報を蓄積、共有することを目的として、下水道事故情報データベースを作成し、平成22年1月からのデータを下水道部ホームページ上で公開したところである。各地方公共団体等におかれては、これらの過去の事故データから得られる教訓を安全管理にフィードバックし、安全対策を継続的に改善するようお願いする。

2) 平成23年の工事事故発生状況について（死傷者の発生したもの）

平成23年に発生した工事事故の要因、月毎の工事事故発生状況、事故者の被害状況は次のとおりである。平成22年と比べて23人減の96人となっている。また、死亡事故については3人減の8人であり、引き続き一層の安全対策の徹底並びに安全点検を実施し、工事事故の未然防止に努めていただきたい。

○平成23年に国土交通省へ報告のあった事故者数

(参考)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	H22
死亡	0	1	0	0	0	1	1	1	0	2	1	1	8	11
重傷	8	12	5	3	2	1	4	4	3	4	8	8	62	88
軽傷	4	3	0	1	3	3	2	3	3	2	0	2	26	20
合計	12	16	5	4	5	5	7	8	6	8	9	11	96	119

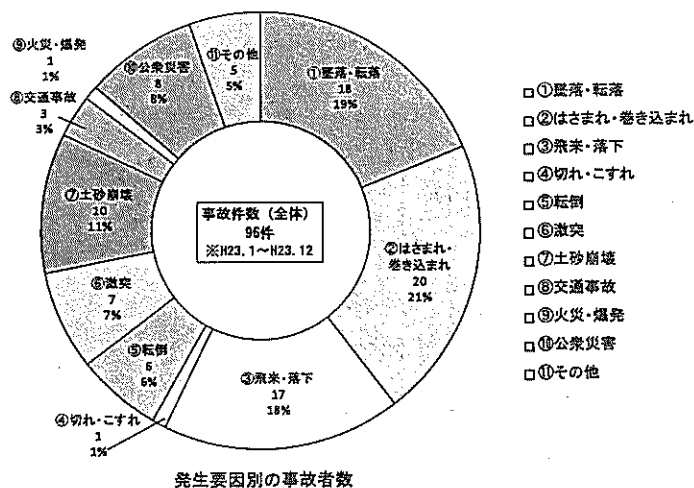


図 発生要因別事故件数

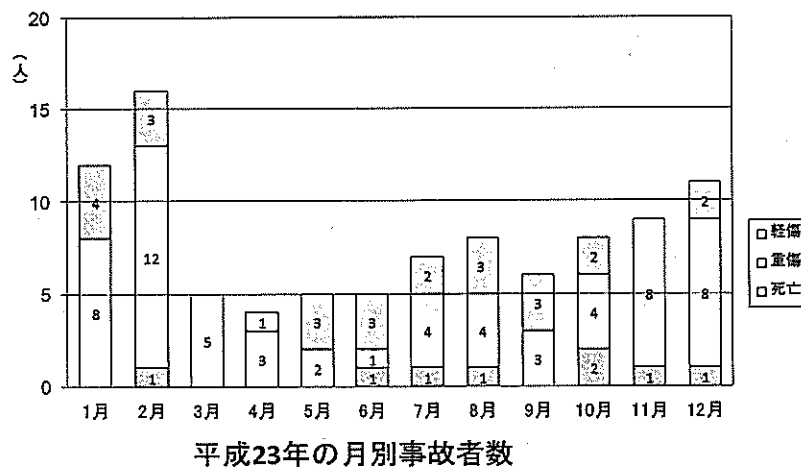


図 平成23年の月毎の事故者数

○ 平成23年1月～3月に起きた主な工事事故の例

死亡事故

1. 二次覆工コンクリート打設完了後、翌日の段取りのため電線台車を10m坑口側へ移動させているときにセグメント壁に設置している電線を外していないことに気づき移動をいったん停止した、その後取り外し作業をおこなっているときに電線台車が転倒し作業員の上に倒れた。
2. 水道給水管工事および公共下水道公共汚水ます新設工事現場で、土砂崩壊による人身事故が発生した（深さ3メートルで全身が土砂に埋まった）。
3. 深さ2.0mの床堀付近の掘削で、作業員が排水ポンプの釜場を掘削中、土留め設置区間から外れた所で掘削断面上部の土砂が崩壊し、直接作業員に覆いかぶさった。

上記以外の土砂崩壊による事故

4. 矢板を設置中、南側の土砂が崩れ、矢板に挟まれた。すぐに救出されたが、矢板に挟まれたことにより、胸部が圧迫されたため、念のため病院で検査中である（意識ははっきりしている）。
5. 取付管布設のための掘削完了後（掘削深 H=2m）、作業員が堀山の中に入り作業していたところ、土砂崩壊し、その勢いで作業員が転倒し胸のあたりまで土砂が埋まった（約0.5m 程度崩壊）。
6. 掘削深さH=2.8mの掘削作業中、高さH=2.5m付近の軽量鋼矢板設置部に当たる石を割る作業中東側の粘性土が崩れ、2名が土砂との間に挟まれた。

3) 既設管路内における工事等の安全対策

平成22年10月28日、既設マンホールへの取り付け位置の確認作業中、硫化水素ガスの発生が原因と思われる事故により1名の方が亡くなり、1名の方が意識不明という事故が発生した。

国土交通省においては、過去にこのような事故の再発防止に向け、既に「下水道管渠内の作業における安全の確保について（平成14年3月13日付け国都下管第7号）」により通知しているところであるが、平成24年1月20日、愛知県北名古屋市内のマンホール内部において、既設マンホールと新設下水道管の取り付け口の仕上げ作業中に、マンホール内部に設置したエンジンポンプの稼働によると思われる一酸化炭素中毒により6名の作業員の方が救急搬送されるという事故が発生した。

そこで、再度、平成24年1月26日に、事務連絡「下水道管渠内作業における安全の確保について」を発出しているのので、「下水道管きよ内作業の安全管理に関する中間報告書（平成14年4月）」を参考に、再度、安全対策について請負者への徹底指導をお願いする。

4) 雨水が流入する管路内における工事等の安全対策

平成20年8月5日、東京都雑司ヶ谷幹線工事（合流式下水道管の再構築工事）の現場において、集中豪雨により急激に管渠内水位が上昇し、作業を実施していた5名の方が流され亡くなられるという痛ましい事故が発生した。

国土交通省では、局地的な大雨に対し、雨水が流入する下水道管渠内における工事等（調査、点検、清掃を含む）を安全に実施するために必要な対応策について検討することを目的として「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策検討委員会」を設置し、平成20年10月に検討成果を「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き(案)」としてとりまとめている。

しかしながら、平成21年8月19日に沖縄県那覇市ガープ川（下水管路）で、大雨に伴う急激な水位上昇により、再開発の準備組合が発注した施設の構造物の耐力度調査等に携わっていた作業員の方が流され、4名の方が亡くなられるという事故が再び発生している。

各地方公共団体等においては、手引き等を参考にして、大雨に伴う急激な水位上昇が予想される下水道管路内で行う工事等について安全対策の徹底をお願いする。

【通知文書等】

- 「下水道管渠内の作業における安全の確保について」 (平成14年3月13日)
- 「下水道工事における事故防止のための重点対策について」 (平成16年1月30日)
- 「下水道工事における安全対策事例集の活用について」 (平成16年3月22日)
- 「集中豪雨等に対する下水道工事の安全対策について」 (平成20年8月6日)
- 「集中豪雨等に対する下水道管渠内作業の安全確保について」 (平成20年8月7日)
- 「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等の安全性の向上について」 (平成20年10月10日)
- 「大雨に伴う急激な水位上昇に対する下水道管路内工事等の安全対策について」 (平成21年8月21日)
- 「下水道工事における事故防止対策の取り組みについて」 (平成21年12月24日)

国土技術政策総合研究所関係

国土技術政策総合研究所における調査研究

国土交通省国土技術政策総合研究所 下水道研究部

3つの役割

- ① 本省が行う政策の企画立案を支援するための調査研究（政策支援）
- ② 下水道の技術基準の策定に係る調査研究（技術基準）
- ③ 国及び地方公共団体が行う事業執行に必要な技術的条件の整備に係る調査研究（技術支援）

研究体制

下水道研究部長 (TEL : 029-864-2831)	堀江 信之
下水道研究官 (029-864-3726)	森田 弘昭
下水道研究室長 (029-864-3343)	横田 敏宏
下水処理研究室長 (029-864-3933)	原田 一郎

主要施策に関するH23成果とH24予定



主要施策	H23成果	H24予定
◆地震津波対策	下水道地震・津波対策技術検討委員会	指針等改訂に向けた耐津波設計法等検討
◆ストックマネジメント	管渠劣化DB、更生工法JIS規格検討委員会	更生工法JIS規格検討委員会
◆雨水対策	都市雨水対策計画策定手法の課題点抽出	同手法の改善策とりまとめ
◆水系リスク対策	水系水質リスク検討会	同左、大腸菌全国実態調査
◆地球温暖化対策	MBRIにおけるN2O排出量	N2O排出要因と対策
◆B-DASHプロジェクト	実証施設設置・測定開始(2テーマ)	実証研究継続(2テーマ)、ガイドライン化にむけた検討 実証施設設置・測定開始(5テーマ)
◆国際標準化	PC251(アセットマネジメント)会議 出席 PC253(下水処理水の灌漑利用)会議 支援 都市における再生水利用に関する北東アジア協力会議 座長	PC251(アセットマネジメント)会議 出席 PC253(下水処理水の灌漑利用)会議 支援 都市における再生水利用に関する北東アジア協力会議 座長
◆国際協力	中国技術協カプロジェクト関連セミナー	中国技術協カプロジェクト関連セミナー



◆ 下水道地震・津波対策技術検討委員会 (事務局)

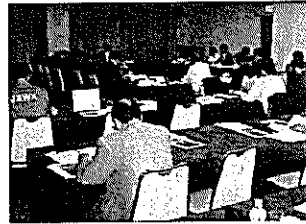
4次にわたる復旧及び今後の全国的な津波等対策に対する提言。
今後の指針やマニュアル等に反映される。

平成23年3月11日

4/12 5/24 7/19 10/17 12/15 2/24 3/22



委員会による現地視察



委員会の様子

◆ 早期復旧に向けた技術支援

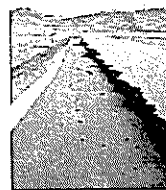
被災地方自治体への技術的助言や現地調査等を継続的に実施。



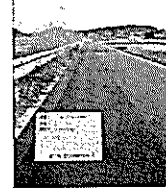
(石巻市)

◆ 耐震・耐津波対策の技術的検討

下水道管路施設の耐震化工法の有効性に関する調査や、津波被害のメカニズム解明等を継続的に実施。(碎石による埋戻し)



標準施工(未対策)
⇒被害大



液状化対策施工
⇒被害なし



液状化対策施工
⇒被害小

震災対応(放射能・下水処理場における段階的復旧)



各地で下水汚泥から放射性物質が検出

250箇所以上の処理場で検出

下水汚泥処分先の取引停止、有効利用中止

汚泥保管量は経時的に増加

埋立に関する暫定指針提示

特別な対応が必要に

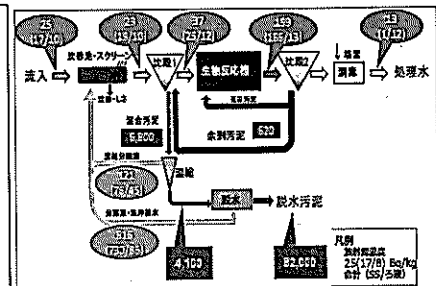
放射能問題

下水道における放射性物質対策に関する検討会
(国交省・下水道協会)

- 放射性物質の被害状況を的確に把握
- 今後の対応について協議

中間とりまとめ(11月)

- ◇ 保管及び処分の方法
有効利用できない下水汚泥の保管及び処分方法検討
- ◇ 安全性確保
作業者の安全性
処分地周辺への影響
- ◇ 濃縮プロセスと収束予測
下水処理場における挙動調査

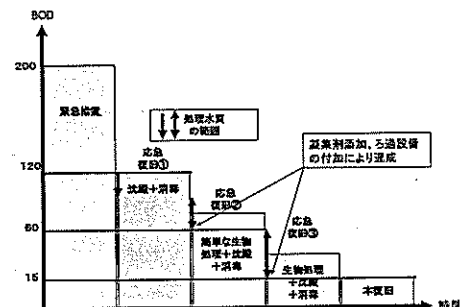


段階的復旧

災害時の復旧段階における下水処理の適正な管理に関する検討会
(国交省・国総研)

ガイドライン作成(予定)

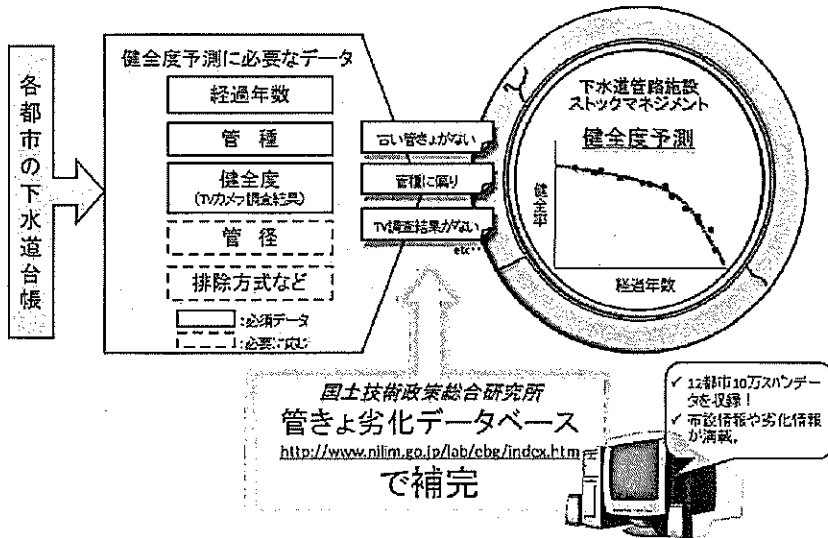
- ◇ 仮設等の処理状況の調査
宮城県内6施設を対象
- ◇ 放流先水域の水質影響調査
宮城県内4処理場を対象
- ◇ 適切な処理手法の検討
塩素消毒、凝集剤添加、UV、オゾン



下水道管きよのストックマネジメント導入促進



下水道管路施設アセットマネジメント支援ツール 下水道管きよ劣化データベース



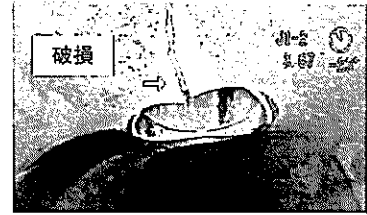
塩化ビニル管の診断基準に関する検討

現状の診断基準の問題点

剛性管を主な対象としており、塩化ビニル管の緊急性の高い不具合を評価できていない

判定項目・基準の改定(検討案)

例 破損は全てランクAと判定



下水道革新的技術実証研究(B-DASHプロジェクト) (H23テーマ、2件)



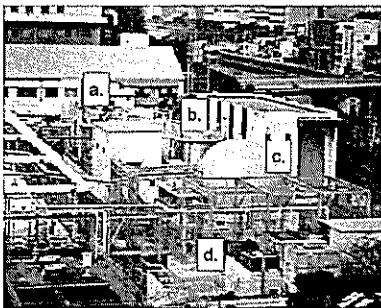
23年度

24年度

①実証施設設置

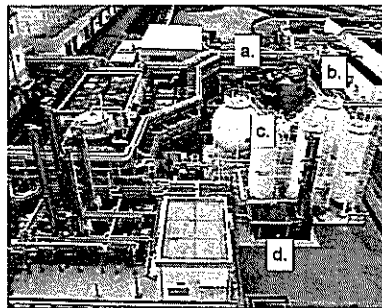
②運転・データ取得

③



大阪市中浜下水処理場

- a. 高効率固液分離
- b. 高効率高温消化
- c. ガスホルダー
- d. ハイブリッド燃料電池



神戸市東灘処理場

- a. 汚泥・地域バイオマス混合調整設備
- b. 鋼板製消化槽・ヒートポンプ設備
- c. 円筒形中圧ガスホルダー設備
- d. 新型バイオガス精製設備

②平成23年度に設置、運転、データ取得を行い、一定の成果。(下水道革新的技術実証事業評価委員会の評価)

明らかとなった課題への対応等技術の普及展開にむけて、平成24年度も継続して運転、データ取得。

③得られた成果をもとに、コスト削減・温室効果ガス排出量削減の効果等について平成25年度のガイドライン化を目指す

通知等

過去に発出された通知は、東日本大震災関連を含めホームページ

「情報のみちONLINE」(<http://gesui-net.jp/>)

で常時閲覧可能（パスワード：zf7cig）

通知等

平成 23 年 5 月 16 日	下水道施設から河川等への子どもの侵入防止の徹底について	123
平成 23 年 9 月 22 日	大雨時の安全対策の徹底について	124
平成 23 年 11 月 1 日	下水道法施行令の一部を改正する政令の施行について	125
平成 23 年 11 月 1 日	標準下水道条例の改正について	127
平成 24 年 1 月 6 日	下水道管渠の更生工法による改築に関する交付対象の運用について	129
平成 24 年 2 月 3 日	下水道台帳の適正な整備等について	131
平成 24 年 3 月 27 日	下水道法に基づく事業計画の運用について	132
平成 24 年 3 月 27 日	下水道法第 40 条の規定に基づき地方整備局長又は北海道開発局長に委任される国土交通大臣の権限に係る事務の実施について	148
平成 24 年 3 月 27 日	下水道法第 40 条の規定に基づき地方整備局長又は北海道開発局長に委任される国土交通大臣の権限に係る事務の実施手続きについて	150
平成 24 年 3 月 27 日	下水道法に基づく事業計画の策定に係る協議申出書及び届出書について	156
平成 24 年 3 月 27 日	下水道法に基づく事業計画の策定に係る環境大臣への意見聴取及び通知について	160
平成 24 年 3 月 27 日	下水道法施行令第 5 条の 2 及び第 17 条の 7 に定める協議等を要しない事業計画の軽微な変更の取扱いについて	164
平成 24 年 3 月 29 日	下水事業に係る日本工業規格の制定について	178

平成 24 年 3 月 30 日

下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 2 項の規定に基づき定める
件 179

平成 24 年 3 月 30 日

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する
法律等の施行に伴う下水道法等の一部改正について 186

平成 24 年 3 月 30 日

「民間事業者による下水放流水熱利用手続ガイドライン」及び標準下水道条例の改正ついで
て 191

事 務 連 絡

平成23年5月16日

(各地方整備局等建政部等経由)

都道府県下水道担当課長 殿

政令指定都市下水道担当課長 殿

国土交通省都市・地域整備局下水道部

下水道企画課下水道管理指導室 課長補佐

下水道施設から河川等への子どもの侵入防止の徹底について

新聞報道等でご案内の通り、平成23年5月13日未明、広島市の新安川において、ひざの高さまで増水した河川に入って川遊びをしていたとみられる小学校6年生の男児3名が何らかの原因で溺れて死亡するという事故が発生したところです。

現時点では、新安川につながる公共下水道施設である雨水排水路（開渠：幅0.8m 深さ1.04m）から下水管（内径1.1m 延長6m）を通過して新安川に入ったものとみられています。

貴団体におかれては、今後、出水期を迎え、河川等への子どもの侵入防止の観点から、学校、地元自治会等との連携により、管理下の下水道施設への立入防止の必要性について点検されるよう努められたい。

なお、各都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）にも周知願います。

事 務 連 絡

平成23年9月22日

(各地方整備局等建政部等経由)

都道府県下水道担当課長 殿

政令指定都市下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部

下水道企画課下水道管理指導室 課長補佐

下水道事業課 企画専門官

大雨時の安全対策の徹底について

本年9月21日深夜、仙台市の公共下水道雨水管渠において、開渠から暗渠に変わる箇所に設置しているスクリーンの目詰まり調査に向かった職員2名が何らかの原因で流されるという事故が発生したところです。

貴団体におかれましては、「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等の安全性の向上について」(平成20年10月10日付け国都下企第27号、国都下事第233号)により通知した「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き(案)」も参考に、出水期間中の安全対策の徹底に万全を期されますようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)にも周知願います。

各都道府県下水道担当部長
各指定都市下水道局長 あて

国土交通省水管理・国土保全局下水道部長

下水道法施行令の一部を改正する政令の施行について

「下水道法施行令の一部を改正する政令」（平成23年政令第332号）が平成23年10月28日に公布され、同年11月1日から施行されることとなるが、これらの内容については、下記の諸点のとおりであるので、事務執行上の参考とされたい。

なお、都道府県におかれては、貴管内の市町村（指定都市を除く。）に対しても、この旨の周知についてよろしく願います。

記

一 下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「令」という。）第5条の6関係

平成22年2月、国土交通省が設置する外部評価委員会である水処理技術委員会において、循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法によって得ることができる処理水の水質について計画放流水質区分への位置づけの一般評価がなされたことを受け、循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法を、計画放流水質区分に応じた処理方法を規定する令第5条の6第1項第3号の表に追加するものである。

二 令第9条の4関係

平成21年11月、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に基づく「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）が改正され、「1,1-ジクロロエチレン」に係る基準が緩和された。これを受けて、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第5項に規定する特定事業場から排出される排出水の1,1-ジクロロエチレンについての排水基準を0.2mg/lから1mg/lに緩和する「排水基準を定める省令等の一部を改正する省令」（平成23年環境省令第28号）が、平成23年11月1日から施行される。

1,1-ジクロロエチレンは、下水道の終末処理場において処理することが困難な物質（以下「処理困難物質」という。）であるため、下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2第1項に規定する特定事業場から下水道に排除される下水に対する処理困難物質に係る水質規制の基準を定めた令第9条の4の規定を、「排水基準を定

める省令等の一部を改正する省令」により見直しが行われた排水基準と同一の基準に改めるものである。

なお、下水道終末処理施設は水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設であるため、「排水基準を定める省令等の一部を改正する省令」により、下水道終末処理施設を設置する工場又は事業場から排出される排出水の1,1-ジクロロエチレンについての排水基準も0.2mg/lから1mg/lに緩和されることとなるため、念のため申し添える。

国水下企第39号
環廃対発第111031002号
平成23年11月1日

各都道府県下水道担当部長
各指定都市下水道局長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課長

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課長

標準下水道条例の改正について

下水道法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第332号）が平成23年11月1日に施行されることに伴い、従来より、市町村の下水道条例の制定等に関する事務の参考として送付していた「標準下水道条例について」（昭和34年11月18日付け厚生省衛発1108号・建設省計発第441号）においても、別紙のとおり同通知の一部を改正することとしたので、執務の参考とされたい。

なお、都道府県におかれては、貴管内の市町村（指定都市を除く。）に対しても、この旨の周知についてよろしく願います。

(別紙)

○標準下水道条例(昭和三十四年厚生省衛発第千八百八号・建設省計発第四百四十一号)(抄)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(除害施設の設置等)</p> <p>第十条 法第十二条の十一第一項の規定により、次に定める基準に適合しない下水(法第十二条の二第一項又は第五項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>一〇十四 (略)</p> <p>十五 一・一—ジクロロエチレン 一リットルにつき(一)ミリグラム以下</p> <p>十六〇四十二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(除害施設の設置等)</p> <p>第十条 法第十二条の十一第一項の規定により、次に定める基準に適合しない下水(法第十二条の二第一項又は第五項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>一〇十四 (略)</p> <p>十五 一・一—ジクロロエチレン 一リットルにつき(〇・二)ミリグラム以下</p> <p>十六〇四十二 (略)</p> <p>2 (略)</p>

事 務 連 絡
平成 2 4 年 1 月 6 日

各地方整備局建政部下水道担当課長
北海道開発局事業振興部都市住宅課長
沖縄総合事務局開発建設部建設産業・地方整備課長

經由

各都道府県下水道担当課長
各政令指定都市下水道担当部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課企画専門官

下水道管渠の更生工法による改築に関する交付対象の運用について

平成 2 3 年 1 2 月に(社)日本下水道協会から「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」(以下、「管更生のガイドライン(案)」という。)が発行されたことに伴い、標記について下記の通り運用するので適切な事業執行方お願いします。

各都道府県にあつては管内関係市町村(政令指定都市を除く。)へ周知していただくようお願いする。

なお、下水道管渠の更生工法による改築に関する国庫補助の運用について(平成 1 3 年 6 月 2 1 日付け下水道事業課企画専門官事務連絡)は廃止する。

記

更生工法による管渠改築に関する交付対象は、(1)～(5)の要件をすべて満たすものとして、当面の間、運用する。

- (1) 更生による改築が必要であり、改築時点において交付対象である既設管であること。
- (2) 既設管について適正な維持管理が行われていたこと。
- (3) 更生を行う管渠を含む改築計画が策定されていること(平成 2 5 年度以降は下水道長寿命化計画が策定されていること。但し、下水道総合地震対策事業に基づく下水道総合地震対策計画等、他の事業制度に基づく計画に位置づけられた事業は、あらためて下水道長寿命化計画を作成する必要はない。)
- (4) 更生範囲が少なくとも 1 スパン(人孔間)以上であること。
- (5) 更生工法の種類毎に、別表に定める基準等に準拠して設計・施工されるものであること(特に反転工法、形成工法、製管工法のいずれかによって更生する場合は、管更生のガイドライン(案)に示す耐荷性能、耐久性能、耐震性能、水理性能、環境安全性能を備えていること)。それ以外の場合については、国土交通省と個別に協議を行ったものであること。

別表

工法種類	定義	条件	適用すべき基準等
反転工法	熱又は光等で硬化する樹脂を含浸させた材料を、既設マンホールから既設管内に反転加圧させながら挿入し、既設管内で加圧状態のまま樹脂が硬化することで管を構築するもの	自立管として設計するものであること	管更生のガイドライン(案)
形成工法	樹脂を含浸させたライナーや硬化性の連続パイプを既設管内に引き込み、水圧又は空気圧等で拡張・圧着させた後に硬化することで管を構築するもの	自立管として設計するものであること	管更生のガイドライン(案)
製管工法	既設管内に硬質塩化ビニル材等をはめ合わせながら製管し、既設管との間隙にモルタル等を充填することで管を構築するもの	複合管として設計するものであること	管更生のガイドライン(案)
鞘管工法	工場で製作した二次製品を更生材として使用する工法であり、材料に日本工業規格等の基準が定められているもの		日本工業規格等 (例) 硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741) (JSWAS K-1) 強化プラスチック複合管 (JIS A 5350) (JSWAS K-2) 下水道内挿用強化プラスチック複合管 (JSWAS K-16)

- (注) 1 「自立管」とは、「既設管の強度を期待しない構造の管」のことをいう。
「複合管」とは、「既設管と更生材が一体となる構造の管」のことをいう。
- 2 防食や止水等を目的に、強度を有する既設管に反転工法や形成工法で構築する二層構造管の施工等、本表に該当しないものについては国土交通省協議を行うことを必要とする。
- 3 管更生のガイドライン(案)は、部分的なライニング等の修繕には適用されないこと。
- 4 下水道総合地震対策事業において、管きょ更生工法により耐震化を行う場合も、本表に定める基準等に準拠して設計・施行されるものであること。

事 務 連 絡

平成24年2月3日

(各地方整備局等建政部等経由)
各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課下水道管理指導室 課長補佐
澤 田 洋 一

下水道台帳の適正な整備等について

下水道管路施設の老朽化の進展により、道路陥没件数が増加している等、予防保全型管理の必要性が高まっている中、本日、総務大臣から国土交通大臣に対する「社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告において、下水道の維持管理の基本である公共下水道台帳について、適正な整備を行う旨の勧告を受けたことは重く受け止めざるを得ないものと考えております。

各地方公共団体におかれましては、これを機に、今一度、下水道台帳の整備状況の点検を実施されるとともに、既存の下水道台帳情報に加え、テレビカメラ等による劣化情報、苦情箇所、流量等も対象とした維持管理情報のデータベース化の必要性についても併せて検討されるようお願いいたします。

また、現在、社団法人日本下水道協会において、「管路施設維持管理業務委託等調査検討会」を設置し、管路施設の点検・調査等についての包括的民間委託の導入、維持管理計画の策定内容等について検討を進めているところであり、今後、それらの検討結果については、情報提供することとしておりますが、各地方公共団体におかれましては、これらも参考の上、維持管理体制の充実・強化に向けた検討をお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）にも周知徹底をお願いいたします。

○勧告内容（総務省ホームページ）

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/54058.html

各地方整備局長
北海道開発局長 経由
沖縄総合事務局長

都道府県知事
政令指定市長 殿

国土交通省水管理・国土保全局長

下水道法に基づく事業計画の運用について

平成23年5月2日及び8月30日に公布された下水道法（以下「法」という。）の改正に伴い、法第4条又は第25条の3に基づく事業計画の運用について下記のとおり定めるので遺漏のないように取り計らわれたい。都道府県におかれましては、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、この旨周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 事業計画の策定に当たって留意すべき事項

(1) 水処理施設関係

① 計画放流水質と処理方法

水処理施設の構造は、下水道法施行令（以下「令」という。）第5条の5第1項第2号に基づき同号の表の上欄に掲げる計画放流水質の区分に応じてそれぞれ同号の表の下欄に掲げる方法又は当該方法と同程度以上に下水を処理することができる方法により下水を処理する構造とする必要がある。

この際、同号の表の下欄に掲げる方法以外の方法については、該当する区分を次のとおりとする。

イ 【別添1】の整理に基づく【別表1】に記載する方法については、記載方法ごとに記載する区分に該当するものとする。

また、今後別途通知する方法により評価を得た方法については、順次、【別表1】に追加するものとする。

ロ 【別表1】に掲載した方法以外の方法については、【別添2】のとおりとする。なお、令第5条の5第1項第2号の表に掲げる方法及び【別表1】に掲げる方法を別の区分の方法として採用する場合も同様の扱いとする。

これらを踏まえて、事業計画に計画放流水質に応じて適切な処理方法が定められている必要

がある。

② その他

水処理施設の構造は、令第5条の5第1項第1号に基づき、水素イオン濃度、大腸菌群数、浮遊物質量の各項目についてそれぞれ令第6条第1項第1号から第3号に掲げる放流水質基準に適合するよう下水を処理する性能を有する構造とする必要がある。このため、必要な処理施設が選定されていること及び放流水の水質が当該基準に適合していることがわかるよう事業計画に記載することとする。

(2) 合流式下水道の改善

① 構造基準と事業計画

(ア) 令第5条の4第1号に基づき、雨水吐については適切な高さの堰の設置その他の措置が講ぜられていることが必要であるが、この規定は、合流式下水道から排出される汚濁負荷量を削減することを目的に設けられたものであり、「合流式下水道改善対策検討委員会」報告（平成14年3月）の提言を勘案し、汚濁負荷量の削減目標は、合流式下水道の改善に係る全体計画における年間総流出 BOD 負荷量が当該合流式下水道を分流式に置き換えた時と同程度以下になっていることとするようお願いする。

(イ) 令第5条の4第2号に基づき、雨水吐についてきょう雑物の流出を最小限度のものとするためにスクリーンの設置等の措置を講じる必要があるため、措置内容について事業計画に記載することとする。

2. 事業計画段階で確認が必要な事項

(1) 令第5条の4関係

① 第1号関係

雨水吐に適切な高さの堰を設置するなどの措置が講ぜられているかどうかについて確認する。

なお、当該措置は、合流式下水道から排出される汚濁負荷量を削減することを目的とするものであるが、汚濁負荷量の削減は堰の構造のほか遮集管渠や処理場の構造等合流式下水道の構造全体で対策を図るものであるため、合流式下水道全体から排出される汚濁負荷量の総量及び放流水の総量を持って確認することとする。また、この際、合流式下水道の改善の趣旨を踏まえ、合流式下水道から排出される全体計画の年間総流出 BOD 負荷量が当該合流式下水道を分流式下水道に置き換えた場合と同程度以下になっていることを確認する。

② 第2号関係

雨水吐にスクリーンを設置するなどの措置が講ぜられているかどうかを確認する。

(2) 令第5条の5第1項第1号関係

① 水素イオン濃度 (pH)

特定事業場等から大量の酸、アルカリ廃水等を受け入れる場合については、必要に応じて pH5.8～8.6 を満足するのに必要な pH 調整施設等が事業計画に位置付けられていることを確認する。

② 大腸菌群数

処理水に含まれる大腸菌群数が 1 cm³ 中 3,000 個以下を満足するために必要な能力を有する

消毒施設等が事業計画に位置付けられていることを確認する。

③ 浮遊物質量

令第5条の5第1項第2号の表に掲げる方法及び別表1に掲げる方法以外の処理方法を採用する場合については、以下の考え方により、浮遊物質量が40mg/l以下を満足する構造となっているかを確認する。

・処理工程全体での除去率から、放流水の水質の技術上の基準を満たすかどうかを確認する。

※AとBの2つの処理工程で浮遊物質が除去される場合の処理工程全体での除去率

$$(\text{処理工程全体での除去率}) = (\text{除去率A}) \times (\text{除去率B})$$

除去率A (B) : 処理工程A (B) での除去率

(3) 令第5条の5第2項関係

下水道法施行規則（以下「規則」という。）第4条の3各号の規定及び「下水道法施行令の一部を改正する政令等の施行について」(平成16年3月29日付け国都下企第74号)に基づき、計画放流水質が科学的な方法を用いて算出されていることを確認する。

また、計画放流水質に対応した処理方法が選定されていることを確認する。

3. 公共下水道の事業計画について

(1) 環境大臣への意見聴取又は通知のために必要な書類

法第4条第2項（同条第6項において準用する場合を含む。）及び令第4条の2に基づき国土交通大臣が事業計画の協議を受けた場合又は法第4条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）に基づき国土交通大臣が事業計画の届出を受けた場合には、令第5条に定める場合を除き、国土交通大臣は、保健衛生上の観点からする環境大臣の意見を聴き、又は当該届出の内容を環境大臣に通知することになっているので、公共下水道の管理者は、事業計画の協議又は届出を行うに当たっては事業計画及び下水道計画一般図の写しを一部添付すること。

(2) 事業計画の作成

① 下水道計画一般図

規則第4条第1号の下水道計画一般図は少なくとも次に掲げる事項を記載した縮尺5万分の1以上の地形図とする。

- イ 市区町村名及びその境界線
- ロ 予定処理区域の境界線並びに処理区、処理分区又は排水区域の境界線及び名称
- ハ 雨水の流入する区域の境界線
- ニ 主要な管渠のうち骨格となる管渠の位置及び名称、吐口の位置並びに下水の放流先の名称
- ホ 処理施設（流域関連公共下水道にあっては流域下水道との接続点）及びポンプ施設の位置及び名称
- ヘ 流域関連公共下水道にあっては、当該流域関連公共下水道が接続する流域下水道のうち、当該流域関連公共下水道から流入する下水を排除する排水施設及びポンプ施設並びに処理施設の位置並びに名称
- ト 市街化区域(市街化区域を定めていない場合にあっては既成市街地及び市街化が予想される区域とする。)の境界線
- チ 放流水の影響があると推定される水域につき水質環境基準が定められている場合には、

- リ 当該水質環境基準の類型、類型指定区間の範囲並びに水質基準点の位置及び名称
- リ 当該水域の利水の状況(利水地点等)
- ヌ 既に設置された公共下水道により下水の排除が可能である区域の境界線
- ル 方位、縮尺及び凡例

② 主要な管渠の平面図

規則第4条第2号の主要な管渠の平面図は少なくとも次に掲げる事項を記載した縮尺5千分の1以上の平面図とする。

- イ 市区町村名及びその境界線
- ロ 雨水の流入する区域の境界線
- ハ 予定処理区域の境界線並びに処理区、処理分区又は排水区の境界線及び名称
- ニ 等高線
- ホ 主要な管渠の位置、形状、内のり寸法、勾配、縦断面図との対照番号及び区間距離並びに下水の流れの方向
- ヘ 主要な管渠を補完する貯留施設の位置、形状、能力、当該貯留施設への下水の流れの方向及び貯留施設からの下水の流れの方向
- ト 主要な管渠の排水区分割
- チ 吐口の位置及び名称並びに下水の放流先の名称
- リ 処理施設及びポンプ施設の敷地境界線及び名称
- ヌ 予定処理区域内の主な道路、河川、鉄道等の位置及び名称
- ル 流域関連公共下水道にあっては、当該流域関連公共下水道が接続する流域下水道のうち当該流域関連公共下水道から流入する下水を排除する管渠の位置、形状、内のり寸法及び区間距離、下水の流れの方向
- ヲ 既設の管渠の位置及び既設の管渠により下水の排除が可能である区域の境界線
- ワ 方位、縮尺及び凡例

③ 主要な管渠の縦断面図

規則第4条第2号の主要な管渠の縦断面図は少なくとも次に掲げる事項を記載した縮尺縦2百分の1以上、横5千分の1以上の縦断面図とする。

- イ 主要な管渠の位置、形状、内のり寸法、勾配、平面図との対照番号、区間距離、逓加距離、管渠底高及び土かぶり
- ロ 地盤面の位置及び地盤高
- ハ マンホールの位置
- ニ 流入管渠の位置、形状、内のり寸法、管渠底高及び番号
- ホ 下水の放流先の名称、高水位、低水位及び平水位
- ヘ 河川、地下鉄、地下道等管渠を横断する主要な施設の位置及び名称
- ト 流域関連公共下水道にあっては、当該流域関連公共下水道が接続する流域下水道のうち、当該流域関連公共下水道から流入する下水を排除する排水施設及びポンプ施設並びに処理施設の位置、形状並びに名称
- チ 縮尺、凡例及び基準地盤高と東京湾中等潮位の関係

④ 処理施設及びポンプ施設の平面図、水位関係図及び構造図

(i) 平面図

規則第4条第3号の処理施設及びポンプ施設の平面図は少なくとも次に掲げる事項を記載した縮尺2千分の1以上の平面図とする。

- イ 処理施設及びポンプ施設の名称及び敷地の境界線
- ロ 処理施設及びポンプ施設の敷地内の主要な施設の位置、形状、寸法及び名称
- ハ 既設の処理施設又はポンプ施設の位置
- ニ 方位、縮尺及び凡例

(ii) 水位関係図

規則第4条第3号の処理施設及びポンプ施設の水位関係図は少なくとも次に掲げる事項を記載した縮尺縦2百分の1以上、横2千分の1以上の断面図とする。

- イ 処理施設及びポンプ施設の敷地内の主要な施設の位置、形状、天端、底高及び名称
- ロ 下水の時間最大水量に対する最高水位
- ハ ポンプ室の床高
- ニ 地盤面の位置及び地盤高
- ホ 下水の放流先の名称、計画高水位（計画高水位がない場合は既往最高水位）低水位及び平水位
- ヘ 縮尺及び基準地盤面と東京湾中等潮位との関係

(iii) 構造図

規則第4条第3号の処理施設及びポンプ施設の構造図は少なくとも次の事項を記載した縮尺5百分の1以上の平面図、断面図、その他の図面とする。

- イ 処理施設及びポンプ施設の敷地内の主要な施設の形状、寸法、配置及び名称
- ロ 縮尺

⑤ 下水の放流先の状況を明らかにする図面

規則第4条第4号の下水の放流先の状況を明らかにする図面は、下水道計画一般図により表すこととする。

⑥ その他の書類及び図面

規則第4条第5号のその他の書類及び図面には少なくとも次の書類を含むものとする。

- イ 公共下水道（流域関連公共下水道にあっては流域下水道を含む。）及びその施設能力に関する次に掲げる事項に係る段階的整備計画
 - (A) 基準年次別の段階的建設計画（様式1）
 - (a) 処理区域面積、処理人口、整備される主要な系統
 - (b) ポンプ施設及びその能力
 - (c) 終末処理場の処理能力、系列数、流入水量及び汚泥処理能力
 - (B) 施設の総合改築の計画
- ロ 汚泥の最終処分計画及び処分地

⑦ 令第4条各号に掲げる事項を記載した書類には、これらの事項のほか、これらの事項を明らかにし、又はこれらの事項を補足する次に掲げる事項を記載し、又は添付すること。

(i) 令第4条第1号の予定処理区域及びその周辺の地域の地形及び土地の用途については、

- イ 予定処理区域及びその決定の理由

- ロ 管渠、処理施設及びポンプ場の位置の決定の理由
- (ii) 令第4条第2号の計画下水量及びその算出の根拠については、
 - イ 人口及び人口密度並びにこれらの推定の根拠
 - ロ 一人一日当たりの汚水の量及びその推定の根拠
 - ハ 家庭下水、工場排水、地下水等の量及びこれらの推定の根拠
 - ニ 降雨量（降雨強度公式を含む。）及びその決定の理由
 - ホ 流出係数及びその決定の理由（計画に貯留・浸透施設による下水管渠への流入抑制を見込んでいる場合はその根拠を含む。）
 - ヘ 主要な管渠の流量計算及びポンプ場の容量計算
- (iii) 令第4条第3号の公共下水道からの放流水及び処理施設において処理すべき、又は流域関連公共下水道から流域下水道に流入する下水の予定水質並びにその推定の根拠については、
 - イ 一般家庭下水の予定水質、汚濁負荷量及びその推定の根拠
 - ロ 工場排水の取扱い方針及び受け入れ工場排水の予定水質及び汚濁負荷量並びにその推定の根拠
 - ハ 除害施設設置基準及びその決定の理由
 - ニ 処理の対象外とする工場及び対象外とする理由
 - ホ 計画放流水質及びその算定根拠
 - ヘ 処理方法並びに各処理施設における計画汚濁負荷量及びその決定の理由
 - ト 処理施設の容量計算
 - チ 合流式下水道の改善に係る全体計画における主要な施設の概要、年間総流出 BOD 負荷量、当該合流式下水道を分流式に置き換えた場合の年間総流出 BOD 負荷量並びにその算定根拠
 - リ BOD、T-N、T-P に係る処理方法で令第5条の5第1項第2号の表に掲げる方法及び別表1に掲げる方法以外の処理方法を事業計画に位置づける場合は、【別添2】で定める評価方法に基づき評価した結果
- (iv) 令第4条第4号の下水の放流先の状況については、
 - イ 下水の放流先の平水位及び低水位、低水量の現状及び将来の見通し並びに名称
 - ロ 下水の放流先の現状水質及び測定時の流量並びに水質環境基準が定められている場合には当該水質環境基準の類型
 - ハ 下水の放流先近傍における水利用の現況及びその見通し
 - ニ 下水処理による水質の向上の見通し

ただし、イ、ロ、ニについては、流域別下水道整備総合計画が定められている場合には不要である。
- (v) 令第4条第5号の毎会計年度の工事費の予定額及びその予定財源については、下水道事業に関する財政計画書とする。（様式2）
- (3) 事業計画の変更
 - ① 事業計画の変更の書類（事業計画書、添付書類、図面）は、その変更の内容（変更の理由を含む。）を明らかにするために必要な限度において記載することをもって足り、その変更に関係のない部分については、改めて記載することを要しない。

② 事業計画書は、変更後の内容を黒で、変更前の内容を赤で併記すること。

(4) 都道府県知事の行う事業計画の協議

法第4条第2項（同条第6項において準用する場合を含む。）に基づき都道府県知事が事業計画の協議を受けた場合において、国土交通省において全国的な見地から統一的に情報を把握する必要がある事項（例えば合流式下水道の改善、計画放流水質の策定、事業計画の策定・変更の時期、概要等）について、定期的に報告いただくようお願いする。

4. 流域下水道の事業計画について

(1) 環境大臣への意見聴取又は通知のために必要な書類

法第25条の3第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）に基づき国土交通大臣が事業計画の協議を受けた場合又は同条第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）に基づき国土交通大臣が事業計画の届出を受けた場合には、令第17条の6に定める場合を除き、国土交通大臣は、保健衛生上の観点からする環境大臣の意見を聴き、又は当該届出の内容を環境大臣に通知することになっているので、流域下水道管理者は、事業計画の協議又は届出を行うに当たっては、事業計画書及び下水道計画一般図の写しを一部添付すること。

(2) 事業計画の作成

① 下水道計画一般図

規則第18条第1号の下水道計画の一般図は少なくとも次に掲げる事項を記載した縮尺5万分の1以上の地形図とし、できる限り一面とすること。

- イ 市区町村名及びその境界線
- ロ 流域関連公共下水道の予定処理区域の境界線及び名称
- ハ 管渠の位置及び名称、吐口の位置並びに下水の放流先の名称
- ニ 処理施設及びポンプ施設の位置及び名称
- ホ 流域関連公共下水道との接続箇所の位置
- ヘ 市街化区域（市街化区域を定めていない場合にあつては既成市街地及び市街化が予想される区域とする。以下同じ。）の境界線
- ト 放流水の影響があると推定される水域につき水質環境基準が定められている場合には、当該水質環境基準の類型、類型指定区間の範囲並びに水質基準点の位置及び名称
- チ 当該水域の利水の状況（利水地点等）
- リ 方位、縮尺及び凡例

② 排水施設の平面図

規則第18条第2号の排水施設の平面図は少なくとも次に掲げる事項を記載した縮尺1万分の1以上の平面図とする。

- イ 市区町村名及びその境界線
- ロ 流域関連公共下水道の予定処理区域の境界線
- ハ 流域関連公共下水道との接続箇所の位置並びに当該流域関連公共下水道の処理分区の境界線及び名称
- ニ 等高線
- ホ 管渠の位置、形状、内のり寸法、勾配、縦断面図面との対照番号及び区間距離並びに下水

の流れの方向

- へ 主要な管渠を補完する貯留施設の位置、形状、能力、当該貯留施設への下水の流れの方向及び貯留施設からの下水の流れの方向
- ト 吐口の位置及び名称並びに下水の放流先の名称
- チ 処理施設及びポンプ施設の位置及び名称
- リ 流域関連公共下水道の予定処理区域内の主な道路、河川、鉄道等の位置及び名称
- ヌ 市街化区域の境界線
- ル 放流水の影響があると推定される水域につき水質環境基準が定められている場合には、当該水質環境基準の類型、類型指定区間の範囲並びに水質基準点の位置及び名称
- ヲ 流域下水道の既設の排水施設の位置及び既設の流域関連公共下水道の排水施設により下水の排除が可能である区域の境界線
- ワ 方位、縮尺及び凡例

③ 排水施設の縦断面図

規則第18条第2号の排水施設の縦断面図は、次に掲げる事項を記載した縮尺縦2百万分の1以上、横1万分の1以上の縦断面図とする。

- イ 管渠の位置、形状、内のり寸法、勾配、平面図との対照番号、区間距離、遷加距離、管渠底高及び土かぶり
- ロ 地盤面の位置及び地盤高
- ハ マンホールの位置
- ニ 流入管渠の位置、形状、内のり寸法、管渠底高及び番号
- ホ 下水の放流先の名称、計画高水位（計画高水位がない場合は既往最高水位）低水位及び平水位
- へ 河川、地下鉄、地下道等管渠を横断する主要な施設の位置及び名称
- ト 縮尺、凡例及び基準地盤面と東京湾中等潮位との関係

④ 処理施設及びポンプ施設の平面図、水位関係図及び構造図

(i) 平面図

規則第18条第3号の処理施設及びポンプ施設の平面図は、少なくとも次に掲げる事項を記載した縮尺2千分の1以上の平面図とする。

- イ 処理施設及びポンプ施設の名称及び敷地の境界線
- ロ 処理施設及びポンプ施設の敷地内の主要な施設の位置、形状、寸法及び名称
- ハ 既設の処理施設又はポンプ施設の位置
- ニ 方位、縮尺及び凡例

(ii) 水位関係図

規則第18条第3号の処理施設及びポンプ施設の水位関係図は少なくとも次に掲げる事項を記載した縮尺縦2百分の1以上、横2千分の1以上の断面図とする。

- イ 処理施設及びポンプ施設の敷地内の主要な施設の位置、形状、天端、底高及び名称
- ロ 下水の時間最大水量に対する最高水位
- ハ ポンプ室の床高
- ニ 地盤面の位置及び地盤高

ホ 下水の放流先の名称、計画高水位（計画高水位がない場合は既往最高水位）低水位及び平水位

へ 縮尺、基準地盤面と東京湾中等潮位との関係

(iii) 構造図

規則第18条第3号の処理施設及びポンプ施設の構造図は少なくとも次の事項を記載した縮尺5百分の1以上の平面図、断面図その他の図面とする。

イ 処理施設及びポンプ施設の敷地内の主要な施設の形状、寸法、配置及び名称

ロ 縮尺

⑤ 下水の放流先の状況を明らかにする図面

規則第18条第4号の下水の放流先の状況を明らかにする図面は、下水道計画一般図により表すこととする。

⑥ その他の書類及び図面

規則第18条第5号のその他の書類及び図面には少なくとも次の書類を含むものとする。

イ 流域下水道及び流域関連公共下水道並びにそれらの施設能力に関する次に掲げる事項に係る段階的整備計画

(1) 施設及び施設能力の段階的建設計画（様式1）

(イ) 流域関連公共下水道の処理区域面積、処理人口、整備される主要な処理区

(ロ) 管渠及びポンプ場並びにポンプ施設の能力

(ハ) 終末処理場の処理能力、系列数、流入水量及び汚泥処理能力

(2) 流域下水道の総合改築の計画

ロ 汚泥の最終処分計画及び処分地

⑦ 令第17条の4各号に掲げる事項を記載した書類には、これらの事項のほか、これらの事項を明らかにし、又はこれらの事項を補足する次に掲げる事項を記載し、又は添付すること。

(i) 令第17条の4第1号の流域関連公共下水道の予定処理区域及びその周辺の地域の地形及び土地の用途については、

イ 流域関連公共下水道の予定処理区域及びその決定の理由

ロ 管渠、処理施設及びポンプ場の位置の決定の理由

(ii) 令第17条の4第2号の計画下水量及び流域関連公共下水道から流域下水道に流入する下水の量並びにその算出の根拠については、

イ 人口及び人口密度並びにこれらの推定の根拠

ロ 一人一日当たりの汚水の量及びその推定の根拠

ハ 家庭下水、工場排水、地下水等の量及びこれらの推定の根拠

ニ 管渠及びポンプ場の流量計算及び容量計算

(iii) 令第17条の4第3号の流域下水道からの放流水及び処理施設において処理すべき、下水及び流域関連公共下水道から流域下水道に流入する下水の予定水質並びにその推定の根拠については、

イ 一般家庭下水の予定水質、汚濁負荷量及びその推定の根拠

ロ 工場排水の取扱方針及び受け入れ工場排水の予定水質及び汚濁負荷量並びにその推定の根拠

- ハ 流域関連公共下水道に係る除害施設の設置基準及びその決定の理由
- ニ 処理の対象外とする工場及び対象外とする理由
- ホ 計画放流水質及びその算定根拠
- ヘ 処理方法並びに各処理施設における計画汚濁負荷量及びその決定の理由
- ト 処理施設の容量計算
- チ 合流式下水道の改善に係る全体計画における主要な施設の概要、年間総流出 BOD 負荷量、当該合流式下水道を分流式に置き換えた場合の年間総流出 BOD 負荷量並びにその算定根拠
- リ BOD、T-N、T-P に係る処理方法として令第 5 条の 5 第 1 項第 2 号の表に掲げる方法及び別表 1 に掲げる方法以外の処理方法を事業計画に位置づける場合は、【別添 2】で定める評価方法に基づき評価した結果

(iv) 令第 17 条の 4 第 4 号の下水の放流先の状況については、

- イ 下水の放流先の平水位及び低水位、低水量の現状及び将来の見通し並びに名称
- ロ 下水の放流先の現状水質及び測定時の水質環境基準が定められている場合には当該水質環境基準の類型
- ハ 下水の放流先近傍における水利用の現況及びその見通し
- ニ 下水処理による水質の向上の見通し

ただし、イ、ロ、ニについては、当該下水道事業に係る流域別下水道整備総合計画が定められている場合は不要である。

(v) 令第 17 条の 4 第 5 号の毎会計年度の工事費の予定額及びその予定財源については、流域下水道事業に関する財政計画書とする。(様式 2)

(vi) 令第 17 条の 4 第 6 号の関係市町村の意見の概要については当該計画に関する意見書とする。

(3) 事業計画の変更

- ① 事業計画の変更の書類(事業計画書、添付書類、図面)は、その変更の内容(変更の理由を含む。)を明らかにするために必要な限度において記載することをもって足り、その変更に関係のない部分については、改めて記載することを要しない。
- ② 事業計画書は、変更後の内容を黒で、変更前の内容を赤で併記すること。

附 則

(施行期日)

- 1 本運用は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 「下水道法施行令の改正に伴う事業計画の認可の運用について」(平成 16 年 3 月 29 日付け国都下事第 530 号)は、廃止する。

【別添1】処理方法と計画放流水質の区分について

1. 令第5条の5第1項第2号の表の各区分に掲げる方法と同程度に下水を処理することができる方法は、区分ごとに以下のとおりとする。

①BOD(mg/l)：10を超え15以下

- ・オキシデーショondiッチ法
- ・長時間エアレーション法
- ・回分式活性汚泥法
- ・酸素活性汚泥法
- ・好気性ろ床法
- ・接触酸化法

②BOD(mg/l)：10を超え15以下、T-N(mg/l)：20以下

- ・硝化内生脱窒法
- ・ステップ流入式多段硝化脱窒法
- ・高度処理オキシデーショondiッチ法

2. 上記整理を踏まえ、処理方法と適合する計画放流水質区分の関係は、別表1のとおりである。

【別添 2】

令第 5 条の 5 第 1 項第 2 号の表の各区分に掲げる方法及び別表 1 に掲げる方法以外の処理方法については、以下の評価方法に基づき区分を決定するものとする。

1. 既存施設に関する評価方法

- ・既存施設を「BOD(mg/l) : 10 を超え 15 以下」の区分とする場合は、別表 2 「評価 1」のとおりとする。なお、既存施設を処理方法の変更を行わず、増設、改築する場合も同様とするが、既に既存施設が評価を受けている場合は改めて評価を受ける必要はない。
- ・既存施設を「BOD(mg/l) : 10 を超え 15 以下」の区分以外の区分とする場合は、別表 2 「評価 2」のとおりとする。なお、既存施設を処理方法の変更を行わず、増設、改築する場合も同様とするが、既に既存施設が評価を受けている場合は改めて評価を受ける必要はない。

2. 新設施設（既存施設を処理方法の変更を行わず増設する場合を除く。以下同じ。）に関する評価方法

- ・新設施設において、既に他処理場で実績のある方法を「BOD(mg/l) : 10 を超え 15 以下」の区分とする場合は、別表 2 「評価 3」のとおりとする。
- ・新設処理場において、既に他処理場で実績のある方法を「BOD(mg/l) : 10 を超え 15 以下」の区分以外の区分とする場合は、別表 2 「評価 4」のとおりとする。
- ・新設施設において、実績のない方法を採用する場合は、別表 2 「評価 5」のとおりとする。

(様式1)

基準年次別の段階的建設計画 (例)

項目	10年	15年	20年	最終年次
〇〇処理区				
管渠				
処理区域面積	〇〇 ha			
処理人口	〇〇千人			
整備済みの主要な系統	〇〇地区〇〇地区			
ポンプ場				
△△ポンプ場				
┌ 雨水	φ 1300…〇〇台			
│	〇〇 m ³ /s			
└ 汚水	φ 400…〇〇台			
××……………	〇〇 m ³ /s			
……………				
終末処理場				
処理能力	{ m ³ /日 系列数			
流入水量		{ m ³ /日 日平均及 び日最大		
汚泥処理能力				
系列	t / 日			

基準年次別の段階的建設計画 (流域関連公共下水道 例)

項目	10年	15年	20年	最終年次
〇〇処理分区				
管渠				
処理区域面積	〇〇 ha			
処理人口	〇〇千人			
整備済みの主要な系統	〇〇地区〇〇地区			
ポンプ場				
△△ポンプ場				
┌ 雨水	φ 1300…〇〇台			
│	〇〇 m ³ /s			
└ 汚水	φ 400…〇〇台			
××ポンプ場	〇〇 m ³ /s			
流域下水道への流入水量				
日平均及び日最大	m ³ /日			

(様式2)

年次	イ 経費の部									
	建設費					起債償還費	維持管理費	流域下水道分担金 ^(注)	その他	合計
	管渠	ポンプ場	処理場	計	うち 用地費					
〇〇年 〇〇年										
合計										

(注) 流域関連公共下水道のみ記載すること。

年次	ロ 財源の部										
	建設費						維持管理費及び起債償還費				合計
	国債	起債	市費	受益者負担金	その他	計	使用料	市費	その他	計	
〇〇年 〇〇年											
合計											

別表1

計画放流水質 (単位 mg/L) 処理方法	生物化学的 酸素要求量	一〇以下			一〇を超え 一五以下			一〇を超え 一五以下		
	窒素含有量	一〇以下	一〇を超え 二十以下	一を超え三以下	一を超え三以下	一を超え三以下	二〇以下	二〇以下	三以下	三以下
標準活性汚泥法等 ^{注1)}										◎
急速濾過法を併用							◎			◎
凝集剤を添加										◎
凝集剤を添加、急速濾過法を併用							◎	◎	◎	◎
循環式硝化脱窒素法等 ^{注2)}										◎
有機物を添加										◎
急速濾過法を併用					◎		◎			◎
凝集剤を添加								◎	◎	◎
有機物を添加、急速濾過法を併用				◎			◎			◎
有機物を添加、凝集剤を添加								◎	◎	◎
凝集剤を添加、急速濾過法を併用				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
有機物及び凝集剤を添加、急速濾過法を併用		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
嫌気好気活性汚泥法										◎
急速濾過法を併用							◎	◎		◎
凝集剤を添加										◎
凝集剤を添加、急速濾過法を併用							◎	◎		◎
嫌気無酸素好気法								◎	◎	◎
有機物を添加								◎	◎	◎
急速濾過法を併用					◎	◎	◎	◎	◎	◎
凝集剤を添加								◎	◎	◎
有機物を添加、急速濾過法を併用				◎	◎		◎	◎	◎	◎
有機物を添加、凝集剤を添加								◎	◎	◎
凝集剤を添加、急速濾過法を併用				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
有機物及び凝集剤を添加、急速濾過法を併用		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
循環式硝化脱窒素型膜分離活性汚泥法					◎		◎			◎
凝集剤を添加		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

注1) 標準活性汚泥法等とは、以下の7つの方法を指す。
 標準活性汚泥法、オキシデーションディッチ法、長時間エアレーション法、回分式活性汚泥法、酸素活性汚泥法、好気性ろ床法、接触酸化法

注2) 循環式硝化脱窒素法等とは、以下の4つの方法を指す。
 循環式硝化脱窒素法、硝化内生脱窒素法、ステップ流入式多段硝化脱窒素法、高度処理オキシデーションディッチ法

◎ 令第5条の5第1項第2号に示された処理方法

別表2

項目	評価1	評価2	評価3	評価4	評価5
実証実験実施期間	連続する1年間以上	連続する1年間以上	連続する1年間以上	連続する1年間以上	連続する1年間以上
実証実験実施場所	実施設	実施設	実施設またはパイロットプラント	実施設またはパイロットプラント	パイロットプラント
流入水量	不問 ※設計値の1/2未満の場合は、1/2以上に達した時点で再評価を実施	設計値の1/2以上	設計値の1/2以上	設計値	
流入水質	当該箇所の水質	当該箇所の水質	適用しようとする箇所との流入水質、負荷変動等の類似性を確保	適用しようとする箇所との流入水質、負荷変動等の類似性を確保	設計値 一般的な流入水質、負荷変動等との類似性を確保
測定頻度	日間平均:月2回以上	日間平均:月2回以上	日間平均:月2回以上	日間平均:月2回以上	日間平均:月2回以上
測定項目	水温、pH、BOD、SS	水温、pH、BOD、SS 必要に応じて、T-N、T-P	水温、pH、BOD、SS	水温、pH、BOD、SS 必要に応じて、T-N、T-P	水温、pH、BOD、SS 必要に応じて、T-N、T-P 外部評価委員会が要求する項目
放流水質	日間平均:月2回以上 日間変動:時間変動3ヶ月に1回以上	日間平均:月2回以上 日間変動:時間変動3ヶ月に1回以上	日間平均:月2回以上 日間変動:時間変動3ヶ月に1回以上	日間平均:月2回以上 日間変動:時間変動3ヶ月に1回以上	日間平均:月2回以上 日間変動:時間変動3ヶ月に1回以上
測定項目	水温、pH、BOD、SS	水温、pH、BOD、SS T-N、T-Pを評価する場合はT-N、T-P	水温、pH、BOD、SS	水温、pH、BOD、SS T-N、T-Pを評価する場合はT-N、T-P	水温、pH、BOD、SS T-N、T-Pを評価する場合はT-N、T-P 外部評価委員会が要求する項目
外部評価	不要	不要	不要	不要	必要
評価方法	測定した放流水質の日間平均値が設定しようとする計画放流水質を超えないこと	測定した放流水質の日間平均値が設定しようとする計画放流水質を超えないこと	測定した放流水質の日間平均値が設定しようとする計画放流水質を超えないこと	測定した放流水質の日間平均値が設定しようとする計画放流水質を超えないこと	測定した放流水質の日間平均値が設定しようとする計画放流水質を超えないこと、かつ、外部評価委員会の評価を受けること

国水事第74号
国水第31号
平成24年3月27日

各地方整備局長
北海道開発局長 殿
沖縄総合事務局長

国土交通省水管理・国土保全局長

下水道法第40条の規定に基づき地方整備局長又は北海道開発局長に委任される
国土交通大臣の権限に係る事務の実施について

下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第40条の規定に基づき地方整備局長又は北海道開発局長に委任される国土交通大臣の権限に係る事務の実施について下記のとおり定めたので、通達する。

記

第1 関係行政機関との調整手続について

地方整備局長及び北海道開発局長は、法第2条の2第8項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により流域別下水道整備総合計画について環境大臣に協議するときは、国土交通大臣を経由して、するものとする。

第2 事前協議について

- (1) 地方整備局長及び北海道開発局長は、法第4条第2項（同条第6項において準用する場合を含む。）又は法第25条の3第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画について協議を受けたときは、あらかじめ、事業の円滑な執行を図る観点から国土交通大臣に協議するものとする。
- (2) 地方整備局長及び北海道開発局長は、法令又は国土交通大臣が制定した告示若しくは発出した通達による審査基準その他これらに類するものによって権限の行使に係る判断が困難なとき（上記第1に規定する場合を除く。）は、あらかじめ、国土交通大臣に協議するものとする。

第3 事後報告について

- (1) 地方整備局長及び北海道開発局長は、次に掲げる場合は、速やかに、その旨及びその内容を国土交通大臣に報告するものとする。
 - 一 法第37条第1項又は第2項の規定により指示をしたとき。

- 二 法第39条第1項の規定により必要な報告を徴したとき。
- (2) 地方整備局長及び北海道開発局長は、半期ごとに、次に掲げる事項の状況について、国土交通大臣に報告するものとする。
- 一 法第4条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）又は法第25条の3第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画の届出
 - 二 法第2条の2第7項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による流域別下水道整備総合計画の協議

附 則

(施行期日)

- 1 この通達は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 「下水道法第40条の規定に基づき地方整備局長又は北海道開発局長に委任される国土交通大臣の権限に係る事務の実施について」(平成13年1月23日 国都下企発第2号)は、廃止する。

各地方整備局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長 殿

水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 企画専門官
流域管理官付 企画専門官

下水道法第40条の規定に基づき地方整備局長又は北海道開発局長に委任される
国土交通大臣の権限に係る事務の実施手続きについて

下水道法第40条の規定に基づき地方整備局長又は北海道開発局長に委任される国土交通大臣の権限に係る事務の実施については、平成24年3月27日付け国水下事第74号・国水下流第31号をもって国土交通省水管理・国土保全局長から通達されたところであるが、当該局長通達に基づく事前協議等の事務の実施手続きについて、下記の通りとすることとしたので、適正に実施いただくようお願いする。

記

1. 事前協議の事務手続きについて

局長通達に定める事前協議については、地方整備局建政部長（北海道開発局にあつては事業振興部長、沖縄総合事務局にあつては開発建設部長）名で、【様式1-1】を標準とした公文書によって行うこととする。

2. 事前協議に際しての連絡調整について

事前協議に先立つ連絡調整は、基本的に不要とする。ただし、事務の効率的執行の観点から地方整備局等担当官が必要と判断した場合等はこの限りではない。

3. 事後報告の事務手続きについて

事後報告の事務手続きについては、1. に示す事前協議の事務手続きと同様、【様式2】を標準とした公文書によって行うこととする。

4. その他

(1) 事前協議に際し必要な書類等は、【別添1】に示すものとする。また、半期毎に行う事後報告に必要な書類等については、【別添2】に示すものとし、各半期の終了後2週間以内に行うことを原則とする。

(2) 事前協議は、原則として地方整備局等担当官が本省担当官と直接協議することとする。ただし、本省担当官が認めた場合は書類等の郵送及び電話・電子メール等による協議も可能とする。また、事後報告については、原則として書類等の郵送をもって行うこととする。

【様式1-1】

【地方整備局建政部長等 → 下水道事業課長あて】

番号
年月日

水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課長 あて

〇〇局〇〇部長

〇〇〇事業計画（変更）に係る事前協議について

標記について、〇〇〇事業計画（変更）に係る協議の申出がありましたので、事前協議します。

.....
【様式1-2】

【下水道事業課長 → 地方整備局建政部長等あて】

番号
年月日

〇〇局〇〇部長 あて

水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課長

〇〇〇事業計画（変更）に係る事前協議について

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって事前協議のあった標記については、事前協議を了する旨通知します。

【様式2】

【地方整備局建政部長等 → 下水道事業課長または流域管理官あて】

番号
年月日

水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課長
流域管理官 あて

〇〇局〇〇部長

事後報告について

下水道法第37条第1項又は第2項の規定により指示をしたので、事後報告します。

下水道法第39条第1項の規定により必要な報告を徴したので、事後報告します。

下水道法第4条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）又は下水道法第25条の3第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画の策定状況について、事後報告します。

下水道法第2条の2第7項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による流域別下水道整備総合計画の策定状況について、事後報告します。

事業計画に係る事前協議に際し必要な書類等

1. 事業計画概要表

(別紙様式)

2. 下水道計画一般図

「下水道法に基づく事業計画の運用について(平成24年3月27日付け国水下水事第63号)」において定める、下水道計画一般図(ただし、内容が把握できる範囲において、A4あるいはA3版等に縮小することも可とする。)

3. 処理施設の平面図

「下水道法に基づく事業計画の運用について(平成24年3月27日付け国水下水事第63号)」において定める、処理施設の平面図(ただし、内容が把握できる範囲において、A4あるいはA3版等に縮小することも可とする。)

4. 基準年次別段階的建設計画

「下水道法に基づく事業計画の運用について(平成24年3月27日付け国水下水事第63号)」において定める、「(様式1)」

5. 毎会計年度の工事予定額及び予定財源

「下水道法に基づく事業計画の運用について(平成24年3月27日付け国水下水事第63号)」において定める、「(様式2)」

6. その他、地方整備局等が必要と判断した図面等

事業計画概要表

箇所名	〇〇市公共下水道		処理区名		
※1 工事着手の予定年月日		平成 年 月 日	工事完成の予定年月日		平成 年 月 日
変更理由 ※2					
直近の下水道整備状況(平成〇〇年度末)		処理人口普及率	%	雨水対策整備率	%
①	流総計画との 整合状況				
②	雨水整備方針				
③	高度処理方針				
④	合流改善方針				
⑤	下水汚泥の 処理・処分方針				
⑥	資源(処理水)・ 施設有効利用方針				
⑦	改築方針				
⑧	その他、 事業計画の主な特徴				

注1)※1は、変更前を上段に記入。

注2)※2は、変更理由の他、変更内容を簡潔に記入。

事業計画の策定状況報告総括表
(平成〇〇年度上・下半期)

〇〇〇局

No.	事業種別	箇所名	事前協議	意見聴取	協議・届出年月日	備考
1	公共	〇〇県〇〇市公共下水道	無	無		
2	流域	〇〇県〇〇流域下水道	有	有		
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

.....

流域別下水道整備総合計画の策定状況報告総括表
(平成〇〇年度上・下半期)

〇〇〇局

No.	計画名	協議年月日	備考
1	〇〇流域別下水道整備総合計画		
2			
3			
4			
5			

事 務 連 絡
平成24年 3月27日

各地方整備局等下水道担当課長 経由

〔 各都道府県下水道担当課長
各政令指定都市下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課 企画専門官

下水道法に基づく事業計画の策定に係る
協議申出書及び届出書について

標記について、別紙を標準とするので了知されたい。

(様式：公共)

番号
年月日

国土交通大臣
〇〇地方整備局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長 あて

〇〇都道府県 知事
政令指定都市 市長
(提出者名)

〇〇〇事業計画（変更）協議申出書について

標記について、下水道法第4条第2項の規定により、関係書類並びに図書を添えて協議を申し出ます。

.....

(様式：公共)

番号
年月日

〇〇都道府県 知事
政令指定都市 市長 あて

国土交通大臣
〇〇地方整備局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長

〇〇〇事業計画（変更）協議申出書について

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって協議の申出のあった標記については、下水道法第4条第2項の規定により、協議を了する旨通知します。

(様式：流域)

番号
年月日

国土交通大臣
〇〇地方整備局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長 あて

〇〇都道府県 知事
(提出者名)

〇〇〇事業計画（変更）協議申出書について

標記について、下水道法第25条の3第2項の規定により、関係書類並びに図書を添えて協議を申し出ます。

.....
(様式：流域)

番号
年月日

〇〇都道府県 知事 あて

国土交通大臣
〇〇地方整備局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長

〇〇〇事業計画（変更）協議申出書について

平成〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇第〇〇号をもって協議の申出のあった標記については、下水道法第25条の3第2項の規定により、協議を了する旨通知します。

(様式：公共)

番号
年月日

〇〇地方整備局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長 あて

〇〇都道府県知事
(提出者名)

〇〇〇事業計画（変更）届出書について

標記について、下水道法第4条第4項の規定により、関係書類並びに図書を添えて届け出ます。

.....

(様式：流域)

番号
年月日

〇〇地方整備局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長 あて

〇〇都道府県知事
(提出者名)

〇〇〇事業計画（変更）届出書について

標記について、下水道法第25条の3第5項の規定により、関係書類並びに図書を添えて届け出ます。

事務連絡
平成24年 3月27日

各地方整備局等下水道担当課長 経由

〔各都道府県下水道担当課長
各政令指定都市下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課 企画専門官

下水道法に基づく事業計画の策定に係る
環境大臣への意見聴取及び通知について

下水道法に基づく事業計画の策定に係る保健衛生上の観点からする環境大臣への意見聴取及び通知における参考資料の取り扱い等について、平成24年度より下記の通りとするので了知されたい。

記

- 1 参考資料の様式については、流域下水道及び公共下水道のうち国土交通大臣が事業計画の協議を受ける場合及び届出を受理する場合は、別添参考資料1、2(A)及び2(B)を作成すること。
- 2 参考資料は処理区ごとにそれぞれすべての様式を作成すること。なお、2以上の処理区が存在する公共下水道の場合は、参考資料2(B)の総括表も作成すること。また、参考資料の作成に当たっては、市町村及び都道府県の衛生部局と十分に調整を行うこと。
- 3 参考資料は事業計画協議申出書または事業計画届出書とともに、国土交通省へ提出すること。
- 4 「下水道法に基づく事業計画の認可に係る厚生大臣の意見の聴取について」(平成9年3月28日付け都市局下水道部公共下水道課建設専門官及び流域下水道課建設専門官事務連絡)は、廃止する。

参考資料1

参考資料2(A) 終末処理場におけるし尿投入計画表

参考資料2(B) し尿処理及び終末汚泥処分全体計画表 市、町、村、流域下水道

参考資料 1

都道府県名		事業主体名		新規・変更の別	新規・変更・継続
-------	--	-------	--	---------	----------

	既計画内容	変更計画内容	処理区名	処理区
策 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日	終末処理場フローシート	
処 理 区 域 面 積	ha	ha	(既)	
終 末 処 理 場 名				
終 末 処 理 場 の 位 置				
排 除 方 式			(変更)	
処 理 方 式				
処 理 人 口	人	人		
1 人 1 日 最 大 汚 水 量	L/人・日	L/人・日	汚泥処理フローシート	
1 日 最 大 汚 水 量	m3/日	m3/日	(既)	
流 入 水 質 BOD	mg/L	mg/L		
SS	mg/L	mg/L	(変更)	
放 流 水 質 BOD	mg/L	mg/L		
SS	mg/L	mg/L		
放 流 先 河 海 名	/		汚 泥 処 分	汚泥性状
平 水 量				m ³ /日
現 況 水 質 BOD			mg/L	処分方法及び処分先
SS			mg/L	処分先名称
下 流 利 水				許可番号
水 質 規 制 の 有 無			(備考)	
水 質 規 制 の 内 容				
施 行 年 次 管 渠	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月		
処 理 場	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月		
処 理 開 始 年 月	年 月			

- 注) 1. 本表は終末処理場ごとに作成すること。
 2. 新規計画策定の場合は、上欄の既計画、変更計画を合わせて一欄とし、新規計画内容を記入すること。
 3. 汚泥性状欄は、汚泥を最終的に処分する際の性状を記入するものとする。
 なお、他の終末処理場において処理する場合は、その終末処理場へ搬入される際の性状を記入すること。

参考資料 2

(A) 終末処理場におけるし尿投入計画表

終末処理場名:

区 分	単 位	処理開始前年	処理開始年	計 終 了 年	画 全 体 計 画 了 年
		年度	年度	年度	年度
(1) 処理区域面積	ha				
(2) 処理区域内人口	人				
(3) 水洗化率	%				
(4) 水洗化人口 [(2)×(3)]	人				
(5) 未水洗化人口 [(2)-(4)]	人				
(6) 未水洗化人口相当し尿量	kL/日				
(7) 終末処理場処理能力 (水量)	m ³ /日				
(8) 終末処理場処理能力 (BOD負荷)	t-BOD/日				
(9) 終末処理場流入水量	m ³ /日				
(10) 終末処理場流入水量 (BOD負荷)	t-BOD/日				
(11) [(7)-(9)]	m ³ /日				
(12) [(8)-(10)]	t-BOD/日				
(13) し尿投入量	kL/日				
(14) し尿投入方法					

注]1. 本表は終末処理場ごとにし尿処理担当部局と相互調整のうえ作成すること。

2. 人口は夜間人口で表すこと。

3. (6)未水洗化人口相当し尿量を算出するにあたっては、1人1日当たりのし尿量を1.35Lとして算出すること。

4. (14)し尿投入方法は、し尿投入を行わない計画にあつては、その理由を記入すること。

5. (1)処理区域面積、(2)処理区域内人口の処理区域は、下水道法第2条第8項に規定する区域をいう。

(B) し尿処理及び終末汚泥処分全体計画表

市、町、村、流域下水道

区 分	単位	現 況	処理開始前年	処理開始年	計 終 了 年	全 体 計 画 終 了 年
		年度	年度	年度	年度	年度
人 口 等	(1) 行政区域内人口	人				
	処理区域 内人口 内訳	(2) 公共下水道によるもの	人			
		(3) し尿浄化槽によるもの	人			
		(4) 計画収集人口	人			
	(5) 自家処理人口	人				
要 処 理 量	(6) くみ取りし尿量	kL/日				
	(7) 浄化槽汚泥量	kL/日				
	(8) 計 [(6)+(7)]	kL/日				
処 理 内 容	(9) し尿処理施設	kL/日				
	(10) 下水道投入	kL/日				
	(11) 農村還元	kL/日				
	(12) 海洋投入	kL/日				
	(13) その他	kL/日				
(14) 計 [(9)+(10)+(11)+(12)+(13)] (8)と同じ	kL/日					
(15) 現有のし尿処理施設 設置主体名 名 称 全体規模能力			(16) 将来のし尿処理施設整備計画			
(17) 市町村し尿処理担当部局の意見 <p style="text-align: right;">印</p>						
(18) 下 水 汚 泥 処 分 計 画	汚泥性状					
	予測最終処分量		t/日(m ³)		
	(埋立処分の場合)					
	① 委託業者名・許可番号					
	② 最終処分場名					
③ ①の最終処分場の所在地						
④ ①の最終処分場の残余容量(直近のもの)		(年度末)			
⑤ 最終処分場の年間処分実績(直近のもの)		(年度)			
(その他の処分方法の場合)						
① 処理の概要						
② 処理の能力		t/日(m ³)			
③ 肥料等の製品販売の有無						
(19) 都道府県廃棄物担当部局の意見 <p style="text-align: right;">印</p>						

- 注)1. 本表はし尿処理担当部局と相互調整のうえ記入すること。
 2. 本表は市町村担当で記入するものとするが、流域下水道の事業計画の場合は、関連市町村の総括表とすること。
 3. (15)欄は、現有のし尿処理施設の能力を記入すること。し尿処理場施設を一部事務組合で設置している場合は、全体規模及び当該市町村分の規模を併記すること。
 4. (16)欄の記入にあたっては、(15)欄の例によるほか、整備予定年次を併記すること。
 5. (18)欄の記入にあたっては、処理開始年の内容を記入すること。但し最終処分場の残余容量、年間処分実績については、直近の年度のものを入力すること。最終処分場、処分方法等の検討過程である場合は、検討中であることを明記したうえでその内容も記入すること。

事務連絡
平成24年 3月27日

各地方整備局等下水道担当課長 経由

〔 各都道府県下水道担当課長
各政令指定都市下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課 企画専門官

下水道法施行令第5条の2及び第17条の7に定める
協議等を要しない事業計画の軽微な変更の取扱いについて

標記について、表1及び表2により運用していくものとするので了知されたい。
なお、貴管下市町村（政令市を除く。）に対しても、この旨周知徹底方お願いする。

表-1 公共下水道

区分	重大・軽微の別	内容	備考
(協議等を要しない事業計画の軽微な変更) 第5条の2 法第4条第6項に規定する政令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。			
一 予定処理区域の変更	重大 軽微	① 予定処理区域の境界の変更。 ② 処理区域内の地名の変更。 ③ 処理区、処理分区、排水区の区域の境界・面積の変更（重大①に当たらないものに限る。） ④ 処理区、処理分区、排水区内の地名の変更。	大規模なものは、三重大③で重大となる。
二 公共下水道からの放流水の吐口で国土交通省令で定める主要な管渠、処理施設及び国土交通省令で定めるポンプ施設に係るものの配置の変更	重大 軽微	① 吐口の配置（放流先、位置）の変更。 ② 吐口の位置・放流先の名称の変更。	
三 国土交通省令で定める主要な管渠（これを補完する貯留施設を含む。）の配置、構造又は能力の変更。ただし、同一の建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路内における位置の変更を除く。	重大 軽微	① 配置（ルート、縦断）の変更。ただし、軽微①は除く。 ② 構造（開渠・暗渠及び自然流下・伏越の別）の変更。 ③ 能力（管内径の変更を伴うもの）の変更。ただし、軽微③は除く。 ④ 局所的な縦断の変更。 ⑤ 種類（形状、材質）の変更。 ⑥ 局所的な管径の変更。	施工上の理由による程度のもの。 施工上の理由による程度のもの。
四 処理施設（これを補完する施設を含む。）の新設又は配置若しくは下水の処理能力の変更	重大 軽微	① 主要な施設の新設、増設及び廃止。 ② 終末処理場の位置の変更。 ③ 主要な施設の配置の変更。ただし、基本的な配置に影響のないものは除く。 ④ 能力（計画放流水質、処理方法、処理能力、主要な施設の能力）の変更。 ⑤ 主要な施設の寸法、容量の変更（重大④に当たらないものに限る。） ⑥ 主要な施設以外の施設の変更。 ⑦ 管理棟、機械棟、汚泥処理棟等の各室配置の変更（軽微①に当たらないものに限る。）	
五 ポンプ施設の新設又は配置若しくは能力の変更	重大 軽微	四に準ずる。	
六 工事の着手又は完成の予定年月日の同一会計年度外にわたる変更	重大		

(注)

- 1) 軽微な変更が重大な変更と相互に関連して行われるときは、これらの変更は一括して協議等を要する。
- 2) 主要な施設とは下記のものをいう。
流入管渠、沈砂池、主ポンプ施設、流量調整池、雨水沈殿池、最初沈殿池、反応タンク、最終沈殿池、塩素接触タンク、放流渠、汚泥濃縮タンク、汚泥消化タンク、汚泥貯留タンク、汚泥脱水施設、ガスタンク、焼却炉、管理棟、機械棟、汚泥処理棟及びこれらに準ずる施設
- 3) ポンプ施設の能力とは、ポンプの揚水量をいう。

表-2 流域下水道

区分	重大・ 軽微の別	内容	備考
(協議等を要しない事業計画の軽微な変更) 第17条の7 法第25条の3第7項に規定する政令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。			
一 管渠(これを補完する貯留施設を含む。)の配置、構造又は能力の変更。ただし、同一の建築基準法第42条に規定する道路内における位置の変更を除く。	重大	① 配置(ルート・縦断)の変更。 ただし、軽微①は除く。 ② 構造(開渠・暗渠及び自然流下・伏越の別)の変更。 ③ 能力(管内径の変更を伴うもの)の変更。 ただし、軽微③は除く。	
	軽微	① 局所的な縦断の変更。 ② 種類(形状、材質)の変更。 ③ 局所的な管径の変更。	施工上の理由による程度のもの。 施工上の理由による程度のもの。
二 雨水流域下水道の雨水の流量を調節するための施設の新設又は配置、構造若しくは能力の変更	重大	① 施設の新設、増設及び廃止。 ② 位置の変更。 ③ 構造(構造形式・流入方法・排水方式)の変更。 ④ 能力(雨水調節容量)の変更。	
	軽微		
三 ポンプ施設の新設又は配置若しくは能力の変更	重大	五に準ずる。	
	軽微		
四 流域下水道からの放流水の吐口の配置の変更	重大	① 吐口の配置(放流先、位置)の変更。	
	軽微	① 吐口の位置、放流先の名称の変更。	
五 処理施設(これを補完する施設を含む。)の新設又は配置若しくは下水の処理能力の変更	重大	① 主要な施設の新設、増設及び廃止。 ② 終末処理場の位置の変更。 ③ 主要な施設の配置の変更。ただし、基本的な配置に影響のないものは除く。 ④ 能力(計画放流水質、処理方法、処理能力、主要な施設の能力)の変更。	
	軽微	① 主要な施設の寸法、容量の変更(重大④に当たらないものに限る。) ② 主要な施設以外の施設の変更。 ③ 管理棟、機械棟、汚泥処理棟等の各室配置の変更(軽微①に当たらないものに限る。)	
六 流域関連公共下水道が接続する位置の変更	重大	① 予定処理区域の境界の変更。	
	軽微	① 接続箇所位置の名称の変更。	
七 流域関連公共下水道の予定処理区域の変更	重大	① 予定処理区域の境界の変更。	
	軽微	① 処理区域内の地名の変更。 ② 処理区、処理分区、排水区の区域、境界・面積の変更(重大①に当たらないものに限る。) ③ 処理区、処理分区、排水区の名称の変更。 ④ 処理区、処理分区、排水区内の地名の変更。	
八 工事の着手又は完成の予定年月日の同一会計年度外にわたる変更	重大		

(注)

- 軽微な変更が重大な変更と相互に関連して行われるときは、これらの変更は一括して協議等を要する。
- 主要な施設とは下記のものをいう。
流入管渠、沈砂池、主ポンプ施設、流量調整池、雨水沈殿池、最初沈殿池、反応タンク、最終沈殿池、塩素接触タンク、放流渠、汚泥濃縮タンク、汚泥消化タンク、汚泥貯留タンク、汚泥脱水施設、ガスタンク、焼却炉、管理棟、機械棟、汚泥処理棟及びこれらに準ずる施設
- ポンプ施設の能力とは、ポンプの揚水量をいう。

事業計画についての記載がある通達・事務連絡の読み替え表

○河川と下水道との管理分担区分について（昭和48.7.5都下事発第17号，河治発第12号）

読み替え		条文
2	<p>管理分担基準</p> <p>(4) 上記にかかわらず河川又は下水道として指定(都市下水路にあっては下水道法第27条の指定，公共下水道及び流域下水道にあってはそれぞれ同法第4条及び第25条の3の<u>事業計画</u>における<u>位置付け</u>をいう。) <u>することが適当でないものは従前どおり普通河川として管理するものとする。</u></p>	<p>2 管理分担基準</p> <p>(4) 上記にかかわらず河川又は下水道として指定(都市下水路にあっては下水道法第27条の指定，公共下水道及び流域下水道にあってはそれぞれ同法第4条及び第25条の3の<u>認可</u>をいう。) <u>することが適当でないものは従前どおり普通河川として管理するものとする。</u></p>

○下水道と漁業集落排水施設とを接続する場合の留意事項について（平成10.12.8都下公発第28号，10-3315）

読み替え		条文
3	<p>維持管理について</p> <p>維持管理については，効率的かつ適正なものとなるよう調整を図ること。</p> <p>なお，下水道終末処理場で汚水进行处理する場合は，<u>漁業集落排水処理区域</u>について，原則として供用開始までに下水道法第4条に基づき<u>事業計画</u>を策定すること。</p>	<p>3 維持管理について</p> <p>維持管理については，効率的かつ適正なものとなるよう調整を図ること。</p> <p>なお，下水道終末処理場で汚水进行处理する場合は，<u>漁業集落排水処理区域</u>について，原則として供用開始までに下水道法第4条に基づき<u>認可</u>を取得すること。</p>

○下水道と農業集落排水施設とを接続する場合の留意事項について（平成12.12.1都下公発第46号12-2）

読み替え		条文
3.	<p>維持管理について</p> <p>維持管理については，効率的かつ適正なものとなるよう調整を図ること。</p> <p>なお，下水道終末処理場で汚水进行处理する場合は，<u>農業集落排水施設に係る処理区域</u>について，原則として供用開始までに下水道法第4条に基づき<u>事業計画</u>を策定すること。</p>	<p>3. 維持管理について</p> <p>維持管理については，効率的かつ適正なものとなるよう調整を図ること。</p> <p>なお，下水道終末処理場で汚水进行处理する場合は，<u>農業集落排水施設に係る処理区域</u>について，原則として供用開始までに下水道法第4条に基づき<u>認可</u>を取得すること。</p>

○下水道法第2条の2第7項の規定による国土交通大臣の同意並びに下水道法第4条第1項及び下水道法第25条の3第1項の規定による国土交通大臣の認可に係る標準処理期間の設定について

(平成18.9.13国都下第157号・国都下流第4号, 国土交通省都市・地域整備局長通知)

読み替え	条文
<p>下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)に定める地方公共団体が行う各種手続きについて、その簡素化・効率化を図り、地方公共団体の協議等に係る労力及び時間を軽減する措置の一環として、</p> <p>①法第2条の2第7項に定める流域別下水道整備総合計画に係る国土交通大臣との協議</p> <p>②法第4条第2項(同条第6項で準用する場合を含む。以下同じ。)に定める公共下水道及び法第25条の3第2項(同条第7項で準用する場合を含む。以下同じ。)に定める流域下水道の事業計画に係る国土交通大臣との協議</p> <p>について、下記の通り地方自治法(昭和22年法律第67号)第250条の3第1項にいう標準的な期間(以下「標準処理期間」という。)を定めたので通知する。</p> <p>① 法第2条の2第7項の規定により、都府県から国土交通大臣に対して協議の申出があった場合は、原則として2箇月以内に当該申出に対する協議を行う。</p> <p>ただし、上記の期間には、都府県が当該申出の内容を変更し、又は当該申出に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間が含まれない。</p> <p>② 法第4条第2項の規定又は法第25条の3第2項の規定により、地方公共団体が国土交通大臣に対して協議の申出があった場合は、原則として2箇月以内に当該申出に対する協議を行う。また、下水道法施行令(昭和34年政令第147号。以下「令」という。)第5条又は令第17条の6の規定により、環境大臣の意見を聴くことを要しない場合は、原則として</p>	<p>下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)に定める地方公共団体が行う各種手続きについて、その簡素化・効率化を図り、地方公共団体の協議等に係る労力及び時間を軽減する措置の一環として、</p> <p>①法第2条の2第7項に定める流域別下水道整備総合計画に係る国土交通大臣の同意</p> <p>②法第4条第1項に定める公共下水道及び法第25条の3第1項(同条第4項で準用する場合を含む。以下同じ。)に定める流域下水道の事業計画に係る国土交通大臣の認可</p> <p>について、下記の通り地方自治法(昭和22年法律第67号)第250条の3第1項にいう標準的な期間(以下「標準処理期間」という。)を定めたので通知する。</p> <p>① 法第2条の2第7項の規定により、都府県から国土交通大臣に対して協議の申出があった場合は、原則として2箇月以内に当該申出に対する協議を行う。</p> <p>ただし、上記の期間には、都府県が当該申出の内容を変更し、又は当該申出に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間が含まれない。</p> <p>② 法第4条第1項の規定又は法第25条の3第1項の規定により、地方公共団体が国土交通大臣に対して認可申請があった場合は、原則として2箇月以内に当該申請に対する認可を行う。また、下水道法施行令(昭和34年政令第147号。以下「令」という。)第5条の2又は令第17条の5の規定により、環境大臣の意見を聴くことを要しない場合は、原則とし</p>

6週間以内に当該申請に対する協議を行う。
 ただし、上記の期間には、都道府県及び市町村が当該申請の内容を変更し、又は当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間は含まない。

6週間以内に当該申請に対する協議を行う。
 ただし、上記の期間には、都道府県及び市町村が当該申請の内容を変更し、又は当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間は含まない。

○計画放流水質の適用の考え方について（平成 16. 4. 9 都市・地域整備局下水道部下水道事業課企画専門官事務連絡）

読み替え	条文
<p>平成 23 年 12 月 26 日に公布された下水道法施行令(以下、「令」という。)の改正に伴う下水道事業計画の運用については、「下水道法に基づく事業計画の運用について」(平成 24 年 3 月 27 日付け国水下水事第 63 号) (以下、「運用通知」という。)において通知したところであり、計画放流水質の適用の考え方を下記に示しますので、事務執行上の参考とされますようお願いいたします。</p> <p>1. 一つの処理場において複数の処理方法を採用する場合の扱いについて (1) 既存二次処理施設を改築時に高度処理対応とする場合 事業計画期間内の段階整備を踏まえて、系列ごとに計画放流水質を定めるものとします。</p> <p>別紙一 1 1. 用語の定義について 運用通知【別添 2】別表 2 で使用する用語の定義は以下のとおりとする。 (1) 実施設 下水道法に規定する事業計画に位置付けられた処理施設をいう。 (2) パイロットプラント 実下水(下水道法に規定する事業計画に位置付けられた処理施設に流入した下水)を用いた実験プラント装置をいう。</p>	<p>平成 15 年 9 月 25 日に公布された下水道法施行令(以下、「令」という。)の改正に伴う下水道事業計画の認可の運用については、「下水道法施行令の改正に伴う事業計画の認可の運用について」(平成 16 年 3 月 29 日付け国都下事第 530 号) (以下、「運用通知」という。)において通知したところであり、計画放流水質の適用の考え方を下記に示しますので、事務執行上の参考とされますようお願いいたします。</p> <p>1. 一つの処理場において複数の処理方法を採用する場合の扱いについて (1) 既存二次処理施設を改築時に高度処理対応とする場合 認可期間内の段階整備を踏まえて、系列ごとに計画放流水質を定めるものとします。</p> <p>別紙一 1 1. 用語の定義について 運用通知【別添 2】別表 2 で使用する用語の定義は以下のとおりとする。 (1) 実施設 下水道法に規定する事業計画の認可を受けた処理施設をいう。 (2) パイロットプラント 実下水(下水道法に規定する事業計画の認可を受けた処理施設に流入した下水)を用いた実験プラント装置をいう。</p>

○下水道事業計画の策定にあたっての考え方について（平成16.9.28都市・地域整備局下水道部下水道事業課企画専門官事務連絡）

読み替え	条文
<p>平成16年4月1日から施行されている下水道法施行令(以下、「令」という。)の改正に伴う下水道事業計画の運用については、「下水道法に基づき事業計画の運用について(平成24年3月27日付け国水下水道第63号)(以下、「運用通知」という。)及び「計画放流水質の適用の考え方について」(平成16年4月9日下水道事業課企画専門官事務連絡)の策定にあたっての考え方が、事業計画の策定にあたっての考え方について下記のとおりに整理しましたので、事務執行上の参考とされますようお願いします。</p> <p>1. 「特定環境保全公共下水道の事業認可図書の簡素化について(暫定措置)」の廃止について</p> <p>下水道事業の事業計画図書については、事業計画に定める事項や事業計画の記載方法、様式について、下水道法第5条及びそれぞれに基づく下水道法施行規則第4条等で規定されているが、特定環境保全公共下水道の事業認可については、昭和62年6月2日全国下水道主管課長会議資料「特定環境保全公共下水道の事業認可図書の簡素化について(暫定措置)」に基づき、事業計画図書の簡素化を図り運用してきたところである。</p> <p>今般、下水道法施行令の改正に伴い、公共下水道事業計画の様式を変更したが、これに伴い「運用通知」において、必要な書類等を簡素化したうえで、周知したところである。</p> <p>これを踏まえ、「特定環境保全公共下水道の事業認可図書の簡素化について(暫定措置)」を廃止し、今後、特定環境保全公共下水道の事業認可図書については、公共下水道の事業認可図書と同様とする。</p> <p>3. 段階的な高度処理の導入における目標水質の考え方について</p> <p>計画放流水質は、放流先の状況を考慮して下水道管理者が定めるものであり、事業計画に位置付ける水処理施設により達成可能な水質をもって定</p>	<p>平成16年4月1日から施行されている下水道法施行令(以下、「令」という。)の改正に伴う下水道事業計画の認可の運用については、「下水道法施行令の改正に伴う事業計画の認可の運用について(平成16年3月29日付け国都下事第530号)(以下、「運用通知」という。)及び「計画放流水質の適用の考え方について」(平成16年4月9日下水道事業課企画専門官事務連絡)の策定にあたっての考え方が、事業計画の策定にあたっての考え方について下記のとおりに整理しましたので、事務執行上の参考とされますようお願いします。</p> <p>1. 「特定環境保全公共下水道の事業認可図書の簡素化について(暫定措置)」の廃止について</p> <p>下水道事業の事業認可図書については、事業計画に定める事項や事業計画の記載方法、様式について、下水道法第5条及びそれぞれに基づく下水道法施行規則第4条等で規定されているが、特定環境保全公共下水道の事業認可については、昭和62年6月2日全国下水道主管課長会議資料「特定環境保全公共下水道の事業認可図書の簡素化について(暫定措置)」に基づき、事業認可図書の簡素化を図り運用してきたところである。</p> <p>今般、下水道法施行令の改正に伴い、公共下水道事業計画の様式を変更したが、これに伴い「運用通知」において、必要な書類等を簡素化したうえで、周知したところである。</p> <p>これを踏まえ、「特定環境保全公共下水道の事業認可図書の簡素化について(暫定措置)」を廃止し、今後、特定環境保全公共下水道の事業認可図書については、公共下水道の事業認可図書と同様とする。</p> <p>3. 段階的な高度処理の導入における目標水質の考え方について</p> <p>計画放流水質は、放流先の状況を考慮して下水道管理者が定めるものであり、認可に位置付ける水処理施設により達成可能な水質をもって定める</p>

ものではない。したがって、段階的な高度処理の導入として、中間形の処理方法を採用する場合は、必ずしも当該中間形の水処理施設の構造に見合った水質を計画放流水質とする必要はなく、最終形に至るまでの放流先の目標水質の考え方を整理したうえで、計画放流水質を設定すればよいものとする。

ものではない。したがって、段階的な高度処理の導入として、中間形の処理方法を採用する場合は、必ずしも当該中間形の水処理施設の構造に見合った水質を計画放流水質とする必要はなく、最終形に至るまでの放流先の目標水質の考え方を整理したうえで、計画放流水質を設定すればよいものとする。

○計画放流水質の適用に係る処理方法の評価の考え方について（平成 18.2.14 都市・地域整備局下水道部下水道企画課下水道技術開発官事務連絡）

読み替え	
平成 15 年 9 月 25 日に公布された下水道法施行令の改正に伴う下水道事業計画の運用については、「下水道法に基づく事業計画の運用について」（平成 24 年 3 月 27 日付け国水第 63 号）（以下、「運用通知」という。）及び「計画放流水質の適用の考え方について」（平成 16 年 4 月 9 日付け下水道事業課企画専門官事務連絡）（以下、「企画専門官事務連絡」という。）において通知したところでは、	平成 15 年 9 月 25 日に公布された下水道法施行令の改正に伴う下水道事業計画の認可の運用については、「下水道法施行令の改正に伴う事業計画の認可の運用について」（平成 16 年 3 月 29 日付け国都下事第 530 号）（以下、「運用通知」という。）及び「計画放流水質の適用の考え方について」（平成 16 年 4 月 9 日付け下水道事業課企画専門官事務連絡）（以下、「企画専門官事務連絡」という。）において通知したところでは、
2. 評価 5 を行う際の外部評価委員会の要件等 (5) 処理方法の「実績」について 「運用通知」における処理方法の「実績」とは、評価 5 を受けた処理方法に係る事業計画が策定されたことをもって判断する。	2. 評価 5 を行う際の外部評価委員会の要件等 (5) 処理方法の「実績」について 「運用通知」における処理方法の「実績」とは、評価 5 を受けた処理方法に係る事業計画が認可されたことをもって判断する。

○処理方法の考え方について

読み替え	
（平成 20.6.17 都市・地域整備局下水道部下水道企画課下水道技術開発官、下水道事業課企画専門官、流域管理官付補佐事務連絡）	（平成 20.6.17 都市・地域整備局下水道部下水道企画課下水道技術開発官、下水道事業課企画専門官、流域管理官付補佐事務連絡）
平成 15 年 9 月 25 日に公布された下水道法施行令の改正に伴う下水道事業計画の運用については、「下水道法に基づく事業計画の運用について」（平成 24 年 3 月 27 日付け国水第 63 号）（以下、「運用通知」という。）に	平成 15 年 9 月 25 日に公布された下水道法施行令の改正に伴う下水道事業計画の認可の運用については、「下水道法施行令の改正に伴う事業計画の認可の運用について」（平成 16 年 3 月 29 日付け国都下事第 530 号）（以下、

「運用通知」という。)において通知したところでありますが、運用通知の別表1の「循環式硝化脱窒法」、「嫌気好気活性汚泥法」及び「嫌気無酸素好気法」の考え方について下記のとおり補足します。なお、都道府県においては貴管内の市町村(政令指定都市を除く。)に対しては、この旨周知方よろしくお願ひします。

○高度処理方法として取り扱うことのできる処理方法の事業計画への位置づけについて
(平成20.9.9 都市・地域整備局下水道部下水道事業課企画専門官、流域管理官付補佐事務連絡)

読み替え	条文
<p>「循環式硝化脱窒法」、「嫌気好気活性汚泥法」及び「嫌気無酸素好気法」のいずれかとして取り扱うことのできる処理方法の考え方については、平成20年6月17日付け下水道企画課下水道技術開発官・下水道事業課企画専門官・流域管理官付補佐事務連絡(以下、「事務連絡」という。)により通知したところであるが、(1)窒素又はリンの除去を目的として、既に部分的な施設・設備の改造等を行っている、もしくは行う予定の処理場はもとより、(2)流域別下水道整備総合計画において、処理方法として高度処理方法が位置づけられている下水処理場、(3)下水処理水の放流先の状況を勘案して、窒素又はリンの除去が必要な下水処理場については、公共用水域の早期水質改善の観点から、事業計画の変更時に事務連絡の考え方の適用について検討の上、積極的に高度処理方法を位置づけるとともに、早期に窒素又はリンの計画放流水質を設定していただきますようお願いいたします。なお、部分的な施設・設備の改造等による処理水質の向上を行っている処理場に係る処理区域についても、事業計画に高度処理を位置づければ、下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に基づき定める件(昭和46年告示第1705号)の注書きの3の一に示す第1種の補助対象範囲が適用されますことを念のため申し添えます。</p> <p>都道府県におかれましては、貴管内の市町村(政令指定都市を除く。)に対して、この旨周知方よろしくお願ひいたします。</p>	<p>「循環式硝化脱窒法」、「嫌気好気活性汚泥法」及び「嫌気無酸素好気法」のいずれかとして取り扱うことのできる処理方法の考え方については、平成20年6月17日付け下水道企画課下水道技術開発官・下水道事業課企画専門官・流域管理官付補佐事務連絡(以下、「事務連絡」という。)により通知したところであるが、(1)窒素又はリンの除去を目的として、既に部分的な施設・設備の改造等を行っている、もしくは行う予定の処理場はもとより、(2)流域別下水道整備総合計画において、処理方法として高度処理方法が位置づけられている下水処理場、(3)下水処理水の放流先の状況を勘案して、窒素又はリンの除去が必要な下水処理場については、公共用水域の早期水質改善の観点から、事業計画の認可変更時に事務連絡の考え方の適用について検討の上、積極的に高度処理方法を位置づけるとともに、早期に窒素又はリンの計画放流水質を設定していただきますようお願いいたします。なお、部分的な施設・設備の改造等による処理水質の向上を行っている処理場に係る処理区域についても、事業計画に高度処理を位置づければ、下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に基づき定める件(昭和46年告示第1705号)の注書きの3の一に示す第1種の補助対象範囲が適用されますことを念のため申し添えます。</p> <p>都道府県におかれましては、貴管内の市町村(政令指定都市を除く。)に対して、この旨周知方よろしくお願ひいたします。</p>

○下水道に関する都市計画事業認可に係る申請図書及び下水道事業計画の認可に係る申請図書の統一等について
(平成 3.1.28 都市局下水道部公共下水道課建設専門官事務連絡)

読み替え	条文
<p>下水道事業計画の図書については、「公共下水道の事業計画の認可について」(昭和 47 年建設省都下事発第 35 号都市局長通達)により定められているが、今後下記のとおり下水道に関する都市計画事業認可に係る申請図書と様式の統一を行い、事務の合理化・簡素化を図ることで留意されたい。</p>	<p>下水道事業計画の認可に係る申請図書については、「公共下水道の事業計画の認可について」(昭和 47 年建設省都下事発第 35 号都市局長通達)により定められているが、今後下記のとおり下水道に関する都市計画事業認可に係る申請図書と様式の統一を行い、事務の合理化・簡素化を図ることとしたので留意されたい。</p>

○下水道事業の再評価実施要領細目の改正について (平成 19.11.22 国都下事発第 306 号)

読み替え	条文
<p>第 4 再評価を実施する事業</p> <p>3 事業採択後 5 年間を経過した時点で着手済みの事業について、再評価の実施の必要性を判断する際の視点 以下の項目により事業が順調に進展しているか確認し、再評価の実施の必要性を判断するものとする。</p> <p>(2) 事業の進捗状況 下水道法第 4 条第 1 項の事業計画(以下「事業計画」という。)と当該時点における事業の進捗状況の比較。</p>	<p>第 4 再評価を実施する事業</p> <p>3 事業採択後 5 年間を経過した時点で着手済みの事業について、再評価の実施の必要性を判断する際の視点 以下の項目により事業が順調に進展しているか確認し、再評価の実施の必要性を判断するものとする。</p> <p>(2) 事業の進捗状況 下水道法第 4 条第 1 項の規定に基づき国土交通大臣の認可を受けた事業計画(以下「事業計画」という。)と当該時点における事業の進捗状況の比較。</p>

○下水道事業の再評価に当たったの評価手法の改正について (平成 19.11.22 国都下事発第 307 号)

読み替え	条文
<p>第 2 詳細な評価手法</p> <p>1 整理すべき指標 (2) 事業を巡る社会経済情勢等の変化に関する指標 ・計画変更の有無及びその程度</p>	<p>第 2 詳細な評価手法</p> <p>1 整理すべき指標 (2) 事業を巡る社会経済情勢等の変化に関する指標 ・計画変更の有無及びその程度</p>

<p>全体計画の変更の有無及びその内容。 事業計画の変更時期、変更内容、当初策定した（第1期の）事業計画についての達成状況。</p> <p>2 対応方針を決定する際の判断基準、判断する際の考え方等 (2) 事業を巡る社会経済情勢等の変化に関する指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画変更の有無及びその程度 <p>再評価の対象となる期間中に全体計画が変更された場合は、変更内容及びその理由が妥当なものであることを確認する。 事業計画が変更された場合は、変更時期、当初策定した（第1期の）事業計画の達成状況、変更内容、変更時期、その理由について妥当なものであることを確認する。</p>	<p>全体計画の変更の有無及びその内容。 事業計画の認可変更時期、変更内容、当初策定した（第1期の）事業計画についての達成状況。</p> <p>2 対応方針を決定する際の判断基準、判断する際の考え方等 (2) 事業を巡る社会経済情勢等の変化に関する指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画変更の有無及びその程度 <p>再評価の対象となる期間中に全体計画が変更された場合は、変更内容及びその理由が妥当なものであることを確認する。 事業計画が変更された場合は、認可変更時期、当初策定した（第1期の）事業計画の達成状況、変更内容、変更時期、その理由について妥当なものであることを確認する。</p>
---	---

○昭和46年建設省告示1705号の改正に伴う告示の運用について（平成20.4.1国都下事発第487号）

読み替え	条文
<p>3. 告示注3第1号及び第2号について (1) 第1号イについて 告示注3第1号イの「下水道法(昭和33年法律第79号)第4条の事業計画に標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができ、かつ、実際に当該処理方法に関する事項が記載されており、かつ、実際に当該処理方法による処理を実施している下水道の予定処理区域」とは、事業実施の前年度において、計画処理水量の全量より高度な処理方法により処理することができ、かつ、供用済み又は建設中の水処理施設の全てについて当該処理方法に記載されており、かつ、供用済み又は建設中の水処理施設の全てについて当該処理方法に記載されており、かつ、供用済み又は建設中の水処理施設の全てについて当該処理方法に記載された又は建設に着手している下水道の予定処理区域とする。ここでいう高度な処理方法とは、部分的な施設・設備の改造等により「下水道法に基づき事業計画の運用について」とする。ここでいう高度な処理方法とは、部分的な施設・設備の改造</p>	<p>3. 告示注3第1号及び第2号について (1) 第1号イについて 告示注3第1号イの「下水道法(昭和33年法律第79号)第4条の認可を受けた事業計画に標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができ、かつ、実際に当該処理方法による処理を実施している下水道の予定処理区域」とは、事業実施の前年度において、計画処理水量の全量より高度な処理方法により処理することができ、かつ、供用済み又は建設中の水処理施設の全てについて当該処理方法に記載されており、かつ、供用済み又は建設中の水処理施設の全てについて当該処理方法に記載された又は建設に着手している下水道の予定処理区域で国土交通省において認めたものとする。ここでいう高度な処理方法とは、部分的な施設・設備の改造</p>

<p>等により「下水道法施行令の改正に伴う事業認可の運用について(平成16.3.29 国都下事第530号)」の別表1に記載されている処理方式と同様の原理で下水を処理する場合を含む。</p> <p>(2) 第1号口について</p> <p>告示注3第1号口の「下水道法第2条の2第5項の規定に基づく流域別下水道整備総合計画への記載により同条第2項第5号に掲げる削減目標量を達成する特定終末処理場に係る下水道の予定処理区域」とは、特定終末処理場であって、事業実施の前年度において、当該特定終末処理場について定められた削減目標量を達成するため、当該流域別下水道整備総合計画の記載に基づき当該削減目標量の一部に相当するものとして窒素含有量又は磷含有量を他の終末処理場において削減する旨が当該特定終末処理場の事業計画に記載されており、かつ当該他の終末処理場の供用済み又は建設中の水処理施設について当該記載事項に係る施設整備がなされた又は建設に着手しているものに係る下水道の予定処理区域で国土交通省において認められたものとする。</p> <p>(3) 第1号ハについて</p> <p>告示注3第1号ハの「下水道等の汚水処理施設が整備された区域における人口の当該市町村の総人口に対する割合が低い市町村の予定処理区域」とは、当該市町村における事業実施年度の前々年度末の汚水処理施設整備率(下水道や農業集落排水施設、合併処理浄化槽等による汚水処理がなされる人口の市町村の総人口に対する割合)が80%未満の市町村の予定処理区域で国土交通省において認められたものとする。</p> <p>(4) 第1号ニ及びホについて</p> <p>告示注3第1号ニ及びホについては、特定下水道施設共同整備事業又は汚水処理施設共同整備事業又は流域下水汚泥処理事業に着手している予定処理区域(過去に実施済みの予定処理区域を含む。流域下水汚泥処理事業においては流域関連公共下水道以外の予定処理区域</p>	<p>て(平成24.3.27 国水下水事第63号)」の別表1に記載されている処理方式と同様の原理で下水を処理する場合を含む。</p> <p>(2) 第1号口について</p> <p>告示注3第1号口の「下水道法第2条の2第5項の規定に基づく流域別下水道整備総合計画への記載により同条第2項第5号に掲げる削減目標量を達成する特定終末処理場に係る下水道の予定処理区域」とは、特定終末処理場であって、事業実施の前年度において、当該特定終末処理場について定められた削減目標量を達成するため、当該流域別下水道整備総合計画の記載に基づき当該削減目標量の一部に相当するものとして窒素含有量又は磷含有量を他の終末処理場において削減する旨が当該特定終末処理場の事業計画に記載されており、かつ当該他の終末処理場の供用済み又は建設中の水処理施設について当該記載事項に係る施設整備がなされた又は建設に着手しているものに係る下水道の予定処理区域とする。</p> <p>(3) 第1号ハについて</p> <p>告示注3第1号ハの「下水道等の汚水処理施設が整備された区域における人口の当該市町村の総人口に対する割合が低い市町村の予定処理区域」とは、当該市町村における事業実施年度の前々年度末の汚水処理施設整備率(下水道や農業集落排水施設、合併処理浄化槽等による汚水処理がなされる人口の市町村の総人口に対する割合)が80%未満の市町村の予定処理区域とする。</p> <p>(4) 第1号ニ及びホについて</p> <p>告示注3第1号ニ及びホについては、特定下水道施設共同整備事業又は汚水処理施設共同整備事業又は流域下水汚泥処理事業に着手している予定処理区域(過去に実施済みの予定処理区域を含む。流域下水汚泥処理事業においては流域関連公共下水道以外の予定処理区域</p>
---	---

<p>とする。)とする。</p> <p>(5) 第2号へについて 告示注3第2号への「上水道の取水口より上流に位置する予定処理区域」とは、仮に下水道の整備がなされていないと仮定した場合に汚水が水道水源の水域(下流に水道原水(特定水道利水障害の防止のため水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第2条第4項に規定する水道原水をいう。))の取水口を有する公共用水域をいう。)に流入する予定処理区域とする。</p> <p>4. 別表使用上の注意</p> <p>(1) 別表中予定処理区域は、以下の通りとする。</p> <p>①下水道法による事業計画で定められた処理区域とする(単独公共下水道については処理区、流域関連公共下水道事業については処理分区として適用する)。また、予定排水区域についても同様である。</p> <p>③流域下水道が公共下水道に移管される場合については、予定処理区域は、当分の間、従前の流域関連公共下水道の処理分区とする。</p>	<p>とする。)で国土交通省において認めたものとする。</p> <p>(5) 第2号へについて 告示注3第2号への「上水道の取水口より上流に位置する予定処理区域」とは、仮に下水道の整備がなされていないと仮定した場合に汚水が水道水源の水域(下流に水道原水(特定水道利水障害の防止のため水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第2条第4項に規定する水道原水をいう。))の取水口を有する公共用水域をいう。)に流入する予定処理区域で国土交通省において認めたものとする。</p> <p>4. 別表使用上の注意</p> <p>(1) 別表中予定処理区域は、以下の通りとする。</p> <p>①下水道法による事業認可を受けた処理区域とする(単独公共下水道については処理区、流域関連公共下水道事業については処理分区として適用する)。また、予定排水区域についても同様である。</p> <p>③既認可の流域下水道が公共下水道に移管される場合については、予定処理区域は、当分の間、従前の流域関連公共下水道の処理分区とする。</p>
---	---

○流域下水汚泥処理事業補助実施要領の運用について(平成11.3.19都下流発第4号)

<p>読み替え</p> <p>2. 実施要領第5の下水道事業計画の定め方について</p> <p>1) 本事業の実施にあたっては、流域下水道事業と公共下水道事業において、あらかじめ下水道法に規定する事業計画を定めること。</p>	<p>条文</p> <p>2. 実施要領第5の下水道事業計画の定め方について</p> <p>1) 本事業の実施にあたっては、流域下水道事業と公共下水道事業において、あらかじめ下水道法に規定する事業計画を定め建設大臣(又は都道府県知事)の認可を受けるものとする。</p>
---	--

○下水道整備の柔軟かつ機動的対応(フレックスプラン)について(平成8.5.10都下公発第25号, 都下流発第5号)

<p>読み替え</p> <p>2. 事業対象区域</p>	<p>条文</p> <p>2. 事業対象区域</p>
------------------------------	----------------------------

<p>フレックスプランは、次の各号に掲げる要件を満たす区域について実施するものとする。</p> <p>1) 当該区域が下水道全体計画区域内にあり、管渠の接続までにおおむね10年以上の年月を要し、かつ、原則として下水道法上の事業計画認可区域外の地域であること。</p> <p>ただし、上記管渠の接続までに要する期間については、可搬式の処理施設を設置する場合(フレックスプランのうち、特にこの場合をハイパーフレックスプランという。)には適用しない。</p>	<p>フレックスプランは、次の各号に掲げる要件を満たす区域について実施するものとする。</p> <p>1) 当該区域が下水道全体計画区域内にあり、管渠の接続までにおおむね10年以上の年月を要し、かつ、原則として下水道法上の事業計画区域外の地域であること。</p> <p>ただし、上記管渠の接続までに要する期間については、可搬式の処理施設を設置する場合(フレックスプランのうち、特にこの場合をハイパーフレックスプランという。)には適用しない。</p>
<p>3. 法手続等について</p> <p>2) 下水道法関連</p> <p>フレックスプランに係る下水道法上の事業計画認可については以下のとおりとする。</p> <p>ロ) フレックスプランに係る事業計画については、フレックスプランに係る処理区ごとに認可を取得することができるものとする。</p>	<p>3. 法手続等について</p> <p>2) 下水道法関連</p> <p>フレックスプランに係る下水道法上の事業計画については以下のとおりとする。</p> <p>ロ) フレックスプランに係る事業計画については、フレックスプランに係る処理区ごとに策定することができるものとする。</p>
<p>5. その他</p> <p>フレックスプランの事業採択に当たっては、事前に建設省に協議することとなるが、その要領は事業計画認可変更協議と同様とし、必要に応じて行うこととする。</p>	<p>5. その他</p> <p>フレックスプランの事業採択に当たっては、事前に建設省に協議することとなるが、その要領は事業計画策定の協議と同様とし、必要に応じて行うこととする。</p>

事 務 連 絡

平成 24 年 3 月 29 日

(各地方整備局経由)

都道府県下水道担当課長、政令指定都市下水道担当課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部 下水道企画課 下水道事業調整官

下水事業に係る日本工業規格の制定について

下水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。

今般、下記のとおり国際規格の ISO24510 及び ISO24511 を基に、下水事業に係るユーザのニーズと期待を満たすことを目的として、サービスのあり方を評価・改善するための指針と管理するための手引きから構成される日本工業規格を制定しましたので連絡いたします。

各下水道事業管理者等におかれましては、今後の下水道事業の運営に関して当該規格の活用についてご検討をお願いいたします。

記

1. 制定した日本工業規格

JIS Q24510 飲料水及び下水事業に関する活動—サービスの評価及び改善に関する指針

JIS Q24511 飲料水及び下水事業に関する活動—下水事業のマネジメントに関する指針

※内容は、日本工業標準調査会ホームページ (<http://www.jisc.go.jp>) において
閲覧に供しています。

2. 制定日

平成 24 年 3 月 21 日

下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に基づき定める件

昭和46年 建設省告示1705号

一部改正 平成24年3月30日 国土交通省告示379号

- 1 下水道法施行令（以下「令」という。）第24条の2第1項第1号イ及びロの国土交通大臣が定める費用並びに同項第3号イ及びロの当該費用から除かれる国土交通大臣が定める費用は、終末処理場の門、さく、へいその他これらに類する施設の設置又は改築に要する費用とする。
- 2 令第24条の2第1項第1号イ及び第2号の終末処理場の設置又は改築に要する費用で国土交通大臣が定めるもの並びに同項第3号イの10分の5.5を乗ずる国土交通大臣が定める費用及び同号ハの3分の2を乗ずる国土交通大臣が定める費用は、終末処理場の設置又は改築に要する費用のうち次に掲げる費用以外の費用とする。
 - 一 用地の取得又は造成に要する費用
 - 二 流入下水の揚水ポンプ場施設、管理棟及び覆がい施設の設置又は改築に要する費用（前号に掲げる費用を除く。）
 - 三 調査、測量、試験及び設計に要する費用
- 3 令第24条の2第1項第1号ロの規定により国土交通大臣が定める額は、次のとおりとする。
 - 一 昭和45年度以前にその設置又は改築に着手した特定公共下水道に係る額は、当該設置又は改築に要する費用の額の4分の1に相当する額とする。
 - 二 昭和46年度以後にその設置又は改築に着手した特定公共下水道のうち、公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第133号）の規定を適用しないものに係る額は、当該設置又は改築に要する費用の額の3分の1に相当する額とする。
- 4 令第24条の2第1項第2号の規定により国土交通大臣が定める費用及び同項第3号ハの当該費用から除かれる国土交通大臣が定める費用は、次に掲げる費用を合計したものとする。
 - 一 終末処理場の門、さく、へいその他これらに類する施設の設置又は改築に要する費用
 - 二 当該設置又は改築に要する費用のうち、特定の事業者負担させることが相当な費用
- 5 令第24条の2第1項第3号の規定により国土交通大臣が定める高度処理終末処理場の設置又は改築は、同号の高度処理終末処理場の設置又は改築により削減する窒素含有量又は磷含有量に占める同号の他の地方公共団体のために削減する窒素含有量又は磷含有量の割合に対応する設置又は改築とする。
- 6 令第24条の2第2項の規定により国土交通大臣が定める主要な管渠の範囲は、次に掲げるものを除き、別表に定める基準による。ただし、分流式の汚水に係る公共下水道については、当該公共下水道による汚水処理が個別に設置される浄化槽（浄化槽のうち、一の建築物から排出される汚水を処理するための浄化槽をいう。）により汚水を処理する場合に比較して経済的であることを要件とする。
 - 一 別表を基準とした場合において、当該都市の補助対象率（補助対象事業と単独事業との割合をいう。以下同じ。）が、当該都市の属する一般市（市から指定都市（特別区及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）及び過疎市（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。以下「過疎地域」という。）の市をいう。以下同じ。）を除いたものをいう。以下同じ。）又は町村（町村から過疎町村（過疎地域の町村をいう。以下同じ。）を除いたものをいう。以下同じ。）の平均的な補助対象率に比較して著しい差異がある場合においては、その差異を勘案して主要な管渠を定めるものとする。
 - 二 新たに開発される市街地における公共下水道に係る主要な管渠は、当該市街地の開発者に負担させることを相当とする管渠以外の管渠を主要な管渠とする。

- 三 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）その他の法律の規定により水質保全を図る地域として指定される地域における公共下水道及び上水道の取水口より上流に処理した下水を放流する公共下水道に係る主要な管渠は、当該水域の水質保全の重要性を勘案して別に定めることができるものとする。
- 四 総合的な浸水対策を講ずるため別に定めるところにより実施される事業により整備される公共下水道に係る主要な管渠は、別に定めることができるものとする。
- 五 総合的な地震対策を講ずるため別に定めるところにより実施される事業により整備される公共下水道に係る主要な管渠は、別に定めることができるものとする。
- 六 合流式下水道を緊急に改善するため別に定めるところにより実施される事業により整備される公共下水道に係る主要な管渠は、別に定めることができるものとする。
- 七 下水道施設の貯留施設と洪水調節の機能を有する河川管理施設を管渠によって接続することにより効率的な浸水対策を講ずるため別に定めるところにより実施される事業により整備される公共下水道に係る主要な管渠は、別に定めることができるものとする。
- 八 公共下水道を重点的かつ早急に整備するため別に定めるところにより実施される事業により整備される公共下水道に係る主要な管渠は、別に定めることができるものとする。
- 九 汚水処理の衛生処理システムの概成後においては、重要な公共用水域の水質保全等のために特に必要がある場合等を除き、汚水に関する下水道管渠の維持更新（管渠の排除能力又は水質改善機能の増強を伴わないものに限る。）のうち、新規事業分については、国庫補助負担事業を廃止する。

■合流式

指定都市（甲）

予定処理区域の面積 (ha)	口 径 (mm)	下水排除面積 (ha)
500 未満	2000 以上	40 以上
500 以上 1000 未満	2200 以上	60 以上
1000 以上 2000 未満	2600 以上	100 以上
2000 以上 3000 未満	3000 以上	120 以上
3000 以上	3500 以上	160 以上

指定都市（乙）

予定処理区域の面積 (ha)	口 径 (mm)	下水排除面積 (ha)
500 未満	2000 以上	40 以上
500 以上 1000 未満	2200 以上	60 以上
1000 以上 2000 未満	2400 以上	80 以上
2000 以上 3000 未満	3000 以上	120 以上
3000 以上	3500 以上	160 以上

一般市

予定処理区域の面積 (ha)	口 径 (mm)	下水排除面積 (ha)
500 未満	350 以上	0.3 以上
500 以上 1000 未満	450 以上	0.4 以上
1000 以上	450 以上	0.6 以上

町村

予定処理区域の面積 (ha)	口 径 (mm)	下水排除面積 (ha)
50 未満	300 以上	0.1 以上
50 以上 100 未満	300 以上	0.2 以上
100 以上	300 以上	0.3 以上

■ 分流汚水

指定都市（甲）

予定処理区域の面積 (ha)	口 径 (mm)	下水排除量 (m ³ /日)
50 未満	300 以上	150 以上
50 以上 100 未満	300 以上	200 以上
100 以上 250 未満	300 以上	250 以上
250 以上 500 未満	300 以上	300 以上
500 以上 1000 未満	300 以上	400 以上
1000 以上 2000 未満	350 以上	600 以上
2000 以上 3000 未満	350 以上	1200 以上
3000 以上	350 以上	2400 以上

指定都市（乙）

予定処理区域の面積 (ha)	口 径 (mm)	下水排除量 (m ³ /日)
50 未満	300 以上	100 以上
50 以上 100 未満	300 以上	150 以上
100 以上 250 未満	300 以上	200 以上
250 以上 500 未満	300 以上	250 以上
500 以上 1000 未満	300 以上	300 以上
1000 以上 2000 未満	350 以上	600 以上
2000 以上 3000 未満	350 以上	1200 以上
3000 以上	350 以上	2400 以上

一般市（甲）第1種

予定処理区域の面積 (ha)	口 径 (mm)	下水排除量 (m ³ /日)
50 未満	300 以上	15 以上
50 以上 100 未満	300 以上	20 以上
100 以上	300 以上	25 以上

一般市（甲）第2種

予定処理区域の面積 (ha)	口 径 (mm)	下水排除量 (m ³ /日)
50 未満	300 以上	20 以上
50 以上 100 未満	300 以上	25 以上
100 以上	300 以上	30 以上

一般市（甲）第3種

予定処理区域の面積 (ha)	口 径 (mm)	下水排除量 (m ³ /日)
50 未満	300 以上	25 以上
50 以上 100 未満	300 以上	30 以上
100 以上	300 以上	35 以上

一般市（乙）第1種

予定処理区域の面積 (ha)	口 径 (mm)	下水排除量 (m ³ /日)
50 未満	300 以上	5 以上
50 以上 100 未満	300 以上	10 以上
100 以上	300 以上	15 以上

一般市（乙）第2種

予定処理区域の面積 (ha)	口 径 (mm)	下水排除量 (m ³ /日)
50 未満	300 以上	10 以上
50 以上 100 未満	300 以上	15 以上
100 以上	300 以上	20 以上

一般市（乙）第3種

予定処理区域の面積 (ha)	口 径 (mm)	下水排除量 (m ³ /日)
50 未満	300 以上	15 以上
50 以上 100 未満	300 以上	20 以上
100 以上	300 以上	25 以上

一般市（丙）第1種

予定処理区域の面積 (ha)	口 径 (mm)	下水排除量 (m ³ /日)
250 未満	300 以上	2 以上
250 以上	300 以上	3 以上

一般市（丙）第2種

予定処理区域の面積 (ha)	口 径 (mm)	下水排除量 (m ³ /日)
100 未満	300 以上	2 以上
100 以上	300 以上	3 以上

一般市（丙）第3種

予定処理区域の面積 (ha)	口 径 (mm)	下水排除量 (m ³ /日)
100 未満	300 以上	3 以上
100 以上	300 以上	5 以上

■ 分流汚水

町村第1種

予定処理区域の面積 (ha)	口 径 (mm)	下水排除量 (m ³ /日)
面積によらず	300 以上	2 以上

町村第2種

予定処理区域の面積 (ha)	口 径 (mm)	下水排除量 (m ³ /日)
500 未満	300 以上	2 以上
500 以上	300 以上	3 以上

町村第3種

予定処理区域の面積 (ha)	口 径 (mm)	下水排除量 (m ³ /日)
250 未満	300 以上	2 以上
250 以上	300 以上	3 以上

過疎市町村

予定処理区域の面積 (ha)	口 径 (mm)	下水排除量 (m ³ /日)
面積によらず	300 以上	2 以上

■ 分流雨水

指定都市（甲）

予定排水区域の面積 (ha)	口 径 (mm)	下水排除面積 (ha)
50 未満	1200 以上	10 以上
50 以上 100 未満	1500 以上	20 以上
100 以上 200 未満	1800 以上	30 以上
200 以上 300 未満	2000 以上	50 以上
300 以上	2400 以上	70 以上

指定都市（乙）

予定排水区域の面積 (ha)	口 径 (mm)	下水排除面積 (ha)
100 未満	1200 以上	10 以上
100 以上 200 未満	1500 以上	20 以上
200 以上 300 未満	1800 以上	40 以上
300 以上	2000 以上	60 以上

一般市

予定排水区域の面積 (ha)	口 径 (mm)	下水排除面積 (ha)
50 未満	300 以上	1 以上
50 以上 100 未満	400 以上	2 以上
100 以上 200 未満	500 以上	3 以上
200 以上 300 未満	600 以上	5 以上
300 以上	700 以上	7 以上

町村

予定排水区域の面積 (ha)	口 径 (mm)	下水排除面積 (ha)
50 未満	300 以上	0.5 以上
50 以上 100 未満	300 以上	1.0 以上
100 以上	400 以上	1.5 以上

過疎市町村

予定排水区域の面積 (ha)	口 径 (mm)	下水排除面積 (ha)
50 未満	300 以上	0.2 以上
50 以上 100 未満	300 以上	0.3 以上
100 以上	300 以上	0.6 以上

注1 この表中「過疎市町村」とは、過疎市及び過疎町村をいう。

また、指定都市、一般市及び町村は、いずれも平成20年4月1日現在のものをいう。

なお、平成13年3月9日以降に市町村の合併(二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。以下同じ。)をした市町村については、平成28年3月31日までの間において、当該市町村の合併が行われた日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日までの間は、当該市町村の合併前の市町村の区分に応じ、この表を適用することができる。

注2 この表中「指定都市(甲)」とは、人口130万人以上の指定都市を、「指定都市(乙)」とは、人口130万人未満の指定都市を、「一般市(甲)」とは、人口20万人以上の一般市を、「一般市(乙)」とは、人口5万人以上20万人未満の一般市を、「一般市(丙)」とは、人口5万人未満の一般市をいう。ただし、人口区分は、平成19年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

注3 この表中「第1種」、「第2種」及び「第3種」とは、それぞれ次に定めるものをいう。

一 第1種 次のいずれかに該当する予定処理区域をいう。

- イ 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条の認可を受けた事業計画に標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法よりも高度な処理方法に関する事項が記載されており、かつ、実際に当該処理方法による処理を実施している下水道の予定処理区域(ただし、公共用水域の水質保全に資するものに限る。)
- ロ 下水道法第2条の2第5項の規定に基づく流域別下水道整備総合計画への記載により同条第2項第5号に掲げる削減目標量を達成する特定終末処理場に係る下水道の予定処理区域
- ハ 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律(平成14年法律第120号)第3条第1項に規定する指定地域を含む予定処理区域のうち下水道等の污水处理施設が整備された区域における人口の当該市町村の総人口に対する割合が低い市町村の予定処理区域
- ニ 二以上の市町村等が共同で利用する下水道施設の整備を一体的に行う市町村の予定処理区域
- ホ 下水道事業及びその他の污水处理事業において共同で利用する污水处理施設の整備を一体的に行う市町村の予定処理区域

二 第2種 次のいずれかに該当する予定処理区域(第1種の予定処理区域を除く。)をいう。

- イ 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第4条の2第1項に規定する指定地域を含む予定処理区域
- ロ 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項に規定する区域を含む予定処理区域
- ハ 湖沼水質保全特別措置法第3条第2項に規定する指定地域を含む予定処理区域
- ニ 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第3条第1項に規定する同意公害防止対策事業計画に係る地域を含む予定処理区域
- ホ 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律第3条第1項に規定する指定地域を含む予定処理区域のうち前号ロに掲げる予定処理区域以外の予定処理区域
- ヘ 上水道の取水口より上流に位置する予定処理区域

三 第3種 第1種及び第2種以外の予定処理区域をいう。

注4 この表による主要な管渠は、上欄の予定処理区域又は予定排水区域の面積に応じ、中欄の口径の管渠又は下欄の下水排除面積若しくは下水排除量を受け持つ管渠をいう。

注5 この表中予定処理区域の面積は、処理区がある場合は処理区的面積、処理分区がある場合は処理分区の面積とする。

また、予定排水区域の面積は、排水区がある場合は排水区的面積とする。

なお、予定処理区域及び予定排水区域の面積は、いずれも平成20年4月1日現在の面積とする。

ただし、平成20年4月2日以降に新たに設定された処理区、処理分区及び排水区については、設定当初の面積とする。

国水下企第104号
平成24年3月30日

各都道府県下水道担当部長
各指定都市下水道担当局長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課長

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する
法律等の施行に伴う下水道法等の一部改正について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号。以下「第一次一括法」という。）が平成23年5月2日に、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号。以下「第二次一括法」という。）が平成23年8月30日に公布され、いずれの法律においても、下水道法の改正に係る部分については平成24年4月1日から施行されることとなっている。これに合わせ、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令」（平成23年政令第424号）が平成23年12月26日に、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備等に関する政令」（平成23年政令第363号）が平成23年11月28日に、「下水道法施行規則の一部を改正する省令」（平成24年国土交通省令第6号）及び「下水道法施行規則の一部を改正する省令」（平成24年国土交通省令第7号）が平成24年2月8日に公布され、いずれも平成24年4月1日から施行されることとなっているところであるが、これらの内容については、下記の諸点のとおりであるので、事務執行上の参考とされたい。

なお、都道府県におかれては、貴管内の市町村（指定都市を除く。）に対しても、この旨の周知についてよろしく願います。

記

第一 第一次一括法に係る改正について

一 流域別下水道整備総合計画の策定について（下水道法（以下「法」という。）第2条の2関係）

（1）改正内容

二以上の都府県の区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域（以下「県際河川」という。）又は二以上の都府県の区域における汚水により水質の汚濁が生じる海域（以下「広域的閉鎖性水域」という。）の全部又は一部について流域別下水

道整備総合計画を定めようとするときは、国土交通大臣に協議をすることとした。

二 事業計画の策定について

1. 公共下水道事業計画の策定について（法第4条及び第6条並びに下水道法施行令（以下「令」という。）第4条及び第4条の2関係）

（1）改正内容

国土交通大臣又は都道府県知事の事業計画の認可を受けなければならないとされていたものを、国土交通大臣又は都道府県知事との同意を要しない協議とし、国土交通大臣が協議を受けた場合には、環境大臣の意見を聴くこととした。ただし、法第3条第2項に基づき都道府県が公共下水道を管理する場合であって、流域別下水道整備総合計画が定められている地域において事業計画を策定しようとする場合には、国土交通大臣への届出とし、国土交通大臣は当該届出を受けたときは、その内容を環境大臣に通知することとした。

なお、従来の事業計画の認可基準については、流域別下水道整備総合計画との適合等、事業計画が満たすべき内容として必要であるため、事業計画の要件として規定することとした。

（2）国土交通大臣へ協議する事業計画について（法第4条及び令第4条の2関係）

従前、国土交通大臣による認可を原則としていたが、実態上、公共下水道の事業計画の大半を都道府県知事が認可していることに鑑み、実質的な内容は従来通りとしつつ、協議の相手方を都道府県知事とすることを原則とすることとした。

2. 流域下水道事業計画の策定について（法第25条の3及び第25条の5並びに令第17条の4及び第17条の5関係）

（1）改正内容

国土交通大臣の事業計画の認可を国土交通大臣又は都道府県知事への協議とし、国土交通大臣が協議を受けた場合には、環境大臣の意見を聴くこととした。ただし、都道府県である流域下水道管理者が流域別下水道整備総合計画が定められている地域において事業計画を定めようとする場合には、国土交通大臣への届出とし、国土交通大臣は当該届出を受けたときは、その内容を環境大臣に通知することとした。

なお、従来の事業計画の認可基準については、流域別下水道整備総合計画との適合等、事業計画が満たすべき内容として必要であるため、事業計画の要件として規定することとした。

（2）都道府県知事へ協議する事業計画（法第25条の3並びに令第17条の4及び第17条の5関係）

指定都市以外の市町村が策定する事業計画及び、指定都市が策定する事業計画のうち比較的軽微な変更については、都道府県知事と協議することとした。

3. 事業計画の協議の申出の手続について（令第4条及び第17条の4関係）

（1）改正内容

従前、申請書に添付して提出することとしていた書類を、協議の申出書に添付して、国土交通大臣又は都道府県知事に提出することとした。

なお、市町村が国土交通大臣へ事業計画の協議の申出をする際の都道府県知事への経由は不要とすることとした。

4. 事業計画の届出について（下水道法施行規則（以下「規則」という。）第2条の2、第17条の2、第23条及び附則第2項関係）

（1）改正内容

都道府県である公共下水道管理者又は流域下水道管理者が事業計画を届け出ようとするときは、届出書に事業計画を記載した書類を添付して国土交通大臣に提出しなければならないこととした。なお、国土交通大臣が有する当該届出を受理する権限及び当該届出を受理した場合に環境大臣へ通知する権限については、流域別下水道整備総合計画を定めることとされている公共の水域又は海域（二以上の地方整備局の管轄区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域又は二以上の地方整備局の管轄区域における汚水により水質の汚濁が生じる海域に限る。）の全部又は一部について流域別下水道整備総合計画が定められていない場合を除き、地方整備局長に委任することとした。

5. 流域別下水道整備総合計画が未策定の地域における経過措置について（令附則第2項関係）

（1）改正内容

流域別下水道整備総合計画を定めることとされている県際河川又は広域的閉鎖性水域について当該計画が定められていない場合においては、指定都市以外の市町村が策定する公共下水道の事業計画であっても、予定処理区域の面積が百ヘクタールを超えるもの等については、都道府県知事ではなく国土交通大臣に協議をし、また、当該指定都市以外の市町村が管理する公共下水道については都道府県知事ではなく国土交通大臣が指示をすることを定める経過措置を置かないこととした。

6. 事業計画の策定に係る経過措置について（第一次一括法附則第17条関係）

今回の改正の経過措置として、第一次一括法の施行前に改正前の法（以下「旧法」という。）の規定により認可を受けた事業計画は、改正後の法（以下「新法」という。）の規定によりされた協議又は届出と、第一次一括法の施行前に旧法の規定によりされている認可の申請は、新法の規定によりされた協議の申出又は届出とみなされる。したがって、協議又は届出をあらためて国土交通大臣又は都道府県知事に行う必要はない。

三 都道府県知事の指示及び報告徴収について

1. 都道府県知事が指示する下水道について（令第24条の3関係）

（1）改正内容

今回の改正により、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体が管理する流域下水道の事業計画については、国土交通大臣の認可を受けなければならないとされていたものが、都道府県知事へ協議をすることとなるため、当該流域下水道については、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止するため緊急の必要があるときの工事に関する指示については、

国土交通大臣ではなく、都道府県知事がすることとした。

2. 都道府県知事が報告を徴する場合について（令第24条の4関係）

（1）改正内容

今回の改正により、公共下水道の事業計画の策定又は変更に係る都道府県知事の認可が都道府県知事への協議となったことから、都道府県知事が下水道管理者から必要な報告を徴することができる場合のうち、公共下水道の事業計画の策定又は変更に係る認可をするために必要な場合を削除することとした。

第二 第二次一括法に係る改正について

一 公共下水道及び流域下水道の構造の基準について（法第7条並びに令第5条の3、第5条の4、第5条の5、第5条の6、第5条の7、第5条の8、第5条の9、第5条の10及び第5条の11関係）

（1）改正内容

公共下水道及び流域下水道の構造の基準については、地方公共団体が定めることとするが、下水を確実に排除するという下水道本来の機能を確保するため、適切に基準が設けられる必要があることから、参酌すべき基準を定めた上で条例に委任することとした。

ただし、放流水を水質基準に適合させるための水処理施設の構造の基準及び雨天時に下水の一部が未処理で河川や海域等に放流されるおそれのあることから早急に対策が必要な合流式下水道の構造の基準については、公衆衛生の向上の確保及び公共用水域の水質の保全の観点から、地方公共団体が確実に対応するために必要な基準であることから、条例委任の対象から除外することとした。

二 終末処理場の維持管理の基準について（法第21条第2項及び令第13条関係）

（1）改正内容

終末処理場の維持管理の基準については、地方公共団体が定めることとするが、下水道の終末処理場は、下水の最終的処理をその機能とし、生物学的処理を行う等、その維持管理に当たって、常時慎重な配慮が必要であるため、適切に基準が設けられる必要があることから、参酌すべき基準を定めた上で条例に委任することとした。

三 都市下水路の構造の基準及び維持管理の基準について（法第28条並びに令第17条の9及び第18条関係）

（1）改正内容

都市下水路の維持管理の基準については、地方公共団体が定めることとするが、都市下水路は開渠であることが常態であるため、特に維持管理について十分な配慮が必要であり、維持管理の基準について、参酌すべき基準を定めた上で条例に委任することとした。

また、構造の基準についても、公共下水道及び流域下水道の構造の基準を一部条例に委任することに伴い、参酌すべき基準を定めた上で条例に委任することと

した。

四 経過措置について（第二次一括法附則第 52 条関係）

公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者である地方公共団体は、公共下水道又は流域下水道の構造の基準、終末処理場の維持管理に関する基準及び都市下水路の維持管理に関する基準に係る条例の制定施行が必要となるが、当該条例の制定施行には改正法の施行後一定の準備期間が必要となることが想定されることから、第二次一括法の施行の日（平成 24 年 4 月 1 日）から起算して 1 年を超えない期間内においては、当該条例が制定施行されていなくとも、参酌すべき基準が適用されることとなる。

五 その他

今般の改正によって条例に委任された基準に係る条例の制定にあたっては、下水道法その他関係法令を遵守し、公衆衛生の向上の確保及び公共用水域の水質の保全を担保するものとなるよう配慮されたい。

国水下企第109号
平成24年3月30日

各都道府県下水道担当部長
各指定都市下水道担当局長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課長

「民間事業者による下水放流水熱利用手続ガイドライン」
及び標準下水道条例の改正について

経済産業省調査において、未利用エネルギー活用の地域冷暖房は、通常の地域冷暖房に比べ約1割の省CO₂・省エネ効果を有するとされている中、下水は安定的かつ豊富に存在する点で、今後の低炭素まちづくりに向け、貢献ポテンシャルは大きいといわれている。

その一方で、下水熱利用手続については、現行下水道法等において明記されておらず、民間事業者等からは、利用に係る事前協議や手続に時間を要する等の指摘を受けており、平成23年4月には「下水熱を利用した熱供給を行う際に必要となる手続やルールを明確化・簡素化する」との方針が閣議決定され、その後、平成23年8月の経済産業省の「まちづくりと一体となった熱エネルギーの有効利用に関する研究会」において、

- ・下水道施設への接続要件、配管の材質等の技術的な運用ルールの明確化
- ・利用前後の温度差・流量基準、下水熱利用に係る使用料金の考え方の明確化

等の指摘を受けたところである。

今回策定する標記ガイドライン・標準下水道条例においては、これらの指摘等を踏まえ、

- ・下水熱利用設備の下水道施設への接続に係る許可手続、許可申請に至る事前手続の明確化、競合した場合における調整方法の提示
- ・利用可能流量、利用可能温度差、将来的な下水道整備計画等民間事業者が事業計画策定に当たり必要な情報の提供又は調査協力、対応窓口の設置
- ・下水熱利用設備の位置・構造、工事の実施方法等に係る技術的要件、許容温度変化値設定の基本的考え方の明示

等の措置を講じたところであるので、執務の参考とされたい。

なお、都道府県におかれては、貴管内の市町村（指定都市を除く。）に対しても、この旨の周知についてよろしく願います。

(別紙)

民間事業者による下水放流水熱利用手続ガイドライン

<今回のガイドラインの策定主旨>

経済産業省調査により、未利用エネルギー活用の地域冷暖房は、通常の地域冷暖房に比べ約1割の省CO₂・省エネ効果を有するとされている中、下水は、都市内に安定的かつ豊富に存在する点で、今後の低炭素まちづくりに向け、貢献ポテンシャルは大きいといわれている。

その一方で、下水熱利用については、現行下水道法、標準下水道条例等において、許可手続、設備の技術的要件等についての規定が設けられておらず、民間事業者からは、利用に係る事前協議や手続に時間を要する懸念に加え、

- ・下水熱に係る投資判断に当たり必要な情報が事業構想等早期の段階で果たして得られるであろうか
- ・設備構造の技術的基準が示されておらず、下水道管理者の構造審査の段階で大幅な計画見直しが求められるのではないか
- ・許容温度変化値設定に当たり硬直的運用がなされ、熱需要を賄うことができなくなるのではないか

等の懸念が指摘されてきたところであり、民間事業者の事業見通しの向上に資する対応が求められてきたところである。

そういった中、平成23年4月には「下水熱を利用した熱供給を行う際に必要となる手続やルールを明確化・簡素化する」との方針が閣議決定され、平成23年8月の経済産業省の「まちづくりと一体となった熱エネルギーの有効利用に関する研究会」において、

- ・下水道施設への接続要件、配管の材質等の技術的な運用ルールの明確化
- ・利用前後の温度差・流量基準、下水熱利用に係る使用料金の考え方の明確化等の指摘を受けたところである。

上記の指摘等も踏まえ、国土交通省下水道部に設けられた「官民連携による下水道資源有効利用促進制度検討委員会」(有識者、自治体、民間事業者、関係省庁により構成)において、

- ・標準条例の策定による下水熱利用に係る申請手続等の明確化
- ・運用ガイドライン策定による、利用者選定等の基本的考え方の提示

等の方向性が示され、これらの具体的な内容は、8月25日にとりまとめられた、「運用ガイドラインによる下水処理水熱の利用手続明確化・簡素化」の提言に反映されたところである。

今回策定する標記ガイドライン・標準下水道条例は、これらの指摘等を踏まえ、

- ・下水熱利用設備の下水道施設への接続に係る許可手続、許可申請に至る事前手続の明確化、競合した場合における調整方法の提示
- ・利用可能流量、利用可能温度差、将来的な下水道整備計画等民間事業者が事業計画策定に当たり必要な情報の提供又は調査協力、対応窓口の設置

(別紙)

- ・ 下水熱利用設備の位置・構造、工事の実施方法等に係る技術的要件、許容温度変化値設定の基本的考え方の明示

等の措置を講じたところである。今後、これらの趣旨が自治体、民間事業者に十分に浸透し、下水熱利用に係る自治体、民間事業者との調整事務の円滑化、自治体が推進する低炭素まちづくり等への下水熱利用の貢献機会の拡大に資することが期待されるところである。

なお、本ガイドラインは、各自治体が、閣議決定の主旨の実現と整合的な形で下水熱利用手続・ルールを策定するに当たっての参考であり、各自治体が、これまでの下水熱利用の取組状況、民間事業者のニーズ等を踏まえ、独自の対応をすることを妨げるものでないことに留意されたい。また、今回の標記ガイドラインは、下水熱利用関係の民間事業者団体、下水熱利用に取り組む政令指定都市、関係省等への意見照会等の手続を経て策定したものである。

※今回は、下水放流水熱の利用手続について定めたものがあるが、未処理下水熱については、熱利用の規制緩和措置が講じられた「都市の低炭素化の促進に関する法律案」(平成24年2月28日閣議決定)の施行と併せて、策定する方針である。

なお、本ガイドラインで使用する用語は、以下に示すように標準下水道条例において規定する用語の例によることとする。

(用語の定義)

第二条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～十一 (略)

十二 放流水熱 放流水を熱源とする熱をいう。

十三 放流水熱利用 公共下水道の終末処理場の放流管渠に接続設備を設け、当該接続設備により当該放流管渠から放流水を取水し、当該放流水を熱源とする熱を利用し、及び当該放流管渠に当該放流水を流入させることをいう。

十四 放流水熱利用事業者 放流水熱利用を行おうとする者をいう。

十五 放流水熱利用設備 放流水熱を利用するための設備をいう。

十六 接続設備 公共下水道の終末処理場の放流管渠と放流水熱利用設備とを接続する設備をいう。

(別紙)

1. 放流水熱利用申請（許可申請事前手続）について

【解説】

民間事業者による放流水熱利用については、

- ・熱利用のための接続設備の下水道施設への設置については、自治体の許可対象であること
- ・また、下水道管理者と民間事業者との間で熱源供給に係る契約を締結することが想定されるが、この場合、下水道管理者は、許可を受けた事業者が放流水を熱源として利用できるよう、必要流量を当該事業者に供給することになること

に留意する必要がある。

その際、下水熱は、限られた公的資源であることにかんがみ、利用者選定に当たっては、自治体の低炭素まちづくりへの有効活用、手続の公平性・透明性の確保等の観点に留意する必要があることから、例えば、以下のとおり、許可手続・熱源供給契約手続の事前手続を設ける等の対応が望ましい。

(下水道管理者による情報提供・調査協力)

放流水熱の利用を希望する民間事業者は、下水道管理者に対し、許可手続に先立ち、熱利用事業計画の添付等の上、利用申請を行うこととする。その際、下水道管理者は、当該申請手続が円滑に行われるよう、熱利用手続に係る窓口・連絡先等を、あらかじめ、ホームページ等により、公表することが望ましい。利用申請の際、民間事業者から放流水熱利用の判断に資する以下に掲げる情報等について照会があったときは、下水道管理者は、施設管理上支障のない範囲において、情報提供すること、又は情報提供が困難な場合は、民間事業者が下水道管理者の協力のもと、主体的に調査を行えるようにすることが望ましい。

○流量関係

- ・利用可能流量（月別の1日当たり、1時間当たりの平均値・最低値・最高値。また、利用できない時間帯。）

○温度関係

- ・利用可能温度差
- ・放流水温度（月別の平均値・最低値・最高値（晴天時・雨天時別。また、その割合）、夏季及び冬季の時間別平均値）
- ・河川等への放流温度の限界値

○水質関係

- ・放流水の水質

○構造関係

- ・接続設備設置付近の埋設物情報及び土質条件
- ・接続設備を設置する箇所の管渠の構造（ヒューム管、鉄管、カルバート等）及び材質（耐圧）、流下方式（圧送又は自然流下）

○その他

- ・終末処理場の放流管渠の設置時期、補修状況、将来的な整備計画

(別紙)

・官民の境界条件（施設・維持管理の境界）

(利用申請の公表、複数の利用申請者の調整方法)

さらに、上記の手續に加え、複数の利用申請者の調整方法として、例えば、以下の手續が考えられる。

- ① 民間事業者から利用申請があった場合、下水道管理者は、その旨を公表し、原則として、一定の期間中（〇週間等）における他の民間事業者の参入の機会を確保する。
- ② その際、民間事業者から、同一の処理場の放流管渠で複数の事業計画が申請され、利用申請熱量が供給可能熱量を超える場合等、両立が困難な場合が想定される。この場合、下水道管理者は、事業者間で事業計画の見直し等による両立の可能性について協議するよう要請する。
- ③ 下水道管理者は、事業者による協議が調わなかった旨の報告を受けた場合においては、例えば、都市再生緊急整備地域内において行われる地域冷暖房事業、熱供給事業法に基づく事業、都市計画事業等低炭素まちづくりへの貢献等の公益性の高さ、省エネルギー・温室効果ガス削減効果等を総合的に勘案した、手續の公平性・透明性の確保に資する選定方式により事業者を選定する。また、競合した場合における調整ルール等を策定した場合には、事前に公表する。

2. 許可手續について

(1) 許可申請内容について

(放流水熱利用に係る接続設備設置の許可申請)

第二十一条の九 公共下水道の終末処理場の放流管渠に接続設備を設け、継続して放流水熱利用をしようとする放流水熱利用事業者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して市（町村）長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更（第二十一条の十一で定める軽微な変更を除く。）しようとするときも、同様とする。

- 一 放流水熱利用の事業概要
- 二 放流水熱利用の接続設備の設置期間
- 三 接続設備の設置場所及び設置箇所
- 四 放流水熱利用設備及び接続設備の構造
- 五 工事实施の方法
- 六 工事の期間
- 七 公共下水道の復旧の方法

【解説】

民間事業者の放流水熱利用のための接続設備の設置許可については、今回、標準下水道条例を改正し、許可手續に係る規定を設けたので、以下、該当条文の趣

(別紙)

旨等を中心に記載する。なお、標準下水道条例は、公共下水道を対象としたものであるが、以下の趣旨は、流域下水道にも適用可能である。

放流水熱利用のための接続設備設置の許可について、下水道管理者は、放流水熱利用事業者から各号列記事項を記載した申請書を受けて、許可の判断をすることになる。これは、第二十一条の十一に定める軽微な変更を除いて、当該事項を変更しようとする場合も同様である。なお、当該申請に係る手続の詳細や申請書の様式については、各市(町村)長が定める規則に委任することとしているが、参考までに当該申請書の様式案を次に示す。

(申請書の記載事項の審査における留意点)

申請書記載事項のうち、事業概要には、

- ・放流水熱利用に供する放流水の1日当たりの最大量
- ・取水する放流水の温度とこれを熱利用した後の温度との差(冷房時・暖房時)
- ・放流水熱利用に供する放流水の使用量の時間変動 等

を記述すること等が望ましい。

「放流水熱利用に供する放流水の一日当たりの最大量」については、放流水温の変化等による必要水量の変化を考慮した最大量が記載されていることが望ましい。

「取水する放流水の温度とこれを熱利用した後の温度との差」については、下水道管理者は、まずは、条例等における放流水の温度基準との整合性の確保の観点等から、熱利用により、河川等への放流地点における処理水の温度がどのように変化するか等について十分な審査を行うことが必要である。その上で、温度変化値の設定について、河川等への放流地点までの距離、季節区分等も踏まえ、民間事業者と柔軟に調整することが望ましい。また、その際、担当部局との連絡・調整を通じた手続の円滑化・簡素化による民間事業者の負担軽減にも配慮することが望ましい。

「接続設備の設置場所及び設置箇所、放流水熱利用設備及び接続設備の構造並びに工事実施の方法」については、許可基準に適合するかを判断できる程度に具体的に記載されることが望ましく、工事の期間については、放流水の放流に支障が生じない期間であることが望ましい。また、下水道の復旧の方法について、あらかじめ下水道管理者と放流水熱利用事業者との間で協議されることが望ましい。

(別紙)

放流水熱利用に係る接続設備設置許可申請書

新規 (番号)

更新 年 月 日

変更

平成 年 月 日

〇市(町村)長 殿

〒

住所

氏名

印

担当者

電話番号

下水道条例第二十一条の九の規定により許可を申請します。

放流水熱利用の事業概要	使用放流水の最大量 (日量)	熱利用前後の放流水 の予定温度変化値	その他
接続設備の設置期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで 間		
接続設備の設置場所及び 設置箇所	終末処理場の名称	場所	
放流水熱利用設備及び接 続設備の構造	設置箇所		
工事実施の方法			
工事の期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで 間		
復旧の方法		添付書類	
備考			

記載要領

- 1 新規、更新、変更については、該当するものを○で囲み、更新、変更の場合には、従前の許可書の番号及び年月日を記載すること。
- 2 申請者が法人である場合には、「住所」の欄に主たる事務所の所在地、「氏名」の欄に名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属、氏名を記載すること。
- 3 「場所」の欄には、地番まで記載すること。接続設備が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
- 4 「設置箇所」の欄には、終末処理場の放流管渠の設置箇所を記載すること。
- 5 「放流水熱利用設備及び接続設備の構造」の欄には、当該設備の形状、材質、寸法等の構造について記載すること。
- 6 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを()書きすること。
- 7 「添付書類」の欄には、接続設備の設置場所及び設置箇所、放流水熱利用設備及び接続設備の構造及び予定占用面積等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合にその書類名を記載すること。

(別紙)

(2) 許可基準について

(放流水熱利用に係る接続設備の設置許可の基準)

第二十一条の十 市(町村)長は、前条に規定する申請(以下「申請」という。)があった場合において、当該申請が次に掲げる基準のすべてに適合するときは、許可をすることができる。

一 申請に係る事項が以下の技術的基準に適合すること。

イ 接続設備の位置は、次に掲げるところによること。

(1) 公共下水道の終末処理場の放流管渠から放流水を取水するために設ける接続設備は、当該終末処理場の放流水の放流に著しい支障を及ぼすおそれが少ない箇所に設けること。

(2) 公共下水道の終末処理場の放流管渠に放流水を流入させるために設ける接続設備は、当該設備を流入する放流水の水勢により終末処理場の放流管渠を損傷するおそれが少ない箇所に設けること。

ロ 放流水熱利用設備及び接続設備の構造は、次に掲げるところによること。

(1) 堅固で耐久力を有するとともに、公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造に支障を及ぼさないものであること。

(2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。

(3) 屋外にあるもの(管渠を除く。)にあっては、人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。

(4) 放流水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

(5) 地震によって公共下水道の終末処理場による放流水の放流に支障が生じないように可撓継手の設置その他の措置が講ぜられていること。

(6) 管渠の清掃上必要な箇所にあっては、ます又はマンホールを設けること。

(7) ます又はマンホールには、蓋を設けること。

(8) 公共下水道の終末処理場の放流管渠から取水する放流水の量及び当該終末処理場の放流管渠に流入させる放流水の量を調節するための設備を設けること。

ハ 工事の実施方法は、次に掲げるところによること。

(1) 公共下水道の終末処理場の放流管渠に接続設備を設置するときは、放流水が外にあふれ出るおそれがない時期及び方法を選ぶこと。

(2) 公共下水道の終末処理場の放流管渠に放流水を流入させるために設ける接続設備は、放流管渠に突出させないで設けるとともに、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。

(別紙)

- (3) その他公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造又は機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ニ 公共下水道の終末処理場の放流管渠から取水する放流水の量は、当該終末処理場の放流水の放流に著しい支障を及ぼさないものであること。
- ホ その他公共下水道の管理上支障とならないものであること。
- 二 前号ハに規定するもののほか、申請をする者（以下「申請者」という。）による放流水熱利用設備及び接続設備に係る工事又は維持管理の方法が、市（町村）長が示す工事又は維持管理の方法に係る条件及び留意事項に適合していること。
- 三 申請に係る放流水熱利用設備又は接続設備の設置が道路法その他の公物管理に関する法令の規定の適用を受けるものにあつては、道路占用許可その他の公物の占用の許可等（変更の許可等も含む。）の取得が可能であると見込まれること。
- 2 市（町村）長は、申請者による申請があつた日から〇月以内に放流水熱利用に係る接続設備の設置の可否についての決定をするものとする。
- 3 市（町村）長は、前項に規定する期間内に放流水熱利用に係る接続設備の設置の可否についての決定ができない場合においては、その理由を付した書面をもって、申請者にその旨を通知するものとする。
- 4 市（町村）長は、第一項の許可をしない場合においては、その理由を付した書面をもって、申請者にその旨を通知するものとする。
- 5 市（町村）長は、第一項の許可を受けた者から、公共下水道の終末処理場の放流管渠の使用に係る使用料（以下「終末処理場使用料」という。）を徴収する。

【解説】

(一項関係)

下水道管理者は、各号列記の基準のすべてに適合するときに限って、放流水熱利用に係る接続設備の設置許可をすることができる。なお、接続設備の工事又は維持管理の方法については、下水道管理者と許可事業者との間において、事前に十分に協議を行うことが望ましい。

(一号関係)

放流水熱利用の接続設備の設置許可申請に係る事項が満たすべき技術的基準を規定している。

(イ関係)

接続設備の位置は次のとおりとする。

((1) 関係)

下水道の終末処理場の放流管渠から放流水を取水するために設ける接続設備は、当該終末処理場の放流水の放流に著しい支障を及ぼすおそれが少ない箇所に設けられていなければならない。具体的には、接続設備を放流管渠の中心など放流水の放流を妨げる箇所に設けないようにする等が考え

(別紙)

られる。

((2) 関係)

下水道の終末処理場の放流管渠に放流水を流入させるために設ける接続設備は、流入する放流水の水勢により当該終末処理場の放流管渠や設備等を損傷するおそれが少ない箇所に設けられていなければならない。

(口関係)

放流水熱利用設備及び接続設備に係る当該基準は、許可の申請の時点で満たすことはもちろん、放流水熱利用事業を開始した後も継続的に満たす必要がある。なお、放流水熱利用設備又は接続設備が当該基準を満たさなくなった場合、下水道管理者は、第二十一条の十四第一号の規定により、当該許可を取り消すことができることに留意されたい。

((1) 関係)

放流水熱利用設備及び接続設備は、堅固で耐久力を有するとともに、下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造に支障を及ぼさないものでなければならない。具体的には、放流水熱利用設備及び接続設備にモルタル等による防護を行うこと等が考えられる。

((2) 関係)

放流水熱利用設備及び接続設備は、コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていなければならない。具体的には、放流水熱利用設備及び接続設備に防水モルタルや樹脂等による防護を行うこと等が考えられる。

((3) 関係)

屋外にある放流水熱利用設備及び接続設備であって管渠でないものは、事故防止の観点から、人の立入を制限する措置が講ぜられていなければならない。放流水熱利用設備及び接続設備に覆蓋や柵等の設置等を行うことが考えられる。

((4) 関係)

放流水には、冷却水(水道水等)に比べ塩素やアンモニウムイオンなどの腐食性物質が多く含まれているため、放流水熱利用設備及び接続設備のうち、放流水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていなければならない。具体的には、放流水熱利用設備及び接続設備の当該部分を耐腐食性の材料(材質)を用いることを考慮するとともに、当該部分に換気設備等の設置等を行うことが考えられる。

((5) 関係)

放流水熱利用設備及び接続設備は、地震によって下水道の終末処理場の放流水の放流に支障が生じないように可撓継手の設置その他の措置が講ぜられていなければならない。その他の措置としては、設備の耐震化等が考えられる。

((6) 関係)

(別紙)

放流水熱利用設備及び接続設備の管渠の清掃上必要な箇所にあつては、外部からの点検又は維持管理が容易となるようにます又はマンホールが設けられていなければならない。なお、ますの形状としては、どろためが備えられているます等とすることが考えられる。

((7) 関係)

放流水熱利用設備及び接続設備の管渠に設けたます又はマンホールには、事故防止の観点から蓋が設けられていなければならない。

((8) 関係)

放流水熱利用に供する放流水の量を調節するために、放流水熱利用設備及び接続設備には、下水道の終末処理場の放流管渠等から取水する放流水の量及び当該放流管渠等に流入させる放流水の量を調節するための設備が設けられていなければならない。

(ハ関係)

工事の実施方法は次に掲げるところによらなければならない。

((1) 関係)

下水道の終末処理場の管渠を一時的に閉じ塞ぐ必要があるときは、下水が外にあふれ出るおそれがない時期及び方法を選ぶこと。具体的には、当該終末処理場の放流管渠等に接続設備を設置する工事の施工の際に、あらかじめバイパス管等を設ける方法等が考えられる。

((2) 関係)

下水道の終末処理場の放流管渠に放流水を流入させるために設ける接続設備は、放流水の放流を妨げないよう、放流管渠に突出させないで設けるとともに、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。

((3) 関係)

その他下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造又は機能に支障を及ぼすおそれがないこと。なお、下水道管理者は、これを担保するために、工事施工中に適宜施工状況を確認することが望ましい。

(ニ関係)

取水する放流量が過大であれば、放流水の放流を妨げる恐れがあることから、放流に著しい支障を及ぼさないものであることとする。

(ホ関係)

上記イ～ニに掲げるもののほか、放流水熱利用設備及び接続設備は下水道の管理上支障とならないものでなければならない。

(二号関係)

接続設備及び放流水熱利用設備に係る工事又は維持管理の方法が、下水道管理者の示すこれらに係る条件及び留意事項に適合していなければならない。

(三号関係)

申請に係る放流水熱利用設備又は接続設備の設置によって、継続して道路を使用する場合には、申請者は、道路法（昭和二十七年法律第一百八号）第三十二条第二項に規定する申請書を道路管理者に提出し、道路管理者から同条第一

(別紙)

項に規定する許可を受けなければならないため、当該許可の見通しを判断する際には、適宜道路管理者と情報交換をする等の調整をされたい。

(二項関係)

行政運営における公正の確保と透明性の向上の観点から、下水道管理者は、申請者による申請があった日から〇月以内に放流水熱利用の接続設備の設置の可否についての決定をしなければならない。

(三項関係)

行政運営における公正の確保と透明性の向上の観点から、下水道管理者は、前項に規定する期間内に放流水熱利用の接続設備の設置についての決定ができない場合においては、その理由を付した書面をもって、申請者にその旨を通知しなければならない。

(四項関係)

行政運営における公正の確保と透明性の向上の観点から、下水道管理者は、第一項の許可をしない場合においては、その理由を付した書面をもって、申請者にその旨を通知しなければならない。

(五項関係)

下水道管理者は、第一項の許可を受けた者から、終末処理場の使用に係る使用料（以下「終末処理場使用料」という。）を徴収することができる。これは終末処理場の使用の対価として徴収することができるものである。

なお、放流水熱の接続設備の設置期間中に、許可事業者から終末処理場使用料の支払いがなかった場合、下水道管理者は、第二十一条の十四第二号の規定により、当該許可を取り消すことができる。

(3) 軽微な変更について

(軽微な変更)

第二十一条の十一 第二十一条の九第一項に規定する軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で、同項の許可を受けて設けた物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であって、同項の許可をうけた者が当該物件の設置の目的に付随して行うものとする。

【解説】

放流水熱利用の接続設備の設置許可申請に係る事項の変更のうち、新たに許可を取得する必要のないものは次の①から③を全て満たすものである。つまり、①下水道の施設の機能を妨げるおそれのない物件又は下水道の施設を損傷するおそれのない物件であること、②許可を受けた物件であって、地上に存するものに対する添加であること、及び③許可事業者が接続設備の設置の目的に付随して添加する場合、当該添加については変更に係る許可は必要ない。

これら①から③までの要件の趣旨は次のとおりである。まず、①については、

(別紙)

下水道の管理上問題のある物件の設置は認められないという観点から規定している。また、②については、地下における物件の添加は、地下という性質上、当該物件の管理が困難であり、下水道管理者が事前に把握する必要があるため、軽微な変更となる対象物件から除外して規定している。最後に、③については、新たな物件の添加が、下水道管理者が把握している許可事業者以外の者によって行われたり、放流水熱利用とは全く異なる観点に基づいて行われたりすることを防ぐという観点から規定している。

(4) 許可の条件について

(許可の条件)

第二十一条の十二 市(町村)長は、第二十一条の九第一項に規定する許可をするときは、次に掲げる事項について、許可する際の条件に定めるものとする。

- 一 許可事業者は、市(町村)長に対して自己の責に帰すべき事由により放流水熱利用の中止を求める場合には、当該許可事業者の負担により接続設備を撤去し、公共下水道を原状に回復しなければならないこと。
- 二 許可事業者は、接続設備の設置期間を満了した際に許可の更新の申請をしない場合には、当該許可事業者の負担により接続設備を撤去し、公共下水道を原状に回復しなければならないこと。
- 三 許可事業者は、第二十一条の九第一項に規定する許可が取り消された場合には、当該許可事業者の負担により接続設備を撤去し、公共下水道を原状に回復しなければならないこと。
- 四 許可事業者は、申請した量よりも放流水熱利用に供する放流水を増量若しくは減量し、又は放流水温度変化値を増加若しくは減少しようとする場合は、事前に市(町村)長と協議し、同意を得ること。
- 五 許可事業者は、接続設備により公共下水道の終末処理場の放流管渠から取水する放流水と同程度の水質(水温を除く。)及び水量の放流水を当該放流管渠に流入させること。
- 六 許可事業者は、毎日の取水量、当該量の時間最大値並びに取水した放流水及び流入させる放流水の温度を測定し、月ごとにその結果を取りまとめて、翌月の十日までにこれを公共下水道管理者に報告しなければならないこと。

【解説】

下水道管理者が許可をする際の条件として定めるべき事項を規定している。なお、許可事業者が当該条件に違反した場合、下水道管理者は、第二十一条の第十四第六号の規定により、当該許可を取り消すことができる。

(一号関係)

許可事業者の責めに帰すべき事由により放流水熱利用を中止する場合は、許

(別紙)

可事業者自らの負担により接続設備を下水道から撤去し、原状回復をしなければならないことを規定している。本号の具体例としては、許可事業者の経営判断によって、放流水熱利用事業から撤退する場合等が考えられる。

(二号関係)

許可事業者が接続設備の設置期間を終えた後、更新申請をしない場合には、許可事業者自らの負担により必要のなくなった既存の接続設備を撤去し、下水道の現状回復をしなければならないことを規定している。

(三号関係)

許可事業者が許可を取り消される場合には、許可事業者自らの負担により接続設備を撤去し、下水道を現状に回復しなければならないことを規定している。なお、許可の取消については、第二十一条の十四に規定しており、具体的には接続設備の設置期間中に許可事業者による放流水熱利用の実態がない場合等がある。

(四号関係)

許可事業者が申請した量よりも放流水熱利用に供する放流水を増量若しくは減量し、又は放流水の温度変化値を増加若しくは減少しようとする場合は、事前に下水道管理者と協議し、同意を得なければならないことを規定している。これは、無断で放流水熱利用に供する放流量や放流水の温度変化値を変更することを防止することで、適切な放流水の配分を担保するという目的がある。なお、当該申請があった場合には、下水道管理者は、その旨を公表し、一定期間の期間中における他の民間事業者の参入の機会を確保することが望ましい。

(五号関係)

放流水熱利用のために取水した放流水と、放流水熱利用後に放流管渠へ流入させる放流水の水質（水温を除く。）及び水量は同程度でなければならないことを規定している。なお、放流水熱利用に係る維持管理において必要な洗浄等による一時的な水質の変化については、下水道の管理上支障が生じないように、下水道管理者と許可事業者の間で事前に協議することが望ましい。

(六号関係)

許可申請に係る申請内容を満たしていることを確認するため、許可事業者は放流管渠から取水する放流水の量を計測する設備を設け、自ら、毎日その取水量及び取水量の時間最大値を測定するとともに、取水した放流水及び流入させる放流水の温度を測定し、それらの結果を報告する必要がある。なお、取水量の時間最大値を報告するに当たっては、当該量の最大値が生じた時間についても報告する。

(5) 放流水熱利用の接続設備の設置期間について

(放流水熱利用の接続設備の設置期間等)

第二十一条の十三 第二十一条の九第二号の規定による放流水熱利用の接続設備の設置期間は、〇年以内とする。

(別紙)

2 市(町村)長は、許可事業者が放流水熱利用の接続設備の設置期間を満了する前に、引き続き継続して放流水熱利用の接続設備の設置に係る申請をした場合において、当該申請が第二十一条の九第一項に規定する基準に適合するときは、当該更新の申請を許可するものとする。ただし、市(町村)長が当該更新の許可をしないことについて合理的な理由があると認めた場合は、この限りでない。

【解説】

(一項関係)

下水道管理者は、申請者に対して放流水熱利用の接続設備の設置を許可する際は、設置期間を定めて、これを許可する。具体的な年数は放流水熱利用に係る事業期間等を勘案して定めることが望ましい。

(二項関係)

放流水熱利用に係る予見可能性を担保するため、既存の許可事業者が接続設備の設置期間を満了する前に更新の申請をした場合、許可基準を定めた第二十一条の九第一項に当該申請が適合するときには、下水道管理者は、原則として当該更新の申請を許可するものとする。ただし、更新の許可をしないことについて、合理的な理由がある場合はこの限りではない。

(6) 許可の取消しについて

(許可の取消し)

第二十一条の十四 市(町村)長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可事業者の放流水熱利用の接続設備の設置許可を取り消すことができる。

- 一 許可事業者が公共下水道の終末処理場の放流管渠に設けた接続設備及び放流水熱利用設備が第二十一条の十第一項第一号口に規定する基準に該当しなくなった場合
- 二 許可事業者が終末処理場使用料を支払わなかった場合
- 三 接続設備の設置期間中に許可事業者による放流水熱利用の実態がない場合
- 四 許可事業者が放流水熱利用に係る虚偽の申請を行うことによって第二十一条の九第一項に規定する許可を受けた場合
- 五 放流水熱利用の申請内容と放流水熱利用の実態が過度に異なる場合
- 六 許可事業者が第二十一条の十二に定める許可の条件に違反した場合
- 七 前各号に掲げる場合のほか、市(町村)長が接続設備の設置期間中に公益上やむを得ない理由により接続設備について撤去の必要があると判断した場合

【解説】

次のいずれかに該当する場合、下水道管理者は、許可事業者の許可を取り消す

(別紙)

ことができる。

(一号関係)

第二十一条の十第一項第一号口に規定する許可の基準である接続設備及び放流水熱利用設備の構造の技術的基準を満たさなくなった場合、下水道管理者は、許可事業者の許可を取り消すことができる。なお、下水道管理者は、放流水熱利用事業開始後においても、接続設備及び放流水熱利用設備の構造について、適宜検査等をして、その技術的基準の適合性について確認することが望ましい。

(二号関係)

許可事業者が第二十一条の十第五項に規定する終末処理場使用料を支払わなかった場合、下水道管理者は、許可事業者の許可を取り消すことができる。

(三号関係)

放流水熱利用の接続設備の設置期間中に、放流水熱利用の実態がない場合、下水道管理者は、許可事業者の許可を取り消すことができる。

(四号関係)

許可事業者が放流水熱利用の接続設備の設置に係る虚偽の申請をし、これに基づいて下水道管理者が許可をしている場合、有効な許可の前提である正確な申請が為されていないこととなるため、下水道管理者は、許可事業者の許可を取り消すことができる。

(五号関係)

放流水熱利用事業の実態が許可を受けている申請内容と過度に異なる場合、有効な許可の前提である実態を反映した正確な申請が為されていないこととなるため、下水道管理者は、許可事業者の許可を取り消すことができる。

(六号関係)

許可事業者が第二十一条の十二に定める許可の条件に違反した場合、下水道管理者は、許可事業者の許可を取り消すことができる。本号は、許可後の放流水熱利用事業の適切性を担保するための規定として重要である。

(七号関係)

下水道管理者が公益上やむを得ない理由により、放流水熱利用の接続設備の設置期間中に当該設備を撤去する必要があると判断した場合、許可事業者の許可を取り消すことができる。具体的には、災害等により緊急に当該下水道を復旧する必要がある場合等が考えられる。

3. 熱源供給契約手続について

「1. 放流水熱利用申請（許可申請事前手続）について」で記載したとおり、下水道管理者は、許可事業者が放流水を熱源として利用できるよう、当該事業者と、熱源利用に必要な流量を供給する熱源供給契約を締結することができる。

この場合、熱源供給契約は、許可手続により決定された利用流量、温度、期間等に基づき、締結されることになる。

また、熱源供給契約に基づく放流水熱利用に係る料金については、下水道管理者が、許可事業者が得られた経済的価値、許可事業者による省エネルギー・温室

(別紙)

効果ガス削減効果・下水道施策の啓発効果等の公益性も踏まえた減額要因も加味した総合的経営判断のもと、当事者間の協議の上決定されることが望ましい。

なお、以下に下水道管理者と許可事業者間で締結する熱源供給契約の契約事項として、重要と考えられる契約内容例を記載する。

(参考) 重要と思慮される契約内容例

・ 熱利用施設の責任分界点	・ 供給期間、供給期間の継続
・ 処理水の供給内容	・ 実施協定等の締結
・ 処理水の供給不能時の取り決め	・ 不可抗力による終了
・ 利用料金	・ 疑義の解決
・ 損害賠償額の考え方	

(別紙)

標準下水道条例新旧対照表

○標準下水道条例(昭和三十四年厚生省衛発第千八百八号・建設省計発第四百四十一号)(抄)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(用語の定義)</p> <p>第二条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>十二 放流水熱 放流水を熱源とする熱をいう。</p> <p>十三 放流水熱利用 公共下水道の終末処理場の放流管渠に接続設備を設け、当該接続設備により当該放流管渠から放流水を取水し、当該放流水を熱源とする熱を利用し、及び当該放流管渠に当該放流水を流入させることをいう。</p> <p>十四 放流水熱利用事業者 放流水熱利用を行おうとする者をいう。</p> <p>十五 放流水熱利用設備 放流水熱を利用するための設備をいう。</p> <p>十六 接続設備 公共下水道の終末処理場の放流管渠と放流水熱利用設備とを接続する設備をいう。</p> <p>(占用)</p> <p>第二十一条 公共下水道の敷地、排水施設又は終末処理場(これを補完する施設を含む。以下この条において同じ。)の放流管渠に物件(次条に</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第二条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>(占用)</p> <p>第二十一条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(次条に規定する電線又は物件を除く。)以下「占用物件」という。)を設け、継続して公</p>

規定する電線又は物件、接続設備及び特定地域における未処理下水熱利用に関する条例案（仮称）第二条第七号に規定する接続設備を除く。）

（以下「占用物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地、排水施設又は終末処理場を占用しようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して市（町村）長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、占用物件の設置については法第二十四条第一項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

- 一 公共下水道の敷地、排水施設又は終末処理場の占用の目的
- 二 公共下水道の敷地、排水施設又は終末処理場の占用の期間
- 三 公共下水道の敷地、排水施設又は終末処理場の占用の場所
- 四〇七 （略）

2 （略）

（放流水熱利用に係る接続設備設置の許可申請）

第二十一条の九 公共下水道の終末処理場の放流管渠に接続設備を設け、継続して放流水熱利用をしようとする放流水熱利用事業者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して市（町村）長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更（第二十一条の十一で定める軽微な変更を除く。）しようとするときも、同様とする。

- 一 放流水熱利用の事業概要
- 二 放流水熱利用の接続設備の設置期間

公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して市（町村）長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、占用物件の設置については法第二十四条第一項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

- 一 公共下水道の敷地又は排水施設の占用の目的
- 二 公共下水道の敷地又は排水施設の占用の期間
- 三 公共下水道の敷地又は排水施設の占用の場所
- 四〇七 （略）

2 （略）

- 三 接続設備の設置場所及び設置箇所
- 四 放流水熱利用設備及び接続設備の構造
- 五 工事実施の方法
- 六 工事の期間
- 七 公共下水道の復旧の方法

(放流水熱利用に係る接続設備の設置許可の基準)

第二十一条の十 市(町村)長は、前条に規定する申請(以下「申請」という。)があつた場合において、当該申請が次に掲げる基準のすべてに適合するときは、許可をすることができる。

一 申請に係る事項が以下の技術的基準に適合すること。

イ 接続設備の位置は、次に掲げるところによること。

(1) 公共下水道の終末処理場の放流管渠から放流水を取水するために設ける接続設備は、当該終末処理場の放流水の放流に著しい支障を及ぼすおそれが少ない箇所に設けること。

(2) 公共下水道の終末処理場の放流管渠に放流水を流入させるために設ける接続設備は、当該設備を流入する放流水の水勢により終末処理場の放流管渠を損傷するおそれが少ない箇所に設けること。

ロ 放流水熱利用設備及び接続設備の構造は、次に掲げるところによること。

(1) 堅固で耐久力を有するとともに、公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造に支障を及ぼさないもので

あること。

(2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。

(3) 屋外にあるもの（管渠を除く。）にあつては、人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。

(4) 放流水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

(5) 地震によつて公共下水道の終末処理場による放流水の放流に支障が生じないよう可撓継手の設置その他の措置が講ぜられていること。

(6) 管渠の清掃上必要な箇所にあつては、ます又はマンホールを設けること。

(7) ます又はマンホールには、蓋を設けること。

(8) 公共下水道の終末処理場の放流管渠から取水する放流水の量及び当該終末処理場の放流管渠に流入させる放流水の量を調節するための設備を設けること。

ハ 工事の実施方法は、次に掲げるところによること。

(1) 公共下水道の終末処理場の放流管渠に接続設備を設置するときには、放流水が外にあふれ出るおそれがない時期及び方法を選ぶこと。

(2) 公共下水道の終末処理場の放流管渠に放流水を流入させるために設ける接続設備は、放流管渠に突出させないで設けるとともに

、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。

(3) その他公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造又は機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

二 公共下水道の終末処理場の放流管渠から取水する放流水の量は、当該終末処理場の放流水の放流に著しい支障を及ぼさないものであること。

ホ その他公共下水道の管理上支障とならないものであること。

二 前号ハに規定するもののほか、申請をする者（以下「申請者」という。）による放流水熱利用設備及び接続設備に係る工事又は維持管理の方法が、市（町村）長が示す工事又は維持管理の方法に係る条件及び留意事項に適合していること。

三 申請に係る放流水熱利用設備又は接続設備の設置が道路法その他の公物管理に関する法令の規定の適用を受けるものにあつては、道路占用許可その他の公物の占用の許可等（変更の許可等も含む。）の取得が可能であると見込まれること。

2 市（町村）長は、申請者による申請があつた日から〇月以内に放流水熱利用に係る接続設備の設置の可否についての決定をするものとする。

3 市（町村）長は、前項に規定する期間内に放流水熱利用に係る接続設備の設置の可否についての決定ができない場合においては、その理由を付した書面をもって、申請者にもその旨を通知するものとする。

4 市（町村）長は、第一項の許可をしない場合においては、その理由を付した書面をもって、申請者にもその旨を通知するものとする。

5 市（町村）長は、第一項の許可を受けた者から、公共下水道の終末処

理場の放流管渠の使用に係る使用料（以下「終末処理場使用料」という。）を徴収する。

（軽微な変更）

第二十一条の十一 第二十一条の九第一項に規定する軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で、同項の許可を受けて設けた物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であつて、同項の許可をうけた者が当該物件の設置の目的に付随して行うものとする。

（許可の条件）

第二十一条の十二 市（町村）長は、第二十一条の九第一項に規定する許可をするときは、次に掲げる事項について、許可する際の条件に定めるものとする。

一 許可事業者は、市（町村）長に対して自己の責に帰すべき事由により放流水熱利用の中止を求める場合には、当該許可事業者の負担により接続設備を撤去し、公共下水道を原状に回復しなければならないこと。

二 許可事業者は、接続設備の設置期間を満了した際に許可の更新の申請をしない場合には、当該許可事業者の負担により接続設備を撤去し、公共下水道を原状に回復しなければならないこと。

三 許可事業者は、第二十一条の九第一項に規定する許可が取り消された場合には、当該許可事業者の負担により接続設備を撤去し、公共下

水道を原状に回復しなければならないこと。

四 許可事業者は、申請した量よりも放流水熱利用に供する放流水を増量若しくは減量し、又は放流水温度変化値を増加若しくは減少しようとする場合は、事前に市（町村）長と協議し、同意を得ること。

五 許可事業者は、接続設備により公共下水道の終末処理場の放流管渠から取水する放流水と同程度の水質（水温を除く。）及び水量の放流水を当該放流管渠に流入させること。

六 許可事業者は、毎日の取水量、当該量の時間最大値並びに取水した放流水及び流入させる放流水の温度を測定し、月ごとにその結果を取りまとめて、翌月の十日までにこれを公共下水道管理者に報告しなければならないこと。

（放流水熱利用の接続設備の設置期間等）

第二十一条の十三 第二十一条の九第二号の規定による放流水熱利用の接続設備の設置期間は、〇年以内とする。

2 市（町村）長は、許可事業者が放流水熱利用の接続設備の設置期間を満了する前に、引き続き継続して放流水熱利用の接続設備の設置に係る申請をした場合において、当該申請が第二十一条の九第一項に規定する基準に適合するときは、当該更新の申請を許可するものとする。ただし、市（町村）長が当該更新の許可をしないことについて合理的な理由があると認められた場合は、この限りでない。

（許可の取消し）

第二十一条の十四 市（町村）長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可事業者の放流水熱利用の接続設備の設置許可を取り消すことができる。

一 許可事業者が公共下水道の終末処理場の放流管渠に設けた接続設備及び放流水熱利用設備が第二十一条の十第一項第一号口に規定する基準に該当しなくなった場合

二 許可事業者が終末処理場使用料を支払わなかった場合

三 接続設備の設置期間中に許可事業者による放流水熱利用の実態がない場合

四 許可事業者が放流水熱利用に係る虚偽の申請を行うことによつて第二十一条の九第一項に規定する許可を受けた場合

五 放流水熱利用の申請内容と放流水熱利用の実態が過度に異なる場合

六 許可事業者が第二十一条の十二に定める許可の条件に違反した場合

七 前各号に掲げる場合のほか、市（町村）長が接続設備の設置期間中に公益上やむを得ない理由により接続設備について撤去の必要があると判断した場合

